

公害弁連第41回総会議案書

2012. 3. 31 東京

全国公害弁護団連絡会議

事務局 東京都豊島区西池袋1-17-10
エキニア池袋 6階
城北法律事務所
TEL 03-3988-4866
FAX 03-3986-9018

〔総会スローガン〕

- 1 裁判闘争を一層強化してすべての公害裁判に勝利し、全面解決闘争を前進させよう。
- 2 官僚司法を打破し、国民のための司法の実現をめざして司法改革運動を進めよう。
- 3 「規制緩和」に反対し、公害・環境行政の後退や大規模公共事業による公害・環境破壊を断固阻止しよう。
- 4 公害被害者・障害者・薬害被害者・労働者・国民との連帯と専門家との連携を強め、公害根絶・環境保全・新たな被害者救済制度の確立・公害被害の完全救済・恒久対策の確立・公害地域の再生・薬害被害の救済と薬害の根絶のたたかいを前進させよう。
- 5 実効性ある情報公開制度を確立させ、戦略的環境アセスメント法を制定させて、公害・環境対策の前進を勝ち取ろう。
- 6 廃棄物の適正処理を推進し、廃棄物の処理に伴う環境汚染を防止するとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムの転換を勝ち取ろう。
- 7 史上最大の社会災害であるアスベスト問題の解決のために、国と大企業の責任を明確にして、アスベスト被害者の全面的な救済と抜本的な対策を勝ち取ろう。
- 8 原発事故の責任を明確にし、被害の完全救済、地域の再生・復興に公害のたたかいの教訓を生かして取り組もう。
- 9 真に地球環境保全に役立つ温暖化対策の確立を勝ち取ろう。
- 10 公害・環境問題における、アジア諸国をはじめとした国際的な交流・連帯を強めよう。
- 11 最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、米国と一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止しよう。

目 次

【一】基調報告

第一 公害・環境をとりまく情勢	1
第二 公害裁判の前進と課題	
一 原発問題への取り組みと課題	3
二 大気汚染公害裁判の前進と課題	4
三 道路公害裁判の前進と課題	6
四 基地騒音裁判の前進と課題	8
五 廃棄物問題の闘いの前進と課題	10
六 水俣病のたたかひの前進と課題	11
七 COP17 の結果と今後の課題	19
第三 公害弁連の今後の方向と発展について	21

【二】各地裁判のたたかひの報告

(大気汚染)

〔1〕川崎公害裁判の取り組み	川崎公害裁判弁護団 事務局長 弁護士 篠原 義仁	24
〔2〕西淀川公害訴訟の報告	西淀川公害訴訟弁護団 弁護士 村松 昭夫	26
〔3〕名古屋南部おおぞら裁判・道路連絡会の報告	弁護士 松本 篤周	28
〔4〕東京大気、和解から5年目・広がるたたかひ	東京大気汚染公害裁判弁護団 弁護士 原 希世巳	30

(基地騒音)

〔1〕第3次嘉手納基地騒音差止請求訴訟 報告	弁護士 城間 博	34
〔2〕第二次普天間基地爆音訴訟提訴にむけて	弁護士 齋藤 祐介	36
〔3〕小松基地	小松基地騒音訴訟弁護団 事務局 弁護士 川本 藏石	38

(イタイイタイ病)

イタイイタイ病訴訟～カドミウム被害根絶の運動		
イタイイタイ病弁護団 事務局長 弁護士 水谷 敏彦		39

(水俣病)

〔1〕ノーモア・ミナマタ訴訟	ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟弁護団 弁護士 板井 俊介	43
〔2〕全ての水俣病患者の救済に向けて、「ノーモア・ミナマタ近畿訴訟」		
ノーモア・ミナマタ近畿訴訟弁護団 事務局長 弁護士 井奥 圭介		44
〔3〕環境省是水俣病特別措置法の本年7月締切りを撤回せよ～ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済の闘いの報告		
新潟水俣病弁護団 事務局長 弁護士 味岡 申宰		45
〔4〕ノーモア・ミナマタ東京訴訟	ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟弁護団 団長 弁護士 尾崎 俊之	49

(新幹線公害)

名古屋新幹線公害訴訟（和解後）の報告	名古屋新幹線公害訴訟弁護団 弁護士 高木 輝雄	51
--------------------------	-------------------------	----

(道路建設差止)

〔1〕圏央道高尾山裁判の現状と今後の展望について		
高尾山天狗裁判弁護団 事務局長 弁護士 関島 保雄		53
〔2〕国分寺都市計画道路3・2・8号線訴訟～不当判決の見直しを求める高裁での取り組み		
弁護士 吉田 健一		55

(カネミ油症)

カネミ油症事件報告	カネミ油症事件弁護団 弁護士 高木 健康	57
-----------------	----------------------	----

(薬害裁判)

〔1〕薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟 報告	薬害ヤコブ病訴訟（大津訴訟）弁護団 弁護士 中島 晃	58
〔2〕薬害ヤコブ病東京訴訟	薬害ヤコブ病東京弁護団 事務局長 弁護士 阿部 哲二	59
〔3〕薬害イレッサ訴訟	薬害イレッサ西日本訴訟弁護団 事務局長 弁護士 永井 弘二	60
〔4〕薬害イレッサ訴訟～激動の2011年、たたかひは最高裁へ		
薬害イレッサ弁護団 弁護士 津田 二郎		62

(産業廃棄物問題)				
九州廃棄物問題研究会報告	弁護士	高橋 謙一	65	
(海・川問題)				
〔1〕川辺川ダム建設中止表明とその後の動向	川辺川利水訴訟弁護団 事務局長	弁護士 森 徳和	66	
〔2〕黒部川出し平ダム排砂被害訴訟 報告	黒部川排砂被害訴訟弁護団	弁護士 青島 明生	67	
〔3〕よみがえれ！有明訴訟	よみがえれ！有明訴訟弁護団	弁護士 後藤 富和	69	
(アスベスト)				
〔1〕大阪及び全国的なアスベスト被害者救済の取り組み	大阪じん肺アスベスト弁護団	弁護士 伊藤 明子	72	
〔2〕尼崎アスベスト訴訟報告	兵庫尼崎アスベスト訴訟弁護団 事務局長	弁護士 八木 和也	74	
(原発)				
〔1〕福島原発被害弁護団の活動と今後の課題	弁護士	中川 素充	77	
〔2〕「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団の取り組み	「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団	弁護士 馬奈木巖太郎	78	
【三】 特別報告				
全国公害被害者総行動実行委員会の報告	全国公害被害者総行動実行委員会 事務局長	中山 裕二	80	
日本環境会議 (JEC) の報告	JEC 事務局長 一橋大学教授	寺西 俊一	83	
みずしま財団の報告～公益財団法人として、新たな出発	公益財団法人 水島地域環境再生財団	研究員 白神加奈子	85	
あおぞら財団 報告	公益財団法人 公害地域再生センター (あおぞら財団)	研究員 相澤 翔平	87	
道路住民運動全国連絡会報告	道路全国連 (道路住民運動全国連絡会) 事務局長	橋本 良仁	89	
八ッ場ダム訴訟報告	八ッ場ダム訴訟弁護団	弁護士 西島 和	91	
「いまこそ原発依存から自然エネルギーへの転換」をめざして	公害・地球環境問題懇談会 事務局長	清水 滯	93	
首都圏建設アスベスト訴訟の報告	首都圏建設アスベスト訴訟弁護団	弁護士 佃 俊彦	97	
景観と住環境を考える全国ネットワークの活動	代表	弁護士 日置 雅晴	101	
2011 年改正・環境影響評価法と課題		弁護士 藤原 猛爾	103	
第二次泡瀬干潟自然の権利訴訟 報告		弁護士 堀 雅博	106	
「原発なくそう！九州玄海訴訟」提訴報告～「1 万人原告」を目指し、1704 名で第 1 次提訴へ	弁護士 東島 浩幸	107		
泊原発廃炉訴訟報告	弁護士 市川 守弘	109		
浜岡原発訴訟報告	浜岡原発永久停止駿遠弁護団	弁護士 大橋 昭夫	111	
【四】 2011 年度 組織活動			113	
【五】 2012 年度 活動方針			115	
【六】 公害関係資料				
〔アスベスト関係〕			119	
〔諫早湾関係〕			120	
〔薬害関係〕			123	
〔判例タイムズ関係〕			124	
【七】 2011 年度 活動日誌			128	
【八】 公害弁連歴代人事一覧			129	
【九】 公害弁連規約			133	

【一】基 調 報 告

第一 公害・環境をとりまく情勢

1 原発被害

2011年3月11日に発生した東日本大震災と津波は、福島原子力発電所に全電源喪失という事態をもたらし、原子炉の冷却ができなくなり、炉心溶融（メルトダウン）を引き起こした。溶けた燃料は原子炉压力容器を貫通して格納容器まで達し、1、3、4号の建屋は水素爆発で損壊、大量の放射性物質を環境に放出した。事故はチェルノブイリ原発事故と同じレベル7に達するものとなった。

この福島原発事故は、事故前の安全対策、事故時の緊急対応、事故後の被害拡大防止対策において、最悪の事態を想定して予防する原則にたたず、技術への過信と慢心がもたらしたもので、東京電力と国に責任ある最大の公害事件となっている。

大量に放出された放射能物質により福島原発を中心とした避難区域等が設定されるなどして地域ごと生活の基盤が全てが奪われる状態が生じている。

放射能で汚染された地域の除染も容易に進まず、子供を中心に被爆による健康への短期、長期的な影響が懸念される。

3月11日の大震災は震災の直接的被害にとどまらず、原発事故による放射能汚染という事態を引き起こした。日本の環境・公害の歴史で最悪ともいってよいほどの被害の状況であり、その被害の広がりや深さは未だ十分に把握できておらず、その被害は今もまだ継続中である。

このような被害をもたらした原子力発電に対し、事故当時の菅政権は脱原発に向けて大きく踏み込むかのような姿勢を示したが、その後に登場した野田政権は明確な態度を示しているとはいえず、今春に日本の全原発が稼働停止状態となる中でいかに再稼働に向けてスタートをきろうかという姿勢になっている。

海外への原子力発電施設の輸出も止めようとしない。

福島原発事故についての事故原因の究明と責任追及が終わらない内の再稼働などあってはならないし、そ

もそも一旦事故が起きると制御不能となる原子力発電に依存した社会のあり方を根本から変えねばならない。

原発事故により避難を余儀なくされた被害者らに対しては、原子力損害賠償補償法に基づき東京電力が無過失責任を負い、原子力損害賠償紛争審査会が作成した中間指針に基づき紛争解決センター（ADR）が和解成立をめざす仕組みとなっている。しかし、申し立てはいまだ1000件の単位で、これまで解決した件数は10数件とのことである。

ADRによる早期解決により獲得すべきものと、さらに徹底した責任追及と全面賠償を求める動きが出てくる。

又、健康被害調査、損害賠償の救済補償制度の創設などの課題がある。

2 公害、環境をめぐるその他の動き

昨年3月11日の大震災後、よみがえれ有明訴訟は6月27日に長崎地方裁判所で判決の言い渡しを受けた。

判決内容は開門を不要とするもので、2010年の福岡高裁判決で国に開門が命じられ、上告断念で義務が確定しているのを全く無視するものとなった。

8月25日には大阪高裁の泉南アスベスト訴訟で一審判決が取り消され国の責任が否定された。産業の発展との相互調和のもとで生命・健康の多少の犠牲はやむを得ないともいう判決で、30年40年前に戻ったような判決となった。

さらに薬害イレッサ東日本訴訟では、昨年3月の企業と国の責任を認める東京地裁判決を全て取り消し、責任を全面否定する判決が、10月25日の結審からわずか20日後の11月15日東京高裁から言い渡された。疑わしい症例に対して対応しなくとも法的責任は発生しないというに等しい異常な判決となっている。

司法の判断が国の財政状況を圧迫しているという政府・官僚の情報操作の中で、原発事故による国の責任

が意識され、司法が消極的になるとともに、自己責任の強調による風潮が判決に影響するという稚拙な法律論が出てきているように思われる。

判例タイムズは、昨年末、今年と2度にわたり国を当事者とする訴訟という特集を組み、国側の訟務検事の論述をそのまま載せて泉南アスベスト、薬害イレッサ判決の分析をさせた。

これに対しては、じん肺弁連、薬弁連と共同して公害弁連は反論文の掲載を判例タイムズ社に申し入れたが、同社は出版の自由があること、一年分の掲載予定は決まっているなどとしてこの求めに応じない。引き続き反論文の掲載等を求めていく必要がある。

これまで原発訴訟で専門的、政策的として裁判所は正面から原発の是非の判断をさけてきた。九州では玄海原発の廃炉を求めて九州電力だけでなく国をも被告とする裁判が起こされた。

原発の被害に対する責任、原発そのものの是非が問われるときに、これまでの公害訴訟の教訓と成果が生かされなければならない。

第二 公害裁判の前進と課題

一 原発問題への取り組みと課題

1 公害としての福島原発事故

2011年3月11日に発生した東京電力福島原発事故は、「放射能公害」であり、重大な被害を広範囲に及ぼしつつある。

放射能の漏出は、広範な周辺地域に2つの影響を与える。一つは身体・生命への侵害であり、もう一つは、これを避けるために避難を余儀なくされることによる、社会生活上の甚大な被害である。

政府によって指定された避難区域からの避難者は、大なり小なりこの双方の被害を被っており、一部の地域では相当高い線量の被爆をさせられた上で避難を強いられた。

この未曾有の公害は、健康被害という典型的な公害の被害に加えて、「地域社会（コミュニティ）の破壊」という特徴を持つ。放射線量が下がらない限り、容易に帰還できない地域が広がり、それは「ふるさとの喪失」というべき事態をもたらしている。

なお、避難区域外であっても、年間20ミリシーベルトという高い線量を基準とした線引きにより、福島県中通りや浜通りの相当な地域で、相当な線量の被爆が続いている実情にあり、この被害にも適切な対応が必要である。

2 弁護団の基本方針

当弁護団は、2011年10月16日に発足した。いわき市と首都圏を中心に、約50名の弁護士が参加している。弁護団の基本的な活動方針は、以下のとおりである。

- ①上記の地域社会の破壊について、原状回復の施策を求めること。
- ②元の地域への帰還など、本来の原状回復が望めない場合は、原状回復に代わる十分な賠償がなされること。
- ③福島原発の廃炉など、今後の被害再発を根絶すること。

被害救済にあたっては、現実の被害状況を直視し、その実情を十分にくみ上げることから出発し、原状回復にふさわしい賠償（＝完全賠償）を求める。加害者である東電や国の主張する賠償基準や、形式的な線引きによる被害の切り捨て、被害者の分断を許さないことが必要である。

また、今後避難区域が解除された段階でも、戻るかどうかは被害者自身の自己決定が認められるべきである。身体・生命に関わる事柄であり、しかも低線量被爆の影響については科学的に十分解明されていない。このような状況の下では、避難の権利、戻らない自由が保障される必要があり、「帰還の強要」による被害弁償の縮小・切り捨てを許してはならない。

3 統一要求と損害論

これまでに、多くの聞き取り調査や法律相談を重ねる中で、被害の実情が明らかになり、その困難がますます鮮明になってきた。

先の展望が示されないまま、長期化する避難生活のストレスは極限に迫り、深刻な段階に至っている。他方で東電による被害弁償はきわめて限定的かつ不十分なため、被害者らはまことに苦しい状況に置かれている。こうした状況を憂慮する避難者の要求により、私たちは、東電及び国に対する請求内容の具体化と、その実現のための行動方針を確定することを迫られている。

そこで、損害論等の法的問題の検討会を重ねて、次のような損害賠償請求の枠組みを定立した。これを共通の基本要求として、累計的な増額事由を加味し、さらに個別的な事情がある被害については別途考慮する。

まず、避難区域からの避難者については、当面の避難生活中の過渡期の被害について、①避難費用・生活市増加分の実費（類型的処理を求める）、②休業損害・逸失利益の賠償に加えて、③慰謝料として一人月額50万円（基本額であり、個別事情による増額があり得る）

の支払いを求める。

次に、帰還が困難になった段階で、①財物的被害について、移転先における再取得価格（時価）の賠償、②減収分・逸失利益（廃業の場合を含む）、③慰謝料として1人2000万円を基本とする支払いを求める。慰謝料の金額については、さまざまな意見があるだろう。しかし、「ふるさとの喪失」というべき、積み重ねてきた人生と社会生活の破壊に対し、最低でもこの程度の賠償が必要であると考えます。

さらに、除染と期間の経過によって帰還が実現した場合においても、元どおりの地域社会の回復とはいえない状況にあり、放射線量も正常には戻っていないことが予想される。こうした状況においては、帰還不能の場合に準じた内容の賠償がなされる必要がある。

避難区域外の住民も、相当な放射線量の被曝に晒されている被害者である。従って被曝を避けるために避難した被害者には、上記の避難生活中の被害に対する

賠償に準じた賠償がなされるべきである。そして、避難せずに地域社会にとどまった住民についても、同様に、適切な賠償がなされるべきである。

4 今後の課題

これらの要求を実現するために、さらなる法的・理論的な研究を深めることが課題となる。研究者との連携を図りつつ、被害の実態を反映した要求を実現したい。

今後、東電に対して集团的自主交渉を申し入れ、交渉の経過をマスメディアにも公開しながら、責任ある対応を要求する方針である。東電の回答が不誠実なものに終われば、集团的な訴訟提起が必要になるだろう。長期化を避けて、十分な賠償を実現するためには、包括一律請求の方法を活用し、これに個別事情の立証を付加した適切な訴訟進行を追求する必要がある。

二 大気汚染公害裁判の前進と課題

1 道路公害対策を求めて

(1) ロードプライシング、車線削減

住民居住地域から湾岸部への大型車転換をはかる環境ロードプライシングが、尼崎では2010年3月1日からの実施を待ちどわしているが、これに続くべき、川崎、名古屋での取組みが難行している。

尼崎と同様、臨海部への大型車の誘導のため、ナンバープレート・走行車線規制とロードプライシングの実施を追求してきた川崎では、この2年間、交渉が停滞に停滞を重ねてきた。一方、国道23号線の車線削減による交通量低減が和解条項でうたわれている名古屋南部でも、これまた2010年度に入ってから取組みにブレーキをかける傾向が現れ、国交省は、車線削減によって周辺道路に渋滞が生じ、名古屋南部地域全体での大気汚染が悪化することなどを口実に車線削減を先延ばしにする挙に出てきた。

このため全国患者の会連合会として、2011年8月

から2012年1月の合計6回にわたって、国交省本省交渉に粘り強く取組んだ。

その結果、川崎については、2012年1月から実施の高速料金の改定による影響とは別に、本来的要求であるロードプライシングの課題を正面にすえて「道路連絡会」で協議することが確認され、名古屋南部でも、車線削減により周辺道路の渋滞がむしろ短くなることが明らかとなり、23号線のNO_x吸着装置取付工事に伴って一部車線削減を行う際、事実上の社会実験を行うことで検討がなされるなど、一定の前進が見られるところとなった。

(2) PM_{2.5} 測定

2009年9月に、PM_{2.5}環境基準の告示を待ちどわしていたが、その後、2011年4月以降、3ヵ年で全国の常時監視測定局（環境省・自治体）での測定体制が完備されることとなり、着々とその具体化がはかられている。

ところが一方で、各地裁判和解でかちとった国交省、ないし各高速道路会社が設置している測定局において、新たにPM2.5の測定を実施させる件について、国交省は、大阪西淀川の3ヶ所および川崎の1ヶ所で測定実施するのみで、和解条項の書きぶりが異なる東京はじめ、尼崎、名古屋については、全面拒否の構えをとり続けてきた。

そこで、この課題についても前項同様、国交省本省交渉の中で追及した結果、「関東地整（関東地方整備局）には和解条項の記載にこだわらずに協議するよう伝えるので、関東地整と協議してほしい」との回答を引出し、これをふまえた東京の道路連絡会で、関東地整からは「行政判断として常時観測局の設置について検討していく」との回答がなされ、測定に向けた展望をきり開くことができた。

(3) 各地の公害対策

川崎では、国際コンテナ戦略港湾政策事業と関連して、往復4車線、12時間交通量2万台のさつき橋・水江線の新たな道路計画の是非が焦点の一つとなっている。事業者側は2011年度詳細設計、アセス準備手続の構えで計画の強行をはかってきた。

これに対し、和解条項の内容ともなっている当該道路について、道路連絡会での協議もなしに強行するのは許されないとして、先の国交省本省交渉で追及した結果、道路連絡会の議題として、大気汚染軽減のための施策となるかどうかの検討、交渉を行うことを約束させるに至った。

一方、東京では、和解条項でかちとっていた土・日の深夜、早朝の大型車走行規制（現行）の拡大をめぐって、この間警視庁が、環七・環八通りの交通量調査を実施。規制により大型貨物車の交通量は1割程度の減少効果があったとしながら、「交通量と大気汚染の1時間ごとのデータの相関を検討した結果、相関は高くないため規制の拡大は実施しない」と拒否回答をなすに至った。

これに対し、原告側は、独自に環境総合研究所に解析を依頼して、規制による大型貨物車の減少割合に相応して、直近自排局で明確に大気汚染濃度（NO₂・SPM）が減少しており、1割内外の改善効果があることを明らかにして、東京の道路連絡会ではこれをふまえた交渉の末、「今回警視庁の調査結果では規制時間帯は大型貨物交通量は減少し、大気汚染も減少し

たことが示されたことを踏まえて、今後大型貨物規制を拡大できるのかどうかを検討していく」との答弁をかちとるまでになった。

2 新たな被害者救済制度を求めて

(1) 国レベルでの救済制度

昨年5月、環境省が実施した大規模疫学調査「そらプロジェクト」の結果が発表された。同調査は1988年の公健法指定地域解除の際の宿題として、自動車排ガスの健康影響を調べるために6年がかりで実施されたものだが、調査の中心をなす学童コホート調査（5年間の追跡調査）と非喫煙者を対象とする成人調査で自動車排ガスとぜん息の明確な関連が見出されるところとなった。

これまで各地大気裁判で5連敗を重ねる度に、環境省は、「救済制度については、そらプロジェクトの結果を踏まえて検討する」との回答に終始してきた。このため窮地に立たされた環境省は環境保健部長自ら、「救済制度問題については、6月以降検討していく」と答弁するに至ったものの、その直後、環境大臣が救済制度の導入困難との記者会見を行ない巻き返しをはかってきた。

その後、これに対する環境省抗議行動を展開する一方で関係正常化のための折衝を重ね、救済制度の実施については白紙を前提に少人数での勉強会を重ね、新たな方向性を模索する取組みがなされている。

その一方で、国会対策を重視し、昨年3月の東京都議会意見書も活用しながら国会各会派とのコンタクトを重ね、公明党とのヒアリングが実現したのをはじめ、取組みが進みつつある。

こうした中で併行して進めてきた、「救済制度を求める国会請願署名」は、全国で30万筆を超えるまでとなり、紹介議員も超党派で30名を数えるまでとなっている。

(2) 自治体レベルでの救済制度

この間、国での救済とあわせて、自治体レベルでの救済制度の創設、強化を求めるたたかいが大阪、川崎などで進められている。

一方、東京ではぜん息患者に対する医療費全額助成制度が実施されて4年目を迎え、認定患者数は66,000人を突破した（2012年1月末現在）。制度実施

により、従来の受診抑制が解消され、有効な治療を受けることにより、症状自体が改善傾向をたどっていることが実態調査の結果からも明らかになっており、東京保険医協会、東京民医連をはじめとする臨床現場からも本制度の効果を指摘する声が相ついでいる。

しかしこうした中で、2013年8月には、「5年後見直し」が実施されることとなっており、都は、2012年夏前後をめどに方向性を出さざるをえないとしている。そして、都以外の財源負担者である国、自動車メーカーなどの新たな負担が望めない以上、現行制度のままでの存続は困難との意向も示しており、事態は予断を許さない状況となっている。

これに対し、現在、条例患者へのアンケート、都知事への手紙、都交渉、都議会对策などが精力的に取り組まれている。

3 今後の課題

(1) 和解をふまえた道路公害対策をめぐるのは、こ

の間の国交省本省交渉で切り開いた①川崎でのロードプライシング、②名古屋南部での車線削減、③国交省等の測定局でのPM2.5測定の各課題について、各地連絡会でその具体化を求めて奮闘することが重要となっている。

あわせて、川崎での新設道路計画、東京での大型貨物走行規制をはじめとした課題についての取組みも重要である。

(2) 新たな救済制度を求めるたたかいでは、「そらプロジェクト」による有利な情勢を大いに生かし、国会対策も精力的に展開する中で、何としても早期に制度実現への展望を切り開くことが求められている。

そしてこれと併行して、何としても東京での現行救済制度の存続を勝ちとることが求められており、あわせて各地自治体レベルでの救済制度の充実、創設のための取組みも重要となっている。

三 道路公害裁判の前進と課題

1 道路公害裁判について

圏央道建設に伴うトンネル・ジャンクション・インターチェンジ工事から高尾山の貴重な自然と国史跡八王子城跡を守ることをめざす裁判が引き続き行われている。

民事差止訴訟は2007年6月15日の第1審（東京地方裁判所八王子支部（現立川支部））不当判決を受けて住民らが控訴した（東京高等裁判所第8民事部）。控訴の段階では八王子ジャンクションが完成していたことから、住民（控訴人＝一審原告）らは、景観破壊等を理由とした損害賠償（慰謝料）請求を追加した。また、さらに、住民らの所有地であるにも関わらず、国側が買収したと称して工事に利用している区域（八王子市高尾町2513番地）について、所有権に基づく妨害排除

請求としての工作物撤去等の請求を追加した。2010年11月12日に控訴審判決が言い渡された。判決は、被害については、その「可能性」を述べるのみで、「受忍限度」論などを持ち出して、一審原告らの差止請求を斥け、同様に、慰謝料請求についても、「受忍限度」論などにより排斥。妨害排除（予防）請求も認めなかった。住民らは、上告と上告受理申立をしたが、本年2月20日、いずれも棄却となった。

高尾山トンネル工事の事業認定・収用裁決取消訴訟（現在、東京地方裁判所民事第3部属）は2010年9月1日に判決が言い渡された。この訴訟では、訴訟進行中の2008年春のいわゆる「ガソリン国会」などで、公共事業とりわけ道路建設の事業認定の前提となる費用便益分析（BバイC）の合理性が大きな問題となり、その後、国土交通省自身が、費用便益分析の手法を定めた「費

用便益マニュアル」を改訂するなどの動きがあった。そこで、原告らは、2008年秋から、当該事業認定の前提となった費用便益分析に関するデータ（対象となった道路網、予測交通量など）の開示を求め求釈明を繰り返したが、被告国は一貫して不開示の姿勢を貫いた。このため、原告らは、国土交通省官僚の証人尋問を申請、2009年10月28日に、国土交通省関東地方整備局の官僚の証人尋問が実現した。この中では、費用便益分析は外部業者に丸投げ的に委託しており、業者から納品されるのは結果のみであり、その結果を国土交通省は検証しておらず、検証するのに必要なデータも取得していないという実態が明らかになった。土地収用は国民の財産権の侵害を例外的に認める場合であるから、土地収用につながる事業認定（とりわけ公益性判断）の前提となる費用便益分析の合理性については、例外を主張する国に説明責任と立証責任がある。にも関わらず、国が、そのためのデータを持っていないことが明らかになったことの意味は大きい。

しかし、判決は、事業認定にあたって費用便益分析がなされなければならないという法令上の根拠も、また、費用便益分析結果が一定の数値を下回れば土地収用法20条三号、四号（公益性・公共性）の要件を満たさないという法令上の根拠もないと判断した。また、国交省の費用便益分析はマニュアルに従って行われ適正なものだと、さしたる根拠も示さないままに判断した。住民らは直ちに控訴した。

控訴審では住民らは、費用便益分析の法令上の根拠及び国の費用便益分析手法が便益を過大に算出傾向があり、実際には1以下であることなどを主張・立証し、本年（2012年）3月1日結審予定となっている。

同じく東京では都市計画道路3・2・6号調布保谷線が240～270棟の建物と約800人を立ち退かせ、まちを分断・破壊し、大気汚染などをもたらす公害道路になる虞があるとして、西東京区間の建設工事差止民事訴訟が提訴（2004年10月。東京地方裁判所民事第13部）され、2009年2月結審、同年7月に差止請求棄却の不当判決がなされたため、住民は東京高裁に控訴した。

さらに、西東京3・2・6号線、下北沢補助54号線、国分寺3・2・8号線、二子玉川補助49号線、横浜環状道路南線（圏央道）、広島国道2号線などに関し、司法の場で争われている。

広島では、広島市内の中心を貫く国道2号線の沿道に居住・通勤する原告らが、国と広島市を被告として、

高架道路建設差止・道路公害の差止（供用制限）・生活妨害・健康被害に対する損害賠償を求めて提訴。広島地裁は2010年5月20日、沿道住民に対する計2160万円の支払いを命ずる一方で差し止め請求は棄却する判決を言い渡した。同年6月3日、原告と被告の双方が広島高裁に控訴した。

同じく、広島では、2009年10月1日、広島地裁が、鞆の浦埋立架橋計画の違法性を認める判決を言い渡した（被告広島県控訴）。同判決は、鞆の浦の景観の歴史的文化的価値を「国民の財産」であり、地域に住む人々の豊かな生活環境を構成していると認定するなどの画期的内容をもっており、国土交通大臣も、この判決を踏まえて、本件計画に対する認可は当面出さない旨、明言した。被告は控訴したが、一審原告らは、県の埋め立て申請取り下げを条件に、一審原告らが訴えを取り下げると提案、県知事は本年3月24日の進行協議までに何らかの態度表明する旨を明らかにしている。

大阪の第2京阪道路をめぐるのは、2003年と2004年に、門真市と寝屋川市の約6000名による大規模な公害調停が始まり、新たなアセスメントの再実施とそれに基づく公害対策を求めている。当初は、国土交通省（浪速国道事務所）と西日本高速道路株式会社、大阪府、門真市を相手方としたものだったが、大阪府と門真市は、住民の意向に沿って、それぞれ大気汚染調査と騒音現況調査を行うとの回答をしたことから、住民らは、これら2市に対する調停は2007年中に取り下げ、国土交通省と西日本高速道路株式会社を相手に取り組みをすすめている。

2 道路行政の転換を求める世論の合流を

民主党政権の登場は、各地の運動が作り上げてきた「無駄で有害な公共事業を見直す動き」の劇的な反映であった。しかし、その後の民主党政権は、マニフェストでは中止といていた八ツ場ダムの建設を再開、1メートル1億円といわれる外環道の建設を進めるなどかつての自民党政治への回帰の道を歩んでいる。

世論と運動の結集がいっそう重要になっている。

第1に、昨年3月に発生した東日本大震災と福島第一原発苛酷事故は、これまで無駄で有害な有害な公共事業の温床となってきた「行政裁量」論を見直す機会を与えている。いわゆる「安全神話」に拝跪して「行政裁量」の名の下に、原発差し止めなどの住民の声を

斥けてきた司法の責任が大きく問われている。「安全神話」は道路公害問題に引きつけられれば「公益性神話」であり、司法は、多くの無駄で有害な道路建設を野放しにしてきた。いまこそ、司法はその反省をすべきであり、そのためには、行政の活動をチェックするという三権分立の原点に立ち返ることが求められている。

第2に、このような立場に立てば、政治と社会が激動するこの時期は、日本の将来像とも結びつけて道路問題を検討する機会だということである。いわゆる「少子高齢化」は、道路問題に引きつけられれば、自動車保有台数の伸びが鈍化すると予想されるということであり、自動車偏重を前提にした道路行政・交通行政を見直す材料を提供している。

第3は、費用便益分析（BバイC）の活用である。無駄な道路建設は「公益性」の名によって正当化・合理化されてきた。BバイCが1以下の道路は建設しないというのは自公政権ですら公言してきたことである。この間、高尾山天狗裁判などで明らかになっているのは、費用便益分析の手法を定めたマニュアルの内容に問題があり、さらに、国の費用便益分析は、このマニュアルに沿ったとさえいえないものであり、住民らが専門機関に依頼した分析結果を基にすると1をはるかに下回るということであった。客観的な資料をもとに「公益性」論をうち破る上で、こうした費用便益分析の活用は重要な意味を持つ。

第4は、現在進められている各地の運動を一層広げ、これを中央での道路行政転換に結びつけていく連携を

発展させることである。各地で、それぞれの道路が無駄であり、実は住民利益にならないことを明らかにし、地方から世論を結集していくことが重要である。とくに、道路をはじめとした無駄で有害な公共事業をやめて震災・原発事故の救済・復興に回せという取り組みが重要である。また、これから新しく計画する道路は地方議会での都市計画決定が必要であり、また、高速道路などへのアクセス道路についても地方での予算措置が必要であることから、それぞれの地方議会への働きかけも重要になる。

国民不在の道路行政は、いま国民的批判にさらされている。これらの国民的世論と結びつくならば、道路行政の転換をもとめる取り組みをいっそう強化することができる。

さらに、世界的に見ても、20世紀が「開発の世紀」、「環境破壊の世紀」であったことに対する反省として、「21世紀は環境の世紀」といわれ、そのもとで、車依存社会からの転換がはかられている。

世界の環境問題の重要な注目点の一つである地球温暖化問題の解決にとっても、自動車による二酸化炭素排出を減らすことは喫緊の課題である。道路建設（整備）が道路交通量の増加を招くことは環境省も認めているところであり、この点からも、道路行政の転換が必要である。

まさに20世紀型の大型公共事業としての日本の道路行政について、世界の流れを見据えた抜本的転換が求められている。

四 基地騒音裁判の前進と課題

1 基地問題を取り巻く事情

昨年3月11日の東日本大震災は、在日米軍及び自衛隊のあり方にも大きな影響を及ぼした。米軍の「トモダチ作戦」や自衛隊による被災者の救出活動、被災地での復興支援活動など、その能力を生かした活動は、日本国憲法下における自衛隊や日米安全保障体制の問題など脇に押しやるほどの圧倒的な存在感を示した。

しかしその一方で、こうした震災における活動が、自衛隊・在日米軍基地の存在価値を積極的に認める世論を醸成させる効果をもたらし、基地の危険性や周辺住民が被る様々な被害などの軽視を招くおそれがあることも見逃しがたい。また、震災による救助活動等のために、自衛隊の歴史上初めてJTF（Joint Task Force 統合任務部隊）が編成されたことは、今次の震災対応としてその有効性は否定しがたいとしても、結果的に自

衛隊組織の強化、在日米軍との同盟関係強化の側面があることも認識しておく必要がある。

米軍再編の動きの中で、とりわけ沖縄の基地負担の軽減は重要な政治課題にはなっているものの、普天間基地返還・代替基地移設問題についても、地元の断固たる反対にも拘わらず名護市辺野古への移設を押し進めようとする日米両政府の態度は、基地負担のつけ回しにほかならず、基地の存在による危険・被害の除去を実現しようとするものではない。沖縄県内の海兵隊基地の存在意義として繰り返し言われていた「海兵隊の抑止力」は、鳩山元首相によれば県外移設断念の方便であったとのことであるが、現在も在沖海兵隊の移転先として、岩国基地、グアム、ハワイ、フィリピン、オーストラリアなどの名前が挙げられており、むしろアジア太平洋地域における海兵隊の機動的な活動を拡大する一環であって、代替基地問題の膠着を口実とした普天間基地の固定化さえ懸念されるところであり、厚木基地からの空母艦載機部隊移駐や普天間基地からの空中給油機の移駐などが日米合意事項とされている岩国基地の地元では、基地負担の軽減どころか、負担の集中を招きかねない情勢となっている。

2 基地騒音裁判の動き

東日本大震災の復興支援のために予定が1か月延期されたものの、昨年4月28日、第三次嘉手納基地爆音差止訴訟が那覇地裁沖縄支部に提訴された。原告数は2万2000人余りという、過去に例を見ないほどの超大規模訴訟となり、今日までにすでに2回の口頭弁論が行われている。嘉手納基地における深夜早朝の騒音被害は近年一層深刻なものとなっており、日中も、地元の学校で卒業式や入学式、試験の実施まで妨げられるほどの爆音が撒き散らされているのが現状である。これだけの原告数が結集したことは、これまでのように過去賠償のみによって基地被害が解決できるものではないことを、改めて示したとも言える。

普天間基地爆音訴訟では、昨年10月、最高裁判所で夜間早朝の騒音差止め等を求めた周辺住民の上告が棄却されたが、これに先立って、すでに新訴訟提起に向けて原告募集が行われており、今年度中の提訴に向けて着々と準備が進められている。本来、返還が合意されていた普天間基地において、今なお爆音被害が続く矛盾が問われることになる。

この他にも、岩国爆音訴訟では滑走路沖合移設による騒音軽減を主張する国側との争いが継続しており、小松基地爆音訴訟では新たに被害地域住民の健康影響調査が行われ、これを梃子に爆音差止めの実現を目指している。第四次厚木爆音訴訟は、提訴から4年余りとなり、専門家証人の尋問を経て終盤に差し掛かっている。横田基地周辺でも、在日米軍再編議論等に翻弄されていたものの、いよいよ新たな訴訟に向けての動きを見せている。

3 今後の展開

各地の基地騒音裁判が、2巡目、3巡目に進まざるを得ない現状となっていることは、騒音被害の継続を止めることができていないことを意味する。公害被害救済の目標は被害の根絶であり、騒音公害であっても異なるところはない。単なる感覚被害にとどまるものではなく、健康被害、これも聴力への影響だけでなく、心理的、生理的影響による健康被害を明らかにしていくことは、騒音差止めによる被害根絶を目指す上で極めて重要と思われる。

国際情勢、政治情勢など、基地問題をとりまく事情は決して見通しのよいものではないが、公害弁連としては、原点である被害の問題を見つめ直す必要があろう。

五 廃棄物問題の闘いの前進と課題

1 東日本大震災と原発事故

2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に死者 1 万 5800 人、行方不明者 3480 人に達する甚大な被害をもたらした。また、東京電力の福島第一原子力発電所では、津波による電源喪失の結果、チェルノブイリ原子力発電所を上回る炉心溶融事故が発生し、放射能汚染は東北地方に止まらず関東地方一円まで広がった。

そのため、福島第一原子力発電所から放出された放射性物質により高濃度に汚染された土壌やがれきなどの廃棄物の処理が緊急の課題となった。

政府は、2011（平成 23）年 11 月、放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本方針案を明らかにした。基本方針案には、放射性物質により高濃度に汚染された廃棄物は、原則として排出された都道府県で処理すること、汚染された廃棄物や土壌が相当量発生した都道府県については、中間貯蔵施設を確保すること、中間貯蔵後の扱いについては、今後の技術開発を踏まえて検討することなどが盛り込まれた。

環境省は、2011（平成 23）年 11 月から除染のモデル事業を実施し、2012（平成 24）年 1 月から本格的な除染作業に着手した。当面、市町村又は地域ごとに仮置き場を確保して 3 年程度廃棄物を保管し、その後中間処理施設については、警戒区域（原発から半径 20 km 以内）内の除染作業の結果、放射線量が低減しない場所を候補地とすることが明らかにされた。環境省は、廃棄物は貯蔵開始から 30 年以内に福島県外で最終処分する工程表を示し、中間処理施設の貯蔵期限を 30 年以内とした。中間処理施設に搬入される廃棄物の総量は、東京ドーム 12 ～ 25 杯分に相当する 1500 万～ 3100 立方メートルに及ぶ見込みで、敷地面積は全体で 3 ～ 5 平方キロ程度と想定されている。

しかし、最終処分場の候補地は決定しておらず、放射性物質により高濃度に汚染された廃棄物の処理方法も確立していないうえ、福島県外に廃棄物を搬出する法的根拠も明確になっていない。中間処理施設の貯蔵期限 30 年以内は根拠の乏しい苦し紛れの数字と言われ、急場しのぎの対応と批判されている。

他方、今回の震災被害により岩手県で 476 万トン、

宮城県で 1569 万トンのがれき処理が必要になっている。これは、岩手県で 11 年分、宮城県で 19 年分の廃棄物量に相当し、がれき処理問題が復興の足かせとなっている。

環境省は、全国の都道府県にがれきの受け入れを打診したが、放射性物質による汚染拡大を心配する住民の根強い反対を受け、東北地方や関東地方以外では大半の自治体が受け入れを実施していない。

がれき処理に当たっては、処理の過程で放射性物質を拡散させない方法を確立しなければならず、国や地方自治体が一体となって対策を講じたうえで、住民の理解を得るために徹底した情報公開と説明を重ねていかなければならない。

2 廃棄物処理法の不備

東日本大震災で倒壊したブロック塀を無許可で収集したとして、2011（平成 23）年 3 月、福島県郡山署に廃棄物処理法違反容疑で逮捕された被疑者が、処分保留のまま釈放されるという問題が起こった。

廃棄物処理法は、一般家庭から出る一般廃棄物の収集・運搬については、市町村長の許可を得ることを求めている。被疑者は、郡山市長から許可を得ずに一般家庭から震災で倒壊したブロック塀のコンクリート片などを有償で収集していたことから、郡山署は逮捕に踏み切った。

ところが、同法は、「放射性物質に汚染されたものを除く」との除外規定を設けており、被疑者が収集したコンクリート片が放射性物質に汚染されている可能性が否定出来ないことから、郡山署が地検と同法で立件出来るかどうか協議した結果、処分保留のまま釈放した。

廃棄物処理法は、原子力関連施設以外で放射性物質に汚染された廃棄物が排出されることを全く想定しておらず、法の不備が露呈した。捜査関係者は、暴力団関係者等が、無許可で放射性物質に汚染された廃棄物の収集・運搬を行ったり、不法投棄したりするケースが起きることを警戒している。

放射性物質に汚染された廃棄物（がれき等）の処理が問題となる中、廃棄物処理法の見直しが急務となっ

ている。

3 各地の闘いの成果と課題

福岡県飯塚市（旧筑穂町）の産業廃棄物処分場に違法に産業廃棄物が搬入された問題で、福岡高裁は、2011（平成 23）年 2 月、福岡県に廃棄物撤去を含む改善措置を業者に命じるよう求める判決を下し、同年 3 月、同県の上告受理申立ても却下した。その理由として、福岡高裁は、県民の代表である県議会が上告取下げを求める決議をしたことから地方自治法が求める訴えの提起等に必要な議会の議決を欠くことを挙げた。しかし、同県の許可抗告の申立てに対して、最高裁は、同年 7 月、地方自治法は、義務付け訴訟を除外しているので議会の議決は必要ないとして却下決定を破棄した。その結果、義務付けの適否については最高裁で判断されることになった。

香川県豊島の産業廃棄物処理事業にあたっている豊島廃棄物等管理委員会は、香川県の調査により処理を要する廃棄物量が 20 万トン以上増加したことに伴い計画期間を 3 年半延長して 2016（平成 28）年 9 月までとすることを決定した。計画期間が延長される結果、事業費も 137 億円増加する見込みである。事業費の増加に対応するためには、産廃特措法（平成 25 年 3 月末までの時限立法）の延長が必要とされるが、政府は、2012（平成 24）年 2 月、同法を 10 年間延長することを閣議

決定し、不法投棄された廃棄物の除去費用に対する支援を継続することを明らかにした。

群馬県前橋市に計画されていた産業廃棄物中間処理施設問題で、同市都市計画審議会は、2011（平成 23）年 11 月、地域に暮らしている人の理解が得られていないこと、環境被害についてもっと精査する必要があることを理由として、都市計画上支障があるとの答申を行った。今後同市は、審議会の結論を踏まえて計画を許可するか否か決定を下す予定である。

千葉県旭市（旧海上町）の産業廃棄物最終処分場について、住民が、千葉県を相手として設置許可取消しを求めている行政訴訟で、最高裁は、2010（平成 22）年 9 月、設置許可を取り消した東京高裁判決を支持し、エコテックの上告を退けた。千葉県は、2011（平成 23）年 12 月、エコテックに対し、再審査に向けて追加資料の提出を求めていることを明らかにした。エコテックは、2012（平成 24）年夏までに追加資料を提出する見込みであり、同市の産廃問題は振り出しに戻った。

廃棄物最終処分場及び焼却施設については、建設計画や建設数が減少したことに伴い、反対運動や訴訟の数も減少傾向にある。群馬県前橋市のケースは、都市計画審議会が地域住民の意向を踏まえて都市計画上の支障を指摘したものとして注目される。また、千葉県旭市のケースは、司法判断だけでは問題解決に至らないことを示している。

六 水俣病のたたかいの前進と課題

1 水俣病をめぐる闘いの概観

水俣病をめぐる闘いは、1996 年 5 月 22 日の政府解決策を踏まえた裁判所における和解を経て、2004 年 10 月 15 日、最高裁判所は水俣病における国、及び熊本県の賠償責任を断罪し、従来の水俣病認定基準を否定して感覚障害だけの水俣病を認めた。そして、この判決の後、続々と水俣病の認定申請を求める人が続出し、2005 年 10 月 3 日ノーモア・ミナマタ国賠訴訟が司法救済制度

による解決を求めて提起された。

その後、熊本地裁における大量提訴、近畿地方、東海地方、関東地方を始めとして全国の水俣病患者が大阪地裁、東京地裁に提訴するという動きを受け、政府は、2009 年 7 月 8 日、国会において「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」を成立させ、訴訟提起している原告も含めた同法による全面解決を目論んだ。しかし、あくまで司法（裁判所）での解決を求めるノーモア・ミナマタ国賠訴訟の闘いによ

り、2010年3月29日、熊本地裁において、史上初の司法上の和解解決に向けて国、熊本県、チッソ及び原告らが協議を行うという基本合意が成立した。また、新潟地裁においても、2010年10月21日、同様の基本合意が成立した。その結果、熊本、新潟、大阪、東京の各地裁において、裁判上の和解成立に向けた協議が行われ、2011年3月末には全ての裁判所における和解が成立した。

一方、政府は、訴訟を提起していない水俣病被害者を対象とした水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法を、2010年5月1日の54回目の水俣病公式発見の日を期に運用開始した（2011年12月31日現在、熊本・鹿児島・新潟3県における申請者数49,636名）。しかし、不知火海沿岸地域の健康調査が実施されない現状では、未だ残された水俣病被害者が存在する可能性が高く、また、指定地域の問題、昭和44年12月1日以降に出生（曝露）した水俣病被害者の問題が取り残されたまま、2012年7月末で申請期限を切る方針を環境大臣が発表した。

2 水俣病被害者をめぐる闘いの経緯

(1) 1995年12月15日の政府解決策の二つの側面

いわゆる水俣病第三次訴訟における水俣病全国連を中心とする水俣病患者の闘いが、政府解決策を引き出し、1977年に打ち出された、いわゆる52年判断条件による水俣病患者大量切り捨て政策を転換させ多くの水俣病被害者を救済したことは、水俣病患者が「生きているうちに救済を」強く求めていたことからして高く評価されるべきことである。それはまさに、どんなによい解決でも「お墓に布団をかぶせる」ようなものであってはならないからである（足立昭二裁判長）。

もう一方の側面は、政府解決策においては、行政の責任、及び、水俣病患者としての救済という点が後退したのも紛れもない事実であった。この点は、水俣病第三次訴訟第1陣の控訴審である福岡高裁における和解協議を担当した友納治夫元裁判長は「私共が試みた和解協議の中で、病像論にしても責任論にしても、先ほど申し上げた意味で少し引いた姿勢を裁判所がとった、そして国の政治決着の中で、やっぱりそれらの点をはっきりさせていない。これはもし何か関連があるとすれば大変遺憾だなと思うわけ

で、そのことが現在も尾を引いているとすれば大変不幸なことだと思います」（「水俣病救済における司法の役割」花伝社102頁）と発言していることに端的に表されている。

このような側面を持つ政府解決策は、政府が、水俣病第三次訴訟第1陣の福岡高裁で31回にもわたって開かれた和解協議への出席をすべて拒否し、水俣病問題の抜本的な解決を拒否し続けた後、政府から事実上提案されたものであった。このような政府の態度は、いたずらに紛争を長引かせておきながら、真の解決を目指して闘い続ける水俣病患者が死に絶え、あるいは経済的苦境に陥るのを待った上で、自らの責任を回避した解決を水俣病患者に迫るものであって、そもそも決して許されるものではない。しかしながら、この時点においては、国の法的責任を裏付ける確定判決が存在しなかったこともまた事実であった。

(2) 水俣病関西訴訟最高裁判決の二つの側面

2004年10月15日、最高裁判所は、水俣病関西訴訟最高裁判決を言い渡した。

① この判決は、感覚障害だけの水俣病を認めたことのほかに、行政（国及び熊本県）に水俣病の発生拡大の賠償責任を認め、1995年12月15日の水俣病政府解決策の法的根拠を与え、かつ、熊本や鹿児島で水俣病をめぐる認定申請や提訴を促した点で高く評価されるべき判決である。すなわち、この判決は水俣病患者の闘いの正当性を認め、これを大きく鼓舞し、また、上記のように、この判決により潜在的に取り残されていた多くの水俣病患者が手を挙げて名乗り出る勇気を与えた最上級審の確定判決である点で歴史的に高く評価されるべきである。

② しかしながら、一方で、この判決は、司法認定と行政認定の水俣病というダブルスタンダードを容認するがごとき事態を認めたこと、さらに、水俣地区から関西地区に移住した原告に除斥期間を適用したことなど、すべての水俣病患者救済を図る上で環境省、熊本県や原因企業チッソの正義なき責任逃れを許す弱点も併せ持つものである。すなわち、この判決が、環境省に行政救済システムの変更を拒否する口実を与え、チッソに除斥期間など責任逃れをする口実を与

えた点で、水俣病患者の闘いに新たな試練を与えたという側面も持ち合わせていることを看過してはならない。

(3) 水俣病被害者をめぐる新たな状況

水俣病第三次訴訟の時点では、原告らを主に診断し、法廷でも医師証人となった藤野紘医師等は、現地の医師会からも疎外され、あたかもニセ患者製造機のような中傷を受けて来た。しかしながら、政府解決策以来、水俣市・芦北郡医師会は水俣協立病院の医師を会員として受け入れ、医学的にもその成果を評価するなど大きな転換を示している。こうした中で、多くの医師が水俣病の診断書を書くという新たな事態が生まれた。

また、06年の水俣病公式確認50年事業で、水俣市民の中にも大きな変化が生まれている。06年3月12日の「水俣病五十年フォーラム」では友納治夫元裁判長、大石利生ノーモア・ミナマタ訴訟原告団長が報告者に名前を連ねた。また、出版事業では水俣病裁判の役割が大きく見直されるというあらたな状況も生まれている。

また、環境大臣の私的諮問機関であった水俣病懇談会が、水俣病の認定基準をめぐって環境省の意図とは違う独自の答申を出そうと努力したことなどは、かつてなかった新たな動きであった。

このように、2004年の水俣病関西訴訟最高裁判決は、これを期に、水俣病問題の抜本的解決を求める気運の拡大に大いに貢献したものである。

3 最高裁判決後の水俣病被害者の新たな闘い

最高裁判決後、熊本・鹿児島両県で新たに水俣病認定申請者が合計で7,509名も名乗り出て、さらにこれとは別に、25,475名が新保健手帳の交付を受けるなど(2009年12月31日時点)、水俣病被害者の闘いは大きく広がった。

この闘いの中で、約3,000人もの不知火患者会の水俣病被害者が原告となり、国・熊本県・チッソを被告に新たに訴訟まで提起したことは、当初の予想をはるかに超えた水俣病被害者の実態を示している。

この裁判の動きは熊本におけるノーモア・ミナマタ国賠訴訟の範囲を超えて、以下のように、いくつかの患者団体にも大きな広がりを見せた。

(1) 熊本における闘い

ノーモア・ミナマタ国賠訴訟のほか、これまで集団訴訟による司法解決までは踏み込まなかった水俣病被害者互助会も、ノーモア・ミナマタ訴訟と同様の国家賠償訴訟に踏み切り、ノーモア・ミナマタ訴訟の基本合意後も判決による国家賠償責任を追及している。この訴訟は、ノーモア・ミナマタ訴訟の和解合意後も判決を求めて闘いを継続しており、これらの訴訟団との協力体制を構築し、すべての水俣病被害者のために力を合わせて尽力することが重要である。

また、いわゆる水俣病特措法における指定地域外の患者につき、熊本県民医連が中心となり、医師や看護師がボランティアで掘り起こしに取り組んだ。とりわけ、2009年9月20日、21日、全国から医師140名、スタッフ総勢600名を集めて実施した不知火海沿岸6市2町での1044名の大検診は93パーセントに水俣病の症状があることを浮き彫りにした。このような動きは、今後の闘いの基礎になる極めて重要な運動であり、今後も同様の活動が求められている。

(2) 近畿における闘い

水俣地域から数千名が移住したといわれる近畿地方の水俣病患者らも立ち上がり、2009年2月27日、水俣病不知火患者会近畿支部の会員12名が国、熊本県、チッソを被告として損害賠償訴訟を提起した。

同訴訟は、その後、2010年9月15日の第9次提訴まで追加提訴を行って原告を308人まで拡大した。このような追加提訴により近畿地方に移住した水俣病被害者の存在が明らかとされ、水俣病問題の実態と深刻さが浮き彫りにされた。同地裁においては、2011年3月28日に和解が成立した。

(3) 新潟における闘い

2009年6月21日、昭和電工による排水によって水俣病に罹患した阿賀野患者会の被害者を原告とするノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟は、原告27名で提訴した。その後、2009年12月3日には第二陣16名、2010年2月4日には第三陣31名が追加提訴した。その後、2010年10月21日、熊本地裁と同様に基本合意に達し、2011年3月3日、原告173名全員が救済対象となり新潟地裁において和解成立

した。

なお、新潟県は、2009年4月、「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定施行し、新潟版「もやい直し」が実施されているが、水俣病の真相の究明にはさらなる水俣病被害者の発掘も重要であるとしている。

(4) 関東における闘い

熊本をはじめ、近畿、新潟で集団的な訴訟が係属し、大きなうねりを巻き起こしてきた中で、関東地方における水俣病被害者の存在も明らかとなってきた。2010年2月、東京でも約50名の水俣病検診が行われた。その結果、対象者の9割に水俣病の症状がみられた。これを受け、ここで水俣病の症状があると見られた水俣病被害者らが中心となり、2010年2月23日、23名の原告が東京地裁に提訴した。

その後も追加提訴を重ねた原告は195名に達し、2011年3月24日に裁判上の和解が成立した。

(5) その他の訴訟

その他、大阪地裁、熊本地裁において、水俣病関西訴訟の勝訴原告が公健法上の水俣病としての行政認定を求める義務付け訴訟が係属している。このうち、大阪地裁に係属する事件は、2010年5月に行政認定を義務づける判決が言い渡された。行政認定を求めるこれらの訴訟は、環境省が、2004年の水俣病関西訴訟最高裁判決によっても行わなかった昭和52年判断条件の見直しを法的に義務づけるものであり、水俣病問題の根源に迫るものであって、この判決の影響力は大きく、政府に与える衝撃も極めて大きなものであり、熊本県は同判決に対し、直ちに控訴した。

なお、2012年2月27日、福岡高裁はいわゆる溝口訴訟において「52年判断条件は、そのみをもっては、水俣病認定申請手続における認定の基準として十分であるとはいえない。」そして、52年判断条件が「唯一の基準として運用されたことにより、本来認定されるべき申請者が除外されていた可能性を否定することができず、その運用が適切であったとはいえない。」と述べて、一症状の患者を水俣病と認定すべきと断じたが、この判決も水俣病特措法の終結と水俣病問題全体の幕引きを図る国の姿勢を大いに批判するものである。

(6) 弁護士会の動き等

こうした裁判を含めた闘いに関して、九州弁護士会連合会は「水俣病被害者放置は人権侵害」と国、熊本県などに警告し、水俣病被害者の闘いを大きく支持するものとなった。また、いわゆるチッソ分社化問題についても、分社化後のチッソが消滅することの危険性を指摘して、環境省に対し「すべての水俣病被害者の救済が可能となるような事業再編計画の認可基準を定めること」を求める決議を行った（平成22年10月22日第63回九弁連定期大会決議）。

そして、日本弁護士連合会も、水俣病問題検討プロジェクトチームを編成し、2008年6月、水俣現地に赴いて被害実態調査を行い、同年11月には水俣病の最終解決のためのシンポジウムを開くなど、弁護士会をあげて水俣病問題が取り上げられてきた。また、2009年3月には水俣病特措法案に反対する会長声明を発表し、特措法が成立した今、同法の問題点を指摘し水俣病問題の解決の在り方について、2011年6月5日にはシンポジウムを開催する予定である。

これらの多くの水俣病患者、及び、それを取り巻く諸団体による闘い、支援の拡がり、多くの水俣病患者らが救済されぬまま取り残されていたことを実証した。しかし、このように最高裁判決によっても正当に救済されない水俣病患者らが提訴までしなければならぬ現状は、かつて水俣病第2次訴訟控訴審判決において、「認定基準が厳格に失する」と真正面から否定されても認定基準を改めず行政の大量切り捨て政策を突き進んだために、やむなく提訴に至らざるを得なかった第3次訴訟当時の状況と、驚くほどの相似形をなしているというべきであるが、それは結局、以下に述べるような加害者側の無責任な態度に起因するものであった。

4 加害企業チッソ・国・熊本県などの動き

(1) 政府、環境省などの動き

水俣病関西訴訟最高裁判決以降の政府の動きは、めまぐるしいものであった。

①第2の政治解決策（与党PT案）の提示

環境省は、最高裁判決後も、「現行認定基準による行政認定制度をあくまでも変えない」として、まさに司法を無視し、水俣病被害者を切り捨てる政策を継続した。そして、水俣病の被害を矮小化

するために2005年10月、緩やかな条件の下にいわゆる新保健手帳を交付して認定申請、訴訟を押さえ込もうと画策した。

その後、この新保健手帳による押さえ込みが出来ないとわかるや、いわゆる第2の政治決着路線を模索してきた。

2007年4月から10月にかけて、自民党及び公明党で構成されていた与党PT（当時）は、調査費用として約8億円を予算計上して、救済対象になりうる人数や症状、日常生活の支障などを把握し、救済内容を検討すると同時に、①認定申請者らを救済する姿勢を打ち出すことで、熊本・鹿児島県の認定審査会の前委員を説得し、②チッソに救済策実施に伴う費用負担を求める説明材料とする狙いとしたアンケート調査などを実施した。

この調査は、対象者を認定申請者・新保健手帳交付者とするもので、その全員を対象に月1回のアンケート調査、うち5%については無作為抽出でサンプル調査、アンケート調査票の内容は水俣病に特徴的な神経症状や日常生活での身体能力・支障の程度・季節的变化などを聴取するものであったが、調査の謝礼は5,000円、経費は1人6,000円（2007年1月12日熊日夕刊1面）とされるなど、異例のものであった。

これを受け、2007年10月25日、与党PTは、現在、申請患者が急増している水俣病未認定患者につき、2004年に最高裁で下された司法基準はもちろんのこと、1995年の政治解決をも下回る水準で、しかも、申請については期限を付して、ある一定の期限を過ぎればその後は一切の救済に応じないとする旨の政治決着案を発表した。

具体的には、行政が指定した医師の診断のみにより、四肢抹消優位の感覚障害が認められる人に対し、①一時金150万円、②毎月の療養手当1万円、③医療費の自己負担分を全額免除するという内容である。

これは、民間の医師の診断書による審査を排除している点で大量切り捨ての危険性を孕んだものであると同時に、司法判断で示された賠償水準を無視し、しかも、一定の期限までに申請しなければその後は一切救済しないという制度であり、最高裁判決で断罪された水俣病の発生・拡大の加害者として、無責任かつ恥知らずな提案である。国

は再び多くの水俣病患者を切り捨てることを公言したのである。

同案に対しては、その直後に一部の患者団体が受け入れを表明したものの、その実態が、救済対象者を認定申請者及び新保健手帳所持者の約4割にとどめるものと発表されたことから、圧倒的多数の患者団体が猛反発するに至り、後述するように、チッソにも拒否されるなどして、実施が遅れた格好となった。

②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」の成立

その後、与党PT案（当時）では解決不可能であることを悟った政府は、2009年度財務省予算原案に、原因企業チッソが政府解決策に応じることを前提にした援助費として22億9500万円を計上し、後述するように、チッソ分社化法案と認定制度の廃止を前提とした新救済策とを一体化した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法」案を2009年3月の国会に提出した。

これは、究極の加害者救済というべき悪法であり、潜在的な水俣病患者の掘り起こし調査すら行わず、どのくらいの水俣病患者が存在するのかすら不明の状態で、公健法上の指定地域を解除し認定制度自体を終了させるという水俣病幕引き法であった。水俣病患者が取り残されていることを知りながら、故意に水俣病患者らを闇に葬らんとするものであって、まさに水俣病史上最大の汚点となる政策である。

同法案に対して、当初、当時野党であった民主党は反対姿勢を示し、対案となる民主党案も提出していたが、その後、急遽、民主党は軌道修正して、自民、公明、民主、国民新党が一致して同法の成立に賛同した。

その結果、2009年7月8日の参議院本会議で「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立した。不知火患者会ら水俣病患者団体は、11団体の連名でチッソ分社化反対を訴えて闘ったが、自民、公明、民主、国民新党の賛成多数で可決されたものである。

しかし、同法は、補償策の具体化を後に閣議決定される「措置方針」に丸投げしており、その措

置方針は、実質的には水俣病発生・拡大の加害者として断罪された環境省が策定することが予定されたものであって、最高裁判決の趣旨を踏まえたものとは言い難いものであった。

また、同法は目的として水俣病問題の解決を掲げる一方で（同法1条）、認定申請や訴訟を取り下げを条件とするものである（同5条）。そして原因企業チッソを賠償責任から解放するためにチッソの分社化を認め（同8条以下）、税制優遇措置も与え（同30ないし32条）、その後、水俣病認定制度を終了することを宣言している（同7条）。

要するに、政府は、同法の成立により、水俣病問題の幕引き政策に正当性を得たとして、直ちに同法の措置方針を発動して幕引きを図ろうと目論んだものである。

③歴史上初の国の和解協議へ

しかし、特措法成立以降も、ノーモア・ミナマタ訴訟では司法による解決を求め続けた。その結果、2009年8月30日の総選挙で発足した民主党鳩山新政権下で水俣病問題の担当となった田島一成環境副大臣は、2009年10月31日、水俣市において、「可能であれば、和解による解決を図りたい」と述べ、和解に向けた事前協議を進める意向を明らかにした。かつて水俣病第三次訴訟では、全国の各裁判所の再三にわたる和解勧告を拒み続け、最後の最後まで和解のテーブルに付かなかった国の姿勢は、ここにきて大きく転換せざるをえない状況となった。

その背景としては、これまで司法救済を求め続けた不知火患者会が団結を崩さず、他の患者団体とも連帯してすべての被害者を救済すべき声をあげ続けたこと、2009年11月18日の第18陣追加提訴によりノーモア・ミナマタ訴訟の原告数が2,018名となり、訴訟による解決を求める声が大きくなったことがあげられる。

一方、2009年9月の鳩山新政権の発足による影響は、大きなものとは言い難い。「官僚依存からの脱却」を掲げて政権交代を果たした民主党であるが、前述のとおり、2009年7月に成立した水俣病特措法の議決においては同法に賛成する側に回った。そもそも同法は、実質的には、水俣病問題の幕引きを図ろうとする環境省が法案提出したに等

しい代物であり、その意味において、水俣病問題に対する民主党の立場は官僚追従の域を出ないものであった。すなわち、民主党は、水俣病問題において官僚依存から脱却するどころか、水俣病の発生拡大の責任を断罪された環境省を追随するような姿勢に止まったと評価されるべきである。

しかし、そのような状況において政府に裁判上の和解を肯定させたということは、特措法成立当時、訴訟をする患者であるか否かを問わず、特措法を一律適用する形で直ちに幕引きを図ろうとした政府も、ノーモア・ミナマタ訴訟の闘いにより、訴訟上の和解により解決を求める声を受け入れざるを得なくなったというべきである。

④熊本地裁における和解協議

2010年1月22日、熊本地方裁判所民事第2部は、ノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟第23回口頭弁論期日において、「係属中の全ての事件」の原告2,018名、並びに、国、熊本県及びチッソ株式会社に対し、訴訟上の和解による解決を勧告した。

この和解勧告は、同年1月15日付けでなされた原告らによる和解勧告の要請、及び、被告国及び熊本県による和解勧告の要請を受けてなされたものである。この和解勧告を受け、同日、国は訴訟上の和解のテーブルについた。

その後、2010年2月12日の第2回和解期日において、国は、原告ら対象者の判定方式として、原告の推薦する医師2名、被告側の医師2名、及び、原被告双方の同意のある座長1名の計5名からなる「第三者委員会」が対象者を判定する方式を提案した。これは、これまで行政が独占していた水俣病被害者か否かの判断権を行政から奪還したものであるとして評価されるべきである。

また、これに続く同年2月26日の第3回和解期日では、国は、これまで昭和43年末までに出生した者に限っていたメチル水銀曝露の時期を昭和44年11月30日生まれまでに拡張し、居住地域も下水流（鹿児島県出水市）と高戸、樋島（熊本県上天草市龍ヶ岳町）で3地区を拡大するとの意向を示した。

3月15日の第4回和解協議において、裁判所は、補償内容である一時金や療養手当の給付内容について、対象者となった場合の①一時金210万円、

②療養手当は12,900円から17,700円までの3段階、
③医療費の支給と、29億5,000万円の団体加算金という所見を提示した。その上で、3月29日の第5回和解協議までに受け入れの検討を促した。

これを受け、ノーモア・ミナマタ訴訟原告団は、3月28日、水俣市体育館で原告団総会を開き、賛成多数で裁判所所見の受け入れを議決した（反対1名）。これを受け、29日の第5回和解協議において、和解による終結に向けた基本合意が成立した。

この基本合意をモデルとし、新潟地裁、大阪地裁、東京地裁においても同様の基本合意が成立した。これらの原告について、裁判上の和解に向けた実務的作業が行われ、2011年3月末までに和解が成立した。

⑤国際的な水銀規制条約制定問題

ところで、中国やブラジルなどの発展途上国で金を採掘する際に使われた結果、環境中に放出される水銀は、世界の総水銀排出量の3分の1に当たる年間1千トンに達し、最大の水銀汚染になっているとの国連の報告書が明らかになった。そして日本は、2006年には約236トンの水銀を「輸出」している。日本は水銀を産出しないので、これらは日本国内で回収・保管されていたものであり、イラン、香港、インドなどに輸出されている（2007年1月28日熊日）。こうした状況は2002年の段階で世界水銀アセスメントにおいても、水銀が環境中に多く存在し循環していること、とりわけ胎児や幼児に害悪を及ぼすこと、世界的な行動が必要であること等、メチル水銀の世界規模の汚染と健康被害との関連が明確化されていた。

このような状況の中、これまで、水俣病を経験した日本は、水銀の健康被害に関する情報を積極的に発信しないという態度をとり続け、また水銀の国際的な排出規制の在り方についても「法的拘束力のある条約制定」と「各国の自主的対応」との間で曖昧な対応を続けていた。原田正純熊本学園大教授は「日本は水俣病の認定を意識するあまり、胎児期汚染を含む軽症例の研究を怠り、国際社会に発信するチャンスを自ら捨ててきた。胎児性患者を対象とした被害認定基準づくりや汚染メカニズムの解明など、日本がすべきことは山積している」（2009年2月22日熊日）と述べ批判して

いる。

このように我が国の姿勢は、自国の水銀汚染被害についてきっちり調べることをせず、その一方で水銀汚染を世界に広げるものであった。

その後、2009年1月20日にアメリカ大統領に就任したオバマの政策転換により、同年2月20日、ケニアのナイロビで開催された第25回国連環境計画（UNEP）管理理事会において、2013年までに水銀規制条約を締結すること、及び、その条文の検討のために全5回の政府間交渉を実施する方針が確認された。本来であれば、この条約制定の推進役は、水俣病の教訓から水銀規制の必要性を学んだ日本であるべきであったが、結局、政府は全世界の先頭に立つことを放棄してきたと評価されるべきである。

2010年6月、スウェーデンのストックホルムで実施された第1回政府間交渉において、政府は2013年に制定予定の条約名を「水俣条約」とすることを提案した。2011年1月24日から千葉市で開かれた第2回政府間交渉においては、宮本勝彬水俣市長が「水俣条約」の命名を支持し、2013年の条約の採択・署名の実施を水俣市で行うように招致した結果、日本国内において採択・署名会議が開かれることが決定した。

一方で、これに先立つ同年1月23日、水俣病不知火患者会、水俣病被害者互助会など13団体は「水銀条約を“水俣条約”と命名することについて、この悲劇にきちんと向き合い、本質的解決の道筋が示されない限り、反対する」との声明を発表した。

この点については、「環境省など国の関連部局は、詳しい情報を広く提供し、水銀の何が問題となっているかをきちんと説明すべき」であり、政府は「水俣病被害者の幅広い救済はもちろん、水銀輸出の禁止と国内管理の実現、啓発の徹底、全国的な水銀削減プログラムの推進など、条約名に恥じない積極対応をすべきだ」との指摘がなされている（2011年1月24日熊日朝刊）。

(2) 熊本県の動き

最高裁判決直後の2004年11月、熊本県は、水俣病解決に向けて前出の不知火海沿岸住民47万人の調査を提案し、鹿児島県も認定審査会委員への働きかけをやめるなど地方自治体に国の水俣病政策への不

信感が表明された。

ちなみに、熊本県は、総合対策医療事業に要する費用を国と費用を折半していたが、2006年12月に総務省から特別交付税を交付され、これにより国75%、県25%となった。但し、最高裁判決以後の新保健手帳では国80%と県20%となっている。

このような費用負担割合の下で、日々、新保健手帳申請者が増え続ける中、熊本県は本心では自らの財政負担の軽減のみに腐心しつつ、表向きは国の与党PTの方針、水俣病特措法に追随するのみであったと言っていよい。

すなわち、蒲島熊本県知事も、熊本県独自の政策を打ち立てることはなく、特措法による解決を希望するという、国を追随する政策に盲進した。

そのことの証左として、熊本県では、2009年2月15日、それまで1年7ヶ月にわたって休止していた水俣病認定審査会が急遽開催され、50名の審査が行われた。しかし、この審査会開催に際し、「車の両輪」「ワンセット」「二層式」と熊本県幹部が繰り返したように、結局、熊本県は、この審査会で棄却した人を新救済策の対象にすると公言しているのである。このような動きは「認定制度の切符切りと擲楡[やゆ]」されたこともある審査会だが、今回の姿はそういう役割を担っていることを公然と認めたことにはしないか」と批判されている(2009年2月25日熊日)。

2009年11月、熊本県は認定審査会が「棄却相当」とした62名の棄却処分を「保留」としたが、これは、特措法による解決のみに邁進する熊本県の姿勢を、よりいっそう明らかにしたといえる。

(3) チッソなどの動き

一方で、水俣病の原因企業であるチッソは、これまでも、経済的な発展を担うチッソと患者補償などを担うチッソとの分社化論を探ってきたが、ノーモア・ミナマタ国賠訴訟の場では第一次訴訟以来主張してこなかった時効や除斥期間の抗弁を主張して水俣病患者に対する責任を否定した。

このようなチッソの基本的態度は、同社機関誌で、95年の政治解決策を「(関係当事者全ての)最終全面解決」の合意だったと位置づけた上で、「最高裁判決を以て、この裁判が終われば、当時の関係者(各対象グループ、国、県、及びチッソ)は、新たな紛争につながるような行動をなすべきでなかったと考え

ます」「それにもかかわらず、この合意の基本を無視したかのような関係者の言動があり、それが今日の混乱に結びついていることは残念でなりません」と公言する後藤舜吉チッソ会長の言にもよく表れている。

すなわち、チッソは、2007年10月に提示された与党PT案に対し、同年11月、①ノーモア・ミナマタ訴訟などの存在により、与党PT案による解決では展望が持てない、②時効・除斥期間論を主張している訴訟上の主張と矛盾する、③支払い能力を超えている上、株主等に対して説明が不可能、などとして、一時金の負担を拒否すると発表した。

しかし、結局チッソは、それ以降、チッソ分社化と税制優遇措置をむしり取るために、これまで延々と事態を引き延ばしながら、究極の加害者救済策である「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法」を引き出した。しかし、すでに指摘したとおり、これは水俣病患者のみならず、水俣病問題という歴史自体を闇に葬り去ろうとするものである。水俣病の原因企業チッソは、国家権力と結びつき自らに有利な状況を引き出すまで被害者救済には応じないと開き直ったものであり、それが社会的に許されない企業態度であることは言うまでもない。東京経済大学の除本理史教授によれば「チッソが分社化すれば被害者側は手も足も出せない状態になる。分社化は補償原資となる子会社の株式売却益がいくらになるかで補償総額が左右されかねない『応能負担の論理』であるが、この論理はPPPとは無縁。四大公害裁判後、明確になってきた日本の環境問題解決の原則とは大きく乖離する」と批判している(2009年3月4日熊本市内で開催されたシンポジウムより)。

しかし、このような批判があるにもかかわらず水俣病特措法が成立し、チッソは分社化により水俣病問題と法的に決別することが認められた。チッソの後藤舜吉会長は2010年社内報において「紛争その他水俣病の桎梏から解放される」という表現で、分社化のメリットを語っている。

その後、チッソは2010年7月6日、同法の「特定事業者」に指定され、同年12月15日、松本龍環境大臣はチッソの事業再編計画を認可した。2011年1月12日、チッソは100%子会社の「JNC株式会社」を設立し、同年2月8日付けで大阪地裁はチッソか

ら JNC 株式会社への事業譲渡を許可しており、同年 3 月 31 日までに事業譲渡が行われ、4 月 1 日から事業を開始する見込みである。

今後は、チッソが保有する JNC 株式の譲渡についての環境大臣の許可が問題となるが、すべての水俣病被害者の救済を実現するための視点で取り組む姿勢が重要である。

5 水俣病特措法と水俣病問題の解決

このように、環境省は、熊本県と鹿児島県を抱きかかえ、あくまでも 52 年判断条件を見直さずに、水俣病特措法での解決の名の下に、未だ取り残されている水俣病患者への正当な補償の可能性をも 2012 年 7 月末を

もって打ち切ろうとしている。

しかし、不知火海沿岸地域の健康調査が実施されない現状では、未だ残された水俣病被害者が存在する可能性が高く、また、指定地域の問題、昭和 44 年 12 月 1 日以降に出生（曝露）した水俣病被害者の問題が取り残されたまま、2012 年 7 月末で申請期限を切るというのでは、かつて繰り返した「被害の矮小化」と「紛争の永続化」が繰り返されるのみである。

ノーモア・ミナマタ訴訟を中心とした裁判闘争は、裁判上の和解成立により終結したが、今後とも全国の公害被害者が力を合わせ、水俣病問題の真の全面解決を目指す闘いを展開することが求められている（2012 年 3 月 2 日記）。

七 COP17 の結果と今後の課題

2011 年 11 月 28 日から開催されていた気候変動枠組条約第 17 回締約国会議（COP17）と京都議定書第 7 回締約国会合（CMP7）は、12 月 11 日（日）午前 5 時過ぎに、京都議定書の第二約束期間の継続と、京都議定書に参加していないアメリカや途上国を含めた新たな制度枠組みの交渉を始めることに合意して終了した。

これまで COP が終了日の翌日に及んだことは何回もあるが、翌々日までかかったことはなく、最長を記録した。このことが、今回の会議の難しさを象徴している。

これまでの経過

1997 年の COP3 で合意された京都議定書は、日本などの先進国の法的拘束力ある削減目標の第一約束期間を 2012 年までの 5 年間としているが、2013 年以降の削減目標は規定していない。

2005 年の COP11 は、2013 年以降の先進国の削減目標について交渉する作業部会（議定書 AWG）を設置するとともに、京都議定書に参加していないアメリカの削減目標や温室効果ガスの排出量が増大している中国などの途上国の削減抑制策（削減行動）についての「対

話」を始めることに合意した。

2007 年の COP13 では、アメリカの削減目標や途上国の削減行動について交渉する「作業部会（条約 AWG）」が設置され、2015 年までに 2013 年以降の目標や枠組みに合意することを決めた。

コペンハーゲンで開催された COP15 には、オバマ大統領を始め、世界の 120 カ国近い首脳が集まったが、合意に失敗してしまった。

2010 年にメキシコのカンクンで開催された COP16 では、先進国だけではなく途上国も削減行動をとる国際枠組みに合意したが、京都議定書の第二約束期間を継続するかどうかや、新たな国際枠組みの法的形式などは、今年の COP17 に先送りになっていた。第二約束期間の継続が先送りされたのは、日本、ロシア、カナダなどが、その継続に反対したからである。なかでも、最も強硬に反対したのは日本であった。

こうした経過から、COP17 の主な任務は、京都議定書の第一約束期間との間に「空白」を生じさせないように第二約束期間の削減目標に合意するとともに、2013 年以降の法的拘束力ある目標と制度枠組みについて、明確な交渉プロセスを決定することにあった。また、

世界の平均気温の上昇を2℃未満に抑えるために必要な削減量と、現在の各国の抑制・削減目標との間の数十億トンレベルの乖離（ギャップ）を埋めることも大きな課題であった。

会議の推移

会議の当初から、アフリカグループ、小島嶼国連合（AOSIS）、後発開発途上国連合（LDCs）などの途上国グループから、京都議定書の第二約束期間を求める発言が相次いだ。とりわけ、アフリカグループの、「アフリカを京都議定書の墓場にすることは許さない」との発言は参加者の大きな共感を呼んだ。

また会議初日に、カナダが京都議定書からの離脱を12月中にも表明するとのニュースが流れ、会場参加者の大きな怒りを呼ぶことになった。これまでの発言から、第二約束期間に、日本、カナダ、ロシアが参加しないであろうことは想定内であったが、さすがに議定書からの離脱^{注1}は想定外で、カナダは初日から連日、化石賞を受賞することになる。

COP17の成果と課題

CMP 決定では、京都議定書の第二約束期間を2013年から始めることが明確に合意された。京都議定書の第二約束期間が明確に決定されたことは、アフリカ諸国の願いに応えることができたと言ってよい。しかし、日本、ロシアは第二約束期間の削減目標を拒否し、京都議定書から事実上離脱した。

アメリカや途上国を含む全締約国の2013年以降の抑制・削減目標、制度枠組みについては、新たにダーバン・プラットフォーム作業部会を立ち上げ、遅くとも2015年までに、「新たな議定書」、「法的文書」あるいは「法的効力を有する合意成果」のいずれかに合意することになった。2013年以降の制度枠組みが、京都議定書のような法的拘束力あるものになるかどうかは決まっていないが、少なくとも法的拘束力ある新たな議定書も含めて、法的な制度枠組みの合意を目指すことになった。

今後の交渉の場については、議定書AWGと条約AWGは今後1年間に限って作業を続けることになった。2013年以降はダーバン・プラットフォームで、全締約

国の削減目標・削減行動、制度枠組みについての交渉が続けられることになる。

一方で、長期資金の資金源については明確に触れられず、2℃目標との数十億トン単位のギャップを埋める道筋は明かではない。

日本政府の交渉姿勢

日本政府はCOP17でも、京都議定書の第二約束期間を拒否する硬直した主張を繰り返すのみで、交渉を開くための代替案や戦略をもたず、交渉アクターとしての存在感を失っていた。日本政府関係者は、日本の主張が理解されつつあると言っていたが、理解されつつあるのではなく、日本は交渉の余地の無い国として、交渉相手として認められなくなっていたと考えるべきである。日本の「すべての国が参加する一つの議定書」の主張は、現実の交渉の場では実現可能性が無いだけでなく、交渉を妨げるものでしかなかった。

また、第二約束期間が決まったにもかかわらず、日本が削減目標を持たないとすれば、日本は世界に誇る古都「京都」の名のついた議定書の「フリーライダー（ただ乗り）」となることを意味する。日本政府は、COP18までに京都議定書の第二約束期間を受け入れ、削減目標を約束すべきである。

さらに、2020年25%削減目標は掲げているが、日本経団連などは福島原発事故を理由に25%目標を放棄すべきと声高に主張している。もし、国際公約となっている25%削減目標を放棄するようなことがあれば、国際社会から大きな非難を浴びることになる。

急速に進む温暖化

世界気象機関（WMO）は、温室効果ガス濃度は過去最高を更新し、2011年の1月から10月までの平均気温はラニーニャ^{注2}にもかかわらず過去10番目で、北極の海氷の量（ボリューム）も過去最小を記録したとし、「地球、生物圏、海洋に不可逆的な変化をもたらす、世界の平均気温の2.0～2.4℃の上昇レベルに急速に近づいている。」と警告している。

気候変動は急速に進んでおり、残された時間はわずかであることを認識しなければならない。

注1 COP17終了直後の12月12日、カナダは京都議定書から脱退した。アメリカも京都議定書に参加していないが、アメリカは議定書交渉からの離脱で、議定書自体からの離脱はカナダが初めてである。

注2 ラニーニャの年は平均気温が下がることが知られており、強いラニーニャの数年は、その前後に0.1から0.15℃平均気温が下がるとされる。

第三 公害弁連の今後の方向と発展について

——公害被害者の早期救済、公害根絶とともに、福島第1原発事故の被害救済と脱原発など新たな課題への取り組みの強化を——

1 司法の後退を許さない闘いの重要性

昨年度は、水俣病の救済などが大きく前進する一方で、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟（大阪高裁、2011年8月25日）や薬害イレッサ東日本訴訟（東京高裁、2011年11月15日）などにおいて、いのちや健康を軽視し、被害者救済に背を向ける不当判決が続いた。これらは、従来の公害・薬害訴訟において積み重ねられてきた成果や到達点を根底から覆しかねないものであり、司法の後退を許さない闘いの強化が求められている。この関連では、判例タイムズが1356号（2011年12月1日発行）と1359号（2012年1月15日発行）において「規制権限の不行使をめぐる国家賠償法上の諸問題について」と題する特集を行っている点は軽視できない問題である。この特集は、読者として「比較的若い裁判官」等を想定し、泉南国賠訴訟やイレッサ訴訟の担当訟務検事が執筆し、その特集の最後には、「被害回復の側面で国の後見的役割を重視して被害救済の視点に力点を置くと、事前規制型社会への回帰と大きな政府を求める方向につながりやすい。それが現時点における国民意識や財政事情から妥当なのか否かといった大きな問題が背景にあることにも留意する必要がある」とその執筆意図が露骨に明らかにされている。自ら公害や薬害等を引き起こしながら、その被害救済を産業政策や財政事情の犠牲にしようとするものであり、全く不当としか言いようがない。公害弁連は、じん肺弁連や薬害弁連と連名で、判例タイムズ社に対して、泉南2陣判決やイレッサ西日本判決、建設アスベスト神奈川判決など国の規制権限不行使をめぐる重要判決が間近に迫っているなかで、公正、中立を編集方針とする判例タイムズが、一方当事者の主張だけを掲載することの不当性を指摘して、反論文掲載を申し入れた。ところが、判例タイムズ社は、執筆者自身が末尾に「読者各位のご寛恕とご叱責をお願いする」（1356号）と記載しているにもかかわらず、不当にもこれを拒否する

対応を取り続けている。今後も、こうした国の巻き返しの動きに対して断固とした対応を行っていくことが求められている。2012年3月28日には泉南アスベスト2陣判決が、5月25日にはイレッサ西日本大阪高裁判決と建設アスベスト神奈川判決が予定されており、これら判決で再びいのちや健康が重視される判決を勝ち取り、反撃の第一歩とすることが必要である。

また、被害者の早期救済は待ったなしであり、判決を契機にした国や加害企業に解決の決断を求める闘いも重要である。そのためには、司法の場で早期の和解や勝利判決を目指すことは勿論のこと、国会議員やマスコミへの働きかけを一層進めるとともに各省庁や加害企業への行動を強めていかなければならない。公害被害者総行動実行委員会や公害弁連を通じて、各訴訟団、弁護士、支援者の連携、協力をさらに発展させる必要がある。

また、泉南アスベストとともにアスベストの環境被害の救済を掲げる尼崎アスベスト訴訟（クボタと国が被告）も2012年3月21日に結審する予定であり、今夏にも判決が予想されている。

よみがえれ！有明訴訟は、一昨年12月に福岡高裁において一審判決を支持する潮受堤防の開門判決を得て、国の上告を断念させることができたが、その後も農水省は、開門の方法や時期について明言せず、開門の方法に関わりなく直ぐにも取り掛かるべき農業用水の確保と排水ポンプの設置についても何らの具体策を示さない状況である。諫早湾内の漁民らが原告となって提起している小長井・大浦漁業再生訴訟の高裁審理において農水省に潮受堤防の早期開門を迫るなど、早期開門に向けた闘いを一層強めることが必要である。

2 福島第1原発事故の被害救済と脱原発に向けた取り組み

2011年3月11日の東日本大震災による福島第1原発

の過酷事故は、今なお収束の見通しが立たず、依然として周辺住民の健康被害の危険性が続き、長期避難による家庭崩壊や仕事、ふるさとを奪われるなど、その被害は、従来の公害被害とは比べものにならないほど広範かつ深刻であり、長期に亘る被害発生が予想されている。今回の事故は、直接的には地震や大津波によるものであるが、東京電力や国の「安全神話」に基づく重大な人災であることもまた明確な事実である。こうしたなかで、昨年度、被害救済の先頭に立って奮闘している福島原発被害弁護団と福島原発事故被害弁護団が公害弁連に加入した。また、原発が立地している全国各地で、脱原発を求める住民運動や訴訟提起が取り組まれている。公害弁連は、40年に亘る公害被害の救済と公害根絶の闘いによって積み重ねてきた経験や成果、法理論の構築等を、福島原発事故被害救済と脱原発への取り組みに生かすことが求められている。

3 大型公共事業、基地騒音等の差止を目指す取り組みの強化を

民主党は「コンクリートから人へ」を掲げて政権の座に着いたが、「中止」を明言していたハッタムダムでも推進に転換した。とくに、民主党政権は、もっとも巨額な公共事業といえる大規模道路計画については、官公財の癒着構成のなか、殆どすべての道路計画につき推進の側に立っている。

司法においても、一昨年にあった圏央道の二判決では、国の裁量権を大幅に認めて、資料の開示を拒み続けている国の費用便益分析を鵜呑みにして工事の差止を求める原告らの請求を棄却した。また、一昨年の国道2号線の高架道路延伸工事の差止について、現状では二期工事が行われずに止まっているにもかかわらず、騒音による損害賠償請求を認めながらも工事差止請求を棄却している。さらに、国分寺道路計画認可取消でも住民側の請求が棄却されている。このように大規模道路の建設差止訴訟は、依然難しい状況が続いているが、自動車保有台数は頭打ちとなり、特定財源をなくした今こそ、全国各地の道路反対運動が一層強い連携をもって粘り強く運動を展開し、世論に分かり易く訴えていくことが重要である。

一方、2011年1月の新嘉手納基地訴訟の最高裁判決によって、またしても認められなかった基地空港の飛行差止請求については、これまでで最大規模の約2万

2000名の原告による第三次嘉手納基地爆音差止訴訟が2011年3月28日に提訴された。これまで基地騒音訴訟において飛行差止請求は一度も認められていないが、沖縄の普天間基地の移転問題の経過を見ても、基地騒音や墜落の危険といった基地被害の事実が未だ辺野古への県内移設を阻止している大きな要因の一つとなっている。欧米では、航空機騒音が単なる感覚公害ではなく、睡眠妨害より生ずる虚血性心疾患のリスクが高いとの研究が多数行われ、WHOのガイドラインにまで載せられている。また、各基地が軍事的側面から見て本当にわが国の防衛上必要性があるかという観点からも検討を加える必要がある。全国の基地騒音訴訟団の団結は勿論のこと、他の基地被害を闘う団体とも連携して、夜間早朝等の飛行差止の実現に向けて広範な運動を展開していかなければならない。

4 裁判の成果を踏まえた被害者救済や公害地域再生の取り組みに前進を

イタイイタイ病は、一審判決から40年を経過し、汚染土壌復元工事が終了した。また、カドミウム腎症を公害病に指定させる闘いにも取り組んでいる。また、大気汚染公害では、川崎・東京の被害者救済制度を他の自治体にも広げる取り組みを行うとともに、国に対して新たな被害者救済制度を求めるため、「50万署名」を達成させるとともに、国会や環境省への運動を強めていく必要がある。道路公害対策としては、早期にPM2.5の測定を実施させるほか、先行する尼崎とともに、川崎でのロードプライシングや名古屋南部での車線削減の実現を図っていく必要がある。一方、和解が成立したノーモア・ミナマタ訴訟では、チッソの分社化による責任逃れを許さず、未だ救済されていない多くの被害者が特措法によって救済されるように全力を上げ、とりわけ、特措法による救済を今年7月に終了されないうために全力をあげることが求められている。さらに、カネミ油症新認定訴訟は、以前の裁判で救済されなかった被害者につき、新たな裁判を提起して救済しようとする取り組みであり、すべての被害者の救済を目指す取り組みとして注目される。

5 公害弁連のたたかひの経験を踏まえて新たな取組みを

公害弁連は、本総会をもって満40年を迎える。これまで四大公害訴訟に始まって多くの公害訴訟の弁護団が参加して、被害者、弁護団、支援者らの団結の力で、被害者救済と公害根絶さらには環境の再生を目指して活動してきた。現在は、四大公害以来のイタイイタイ病、水俣、大気汚染の取組みが続いている一方で、大型公共事業の差止や基地騒音訴訟、アスベスト被害訴訟などが中心的な役割を果たし、新たに福島原発事故に関する弁護団も加入してきている。

公害弁連は、これまで、公害被害者らで構成する公害被害者総行動実行委員会は勿論のこと、公害事件で多くの協力を得てきた学者、研究者らを中心に構成している日本環境会議や日本科学者会議、公害被害者を支えてきた日本民主医療機関連合会、公害弁連も参加している公害・地球環境問題懇談会、その他労働組合、婦人団体、農民団体などとも連携して公害・環境運動を展開してきた。また公害弁連は、今後も積極的に日本環境法律家連盟、薬害弁連、全国じん肺弁連、道路全国連、ゴミ弁連、景観と住環境を考える全国ネットワーク等とも協力して、勝利解決を目指していく必要がある。さらに、公害弁連は、新たな弁護団に加入を勧誘し、幅広い事件の弁護団を結集して、これまでの経験を生かして、公害根絶と被害者救済の目的達成に努力していくことが求められている。

6 地球環境問題、アジア諸国との交流の取組み強化

地球温暖化問題では、2010年にメキシコのカンクンで開催されたCOP16では、先進国だけではなく途上国も削減行動をとる国際枠組みに合意したが、京都議定書の第二約束期間を継続するかどうかや、新たな国際枠組みの法的形式などはCOP17に先送りになっていた。そして、2011年11月28日から開催された気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）と京都議定書第7回締約国会合（CMP7）では、12月11日（日）に京都議定書の第二約束期間の継続と、京都議定書に参加していないアメリカや途上国を含めた新たな制度枠組みの交渉を始めることで合意した。京都議定書の第二約束期間が明確に決定されたことは、前進したと言って

よいが、日本、ロシア、カナダは第二約束期間の削減目標を拒否し、京都議定書から事実上離脱した点は大きな問題である。

わが国では、25%削減の中期削減目標を達成させるために、出発点ともいえる地球温暖化対策基本法案の早期成立を目指す必要がある。また、東日本大震災において発生した福島第一原発等の重大事故を教訓として、原発に頼らない地球温暖化対策を遂行するように、政府や電力会社に対し強く働きかけていくとともに、政府に対し再生可能な自然エネルギーを中心として25%の中期削減目標の達成政策を早急に策定するよう求めていく必要がある。

また、TPP問題については、わが国の農業を破壊し、環境の面でも重大な影響をもたらすもので、これに強く反対していくことが求められている。

アジア諸国との交流としては、10年来、韓国司法修習生の「日本の公害・環境訴訟」研修を受け入れてきたが、本年も要請があれば、韓国司法修習生の研修実施の方向で検討したい。また、韓国、中国などとの弁護士らとの交流を一層活性化させ、合同のシンポジウムの開催等も検討したい。

【二】各地裁判のたたかいの報告

(大気汚染)

〔1〕川崎公害裁判の取り組み

川崎公害裁判弁護団 事務局長
弁護士 篠原 義仁

1 国交省（関東地方整備局）との間の「道路連絡会」の協議が、大気汚染の負荷の軽減のためということで、①ロードプライシングの実施、②ナンバープレート規制、③走行車線規制ということで3本の柱にまとめられて、継続討議されて久しいが、川崎では尼崎において一定の前進を示しているのに比べ、遅々として進行していない。

①については、本年1月から全国一律に高速料金体系の見直しを実施したので、その結果として大型車走行量がどの程度減少したのかみてみたい、その上でロードプライシングの実施を検討してみたいということで、実質棚上げするかのような対応が示されている。

われわれは、全国一律の高速料金体系の見直しの効果を見定めることにあえて異を唱えないが、それは、大気汚染公害裁判で原告と被告ということで争った地域を超えての全国一律の実施であり、川崎という大気汚染激じん地にあっては、それに加えて、あるいは、その基本の要求として、ロードプライシングの実施が約定されたのであり、高速料金の全国一律改訂によってロードプライシングの実施を棚上げするのは許されないとして、直接国交省本省に東京や名古屋の課題（PM2.5測定問題外）といっしょに、局面打開のための交渉を昨秋から本年1月末まで6度にわたって行った。

その結果、1月24日の国交省本省交渉において、高速料金の改定問題に加え、本来的要求のロードプライシングの課題を再び「道路連絡会」の議題にす

えて、「道路連絡会」で協議することが確認された。
再開後の「道路連絡会」の日程は、3月22日に決定し、再びその協議が予定されている。

2 他方、関東地方整備局レベルでの「道路連絡会」に関していうと、川崎における国際コンテナ戦略港湾政策事業と関連して、さつき橋・水江線の新たな道路づくりの課題が浮上している。

(1) 国の2011年予算として大型公共事業の展開と称して「国際競争力の強化」の名のもとに、川崎港を含む京浜港、阪神港の二港を国際コンテナ戦略港湾として、機能強化を図る事業に316億が計上された。

これに連動して、川崎市ではこの事業の川崎港関連の総事業費として今後10年間で1,000億円支出する、と公表している。

「大型船のこない」、従って「コンテナのこない」川崎港に、これだけの税金を注ぎ込む意義と必要があるかについては、川崎公害裁判の関係者だけではなく、かわさき市民オンブズマンが昨年度総会でこの事業を取りあげ、学習を深めた。

その学習を行った直後に、川崎公害裁判の関係で、国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所からこのムダな公共事業に連動する「港湾道路東扇島水江町線の事業概要」について説明をうけた。

これは、大量のコンテナ船が川崎港に来て、大

量の荷捌きと大量輸送を「想定」して、大型車のスムーズな運行を確保することを目的として、現在の市道さつき橋水江線の終点地点を延長して京浜運河をまたいでコンテナターミナルと一体となっている「総合物流拠点地区」やFAZにつなげる架橋・道路を造ろうとする計画で、その自動車走行量の大半は自動車排ガスをまきちらす大型車・ディーゼル車というもので、市民生活に必要な生活道路とは全く異なる産業用道路で、かつ、公害道路の建設そのものにほかならない。

- (2) この事業の概要は、JFE（旧日本鋼管）を横に見て、川崎港の「東扇島～水江町」間を整備箇所として臨港道路の長さは延長約4.5kmで、これを新設するというものである（京浜運河をまたぐことが主たる目的で、その意味では延長区間は短い）。

しかし、その総事業費は約540億円で、いかに架橋工事及び取付工事が中心といっても、その事業費はバカ高となっている（川崎縦貫道計画の事業費は、当初見込みは小さく試算し、現実にはその2～3倍の費用を要していることは周知の事実で、国交省の試算は、税金のムダ遣いの批判を避けるため、需要の点、すなわち予測交通量は現実より多めに、予測事業費用は現実より少なめに「アセス」することが常套手段で、この総事業費を安直に信用することはできず、実際はより高額化するが、それにしてもバカ高の事業費となっている）。

ちなみに事業期間は平成21年度から28年度と予定され、事業主体は前記市道の延長であるが、国土交通省関東地方整備局が担い（但し、説明会には国交省の横に川崎市も同席）、道路規格は往復4車線で自動車走行量（その大半は大型車）は2万台超（12時間）が見込まれている。

- (3) この計画の目的は、①東扇島地区がスーパー中核湾京浜港の物流拠点としてコンテナ貨物の増加が見込まれ、従って、交通アクセスの強化の必要性があること、②東扇島地区には冷蔵冷凍倉庫が集積し（貯蔵能力約70万トン）、かつ、総合物流拠点の入居募集が始まっていて（一部稼働開始）、「物流機能の効率化、高度化へのニーズの対応が必要」となっていること、③これに対し、この地域へのアクセスは川崎港海底トンネルのみでラッ

シュ時にはすでに交通渋滞が生じ、かつ、危険物運搬車両は海底トンネルの通行制限により迂回を余儀なくされていて、その非効率運送の改善を図る必要があること、があげられている。

要するに、国際コンテナ戦略港湾政策の結果、川崎港はスーパー中核港の一員に組み込まれ、今後大型船がドンドン来て、コンテナ貨物も大量に増加し、その運送、運搬のために、川崎港海底トンネルのみでは非効率なので、「臨港道路東扇島水江町線」（約4.5km。架橋）を造りたい、ということに尽きる。

オンブズマン総会では港湾問題の専門家を招いて学習したが、その講演と対比してもその非現実性は明らかで、川崎臨海部にこれ以上「公害道路」を造らせる必要性は全く認められない。

一方、この計画の「おまけの説明」に「首都直下型地震発生時における緊急走路のリダンダンシー（代替機能性）強化」がうたわれている。

ちょっと待った、である。東日本大震災を経験した今、この大震災前にうたわれたこの文言を素直に納得する国民、市民は一人もいない。

そもそも首都圏に直下型地震が発生した場合に一番危ないのは、埋立地で形成されているこの川崎臨海部ではないのか。事実、今回の大地震でも川崎の臨海部（埋立地）は、コンビナート労働者が現地を見分し写真に取めているが、液状化現象がみられ、地盤が突出する箇所も生まれている。

ましてや、臨海部には川崎コンビナートが立地し、その点では日本一危険な地帯といってよい。

それを奇麗事の文言で首都圏に直下型地震が発生した場合の緊急輸送路の代替機能としてこの道路計画事業を推進する、などということは、字面上の説明で全く説得力をもっていない。

- (4) 以上が、国際コンテナ戦略港湾政策と連動して計画されている「公害道路」の建設計画である。しかも、事業主体は市民に情報の開示を十分に行っていないなかで、すなわち事業説明を抜きにして（たまたま、公害関係団体が聞きつけ先日説明会を開いたが、市民的レベルでは全くの説明不足）、「平成23年度、詳細設計等の実施及び環境影響評価準備書の公告・縦覧を目標」としてこの計画を進めたいとしている。

この計画に何とか歯止めをかけたいということ
で、これも川崎公害の和解条項に入っているのに
「道路連絡会」の議題にせずに突っ走るのは、いか
かなものかということで本省交渉の課題とされ、1
月24日の交渉で、アセスにかける前に必ず「道路
連絡会」の議題とし、交渉の土俵にのせることを
約束させた。

従って、この道路計画も、和解条項第2項「国
は本件地域の交通負荷を軽減し、大気汚染の軽減
を図るため」の「施策」となるのかどうか、とい
う視点から交渉の場で検証されることとなった。

道路事業者は、本年5月から7月にかけてアセ
スの申請を、と口頭説明しているので「道路連絡会」
の今春日程がきわめて重要となっている。

- 3 ところが、川崎にあってはこれに加えて福島原発
事故に起因して、何と川崎火力発電所の増設問題が
急浮上してきている。川崎には、新しい埋立地東扇
島に東京電力の東扇島火力（200万kw）が立地して
いる。

これとともにこれより古い火力で川崎公害裁判で
被告となった千鳥町の川崎火力発電所（旧火力で105
万kw）が立地していたが、その川崎火力は「環境に
配慮した」と称して、平成5年以降、1号系列1軸、
2軸、3軸各50万kw（小計150万kw）と2号系列
1軸50万kwがリプレースして立地された（合計200
万kw）。

そこに、東電は「原発問題に対処」するとして2
号系列2軸、3軸の立地を行いたいとし、そしてその
各発電はより高効率化を図れるとして、従前の1軸
当り50万kwを、今度は1軸当り71万kwとして2
軸小計142万kwを建設するとして、その計画を具体
化させてきている。

われわれは、ごく最近、このことを知り、今、こ
の問題の対処にも追われるところとなっている（東
電の計画では2号系列2軸の運転開始が平成28年7
月、3軸の運転開始が平成29年7月となっている）。

NO₂、SPM（PM_{2.5}）対策はもちろんのこと、化
石燃料（使用燃料はLNG）と地球温暖化問題等、川
崎での課題は尽きない。

〔2〕西淀川公害訴訟の報告

西淀川公害訴訟弁護団
弁護士 村 松 昭 夫

1 公害根絶に向けて

西淀川公害訴訟は、1998年7月の国、旧阪神高速道
路公団との和解以後、道路公害根絶に向けて「道路連
絡会」の取り組み等を継続的に行っている。

全国的な状況と同様に、西淀川区においてもこの間
大気汚染は改善傾向が続いているが、決して安心して
生活できるレベルまで改善されたわけでない。とりわ
けPM_{2.5}に関しては、和解条項の履行として区内2カ
所で国交省による常時測定が行われているが、その測

定値は依然として環境基準値を大幅に上回っている。
引き続き、大型車規制や交通量削減などの公害根絶に
向けた取り組みが求められている現状である。

また、大気汚染公害患者に関しても、区内での発症
も続いており、その救済が急務となっている。

なお、昨年12月3日、西淀川公害患者会40周年、
あおぞら財団15周年、あおぞら苑5周年を記念して『手
渡したいのは青い空』記念の集い」を開催した。集い
には、全国から、公害患者や弁護士、研究者など約250
名の参加を得て、盛大な集まりとなった。第一部では、

40年の闘いの歴史がスライドで紹介された後、宮本憲一元滋賀大学学長による「西淀川公害反対運動の歴史的意義―大阪の公害の歴史から」と題する講演があり、公害運動の経験を、最悪の公害である原発災害やアスベスト公害などに歴史の教訓として生かさねばならないことが強調された。また、環境省、研究者、マスコミの各分野から、西淀川公害反対運動の歴史的意義がそれぞれとの関わりで語られた。第二部の記念パーティーでは、出席者からお祝いの言葉が述べられるとともに、会場の各所で旧交を温め合う姿が見られた。患者会、あおぞら財団、あおぞら苑とも、この間の成果と課題を確認し、これを節目として一層の取り組みの発展を誓い合う場となった。

2 第15回道路連絡会について

昨年12月13日に、第15回道路連絡会が開催された。

はじめに、国交省近畿地方整備局から1年間の取り組みが報告され、その後公害患者からの訴えと共に財団から交通量削減とりわけ大型車削減の必要性和歌島橋交差点の横断歩道の復活の提案が行われ、その後、意見交換が行われた。その概要は以下の通りである。

患者会側からは、西淀川区の大気汚染の状況は、依然として高い水準でほぼ横ばいであり、今後も、環境ロードプライシングの効果的な実施、自動車交通量全体の抑制、大型車の規制に取り組んでもらいたい、不況が続くと、高速自動車道に乗っていた人達が無料で使える国道43号や2号を走行するようになることから、自動車交通量全体の抑制にもっと取り組むべきではないか、交通量の抑制のために、思い切った社会実験をやってほしい旨が述べられた。

これに対して、近畿地方整備局からは、湾岸線への迂回や車種規制など、やれることをやっていく、自動車交通量を減らすというのは国交省も考えているが、規制は道路管理者ではできない、考えられる施策を行いながら、自動車交通量を減らしていきたい旨が述べられた。国交省側が、交通量削減の必要性に言及したのははじめてであり、今後の施策に注目したい。

PM2.5の測定については、患者会側から、PM2.5の環境基準ができたので、できるだけ早く、環境省が定めた新しい測定機器に変更してほしい、また、機種の変更により、データが大きく変わるのではないかと懸念もあり、元の機種を残したまま、並行測定をやっ

てほしい旨が述べられ、これに対して、近畿地方整備局は、環境省が選定したものは、これまでに8機種が出ている、成分分析のマニュアルがもうすぐ出る、PM2.5の測定機器については、来年度に設計をやり、更新の計画をたてていきたい旨の回答があった。

歌島橋交差点の横断歩道の再設置については、歌島交差点はスクランブル交差点が無理でも、歩車分離型の信号にすることはできるのではないかと、そうすれば、地下にわざわざ潜らなくてもよい、検討状況を教えてほしい、また、地下歩道では自転車と歩行者の接触が多い、歩行者と自転車を地上に通すことが必要ではないかと、専門家と利用者、交通管理者の警察、その他関係機関を交えて、歌島交差点についての検討会ができないか等の意見が出された。これに対して、近畿地方整備局、大阪国道事務所は、誰でも安全に渡れるように、また、渋滞緩和のために、歩行者には地下歩道を利用してもらおうのが一番のぞましい、歌島橋交差点では、自転車も乗れるエレベータを設置して、地下歩道を通ってもらっている、地下歩道を自転車に乗ったまま走行すると非常に危ないので、警察からも指導してもらっている、スポーツタイプの自転車は、上の道路を通してもらい、普通の買い物用の自転車は地下歩道を通ってほしい、コミュニケーションは大事だと思っている等の意見が出された。今後も意見交換をやっていきたい、連絡会は年に1回なので、適時意見交換をやっていけたらとの意見も出された。

3 今後の課題

国交省側は、PM2.5の汚染に関して環境基準を上回っている現状への認識が極めて甘い状況である。今回、交通量とりわけ大型車の交通量の削減の必要性に言及したが、今後も、引き続き、国には国民の命や健康を守る基本姿勢が問われていることを訴え続けることが必要である。

大阪では、未認定の公害被害者の救済に向けて、公害患者会、民医連、労働組合等によって結成された「あおぞらプロジェクトIN大阪」が精力的に対府、対市交渉を続け、新たな医療費救済制度の確立に向けた署名運動も活発に取り組まれている。

道路公害対策の実施と共に、全国的な運動に呼応して未認定患者らの救済に向けた制度要求の確立を行っていくことが求められている。

〔3〕名古屋南部あおぞら裁判・道路連絡会の報告

弁護士 松 本 篤 周

1 はじめに

01年8月全面解決和解が成立し、10年半余りが経過しました。和解を契機として国（国土交通省）との間で設置された道路沿道環境改善に関する連絡会（略称連絡会）の取り組みの到達点について報告します。大気汚染の改善のため、23号の交通量を減らし、道路からの大気汚染物質の排出を減らすことが課題です。そのために車線削減と湾岸道路への交通の誘導を求めてきました。

国との和解条項では、最初に「国道23号の車線削減」が掲げられ、具体的には「国道23号の車線削減について、幹線道路ネットワークの整備状況なども踏まえつつ、関係機関並びに地元住民とも合意形成を図りながら検討する。」とされています。

10年度交通流動調査結果（10年11月実施：最新データ）

交通量低減策の前提として、01年以降毎年一回、交通流動調査（24時間）が実施されてきました。公害患者の居住地にある国道23号と、迂回路としての役割が想定されている伊勢湾岸道の名古屋南部地域の中央断面の交通量の01年と最新の10年のデータとの比較は以下の通りです。

	01年	10年	
	(全車)	(うち大型車)	(全車)(09年比較) (うち大型車)(09年比較)
・国道23号	89,900	39,300	83,600(8,800減少) 34,500(500減少)
・伊勢湾岸道	15,000	4,100	78,900(5,200増加) 24,700(12,800減少)

23号の全車交通量は9年間で6300台減少、そのうち大型車の減少が4800台を占めている。これに対して「迂回道路」と位置づけられた伊勢湾岸道は、全車交通量が6万4000台増加し、うち大型車の増加が約2万台を占めている。結局、伊勢湾岸が出来たことによって、この9年間である程度の迂回効果があることは認められるが、その内容を見ると23号の大型車交通量が約4800台（12%）減少したものの、これに対して伊勢湾

岸道は約2万台が増加したことになる。

このような状況にあって、原告らとしては、いまだに沿道の汚染が環境基準を達成できていない23号の交通量の大幅な低減を実現し、23号沿道の環境改善を最優先に取り組ませる必要があると考えています。

2 23号の車線削減の早期実現を目指す上での重大な問題点

上記のように、アンケートの結果車線削減をすれば、23号から他の道路にシフトし、23号の交通量が低減することが明らかになりました。

ところが2010年度に入ってから、中部整備局の担当者である路政課長と計画調整課長が代わり、これまでの取り組みにブレーキをかけるような重大な傾向が現れ始めました。彼らは、車線削減による他の道路へのシフト予測とそれによる自動車排ガスのシミュレーションを行い、その結果、車線削減により、周辺道路に1キロから7キロ程度の渋滞が生じること、また車線削減によって路線別の年間総排出量については、23号の年間総排出量がNOx、SPMとも24%減少するのに対して、国道247号や東海橋線が渋滞により、排出量がほぼ倍加する結果、名古屋南部地域全体では約5%の微増になる、との予測となった、との報告を行ったのです。

さらに、中部整備局は、「名古屋南部全体の環境が悪化するとの予測があり、また周辺道路に長距離の渋滞が発生するとの予測が出た以上、このまま車線削減をするわけにはいかない。」として、車線削減をさらに何年かかるかわからない先延ばしするかのような難題を設定して、提示するに至りました。この理屈でいうなら、伊勢湾岸道を新設して、23号の交通量を迂回させるという国交省の政策自体、多少の迂回効果を上げたとしても、結果として地域全体の交通量を増加させることになる点で、間違った政策だったということになるはずで

3 原告団・弁護団の闘いの現状

10年12月21日の打ち合わせ準備会で、路政課長と計画調整課長に対して、少なくとも早期に車線削減の社会実験を実施させることを要求し、粘り強い交渉の結果、以下の念書を書かせるに至りました。

「社会実験はその実施の規模にもよるが、車線削減によって生じる渋滞などの影響を調べるために実施するものであって、原則として、生じる影響を予め解決する方策を検討してからしか実施できないものではないということを認めます。従って、一部区間で先行して車線削減の社会実験を早期に実施する方向で検討します。車線削減の社会実験は本来は季節による変動を見るために1年以上行うことが望ましいですが、短期間の社会実験でも有用性があることを認めます。」

ところが、短期かつ部分的な社会実験の実施へ向けての具体化をつめるべき昨年1月21日の打ち合わせ会で、計画調整課長は「短期、一部の実験でも、それによってどういう影響が生じるか、それに対して何をしなければならぬかの課題を検討してからでなければ実験できない。」という詭弁を持ち出し、12月21日の確認書も反故にする姿勢に固執しました。

さらに、その後1年余りの交渉の中で、弁護団から「問題のシミュレーションは、車線削減された場合に一回は周辺道路に迂回して渋滞を生じせしめる、という想定でなされているが、周辺道路が渋滞すれば、当然ドライバーとしては、さらに別の道路に迂回行動を取ることになる、その点を想定したシミュレーションをやり直すべきだ。」と指摘したところ、実はそのシミュレーションは既に実施されていて、その結果「最も問題とされていた道路の渋滞は、生じないどころか、車線削減以前よりも渋滞が短くなる。」という驚くべき結果が出ていたことが明らかになりました。しかし計画調整課長は「これは出発時間を早めるという行動を盛り込むことが出来ないというシミュレーションの限界によるもので、通常予想される事態に照らして非常識なので採用できない。」として結局、シミュレーションには限界があることを認めざるを得なくなりました。しかしそれにもかかわらず、最初のシミュレーション結果に固執して、「社会実験もできない。」という理由の説明もできない、理不尽な態度に固執する姿勢に終始しました。そのあげく、計画調整課長は昨年12月で退任しました。

4

その後、2月24日に後任の新しい計画調整課長との交渉をもちました。その中では、問題のあるシミュレーションについては、今後さらに勉強していくということにとどまりましたが、南区要町の遮音壁にNO_x吸着装置を取り付ける工事の予定があることが明らかになったため、弁護団の側から、「その工事に伴って、一部車線削減をし、その際の23号の渋滞、交通量の周辺への迂回について調査するなどして、事実上の社会実験を行うことができないのか。」という提起を行い、中部整備局において検討することになりました。現在は、この検討課題についての回答を待っているところです。

和解成立から10年が経過しようとする今年、最終段階で現れた理不尽な抵抗を乗り越えて、社会実験から車線削減及び湾岸線割引による湾岸への誘導による23号の交通量の大幅削減を実現させるべく、引き続き全力を挙げて取り組む決意です。

〔4〕東京大気、和解から5年目・広がるたたかい

東京大気汚染公害裁判弁護団
弁護士 原 希世巳

1 この1年のたたかい

この1年の運動により、国に新たな救済制度の創設を求めるたたかいは大きく前進し、展望を広げることができた。他方東京都のぜん息医療費助成制度の見直しの動きは急を告げ、いよいよ正念場にさしかかっている。

他方、道路公害対策を求めるたたかいは着実に前進し、特に自転車道整備の問題では新たな注目すべき動きが現れている。

2 東京都のぜん息患者救済制度打ち切りの危機

東京大気裁判の和解によって発足した東京都のぜん息医療費助成制度は、創設から3年余が経過し、東京都は「見直し期限は2013年8月であるが、その後の制度のあり方については本年度（2011年度）中に方向性を確定させたい。」と言い出した。そして「5年経過時点で財源は80億円内外が残る見込みであるが、これを使い切ったとき、国やメーカーに新たな財源負担を求めていくことは容易ではないし、東京都だけで制度の財源を負担していくこともハードルが高い。」として最大の問題は財源問題であることを明らかにした。

東京都は具体的な方向性は未だ明らかにしていないが、医療費の一部負担（例えば1割負担）導入を考えている可能性は高い。東京大気裁判の輝かしい成果も5年にして潰えてしまうのか、今岐路に立たされている。

3 ぜん息医療費無料化は譲れない

この制度により無料化の認定を受けた患者は昨年12月末時点で6万4684名である。今日も毎月数百人ずつ増えている。これら認定患者に対するアンケート調査は、東京民医連の病院、診療所の協力を受けて、2回行われている。2009年の東京経済大学などの学者グループによるもの（有効回答652通）と、2011年の東京公

害患者会によるもの（同345通）である。

その中で「医療券を受けてよかったこと」との問について、「お金の心配」なく、「治療に積極性」が高まること（いずれも7割台）は容易に想像がつくことであるが、「症状の改善」を自覚する者が多数いることが注目される。東経大調査では36.3%であったが、それから2年ほど経過した患者会調査では大幅に増加して51%となっている。また約3分の1の患者が、認定前は経済的な理由から薬を節約していたとするのも衝撃的であるし、約4割～6割の患者が「公害病と認められてよかった」と回答していること、2割以上の患者が家族への気兼ねが減ったと回答していることなどは、ぜん息患者がおかれた社会的な地位と意識状況を物語っているといえよう。このように本制度が公害被害者の救済制度として極めて大きな社会的役割を果たしていることは疑いない。医療費の自己負担導入は何としても許してはならない。

また患者会調査では制度見直しがあることを知っていた者はわずかに28%、無料化制度の存続を望む者が91.6%に及んだ。昨年末に急遽取り組んだアンケート患者等を対象にした「石原都知事宛直筆の手紙」運動は、1週間程度の間に61通もの手紙が寄せられ、12月21日の東京都との「連絡会」で手渡し、無料化制度の維持、存続を要請した。

東京都に対してはこの3月、4月がまさしく正念場であり、「国が救済制度を作るまでは東京都の責任で現行の制度の存続を求める」という形で、何とか医師会なども射程において運動を広げていきたい。

4 国に救済制度を迫るたたかい

国に対するこの1年間のたたかいの特徴は、「そらプロジェクト」をテコとした環境省に迫るたたかいと、国会对策の前進である。

「そらプロジェクト」とは、環境省が行った自動車排ガスの健康影響を調べる全国的な大規模疫学調査であ

り、昨年5月にその解析結果が発表された。それによれば調査設計の中心をなす学童コホート調査（5年間の追跡調査）と、成人の非喫煙者を対象とする断面調査で、NO_x ないし EC（元素炭素。PM2.5の炭素成分である）と明らかな関連が認められ、さらには「持続性せきたん」（慢性気管支炎の症状）とも有意な関連が見られた。

これまでの大気裁判で国は自動車排ガスの健康影響について、信頼に足る科学的知見はないとして、因果関係を一貫して争ってきた。しかるに西淀川から2002年4月の東京大気まで判決で5連敗し、ようやく2005年から本格的調査に着手したものである。

国は、公健法の新規認定打ち切り（1988年）当時から、自動車排ガスの影響について科学的知見が明らかになれば救済制度復活を検討すると言明しており、東京大気裁判の和解協議でも救済制度については「そらプロジェクトの結果を踏まえて検討する」との回答に終始していた。

その結果がこのように明確に関連ありとされ、環境省は土俵際まで追いつめられる格好となった。そして昨年5月18日の環境保健部長交渉において部長は「6月から救済制度についての検討に入る」と答弁せざるを得ない状況となった。ところが5月27日、環境大臣は「そらプロジェクト」の結果を踏まえても救済制度導入は困難との記者発表をしてしまい、さらに7月12日の環境保健部長交渉では、部長が「福島行き」を理由に10分間で会場から遁走する事態となった。怒った患者たちは7月から8月の酷暑・炎天の中、毎週環境省前で抗議行動を続けた。

その上で関係正常化のための折衝がすすめられ、11月14日の環境保健部長交渉では「救済制度についてはやるともやらないとも言わない」というところまで押し戻し、今後救済制度問題につき少人数での勉強会をしていくこととなった。

他方、昨年3月11日には、東京都議会で国に新たな公害被害者救済制度の創設を求める意見書が全会一致で採択された。その直後に大震災に見舞われたものの、裁判当時からのつながりを生かして、6月から国会各会派の有力者とコンタクトを取り始め、その結果、公明党とは昨年12月22日に議員団で患者のヒアリングが実現し、制度創設に向けて協力が得られる展望が生まれている。自民党には川崎の患者会が地元のつながりを生かして議員との協力関係を固めつつある。民主党、みんなの党、社民党、共産党とも何とか患者のヒアリ

ングを実現させて協力関係を強めていきたい。

昨年来取り組んできた国に対する「救済制度を求める請願署名」は昨年末の段階で、東京で15万筆を超え、全国でも28万筆を超えた。そして昨年8月以降、5回の大衆的な国会要請行動を行い、民主、自民、公明、みんな、共産、社民、日本新党など超党派で昨年末までで28名の請願署名の紹介議員を獲得している。

今年は紹介議員を2倍、3倍に広げて、この通常国会に請願署名を提出して国会内の世論を変えてゆき、制度創設を目指したい。

5 道路公害対策を求めるたたかい

- (1) 昨年は1月26日の第3回道路連絡会（第3続会）のあと、3・11大震災の影響で、なかなか国側との交渉を持てなかったが、昨年10月31日に第7回準備会、本年1月31日に予定されている第4回道路連絡会を開かせ、様々な前進を勝ち取っている。

(2) 大きく前進した道路緑化対策

これまで、葛飾の国道6号新宿拡幅や文京の国道254号小日向拡幅などの議論を通じて、大気汚染地帯では冬季も大気汚染対策効果のある常緑樹を主体とした高中低木の立体的植栽を目指すことについて、国・都とほぼコンセンサスを形成してきた。

東京都が和解条項で約束した100万本の街路樹充実事業は、平成20年度以降次のように着実に進められている。

H20年度 116.6 km

H21年度 44路線 94.5 km（区部は34路線 76.8 km）

H22年度 53路線 96.4 km（区部は35路線 63.5 km）

H23年度 47路線 101.9 km（区部は31路線 49.9 km）

(3) 激甚交差点対策

これに対して和解で約束した激甚交差点対策については足踏みが続いている。

国はこれまで、松原橋、上馬、北品川、梅島、青戸について現況調査を行ったが、これまで出てきた対策案は、環境濃度の改善効果は認めがたい光触媒とACF（高活性炭素繊維）のみである。今後さらに抜本的対策を取らせていく必要がある。

(4) 大きく動き始めた自転車走行空間の整備

この間国が表明した直轄国道 10 箇所での自転車道整備の課題は、昨年 1 年間は結局見るべき前進はなかった。

しかし、この間にも①大田の国道 15 号南蒲田立体で、拡幅部分に自転車道整備を約束したこと、②葛飾の蔵前橋通りで自転車レーンの工事が進捗中であること、③国道 17 号の向丘地区（文京）と巣鴨地区（豊島）で自転車レーンが整備され、さらにこれをつなぐ白山～巣鴨地区の整備も約束されたこと、④板橋の都道 116 号（長後赤塚線）西台～赤塚公園地区は、車線を削って歩道拡幅により物理的に分離した自転車レーンを作ることを約束したことなど、各地域で貴重な前進があった。

(5) 新たな展開＝警察庁「自転車総合交通対策」

昨年 10 月、警察庁は「自転車総合交通対策」という通達を出した。この通達は、自転車の歩道走行を事実上認めてきた従来の施策（「自歩可」といわれる）を見直し、「幅員 3 メートル未満の歩道における自歩可の交通規制は見直すこと。」とした。また何よりも画期的なことは、「自転車の通行量が特に多い片側 2 車線以上の道路において、自動車等が通行する車線を減らすことによる自転車道等の整備を検討すること。」「自転車の通行量が多い 2 車線道路に一方通行の交通規制を実施することによる道路の両側に自転車道等の整備を検討すること。」と定めて、車線を削減して自転車走行空間を確保していく考え方が取られていることである。

第 4 回連絡会では、これまで車線削減が必要で、東京都は頑としてこれに応じようとしなかった環七葛西地区（江戸川）、環七足立などについてもこの通達の趣旨を踏まえて再検討することを約束させた。

また現時点では歩道内分離の方針で進められている国道 17 号千石駅～豊島市場地区（文京、豊島）や、スペースの関係で困難とされてきた国道 4 号足立地区、平和橋通り（葛飾、江戸川）などについても、通達の趣旨を踏まえて再検討するとの言質を取った。

これからはこの通達を大いに活用して、車道の削減、そして自転車専用レーンの設置を各地から積極的に要求していきたい。

(6) 頑迷な国交省の PM 2.5 観測問題も前進の兆し

2009 年 9 月の PM 2.5 環境基準の設定を受けて、東京都は 3 年以内に 78 箇所の全ての常時観測局で PM 2.5 の常時測定を開始するとの方針で施策を進めている。ところが国交省は都内で 16 カ所、首都高は 15 カ所の常時観測局を設置して NO₂ と SPM の常時観測をしているが、PM 2.5 の測定はやらないと言っている。一昨年の第 3 回連絡会では 3 回にわたって交渉するも頑迷に拒否した。

その後全国大気連として 6 回の国交省本省交渉を持った。そこでは、国交省がいう「和解条項に国交省がやると明記していない」「発生メカニズム、寄与度などが未解明だ」などという論拠はことごとく論破され、本年 1 月 24 日の第 6 回交渉では「関東地整（関東地方整備局）には和解条項の記載にはこだわらずに協議するよう伝えるので、関東地整と協議してほしい」と回答せざるを得ないところまで追いつめた。

こうして迎えた第 4 回道路連絡会で、関東地整からは「行政判断として常時観測局の設置について検討していく」との回答がなされた。これまで和解条項に国交省が PM 2.5 の観測をするとは書かれていないことをほぼ唯一の根拠として拒否してきたことを考えれば、これを打ち崩したことは大きな前進であろう。これからも追及の手を緩めずに、今年こそは実現していきたい。

(7) 大型貨物車の走行規制の拡大をめぐって

警視庁は現行の土日の深夜早朝の大型貨物車の走行規制の拡大について検討するため、環七通り、環八通りの交通量調査をし、規制の効果として大型貨物車の交通量は 1 割程度の減少効果があったとしてきた。ところが昨年 11 月の準備会では「交通量と大気汚染の 1 時間ごとのデータの相関を検討した結果、規制の大気改善効果は明確ではないため規制の拡大は実施しない」と拒否回答がされた。

そこで私たちは警視庁の交通量データなど入手して、環境総合研究所の鷹取敦氏に解析を依頼したところ、昨年末に報告書が寄せられた。この報告書は、①規制効果を検討するうえで、警視庁のように 1 時間毎の大気汚染濃度と交通量の変化を比較しても意味はなく、大型車の通行規制によ

り交通量が減少しているとき、大気汚染も低減しているかを検討することが必要であること、②そして規制時間外から規制時間帯の大型貨物通行量の減少割合（平均 11.1%）に相応して、NO₂ は 11.9%、SPM は 6.3%と減少しており、大型貨物の通行規制により 1 割内外の大気改善効果があることが明らかにされた。

第 4 回道路連絡会では、鷹取氏にも出席してもらってこの点大いに強調し、抵抗する警視庁と 1 時間以上の激論の末、「今回のデータでは規制時間帯は大型貨物交通量は減少し、大気汚染も減少したことが示されたことを踏まえて、今後大型貨物規制を拡大できるのかどうかを検討していく」というところまで押し返すことができた。現時点では警視庁はまだまだ後ろ向きと言わざるを得ないが、世論を広げつつ何とかして規制の拡大を目指していきたい。

(8) その他の地域要求から

以上の他道路連絡会では、各地域から公害対策要求が出され、一つ一つ丁寧な交渉がなされている。

最近の大成果としては、品川・目黒の中央環状品川線対策で懸案の低濃度脱硝装置導入を約束させたことである。

また葛飾の国道 6 号新宿地区の高木枯れ対策を約束させたこと、江戸川の国道 14 号小松川拡幅で歩道（緑地帯）の拡幅を勝ち取ったこと、大田の国道 15 号南蒲田や、目黒の山手通りなどの拡幅事業で、事前に計画案を出して協議することを約束させたことなど、ローカルな課題でも成果を上げている。

当面、品川の八潮団地対策、文京の春日測定局復活問題、千代田の岩本町測定局設置問題などが各論の焦点となっている。

(基地騒音)

〔1〕第3次嘉手納基地騒音差止請求訴訟 報告

弁護士 城 間 博 (新61期)

1 はじめに

去る2011年4月28日、嘉手納基地周辺の住民が原告となり、第3次嘉手納基地騒音差止請求訴訟を提訴しました。

この訴訟の特色は、なんといってもその原告数でしょう。原告数は2万2058人、原告団の規模は国内最大です。

第1次訴訟の原告数906人、第2次訴訟の原告数5540人から、さらに増加した原告数となりました。

これほどの数の嘉手納基地周辺の住民が「静かな夜を返せ」をスローガンに、騒音差止と損害賠償を求めて第3次嘉手納基地騒音差止請求訴訟の提起を行ったことは、第1次訴訟および第2次訴訟を通じた原告団および弁護団の活動の成果が、原告の広がりという結果に現れたものと言えます。

以下、訴状の概要、現在までの期日の概要、今後の予定などをご紹介します。

2 訴状の概要

第3次嘉手納基地騒音差止訴訟の訴状は、79ページにも及びますが、概要のみをご紹介します。

(1) 請求の趣旨

第3次嘉手納基地騒音差止訴訟では、被告である国に対し、差止と損害賠償を求めています。

差止の請求の趣旨は、昼間の騒音については従前と同じく、「嘉手納基地の使用によって生じる65dBを超える一切の騒音を到達させてはならないこと」を求めるものです。夜間早朝の騒音差止についての請求の趣旨は、従前の「嘉手納基地において一切の航空機を離発着させてはならないこと」を主位的請求として、新たに、「嘉手納基地の使用によって生じ

る40dBを超える一切の騒音を到達させてはならないこと」を予備的請求に加えました。

損害賠償に関する請求の趣旨は、原告一律に、1か月あたり金5万7500円の金員の支払を求めています。将来請求についても請求の趣旨に掲げています。

(2) 請求の原因

請求の原因では、まず、戦後の米軍の土地接収を経て、日米安保条約の締結や公用地法等の制定により国策として嘉手納基地を提供してきた基地形成史、現在の嘉手納基地の概要について説明しています。

次に、本土駐留米軍の地上戦闘部隊の沖縄への移動に対する関与、公用地法等の制定、高額軍用地借地料の設定や基地交付金による財政面からの基地固定化の促進、米軍に対するいわゆる思いやり予算の支払いによる米軍基地固定化の促進などの被告国自身の行為を指摘し、これらは被告国自身の侵害行為と位置づけられるべきことを主張しています。

次に、沖縄県による測定を踏まえて、騒音防止協定を全く守ろうとしない米軍の侵害行為（騒音曝露）について説明しています。

そして、被害について、難聴、聴力以外の身体的被害、睡眠妨害、生活被害、精神的被害について、説明しています。特に、難聴について、一人でも爆音によって身体的被害が生じたものがあれば差止が認められるべきとの主張は第2次訴訟において最大の争点として位置づけた部分で、第2次訴訟の経験を生かしてさらなる主張立証が今後の課題です。

次に、差止請求について、爆音被害の根本からの解決のために差止が必要であることを説明した後、人格権、環境権、平和的生存権を差止めの法的根拠としていること、第三者行為論の不当性について説明しております。「静かな夜を返せ」という嘉手納

基地騒音差止訴訟のスローガンの実現のためには、この差止部分が重要ですので、今後さらなる主張立証を準備していくことになります。

最後に、損害賠償請求について、従来の裁判例における損害賠償の基準が低廉にすぎること、原告らの精神的苦痛を慰謝するには請求の趣旨記載の金額が適当であること、将来の損害賠償請求も認められるべきことについて記載しています。

3 現時点までの裁判期日

(1) 第1回口頭弁論

訴訟提起後、期日前の複数回の進行協議を経て、2011年10月20日、第1回口頭弁論が開かれました。

地域ごとの代表という位置づけで、原告6名が意見陳述を行い、各地の爆音被害に悩まされる実態を訴えました。

そして、弁護団から差止部分と損害部分とに分けて訴状の要旨陳述を行いました。

差止部分については、沖縄の若手エース仲西先生による被告国が第三者ではなく共同妨害者であること、被告国が米軍機の運行を制限できる立場にあることについて、要旨陳述がなされました。

損害については、普天間基地訴訟での実績のある山城先生によって、平成元年の横田基地三次訴訟判決後の人権意識の高まり、物価の推移、思いやり予算の増加などを指摘した上での従前の基準の不当性や、普天間控訴審判決に対する一定の評価、原告らの苦痛を理解しその苦痛を慰謝するに足る金額の賠償を認めるべきことについて、要旨陳述がなされました。

(2) 第2回口頭弁論

第1回口頭弁論後、進行協議を挟んで、2012年1月19日に第2回口頭弁論が開かれました。

弁護団から、基地形成史についての準備書面の要旨陳述と、「騒音」の定義や航空機騒音についての準備書面の要旨陳述を行いました。

基地形成史については、爆音訴訟のために大阪から沖縄に登録替えまで行った田村先生によって、嘉手納基地が暴力的な手続きで形成されたことやその背景にある差別構造等について要旨陳述がなされました。

「騒音」の定義等については、ご自身も嘉手納基地近くに住まわれている宮下先生から、「騒音」の定義と、騒音には主観的要素が伴うため音圧レベルや周波数のみでは判断できないこと、航空機騒音の特性や周辺住民は騒音がいつ発生しいつ止むのか全く予測できない軍用空港の特性があることを指摘しうるさく邪魔な音という騒音の主観面を十分考慮すべきことの要旨陳述がなされました。

4 今後の予定

那覇地裁沖縄支部は、現在のところおよそ6週間間隔で、弁論期日と進行協議期日を交互に指定する意向を持っています。また、現在の裁判長は、進行協議の場において、2年以内での結審を目指すと言ったこともあり、審理に積極的な姿勢を見せています。他方で、現在の裁判長は、宣伝カーにあたるとの理由で、拡声器が付いており車体の上に付属した部分に「静かな空を取り戻そう」「爆音NO」等書かれている原告団の車を裁判所構内に入らせないという態度を明確にしています。従前の沖縄での爆音訴訟においては、このようなことはありませんでした。弁護団としては、迅速な審理も大切ですが、拙速な判断がなされることは避けなければならないと考えております。

次回は、3月1日に進行協議期日が指定されております。

5 訴訟外の動きなど

まず、騒音レベルを表す指標が従前の WECPNL から Lden へ移行する予定であり、このことが裁判所の判断に与える影響を検討する必要があります。

また、原告らの騒音曝露の状況を示す最重要の資料となるコンター図の引き直しの動きがあります。コンター図の縮小などがあれば、裁判の結論にも重大な影響が生じることが予想されるため、弁護団も対応を検討しています。

さらに、普天間飛行場の嘉手納統合案も浮上しており、多くの課題があります。

しかし、弁護団一同、「静かな夜を返せ」という住民の願いを実現するために、全力で取り組んでまいります。ご支援・ご協力よろしくお願いいたします。

〔2〕第二次普天間基地爆音訴訟提訴にむけて

弁護士 齋藤 祐介

1 第一次訴訟の経過

ア 第一次普天間基地爆音訴訟は、2002年10月、那覇地方裁判所沖縄支部に提訴された。この訴訟は、「世界一危険な飛行場」である普天間飛行場の爆音被害からの救済のみならず、生命身体の危険やその恐怖からの解放をも切望して、提訴されたものであった。

2008年6月26日、那覇地方裁判所沖縄支部は、普天間飛行場建設から63年目にして初めて、普天間飛行場がもたらす爆音を違法とする司法判断を下した。

しかしながら、原告らが一番強く望んでいる肝心の飛行差し止めについては、いつもどおりの第三者行為論を展開し、住民の求めを棄却した。

イ 2010年7月29日、福岡高等裁判所那覇支部において言い渡された控訴審判決は、普天間飛行場から生ずる爆音の深刻さ及びその危険の深刻さについて具体的に指摘し、普天間飛行場の欠陥に正面から向き合うものであった。同判決は、日米合同委員会で合意された騒音防止協定（22時から6時までの飛行禁止）や住宅地上空を回避することになっている場周経路についても「午後11時までの飛行が常態化（している）」「必ずしも（場周経路の）規制は守られておらず」「被告は、米軍に運用上の必要性について調査・検証するよう求めるなど…適切な措置をとってはいない。そのため、平成8年規制措置は、事実上形骸化している」などと、国の怠慢を厳しく指摘するものであった。

そのうえで、1989年3月15日、東京地方裁判所八王子支部が示して以来、ほとんどの爆音訴訟で維持されてきた従来の損害賠償の水準（W値80地域で一日200円、W値75地域で一日100円）と比べて、その2倍にあたる損害賠償（W値80地域で一日400円、W値75地域で一日200円）の支払を、国に対して命じた。

しかしながら、住民らの最も中心的な請求である飛行差し止めについては、ここでも、第三者行為論に立脚して棄却した上で「しかし、このことはもとより、被告に普天間飛行場周辺の騒音の状況を改善する責務がないことを意味するものではなく、より一層強い意味で本件航空機騒音の改善を図るべき政治的な責務を負っている。」と判示するにとどまった。

ウ 原告らは、このような高裁判決に対し、飛行差し止めを求めて、最高裁判所に上告（及び上告受理申立）を行った。

しかし、2011年10月11日、最高裁判所は、何ら、実質的な判断を示すことなく、原告らに三行半の判決を突き付け、原告らの上告を棄却した。

2 第二次普天間基地爆音訴訟にむけて

ア 上記のように、従前の爆音訴訟における水準を一定程度前進させ、普天間飛行場の欠陥にもある程度向き合った控訴審判決であったが、飛行差し止めを棄却した判決に満足する原告は一人もいなかった。

私たちの行っている普天間爆音訴訟の原告は、賠償金を得る目的で訴訟に参加しているわけではないのである。

普天間飛行場は、同飛行場を離着陸する航空機が存在する限り、いつ、大惨事が生じてもおかしくないようなおそろしい状況にある。

普天間飛行場は、およそ9万3000人の人口を抱える宜野湾市の面積の約24.7%を占め、同市の中心に位置し、宜野湾市を東西に分断している。普天間飛行場の周囲には住宅が密集し、普天間第二小学校や病院、マンションが立ち並んでいる。その中を低空で航空機が離着陸し、ヘリコプターが行きかう姿は、それをとときどき見るだけでも恐怖を感じる。

特に2004年8月、沖縄国際大学にヘリが墜落・炎上する事故が発生した後は、周辺住民らは、ヘリコプターが低空で飛行するのを見るたびに「このまま家の上にヘリコプターが落ちてこないか」との恐怖感を現実的に味わうことを余儀なくされている。

従って、原告らの一番の願いが、普天間飛行場の爆音被害や生命身体の危険を最も抜本的に解決することができる飛行差し止めであることは、極めて当然のことである。

イ そのため、私たちは、普天間飛行場を離着陸する航空機の差し止めを求めて、再び、第二次普天間基地爆音訴訟として、爆音訴訟を提訴すべく、準備中である。

第一次普天間爆音訴訟は、原告約400人ほどであったところ、第一次普天間爆音訴訟の判決等が広く報道されたこと、原告団の尽力等により、第二次普天間爆音訴訟の原告予定者として、既に2000名を超える住民が申し込みを行っている。

普天間飛行場の爆音や危険性が抜本的に解消できるよう、全力を挙げて取り組んでいく所存である。

3 第二次普天間爆音訴訟の課題

ア 全国の航空基地爆音訴訟で最初に基地騒音の違法が認定された1981年の第一次横田基地爆音訴訟第一審判決から、既に30年以上が経過している。

その後、全国で、数多くの判決が、基地騒音の違法性を認定し、違法性を前提とした損害賠償請求を認容しているにも関わらず、未だに各基地は騒音をばらまき、周辺住民に精神的・身体的被害をもたらしているほか、生命・身体に危険に晒し続けている。

「世界一危険な普天間飛行場」である。

いいかげん、裁判所に対し、発生し続けている爆音被害や生命・身体に危険を抜本的に取り除くような判決を出してもらわなければならない。

イ 普天間飛行場移設に関する政治的状況は極めて重大である。

2009年の政権交代により誕生した鳩山内閣は、

普天間飛行場の沖縄県外への移設を公約としていたが、しばらくして、辺野古移転を言いだした。

基地が集中し、常に米軍基地による被害を受け続けている沖縄県民は、上記鳩山政権の公約を心から信頼し、大きな期待を寄せていた。

しかし、上記の公約違反は、沖縄県民の心からの期待、信頼を大きく損なう背信的行為であった。

その後、日本政府は名護市辺野古への代替施設建設の方針を押し進めている。

沖縄への新基地建設のため、沖縄防衛局は、半ばムキになって、東村高江で抗議活動が続ける住民のうちの一部を狙い撃ちにした通行妨害禁止の仮処分の申立て及びそれに引き続く本案訴訟の提起（2012年3月判決予定）、名護市長選や宜野湾市長選に関しての沖縄防衛局職員に対する沖縄防衛局長の「講話」事件、辺野古新基地建設に関しての沖縄県庁への環境影響評価書の未明の搬入劇、ずさんで拙速な辺野古基地建設の環境影響評価手続など、様々な方策を採って、沖縄県内に新基地を建設しようとしている。

私たち弁護団は、法廷内での普天間飛行場の爆音、危険性への戦いとともに、法廷外での運動にも、全力で取り組まなければならない。

4 おわりに

第二次普天間基地爆音訴訟は、2012年3月を目処に提訴すべく、準備中である。

私たちは、普天間基地の即時閉鎖のほか、沖縄県内への最新鋭の基地建設の阻止等をするべく、法廷内、法廷外の戦いに取り組まなければならない。

〔3〕小松基地

小松基地騒音訴訟弁護団 事務局
弁護士 川 本 藏 石

1 はじめに

「平和で静かな空を返せ」をスローガンに、わが国初の軍事基地を相手方とした小松基地の騒音等をめぐる訴訟は、昭和 50 年に第 1 次訴訟が提訴された。その後 2 次訴訟が提起され、平成 6 年 12 月 26 日の名古屋高裁金沢支部の判決でひとつの区切りがついたかに思えた。

しかしながら、判決内容は賠償こそ認めたものの、根本的救済である飛行差止については門前払いであった。判決報告集会の中で自然と新たな救済を求める声が出始めた。「平和で静かな空を返せ」というスローガンからすれば至極もっともな動きであり、3 次・4 次訴訟の提起となった。

2 第 5、6 次訴訟に至る経緯について

3、4 次訴訟の提起にあたっては、本件訴訟が騒音被害に苦しむ人々を救済すると同時に、音源である在日米軍や自衛隊の存在意義を問う闘い、平和の闘いでもあることを説明し了解をえた。

同訴訟の判決は平成 19 年 4 月 16 日名古屋高裁金沢支部であった。損害賠償は認めたが、差止は一審と異なり民事差止請求の適法性を否定して却下というものであった。被害の根本的救済を否定したという点で 1、2 次の場合と同様で、必然的に新たな闘いを求める声が生まれた。その結果平成 20 年 12 月 24 日、原告数 2121 名で第 5 次提訴。翌 21 年 4 月 27 日、原告数 106 名で第 6 次提訴が行われた。

3 第 5、6 次訴訟の現状

公判は 8 回開かれているが、被告の主張が一応終わり原告らによる反論を含めた主張が続いている。これまでに騒音による健康被害の発生、民事差止の適法性、騒音暴露の実態に関する主張が終了しているが、今後環境基準および音源である自衛隊等の憲法適合性の問

題の主張を予定している。立証の重点としては、原告団・支援運動体による騒音調査結果を基にした騒音暴露の実態及び騒音による健康被害の実態においている。

特に、騒音による健康被害の立証は民事差止を求める上で重要なポイントになることから、騒音地域・非騒音地域に分けて広範囲のアンケート調査を実施している。現在は調査を終わり、集計・分析作業を行っているが、今年の秋頃をめどに報告書を完成させる予定である。

一方被告の主張は、コンター内の騒音暴露状況は実際にはコンターの数値より低くなっている（実勢騒音値論）。共通被害ではなく個別被害を主張・立証すべき、民事差止は不適法、という従前通りのものである。

4 今後について

これまで述べたように、本件訴訟は双方の主張も終盤にかかっており、立証段階に向かっているというのが現状である。そうしたところ昨年 12 月 26 日の公判期日において、突然、裁判所から双方に和解による解決が可能か否か検討してほしい旨の提案がなされた。

その理由とするところは「法治国家であるにもかかわらず、ひとつの訴訟が終了して数年も経たないうちに同様な訴訟が繰り返し提起されるのはおかしい」というものであった。裁判所が意図するところがどの辺りにあるかは議論のあるところである。しかしながら、同様な訴訟が繰り返し提起されざるを得ない状況が尋常でないことも事実である。

ほかの基地訴訟の人たちとも意見交換しながら対処方法を考えていかなければならない課題といえよう。

(イタイイタイ病)

イタイイタイ病訴訟～カドミウム被害根絶の運動

イタイイタイ病弁護団 事務局長
弁護士 水谷 敏彦

I はじめに

2012年はイ病訴訟控訴審の完全勝利判決から40年目にあたる。

被害住民は、勝利判決を梃子にして勝ち取った3つの誓約書・協定書に基づき、患者救済、汚染土壌復元、発生源対策の三本柱の運動を40年間にわたって継続してきた。弁護団は、医学者・科学者の協力を得ながら、カドミウム被害の根絶を目指すこの住民運動を支援してきたが、いま大きな節目を迎えようとしている。

長年にわたって続けられてきた汚染土壌復元工事は終了し、本年3月17日に富山県主催の完工式が催される。

被害住民の悲願であったイ病総合センター（資料館）については、県立「イタイイタイ病資料館」が本年4月29日に開館する運びとなった。住民運動の足跡も含めてイ病の教訓を次世代に引き継ぐための情報発信基地としての機能が期待される。

なお、イ病訴訟提起日を記念して昨年の3月9日付で『語り継ぐイタイイタイ病住民運動－富山・神通川流域住民のたたかい』を出版した。これは、イ病運動史研究会（昨年10月に逝去された木澤進弁護士を中心に若手のイ病弁護団員で構成）において、イ病問題をめぐる住民運動と裁判闘争の歴史を学びながら今後の運動の在り方を考えていこうという目的で小松義久イ対協名誉会長らから貴重な証言を聞き取ってきた内容を、証言集としてまとめたものである。その出版記念会と併せて、同月12日、一昨年2月に逝去された小松義久さんを偲ぶ会を催したが、3月11日東日本大震災直後の混乱の中での忘れ難い会となった。

40周年の節目にカドミウム被害根絶の運動に一つの区切りをつけるべく、昨年も運動を前進させた。以下、

各分野での動向を報告する。

II 発生源対策関係

1 第40回立入調査とシンポジウム

昨年も8月7日に立入調査（第40回）を実施し、総勢100名を超える住民や科学者、弁護士等が参加、神岡鉱業に対する発生源監視を続けている。

昨年は40回目の立入調査となり、その前日の8月6日に「立入調査40周年記念シンポジウム」を開催した。シンポジウムでは、宮本憲一先生（大阪市立大学名誉教授）に『イタイイタイ病問題解決の歴史的意義』と題してご講演いただいたうえで、発生源対策各分野別の協力科学者の方々によるパネルディスカッションを行い、40年にわたる発生源対策の成果と意義を確認するとともに将来に向けての展望を語り合った。このシンポジウムの内容は冊子として出版する予定であり、現在準備中である。

2 旧亜鉛電解工場の地下汚染問題

旧亜鉛電解工場等から漏出した大量のカドミウムで汚染された六郎地域地下を調査するため堅坑（井戸）が掘削され、これにより地盤汚染の状況や既設のバリア井戸の水位変化との関連性等を調査・分析し、汚染除去対策に結びつけることが期待されている。昨年はさらに追加の堅坑（井戸）の掘削を求め、会社（神岡鉱業）側はその工事の計画を進めている。これらの堅坑（井戸）からの揚水によってどこまで地下のカドミウムの除去ができるか見極めることになる。

3 神岡碎石跡地ヤードの利用

操業を終えた神岡碎石の施設はすべて除去されて、広大なヤードができたが、このヤードについては、会社側から、沈砂池の新設、苗木植栽、周辺緑化等の利用方針が示されている。これらが実現すれば栃洞露天掘水が及ぼす悪影響の大幅な減少が見込まれるが、昨年は周辺緑化の状況を観察する程度で、具体的な進展はなかった。

4 耐震強化対策、廃止鉱山の可視化等

住民側は会社に対し工場施設の耐震強化対策を求めてきたが、昨年3月11日の東日本大地震はこの住民側の要求の重要性を改めて再認識させるものとなった。会社は昨年末に、堆積場に濁水を入れて浄化する方法を廃止して工場シックナーに濁水を導く方法に切り替える方針を打ち出したが、これも地震による堆積場の液状化を懸念してのこととみられる。会社（神岡鉱山）の近傍には活断層が走っており、耐震対策は引き続き強く要求していく必要がある。

その他にも、デジタル粉塵計を活用した作業環境の改善や、廃止鉱山内を可視化して清濁水・施設等の把握を容易にすることなどを求めている。

これらは下流域住民が上流の神岡鉱山・工場を将来にわたって永続的に監視していくうえで必要な基礎的作業であり、重要な課題である。

Ⅲ イタイイタイ病関係

1 イ病認定・要観察判定

昨年は1名の患者認定があった。

もう1名が認定申請をしたが、検査の負担に堪えられないとの主治医の意見に従って骨生検は見送った。今後、X線写真による認定審査がなされる見込みである。

また、住民健康調査からの要観察者判定はなかった。

患者2名が死亡したため、2011年12月現在の患者数は4名（総数は196名）となり、要観察者は0名（総数は336名）である（末尾「年次別一覧表」参照）。

2 カドミウム腎症の救済に向けて

カドミウム腎症の救済は、完全勝利判決から40周年の節目を迎える今日に至ってもなお残された課題

である。

被害団体と弁護団は、2009年8月に環境省から出された「カドミウム汚染地域住民健康影響調査検討会報告書」を手がかりにして、一定の基準の下でカドミウム腎症を救済する枠組み（救済基準と救済内容）を策定するため、イ病研究者の協力を得ながら検討を進め、既に一定の結論を得た。今後は、国に対しカドミウム腎症を公害病に指定するよう働きかけていくだけではなく、加害企業との間でも救済の在り方を模索し、積年の課題の解決に向けて前進を図りたい。

なお、上記環境省「報告書」において課題とされた尿中 β 2-MG高値持続者の健康被害の実態把握をめぐる、昨年、環境省研究班によって、カドミウムによる腎障害と他疾患（特に心臓病や脳卒中）がどのような関係にあるかについての調査が開始され、調査対象者に個別質問票が送付されている。調査の内容は、調査担当者が尿中 β 2-MG高値持続者に対して個別にアンケート及び訪問を行ってその健康状態を調査するというものであり、その対象者数は約130名となっている。

3 住民健康調査の改善等

一昨年、環境省に対し、住民健康調査での精検対象者の受検率が上がっていないことを指摘し、受検促進策などを上申したところ、新たに高齢未受診者の検診を実施することになり、昨年からその検診が始まった。この検診を通してイ病患者や要観察者が発見され、救済につながることを期待される。

4 イタイイタイ病セミナー

昨年11月12日、富山第一ホテルにおいて、イタイイタイ病セミナーが開催され、会場を満員とする150名が参加した。イ病セミナーは、カドミウムとイ病の因果関係を否定せんとするいわゆる“巻き返し”攻撃を受けてこれに反撃すべく、医学的に正当なイ病研究成果を被害住民に披瀝する場として機能してきたものであり、昨年は記念すべき30回目となった。

講師には、津田敏秀岡山大学大学院環境学研究科教授と萩野病院院長青島恵子医師をお招きした。『他の公害事件や食中毒事件の視点からみたイタイイタイ病事件』と題して講演された津田教授は、イ病を水俣病と同様に食中毒事件として捉える視点から、

原因物質との因果関係に関する行政調査が不十分であることなどを指摘された。また、カドミウム腎症について講演された青島医師は、慢性カドミウム中毒の最重症型がイ病であるが、イ病だけが公害病とされて救済の対象とされているに過ぎず、イ病としては認定されない骨代謝異常やカドミウム腎症は慢性カドミウム中毒の一種であるにもかかわらず救済の対象とされていない点に課題が残っていることを説かれた。

5 イタイイタイ病研究

環境省委託による総合研究班は3年間を1区切りとして研究を継続しており、昨年から新たな3年間の研究が始まっている。

主として次の4つのテーマで研究が行われ、昨年3月にこれらの研究の報告書（平成22年度環境省委託業務報告書『イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究（重金属等による健康影響に関する総合的研究）』）がとりまとめられた。

- ①汚染地域における近位尿細管障害と生命予後等に関する疫学研究
- ②汚染地域住民の骨代謝異常及びイ病関連資料に関する研究
- ③カドミウム暴露によるリン代謝異常に関する研究
- ④カドミウムの毒性発現と輸送のメカニズム解明に関する研究

IV その他の諸課題等

1 イタイイタイ資料館の設置に向けて

富山県は一昨年3月、県立のイタイイタイ病資料館を設置することとする整備基本構想をまとめ、イ病資料整備班を設け、基本設計の方針等を作成し、7月には「イタイイタイ病資料館（仮称）整備・運営等検討会議」を開催し、基本設計の方針等を検討、9月には基本設計を、昨年3月には実施設計を順次決定し、同年6月には現地で知事・関係者が集まって安全祈願祭を執り行い、本年4月29日の開館に向けて、館内工事、展示物作成の作業が着々と進められている。

この資料館では語り部を置くものとされ、語り部10名、解説ボランティア9名の登録があり、昨年6

月にその研修が行われ、10月には新潟水俣病資料館訪問も行われた。

被害団体では、総合センター設置の要望内容に沿った施設を実現させるため、作業状況の進展に応じて要請書の提出や説明会での要請などを行い、県に対して積極的に働きかけてきた。

パネルやナレーションの案など展示物等の具体的な内容は、従来からの県との合意のとおり作業段階に応じて住民側に渡され、意見を求められており、弁護団を中心に、正確で公正な展示内容の実現に向けて点検作業を進めた。

こうして展示等の内容については被害団体の意見が概ね取り入れられてきたといえるが、被害団体が事務を行うための場所を資料館隣接箇所を提供を受けることについては、実現可能であるとの感触を得てはいるものの、未だ具体案は示されていない。

2 専門資料の収集・保存に向けて

富山県の方針ではイ病資料館には一般資料しか収集・保存しないことが明確になった。そこで、貴重な研究関係の資料について適切な保存をするため、一昨年、関係研究者・遺族等に対して資料の状況と意向を尋ねるアンケート調査を実施し、昨年1月に10件の回答をまとめた。いずれも専門資料用の保存措置を求めている、その際には協力を申し出るとの意見であった。

昨年の環境省交渉で、専門資料についても国の責任で施設を設けて収集・保管するよう求めたのに対し、環境省は研究資料の散逸防止と有効活用が重要であるとの認識を示し、今後研究者・県と意見交換をしたうえで検討していきたいとし、調査のための予算を付けたことを表明した。専門資料の収集・保存に向けた取り組みを、今後この方向で粘り強く進める必要がある。

イ病患者認定・要観察者判定年次別一覧表

2011.12

2017.12

	認定患者			要観察者							
	認定	死亡	現在数	判定	要観察者削除内訳				計	現在数	
					患者認定	死亡	解除				
S	42	73	3	70	155	0	2	0	2	153	
	43	44	12	102	33	19	2	29	50	136	
	44	3	8	97	1	1	6	106	113	24	
	45	4	4	97	2	2	5	15	22	4	
	46	1	5	93	1	0	0	0	0	5	
	47	0	11	82	138	0	5	0	5	138	
	48	1	2	81	21	0	10	16	26	133	
	49	3	12	72	7	2	6	9	17	123	
	50	0	7	65	4	0	4	20	24	103	
	51	0	6	59	5	0	2	3	5	103	
	52	0	9	50	4	0	8	0	8	99	
	53	1	1	50	4	1	6	6	13	90	
	54	0	5	45	1	0	6	0	6	85	
	55	1	4	42	3	1	9	10	20	68	
	56	1	4	39	1	①	0	7	0	7	62
	57	0	5	34	4	0	8	0	8	58	
	58	10	7	37	0	④	6	7	0	13	45
	59	1	6	32	1	1	7	0	8	38	
	60	1	9	24	0	0	8	0	8	30	
	61	4	7	21	1	③	1	7	0	8	23
	62	0	3	18	0	0	5	0	5	18	
	63	1	2	17	1	1	0	0	1	18	
	H	1	4	6	15	0	①	2	4	0	6
2		1	4	12	0	①	0	2	0	2	10
3		1	1	12	5	1	1	0	2	13	
4		5	6	11	5	③	1	2	0	3	15
5		18	14	15	0	⑬	4	1	0	5	10
6		3	4	14	2	3	0	0	3	9	
7		0	1	13	0	0	0	0	0	9	
8		0	2	11	1	0	5	0	5	5	
9		0	2	9	0	0	0	0	0	5	
10		2	2	9	0	0	0	0	0	5	
11		0	3	6	0	0	0	0	0	5	
12		1	1	6	0	0	0	0	0	5	
13		1	1	6	1	1	0	0	1	5	
14		1	3	4	1	①	0	2	0	2	4
15		1	1	4	0	0	1	0	1	3	
16		1	2	3	0	①	0	1	0	1	2
17		0	1	2	0	0	0	0	0	2	
18		3	1	4	0	0	1	0	1	1	
19		1	0	5	2	1	0	0	1	2	
20		3	2	6	0	1	0	0	1	1	
21		0	1	5	0	0	1	0	1	0	
22		0	0	5	0	0	0	0	0	0	
23		1	2	4	0	0	0	0	0	0	
合計	196	192	4	404	49	141	214	404	0		
				(336)	(28)		(146)				

注:()は実数 ○数は申請中死亡者

(水俣病)

〔1〕 ノーモア・ミナマタ訴訟

ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟弁護団
弁護士 板 井 俊 介

1 環境大臣による発表 ～申請期限を切った国の過ち～

平成 23 年 3 月に熊本、大阪、東京、新潟でノーモア・ミナマタ訴訟の裁判上の和解が成立し、平成 17 年 10 月から継続していた訴訟は終結した。

その後、裁判原告以外の水俣病被害者に対する措置として、平成 22 年 5 月 1 日から運用が始まった水俣病特措法の運用が問題となってきた。とりわけ、熊本県民医連を中心とした患者掘り起こし検診により、同法における地域指定の範囲外にも多くの水俣病被害者が存在するのではないかという問題意識が広がってきた。

ところが、平成 24 年 2 月 3 日、細野豪志環境相は平成 22 年 5 月から運用を開始した水俣病特措法の申請期限を平成 24 年 7 月 31 日までとすると発表した。これに対して、多くの患者団体が猛烈に批判を行った。

水俣病特措法はノーモア・ミナマタ訴訟が係属していた最中の 2009 年 7 月、国が解決策として提示したものである。同法は、原因企業であるチッソ分社化と抱き合わせになっている究極の悪法であるが、該当者には一時金 210 万円、療養手当、医療費が支給される制度である。

同法は「国の責務」として、被害者が「あたう限りすべて救済される」ための努力義務を課す（第 4 条）一方で、「救済措置の開始後 3 年以内を目処に対象者を確定」することも定める（第 7 条 2 項）。しかし、本年 7 月末で申請を打ち切れば、その後に該当者となる可能性も消えるのであるから「あたう（可能な）限り」の救済は物理的に不可能となることは明らかである。

2 政府のシナリオは同じ過ちの繰り返し ～被害の矮小化と不完全な救済～

水俣病問題は昭和 34 年末のチッソと患者との見舞金契約、昭和 53 年の公健法上の認定基準の厳格化（いわゆる昭和 52 年判断条件）による大量切り捨て政策、いずれもチッソを含めた国・熊本件などの加害者側が水俣病の被害を「小さく」見せようと躍起になった結果、後に提起された裁判で救済範囲が不完全であったことが暴露されてきたという歴史の繰り返しであった。

水俣病特措法への申請者は平成 23 年末で 4 万 9636 人（熊本・鹿児島・新潟）、平成 23 年 12 月期に限っても 845 人が申請している状況があるが、要するに、水俣病の被害者は我々が考えるよりも遙かに甚大であるのに、加害者側が意図的に押さえ込んでいるのである。

すなわち、政府は、平成 7 年の政治解決時において水俣病患者大量切り捨て政策を変更せざるを得ない状況に追い込まれたが、あくまで昭和 52 年判断条件の見直しを否定した。その後、平成 16 年 10 月の水俣病関西訴訟最高裁判決後も「認定基準は見直さない」と明言している。このように、政府は、公健法上の昭和 52 年判断条件を維持してこれ以上認定患者を増やさない政策を貫いている。一方で、行政認定申請を取り下げを前提に、すべての救済対象者を水俣病特措法に流し込んで対象者を確定し、水俣病の幕引きを図るというシナリオを画いているが、そのシナリオに必要なのが今回の申請期限の設定であった。なお、2013 年 10 月下旬から 11 月にかけて、天皇、皇后両陛下の出席を得て第 33 回全国豊かな海づくり大会が熊本県で開催され、その放流事業を水俣市で行うことが決定し、蒲島熊本県知事が「水俣の海が再生したことを全国に発信したい」とコメントしたとの報道がある（2011 年 12

月 23 日付け読売新聞朝刊)。

これを踏まえると、政府は 2012 年 7 月末で水俣病特措法の申請期限を切った上で、その後 1 年間程度で判定作業を完了させて政府にとっての水俣病問題はすべて終了したという舞台を整えて、2013 年秋の天皇、皇后両陛下の水俣訪問により、残された被害者がさらに声を上げにくい状態を作り上げて、水俣病問題の幕引きを図るというシナリオが読み取れるというべきである。

3 被害の掘り起こし

このような政府のシナリオによると、平成 24 年 7 月以降は水俣病特措法に新たに申請することはできず、

残された救済制度は公健法上の認定制度のみになる。そして、昭和 52 年判断条件により患者切り捨てを続行して水俣病問題の収束を目論んでいる。

これに対し、私たちは、これまでも実際にたくさんの被害者が存在することを社会的にアピールし、その多くの被害者の存在を闘いの原動力としてきた。公害問題の解決は決して加害者のための解決であってはならず、あくまで被害者を中心とした解決でなければならない。その具体化が、平成 21 年 9 月の 1000 人大検診であり、平成 24 年 1 月の 500 人検診などの被害者掘り起こし活動であった。私たちは、今後とも、このような草の根運動に取り組みながら、すべての被害者の正当なる賠償実現のため尽力したい。

〔2〕 全ての水俣病患者の救済に向けて、 「ノーモア・ミナマタ近畿訴訟」

ノーモア・ミナマタ近畿訴訟弁護団 事務局長
弁護士 井 奥 圭 介

1 和解の成立

2011 年 3 月 28 日、大阪地方裁判所第 24 民事部において、ノーモア・ミナマタ近畿国賠訴訟についての和解が成立した。和解の内容は、熊本や東京の訴訟と同様、①原告 1 人当たり 210 万円の一時金の支給、②原告の状態に応じ、一月 1 万 7700 円～1 万 2900 円の療養手当の支給、③水俣病被害者手帳による医療費自己負担分の支給、④原告団に対する団体加算金の支給、というものであった。

2 近畿訴訟の経緯

他県居住の水俣病患者の救済と水俣病の最終解決のための世論喚起を目的として 2009 年 2 月 27 日に大阪

地裁に提訴された「ノーモア・ミナマタ近畿訴訟」は、その後、2010 年 9 月までに九次にわたる追加提訴がなされ、原告数は 300 名を超えて、大阪地裁でも一、二を争う大型集団訴訟となっていたが、2010 年 3 月に熊本地裁のノーモア・ミナマタ訴訟について和解に向けての基本合意が成立したことを受け、2010 年 7 月 20 日に開かれた第 6 回口頭弁論において裁判所から和解勧告がなされ、同年 11 月 16 日に開かれた第 7 回口頭弁論において和解の基本合意が成立した。

そして、年が明けた 2011 年 1 月から神戸大学附属病院等で原告全員を対象に第三者診断が行われ、その結果をふまえた第三者委員会の審査を経て、2011 年 3 月 28 日の第 8 回口頭弁論において和解が成立するに至ったものである。

3 近畿訴訟の和解の意義

近畿訴訟の和解では、原告 306 名のうち、282 名 (92.2%) が一時金等対象者、1 名が医療費のみの対象者となった。これは、従来の行政認定ではとうてい達成することのできなかった高率の救済率である。それには、被害者側の医師も参加する「第三者委員会」という公正・公平な判定の仕組みが実現したことが大きな要因となった。

さらに大きな成果としては、行政が水俣病の発生を否定してきた「指定地域外」の居住者や「昭和 44 年 12 月以降」の出生の被害者についても一定割合の救済者を出したことがあげられる。

そして、水俣病に関する情報の欠如と適切な医療機会の欠如という障害をかかえる中で被害者救済が放置されてきた近畿等の県外居住者についても平等の救済が実現できたことは、県外居住者の被害救済に改めて光をあてたものと言える。

4 今後の課題

今回の和解は大きな成果を生み出したが、他方で未

だ救済されていない水俣病被害者の存在も浮かび上がらせている。全ての水俣病被害者の救済のためには、「指定地域外」の居住者や「昭和 44 年 12 月以降の出生者」を含めて、不知火海沿岸住民の健康調査の実施が必要不可欠であるが、国は未だに消極的である。私たちは、和解で定められた原告ら関係者も参加した下での「メチル水銀と健康影響との関係を客観的に明らかにする」「調査研究」「そのための手法開発」や県外居住者の水俣病関係の情報不足、適切な検診の機会の欠如などの「障害を極力克服するための措置」の早期の実現を国に求めていると考えている。

また、特措法による行政救済を求めている 5 万人の被害者のフォローも大きな課題である。近畿においても、現在、民医連の医療機関による水俣病検診が月 1 ペースで実施され、毎回、多数の患者がつめかけている。特措法による行政救済が従前の行政認定と同様の被害者切り捨ての運用となれば、多数の未救済者を残す過ちを繰り返すことになる。特措法の運用の早期の終了も許してはならない。

全ての水俣病患者が救済されるまで、「ノーモア・ミナマタ」のスローガンを降ろすことはできないのである。

〔3〕環境省は水俣病特別措置法の本年 7 月締切りを撤回せよ

～ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済の闘いの報告

新潟水俣病弁護団 事務局長
弁護士 味岡 申 宰

1 はじめに

環境省は、水俣病特別措置法の申請手続を本年 7 月で締め切ることを決定した。しかし、その決定は、特別措置法に違反し、人道上も許されず、新潟県民の怒りを持っている。

今も新潟では毎月 3、40 人、熊本では数百人の申請

が続いており、患者の受診予約が数カ月先まで入っている。また、行政による住民健康調査が実施されていず、差別偏見を解消するもやいなおしの取組も新潟ではほとんど進んでいないことから、未だ救済されない潜在患者が多数残されている。このような状況下での本年 7 月申請締め切りは、水俣病患者の切り捨て以外のなにものでもない。

このような環境省の違法不当な措置に対し、地元の新潟県や新潟市等の関係自治体は強く反対しており、新潟県知事も環境省に対し本年7月締切りの決定を撤回するよう求めている。

2 本年7月締切りは特別措置法に違反する暴挙

1 加害者である国等の責務と救済施策を定めた法

(1) 新潟水俣病の本質

新潟水俣病は、国と昭和電工を含む日本化学工業協会が住民の生命健康より会社の利潤を優先させて引き起こした第二の水俣病である。一方、新潟水俣病被害者は、何の落ち度も無い阿賀野川流域で暮らす住民である。

(2) 国と昭和電工には加害者としての責任がある。

国と昭和電工は、全ての被害者を救済すべき法的責任を負っており、有効な広報を徹底し、また自ら住民健康調査を行うなどの方法により、全被害者を救済すべき責任がある。

特別措置法がつくられた趣旨と目的は、関西訴訟最高裁判決により国の法的責任が認められ、それを契機に新たに多くの被害者が救済を求めている状況のもとで、公健法の判断条件を充たさない者も水俣病被害者とし、地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていける社会を実現することであるとされている。

(3) 法の目的はあたうかぎりの全ての被害者の救済である。

① 特別措置法第3条には、救済及び解決の原則について、「この法律による救済及び水俣病問題の解決は、継続補償受給者等に対する補償が確実に行われること、救済を受けるべき人々があたう限りすべて救済されること及び関係事業者が救済にかかる費用の負担について責任を果たすとともに地域経済に貢献することを確保することを旨として行われなければならない。」と定められている。

② さらに、国等の責務について、特別措置法

第4条には「国、関係地方公共団体、関係事業者（昭和電工）及び地方住民は、前条の趣旨にのっとり、それぞれの立場で、救済を受けるべき人々があたうかぎりすべて救済され、水俣病問題の解決が図られるように努めなければならない」と定められており、総理大臣も環境大臣もその旨約束してきた。

③ 特別措置法第7条2項に「政府、関係県及び関係事業者は、早期にあたう限りの救済を果たす見地から、相互に連携して、救済措置の開始後三年以内を目途に救済措置の対象者を確定し、速やかに支給を行うよう務めなければならない。」と定めている。これは、3年以内に申請を締め切るという意味ではなく、政府、関係県、関係事業者に対し、できるだけ早く、3年以内を目途に全ての被害者を救済するように努力すべきであると定めたものである。

申請者がまだ続いており、全被害者救済にはほど遠い状態にあるにもかかわらず、細野環境大臣が申請手の開始から2年2か月の本年7月に締め切るというのは、特別措置法の趣旨と目的に違反するものである。

2 水俣病特別措置法の本年7月締切りには合理的な理由は何もなく、国や加害企業の責務を放棄し、これまで長年にわたり苦しんできた高齢の水俣病被害者をさらに放置するもので、人道上も許されない。

(1) 唯一機能している救済制度

特別措置法は、その内容に問題があり不十分ではあるが⁽¹⁾、水俣病認定制度が破綻し救済制度としては機能していない現状では唯一機能している救済制度となっている。

これまでに、新潟では約1200人が申請し、熊本では約5万人が申請し、今も新潟では毎月3、40人、熊本では数百人の申請が続いている。細野環境大臣は、本年7月に申請手を締め切ると宣言したが、全く合理的理由はなく、被害者

(1) 特別措置法は、チッソの分社化の問題があり、またノーモア・ミナマタ訴訟の基本合意と異なり救済対象者の判定権を依然として国（県）が掌握し、その手続や判定基準について公平性・適正性・透明性の観点からもさまざまな問題点がある。

の切り捨て以外のなにものでもない。

- (2) 差別偏見をなくし被害者の誰もが手を挙げられるような環境整備、すなわち「もやいなおし」などが新潟では極めて不十分である。

水俣病患者に対する差別・偏見は根深く容易に無くならず、水俣病に関する知識の普及も容易に浸透しないため、なかなか被害者は救済の手をあげられないできた。ノーモア・ミナマタ新潟訴訟で成立した和解内容にもとづき、環境省や新潟県と協議してきたが、「もやいなおし」の施策はなかなか進展していない。熊本と比べて遅れている新潟の「もやいなおし」を早期に実施し差別偏見をなくすとともに、水俣病に関する正しい知識を普及することにより、いまだ埋もれたまま救済されていない潜在患者の人たちが手をあげることができるよう、社会的な環境を整備する必要がある。

- (3) アンケート調査の実施とその検討結果に基づいた効果的な広報などの実施

私たち（新潟水俣病共闘会議）の新潟県への粘り強い要望により、最近ようやく、アンケート調査を実施することを約束した。特別措置法の申請をどのようなことで知ったのか、またなぜこれまで救済の手をあげることができなかったのか、というアンケート調査を実施し、それを分析し、どのような広報が有効なのか等について検討し、その方法を工夫する必要がある。そのためには、本年7月締切りではとうてい間に合わないことは誰の目にも明らかである。

- (4) 行政による住民健康調査の実施

行政主催による住民健康調査の実施が必要である。そして、水俣病潜在患者を発掘し、全ての水俣病患者を救済すべきである。私たちは、環境省と新潟県に対し、被害者側のメンバーを入れた住民健康調査の実施に関する検討委員会を立ち上げ、どのような方法で実施すべきであるのかを早期に検討し、有効な行政による住民健康調査を実施すべきであると、再三にわたり申し入れ、協議を繰り返してきたが、未だ実現していない。

行政主催による住民健康調査が行われないまま申請を締め切ることは、多くの潜在患者を残すことになり、新たな紛争の原因となる。高齢

になり早期救済が必要な被害者を長期間要する裁判闘争に追い込むのは人道上も許されないことである。

なお、最近、環境省は、行政主催で阿賀野川流域住民の健康調査を実施するかのようない方をしているが、その内容はあいまいでどのようなことを考えているのか不明である。そもそも、本年7月締切りでは十分な実施が期待できるはずがなく、幕引きのためのアライバイ工作と言われてもしかたがないであろう。

3 結論

あとう限りの救済を目的にかかげた特別措置法の目的と趣旨は、最後の一人まで救済することであり、少なくとも環境大臣が宣言した本年7月締切りは、法の趣旨と目的に反し、また人道上も許されないことである。

3 環境省の特別措置法の疫学条件の不当な線引き

- 1 阿賀野川のメチル水銀汚染の時期や地域に関する環境省の基準は、合理的な根拠は全くなく、行政が委託して実施した調査研究結果や判決の認定事実にも反しており、新潟水俣病被害者を切り捨てるための非科学的な「線引き」に過ぎず、今日まで新潟県はその「線引き」に拘束されない運用を行ってきている。しかし、その線引き基準が、特別措置法の判定に持ち込まれた場合には、新潟においても多くの被害者の切り捨てにつながり、特に九州においては著しい弊害をもたらすことは火を見るより明らかである。

2 環境省の基準

- (1) 環境省の基準は、結論的には、阿賀野川の人体に影響を及ぼす汚染時期の終期は、昭和40年12月31日であり、始期については特段の規定は存しない。しかし、推測するに、始期についても制限をもうけており、原則として昭和38年6月頃、例外的に昭和35年としているように思われる。
- (2) 汚染地域は、公健法の指定地域としている。しかし、運用において事実上変更されているが、正式には全く変更する気配はない。

3 環境省の基準の間違いを裏付ける事実

(1) 昭和40年12月末日は、同年1月10日に昭和電工鹿瀬工場が操業停止した1年後、同年6月12日に新潟水俣病が公式発表された半年後にすぎず、常識的にもその時点で阿賀野川が安全になったと考える者は誰もいないであろう。環境省も実際には安全であるとは考えてはいないと思う。

(2) 下記事実は、昭和41年1月以降も阿賀野川が人体に影響を与えるメチル水銀汚染が続いていることを裏付けるものである。なお、新潟県は阿賀野川の安全宣言を行ったが、その安全宣言の信頼性には問題があるものの⁽²⁾、行政の立場に立っても「安全宣言」までは阿賀野川の魚介類の安全性は確認されていないと言える。

① 新潟水俣病第二次訴訟判決は、(1)昭和41年1月から毎日1、2尾を焼魚として猫に投与した結果、同年3月10日に水俣病特有の中毒症状を示し発作を繰り返し、11日後の同月21日に死亡し、剖検により内臓から多量のメチル水銀が検出された「阿賀野川の川魚による猫の発症実験」の結果⁽³⁾、(2)昭和40年12月から昭和41年2月ないし3月まで阿賀野川の川魚を喫食した二名の者の毛髪水銀値を検査したところ、55PPMと56.9PPMの数値を示した事実、(3)昭和50年8月から9月に行われた新潟県が実施した鹿瀬工場排水口周辺底質調査で国の定めた水銀除去基準25PPM(1973年)を大きく上回る高濃度水銀が検出され、かなりの範囲で水銀が存在することが明らかとなり浚渫工事⁽⁴⁾が行われた事実、等が認められることから、昭和40年12月から昭和41年の初め頃においてもメチル水銀に相当程度汚染された川魚が存し、さらに昭和50年に至るも鹿瀬工場排水口付近の阿賀野川流域などには暫定除去基準(25PPM)を超える高濃度の水

銀汚染が残存していたことが認められる。」とした。

② 新潟県衛生研究所の調査では、昭和42年6月～12月までの阿賀野川のニゴイからは魚齢4年でメチル水銀1.28PPM、魚齢5年で1.78PPM、魚齢6年で3.92PPM、魚齢7年で5.50と昭和40年の発症時の魚齢3ないし5年よりも高値を示している。また、昭和43年1月～7月までのニゴイからは魚齢4年以上のものからは1.08PPMから1.71PPMという高いメチル水銀値が検出されている。新潟大学滝沢行雄の調査では、昭和43年11月でも0.47PPMから0.804PPMという高値を示しており⁽⁵⁾、依然としてメチル水銀汚染が継続している事実が認められる。⁽⁶⁾そして、住民は昭和41年以降もメチル水銀に汚染された川魚を食べ続けていた。

③ 滝沢行雄(秋田大・医・公衆衛生)と大科達夫(新潟県公害研)は、新潟水俣病公式発表の10年後の調査結果をもとに、「操業停止後10年たち流量平均390m³/sec(下流)、426m³/sec(中流)(昭和46年)の同河川の魚種にはなお、高濃度の水銀が検出されている。」とし、鹿瀬工場周辺の工場北側、町グランドなどの廃棄物堆積物の10カ所の水銀調査を実施し、排水口付近の魚や低質の水銀量の調査を実施した結果、「以前、魚を投与し、猫水俣病を発症させ得たが、現在なお、漁獲規制の必要と回復がのぞまれる」と報告している。⁽⁷⁾

④ 昭和電工のアセトアルデヒドの生産量からしても、また昭和32年ころ発症の認定患者が存在することからも、人体に影響をおよぼす阿賀野川の汚染は、遅くとも昭和30年初めには起きていたことが認められる。

(2) 新潟水俣病研究会 1979年11月10日「阿賀野川安全宣言の問題点」横田伊佐秋、「阿賀野川安全宣言を批判する」河辺・荒井) 参照

(3) 滝沢行雄「新潟水俣病の疫学的研究」

(4) 昭和51年11月

(5) 環境庁の規制基準は総水銀0.4PPM、メチル水銀0.3PPMである。この基準は安全上問題であると思われるが、その環境庁の基準さえ超えている。

(6) 滝沢行雄・新潟水俣病の疫学的研究の表15・阿賀野川産ニゴイの魚齢別・年次別水銀量

(7) 第46回日本衛生学会総会号 日衛誌(Jap. J. Hyg)第31巻第1号 1976年4月「10年を経過した阿賀野川水銀汚染」

4 このように、環境省の線引きは、汚染の実態と著しく乖離しており、不当である。

4 「阿賀は訴える」のご講読のお願い

新潟水俣病闘争の闘いの記録「阿賀は訴える」を出

版しました。

1冊1800円です。お申し込みは、電話 025-229-0152、又はファックス 025-223-3391 で私宛にお願い致します。

〔4〕 ノーモア・ミナマタ東京訴訟

ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟弁護団 団長
弁護士 尾崎 俊之

1 はじめに

昨年の公害弁連総会議案書の末尾に「全原告救済への努力と今後の課題」の項目を立て、「現在（2月下旬）、弁護団（実働9名）は、汚染地域内居住の立証・汚染地域外居住者とはされているが、汚染魚摂取の事実があることの立証に全精力を費やしている」「そして、3月24日の和解成立を目指している」と書いた。

さらに、今後の課題として、和解成立後は、多数いることが予想される提訴ができなかった患者を発掘して、水俣病特別措置法の救済対象者とする事、および、患者発掘のために国が健康調査を実施することを追求して行きたいと述べた。

本年の報告は、正にこの2点についての成果と現状を明らかにするものとなる。

2 3月24日勝利和解を達成

被告側は、従前被害を名乗り出る者がいなかった地域を汚染地としての「指定地域外」と位置付け、その地域の居住者については、水俣湾又はその沖合で漁獲された魚介類を多食したことを立証しなければ救済対象者とししない扱いに固執した。そのため立証をめぐる攻防は熾烈なものがあったが、その中で、4名が救済対象者から漏れはしたが、残り91名の救済を果たすこと

ができ、3月24日、熊本、近畿の和解に先駆けて、勝利和解を獲得することができた。

3 残された患者の救済に真正面から取り組む

国が策定した水俣病特別措置法に基づく救済策（救済内容は、団体加算金を除いて訴訟原告と同じ内容。ただし患者側の診断書が形ばかりのものとししか扱われず、指定地域外居住者の救済を含めて、より厳しい運用が行われているとみられる）が、2010年5月1日スタートしたので、東京訴訟での提訴者を和解対象者として扱うリミットを2010年8月31日（第1回口頭弁論期日の前日）までとせざるを得なかった。

従って、患者でありながら放置されている者がまだ多数いることが予想され、これらの人々を特措法により救済することが勝利和解後の原告患者にとっても喫緊の課題となった。

原告団は訴訟が勝利和解により解決したので、原告団としてではなく、同時に加入していた水俣病不知火患者会の中に関東支部を設けて、その名のもとで患者を発掘し、救済に向けての手助けをすることになった。

そこで弁護団は、水俣病不知火患者会関東支部に求められ、その顧問弁護士になることになった（但し無償）。

こうして昨年10月23日、本年2月5日と医師・医

療関係者の協力の下、「水俣病特措法検診」をすでに2回開き、さらに今後も続けて行くことになっている（すでに60名以上が、患者会に加入している）。

4 環境省の申請打ち切りに抗して

水俣病特別措置法は、申請者の確定に関して、「開始から3年をめどに確定する」と定めている。

環境省は、現状で、申請があつてから対象者とするか否か確定するまで6～8か月位の期間を要していることから、さらに駆込み申請者が増えることを想定して1年の余裕を見ると、今年の3月末で申請を打ち切る必要があるとアドバルーンを打ち上げた。

しかし、そもそも特措法では、「あたうる限り多数の救済を」とうたっていることでもあり、「3年をめどに」の「めど」というのは、あくまで「だいたいの見当（広辞苑）」というものに過ぎないから、次々に申請者が手をあげている現状をみるなら、もっと永い目で様子を見てから、問題提起をすればいいことだと誰の目にも明らかであろう。

患者団体、マスコミから批判を受けた環境省は、本年2月3日、それでも本年7月末日申請打ち切りを発表した。

要は、申請から確定までの期間を4か月短くして対応しようとしたに過ぎず、この環境省のやり方は、断じて許すわけには行かない。

今後は、水俣病不知火患者会関東支部とその顧問弁護団として、全国の仲間と連帯しながら、「あたうる限りの」患者の救済を目指して、戦って行くことを表明して、報告を結ぶ。

(新幹線公害)

名古屋新幹線公害訴訟（和解後）の報告

名古屋新幹線公害訴訟弁護団
弁護士 高 木 輝 雄

第1 はじめに

名古屋市内の住居密集地域を貫通し、時速 200 キロを超す高速で走行する新幹線列車の騒音・振動に耐えられず、公害の差し止めと慰謝料を求めて沿線住民が裁判に踏み切ってから 38 年になる。最高裁段階で自主和解してからでも既に 26 年になる。

原告団はいまでも、JR との交渉、地元自治体との協議、環境省との協議を継続している。そして、名古屋市による監視測定も続けられている。

沿線の住環境の整備の課題はまだまだ残っているし、さらに新たな問題も持ち上がっている。

反射音問題、④東日本大震災による東北新幹線高架橋の損傷からの教訓、⑤アスベスト含有防音壁の非アスベスト化、⑥高架下・高架周辺の土地環境整備、⑦リニア新幹線関連事項、について協議が行われた。

騒音・振動対策は一定の成果を上げているが、拡大測定の結果が示しているとおりまだまだ不十分であること、地震対策は万全と JR は説明したが、原告居住地は江戸時代の埋立地であるなどの認識が欠落していること、非アスベスト化についても緊張感が鈍いことなど、公害対策について前向きに取り組んでいる点は評価できるが、まだまだ不十分な点も目立つと言わざるをえない。

第2 1 年間の主な動き

1 騒音・振動の状況

毎年、名古屋市が監視測定を行っているが、去年は 5 年に 1 回の拡大測定の年で、全部で 49 地点で騒音・振動の測定が行われた。また、新幹線からの距離も、通常は 25 m 地点のみであるが、拡大測定では、12.5 m、25 m、50 m と細かに行われており、騒音・振動の現状が詳しく明らかにされている。

その結果は、騒音環境基準値、振動緊急対策指針値を超える地点がまだまだ多く残されており、ひどいところは騒音 82dB、振動 72dB という状況で、大きな課題を残していると言わざるをえない。

2 JR との協議

2011 年 12 月 6 日、原告団・弁護団と JR 東海との第 26 回定期協議が行われた。

ここでは主に、①騒音対策、②振動対策、③新幹線六番町鉄橋上に高速道路が建設されることによる

3 環境省との協議

2011 年 6 月 1 日、第 36 回全国公害被害者総行動における環境省水・大気環境局との協議が行われた。

ここでは主に、①ダイヤ改正による列車本数の増大やスピードアップなど騒音・振動問題の現況、②騒音・振動対策の進捗状況、③高速道路建設による反射音問題、④アスベスト含有防音壁の取替問題、について協議が行われた。

主な点は次のとおり。

- ・騒音環境基準、振動緊急指針の達成がきわめて遅れていること。環境省にもっと積極的な姿勢が求められる。
- ・反射音問題、アスベスト問題についても同様である。

4 地元自治体との協議

第 35 回愛知の住民いっせい行動の一環として、2011 年 7 月 27 日愛知県交渉、8 月 5 日名古屋市交渉が行われた。

ここでは主に、①環境基準等の未達成の問題、②

アスベスト含有防音壁の取替問題、③高速道路建設による反射音問題、④移転跡地（環境空地）の利用問題、について協議された。

主な点は次のとおり。

- 環境基準等の達成が大幅に遅れていることについて、自治体の認識が甘い。
- 高速道路による反射音問題についての対応が不十分。
- アスベスト問題については県・市とも前向きの姿勢。

第3 今後の取り組み

前年に報告した次の5点は引き続き大きなテーマである。

- ①新幹線列車の騒音・振動の低減・現状非悪化、列車のスピードアップ、本数の増加への監視とJRへの要請。
- ②高速道路建設に伴う六番町鉄橋桁下反射音による現状悪化・70dB超過を認めないこと。
- ③移転跡地の環境保全的活用の検討。
- ④防音壁等の完全非アスベスト化の早期実現。
- ⑤売却された南方貨物線用地の使用や高架の取り壊しの監視。

そして、新しいテーマとして、超電導磁気浮上式の超高速鉄道であるリニア新幹線の建設・走行に伴う公害環境問題が持ち上がっている。新幹線を導入したときと同じ建設・走行最優先体質がうかがわれる。大きな社会問題として注目しなければならない。

(道路建設差止)

〔1〕 圏央道高尾山裁判の現状と今後の展望について

高尾山天狗裁判弁護団 事務局長
弁護士 関 島 保 雄

第 1 裁判の現状について

1 圏央道工事差止請求訴訟（民事訴訟）の状況

八王子地域の圏央道工事の差し止めを求めている工事差し止め請求訴訟は最高裁判所第一小法廷で審理されてきたが2012年2月20日上告棄却及び上告を受理しないとの決定が出され、一審判決、控訴審判決が確定した。

この裁判は2000年10月に提訴して既に11年が経過した。

既に圏央道工事は八王子城跡トンネル及び八王子ジャンクションが完成したことで中央自動車道と関越道が圏央道で連結し、圏央道の八王子ジャンクションより南側の区間である高尾山トンネルもほぼ完成し、裏高尾橋梁工事及び南浅川のインターチェンジも完成寸前で、原告住民が止めようとした工事が残念ながら止められずに出来上がりつつある。圏央道が高尾山の自然景観に恵しくない工作物であることを多くの市民は実感しているところである。

1審の判決（2007年6月15日八王子支部判決）、2審の判決（2010年11月12日 控訴審判決）は、いずれも、圏央道による騒音被害、大気汚染被害、景観破壊は認めたが環境基準や受忍限度内であるとし、高尾山の豊かな自然を守りたい気持ちは分かるが、環境権や自然享有権は法的権利といえないから工事を中止する権利は認められないとし、地下水の低下の影響もあるがトンネル工事完了後は回復する可能性が高いと一方的に決めつけて、圏央道は都心の交通渋滞や多摩地域の交通円滑化に役立つから公益性が高く工事の中止は認められないというものであった。

この点については2010年11月に最高裁に上告し

て控訴審の判決の取消と工事中止の判決を求めて、この間ほぼ1ヶ月に1回は最高裁門前での早朝ビラ撒きと裁判所要請行動を行ってきた。しかし、今年2月20日上告を棄却し上告を受理しないという決定が出されこの裁判は住民側の要求が認められない形で確定した。

2 高尾山トンネル工事及び八王子南インターチェンジ事業認定及び収用裁決取消請求訴訟の現状

圏央道高尾山トンネル工事及び八王子南インターチェンジ工事に反対する多くの市民が圏央道予定地の土地を購入して共有者となり圏央道工事を阻止すべく闘ったが土地収用法により強制的に取り上げられ工事が進められた。この土地収用手続を争い事業認定取消及び土地収用裁決の取消を求める行政訴訟は現在東京高等裁判所で控訴審の審理が行われ、今年3月1日に結審をし、判決は今年7月19日と指定された。

控訴審では主として、国の行った費用便益分析のデータの開示を執拗に国土交通省に求めてきたが、データは保存していないと国土交通省は開示に応じようとしていない。

1審判決（2010年9月1日 東京地裁判決）は費用便益分析は事業認定の総合判断の参考資料に過ぎず、費用便益費が1以上にならないと事業を採択しないという法律があるわけでもないので、費用便益分析に問題があるからといって事業認定が違法となるわけではないとした。しかし、費用便益分析は公共事業の採択をする際必ずしなければならない、その結果が1以上(投入した費用より事業による利益が多い)にならないと基本的には公共事業は採用しないとするのが政策評価法である。この立場で国の誤った

主張や姿勢を正し、国が行った費用便益分析の解析過程を第三者が検証するためデータの開示を求めたが、国及び解析した下請のコンサルタント会社はデータは保存していないと理由を作り上げて開示に応じなかった。この構図はダムや原発の裁判での国や電力会社のデータ隠しと共通する問題である。

国土交通省は、国の結論が正しいと結果だけを国民に押しつけて、データを隠し、結論を導く過程の分析を第三者や国民に検証させようとしない姑息な姿勢を貫いている。

このため控訴審ではデータの開示を求めると共に、イギリスの公共事業採用の際の費用便益分析をおこなった経験に基づいて東京での公共事業を分析している(株)アプレイザルの松下文洋氏を証人尋問し、国の対応や費用便益分析の問題点を指摘した。

また、騒音被害について1審判決は裏高尾に交通騒音被害があることは認めたが、環境基準以内であるから問題ないレベルであるとした点を問題にした。控訴審では京都大学の松井利仁准教授を証人尋問し、騒音による睡眠妨害は心臓疾患を引き起こすなど人の健康に大きな影響を与えるものであること、裏高尾とりわけ峰尾章子さんの自宅の騒音実態は健康被害に結びつく酷い騒音であることから、受忍限度を超える被害状況であること、裏高尾のような静寂な地域に「道路に面する地域」の緩やかな環境基準を適用することは間違っていることなどを証言してもらった。

また1審判決は地下水問題に関しトンネルが完成すれば工事で下がった地下水位も元に戻ると非科学的な結論を下していた。そこで、原告らは控訴審で、福島大学の柴崎教授に地下水調査を永年コンサルタント会社で経験した実体験を下に、山にトンネルを掘れば地下水の水位は元には戻れないこと、国の地下水調査は杜撰で観測点を多数置かなければ山の地下水状況は把握できないことを指摘し、国の調査の不十分さを明らかにした。

控訴審での裁判官による現地での調査も現場での進行協議という形で実質的な現場検証が行われるのは異例であったが実施された。

これらの結果が控訴審判決に結実されることを期待しているところである。

第2 今後の展望

裁判は今年7月19日に東京高等裁判所の控訴審の判決が出る。

今後控訴審の判決で原告らの主張が認められない場合は最高裁に上告することになるであろう。その場合でも最高裁判所の審理は1年程度と考えられる。

2000年10月に提訴した高尾山天狗裁判もいよいよ今年は大詰めを迎えつつある。

高尾山を中心とする八王子地域の圏央道工事も残念ではあるが、高尾山トンネル工事は完成し今年3月25日開通という状況で、裁判も終盤を迎えつつある。

この間、自然が豊かな高尾山と八王子城を護れというスローガンは全国的にも注目される裁判闘争となった。残念ながら判決ではあきる野地域の一審判決以外は全て敗訴判決であり、残念な結果が続いてきたが、自然保護運動と高速道路の工事の問題点を世間に明らかに出来た闘いをしてきた。

自然保護の裁判は困難な闘いが多いが、この間、諫早湾干拓事業の開門調査命令の判決確定、軯の浦の海の埋立費用支出を差止める判決、沖縄の泡瀬干潟埋立事業差止を認める判決など自然保護の裁判が大きく前進してきた。

高尾山天狗裁判の運動もこれらの裁判闘争と連帯して共に成果を上げてきた。

高尾山トンネルが完成しても高尾山が無くなるものではない。

トンネル工事による被害を最小限に食い止めるための監視活動を継続する必要があるし、高尾山の多様な豊かな自然が絶滅したわけでもない。高尾山を中心とする自然保護運動の継続性を求めて、原告や裁判に協力してくれた多くの市民や学者等の力を結集して今後の自然を守れという地域の運動の構築が求められている。

〔2〕 国分寺都市計画道路 3・2・8 号線訴訟

～不当判決の見直しを求める高裁での取り組み

弁護士 吉 田 健 一

1 住民の声を踏みにじる不当判決

2011 年 3 月 29 日、東京地裁民事 3 部（八木一洋裁判長）は、国分寺都市計画道路 3・2・8 号線の事業認可取消訴訟に対して、認可取消を否定する判決を言い渡した。きわめて不当な判決である。

道路計画が作られたのは昭和 18 年。昭和 40 年代に急速に宅地化された国分寺市内のほぼ中央、住宅密集地のなかを、幅 36 m、長さ 2.5 km にわたって貫く道路である。250 世帯約 800 人もの立ち退かせ、540 億円もかけて建設しようとする。いまや人口が減少し交通需要の減少も明確となっているもとで、このような大規模道路の建設は、明らかに不合理となっている。

住民は、道路で生活を分断されるのみならず、大気汚染や騒音被害の不安を抱えている。住民らは、道路問題に対して長年取り組んできた住民運動をふまえ、2007 年 12 月に事業認可取消訴訟を提起し、道路計画の見直しを訴えてきた。

しかし、今回言い渡された判決は、本件道路に公共性があるという国や東京都の主張を鵜呑みにし、地域に発生する大気汚染や騒音や振動被害に目をつむり、無駄な道路建設を容認したものである。のみならず、一部原告についての原告適格をも否定した。

判決は、住民の生活や健康をないがしろにして行政裁量を優先させ、住民の声を踏みにじるものであって、国民から期待されている司法の役割を放棄したものとわざをでない。

2 高裁での課題

住民らは、控訴して、東京地裁の不当判決の見直しを求めるたたかいを進めている。

高裁では、第 1 に、住民の立場から提起した問題をさらに掘り下げ、本件道路計画の不合理性を徹底的に明らかにしていくことが課題である。今後人口が大幅

に減少し、交通量も少なくなることがいっそう明白となっており、本件道路計画が不必要であることは、費用便益分析の誤りとともに、ますます明らかになっている。

第 2 に、道路騒音や大気汚染についても、交差点における複合的な影響、道路に近接する小学校への影響、環境基準が設定された PM2.5 による健康被害、環境庁調査によっていっそう明確となった NO₂ による健康被害など、公害の発生や健康被害を否定した一審判決の問題点を浮き彫りにしていくことである。

第 3 に、これら環境への重大な影響を否定し、環境保全を求めた都知事や国分寺市長の意見をも無視したアセスメントが容認できないものであることを明確にしていく必要がある。

第 4 に、もともと本件道路と関係なく形成されてきた街、特に新興住宅密集地のど真ん中に道路を建設して街を分断し、住民の生活に重大な影響を与えることである。

これらのうち、人口や交通量が減少する予測、PM2.5 の環境基準、小学校に対する環境の配慮などについて、一審判決は、これらが本件道路計画の決定当時には存在しなかったとして、検討しないことを容認した。しかし、事業認可当時、これらについてはすでに問題点が明らかにされていたものである。のみならず、最初の環境アセスメントから 5 年以上が経過している今日、あらためて環境への影響や住民への健康被害などを検討する必要がある。確かに着工は 5 年以内に実施された形にはなっているが、環境評価や予測の前提に大きな変化が生じており、再びアセスが必要な事態が生じているのである。

3 高裁審理の状況

高裁の審理では、上記の各問題を提起し、それぞれの課題について、一審判決を批判し、専門家の意見書

を含め必要な資料を提出してきた。

今後、住民側の立証計画を実現できるかどうか重要なポイントとなっている。まずは現地検証を実施するよう求めるとともに、道路建設の公共性を批判する専門家証人、大気汚染による健康被害を明らかにする専門家証人、住環境や生活の分断などについて住民本人の尋問を採用するよう求めている。

4 住民の運動

現地では、行政による土地買収が進められ、道路建設予定地に空き地も目立つようになっている。

しかし、住民は、訴訟に取り組むとともに、道路を考える会や地権者の会等を組織して、運動を進めている。大気汚染や騒音など道路による環境破壊やまちづくりなど、地域住民の立場から問題提起し、地域の諸団体と共同でシンポジウムなどの取り組みを進めている。

また、北側の小平地域では本件道路に接続する道路建設の事業計画が具体化されようとしており、そこでも地域住民の取り組みが進められている。

地裁の不当判決を見直し、事業認可の違法性を認めさせ、認可を取り消す裁判所の判断が早期に求められる。

(カネミ油症)

カネミ油症事件報告

カネミ油症事件弁護団
弁護士 高 木 健 康

1 カネミ油症新認定訴訟の現状

旧訴訟の後にカネミ油症に認定された被害者（新認定被害者と呼ぶ）が起こしたカネミ油症新認定訴訟は、2009年の原田正純教授（熊本学園大学）の証人尋問に続いて、2010年は各地の本人尋問を行った。

2010年4月8日の裁判所での本人尋問を最初に、原告のいる広島市（5～7月）、長崎県五島（8月）、長崎市（9、10月）での出張本人尋問を実施した。2011年6月には、残りの原告の尋問を裁判所で行い、本人尋問を終了した。本人尋問では、油症事件の当初から症状が出ていたことや油症事件から40年を超える年数を経た現在も色々な症状に苦しんでいることが述べられた。

その後、2011年9月1日に、被告申請の松本征史証人と原・被告双方申請の古江増隆証人の尋問がなされた。

松本証人は、カネミ倉庫に米ぬか油製造装置を販売した三和油脂製造（株）の元従業員であり、当時の食品業界はPCBの毒性については認識がなく、カネミ倉庫は三和油脂と同じ程度の品質管理を行っていたと証言した。しかし、カネミ油症事件については具体的な事実を知らず、被告にとって意味のない証人であった。

古江証人は九州大学油症研究班の現在の班長である。古江証人は、「カネミ油症は世界的に見ても大規模な高濃度のダイオキシン類・PCB類による被害である」、「時間とともに体外に排泄されるであろうと推定されたダイオキシン類・PCB類は40年以上経過した現在も多く多くの患者で高濃度に残留している」、「これらは、一生涯患者の体内に高濃度残存すると考えられる」、「油症によって発生したしびれ、関節痛、皮膚障害、呼吸器障害、全身倦怠感、消化器症状などの症状は現在も多くの患者を苦しめている」、「糖代謝異常、脂質代謝異常、肝

がん・肺がんの増加（男性）、骨粗鬆症に関連する訴えなど新たな症状や健康被害が出てきている」などを証言した。

なお、被告からは除斥期間の主張がなされており、弁護団で検討中である。

1月の弁論準備では、5月までに双方の最終準備書面を提出し6月には終結の計画で進めることが協議された。

一方で、裁判所は和解による解決にも意欲を示しており、一日でも早い解決を目指したい。

2 カネミ油症被害者救済運動の現状

カネミ油症事件から40年を超える年数を経た現在でも、カネミ油症の被害者は様々な症状に苦しんでいる。被害者の症状はダイオキシン類であるPCDFが主原因であり、被害者の身体には今でもPCDFが高濃度に残っている。

被害者救済では、2011年8月に超党派の「カネミ油症被害者の救済法案を実現する議員連盟」が設立され、「PCB（ポリ塩化ビフェニール）廃棄物処理基金関連法を改正し、同基金を衣替えして認定患者の医療費等を補償していく案」が示されたが、不安定な国会情勢のため、案はまだ国会に上程されていない。

新認定裁判だけでなく、被害者の早期救済のため、2012年も重要な年である。

(薬害裁判)

〔1〕薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟 報告

薬害ヤコブ病訴訟（大津訴訟）弁護団
弁護士 中 島 晃

1 薬害ヤコブ病全面解決とたたかいの到達点

- (1) 1996（平成8）年11月、大津地裁に我が国で最初の薬害ヤコブ病訴訟が提訴された。硬膜移植が原因で、CJD（クロイツフェルト・ヤコブ病）に罹患した患者谷たか子さんとその夫が、硬膜の輸入販売を承認（許可）した国とこれを輸入して販売した企業などを相手どって提起された損害賠償訴訟がそれである。

その後、薬害ヤコブ病訴訟は東京地裁にも提起されたことにより、大津と東京の2つの裁判所に係属することになったが、提訴以来5年4月を経て、2002年3月25日、原告・弁護団と厚労大臣、被告企業らとの間で「確認書」が調印され、全面解決が図られることになった。

- (2) 同日、大津、東京両地裁で、判決対象原告について、和解が成立した。

和解内容は、①患者1人当たり一時金として平均6000万円を支払う、②国は全ての患者に対して、1人当たり一律350万円を負担する、③1987（昭和62）年以降に移植手術を受けた患者に対しては、350万円の外に一時金の3分の1を国が負担する、というものであった。これは、国の負担で全ての被害者の救済を実現するという点で、積極的な意味をもつものである。

この第1次和解で、11名について和解が成立した後、大津地裁では順次、和解が成立し、2007（平成19）年3月まで、第2から第18陣までの和解成立により、この時点での提訴患者42名全員について和解が成立した。

しかし、その後も新たな患者の発症が判明した

ので、その都度、新しく追加訴訟を提起し、現在まで大津地裁では、50名の患者について訴訟を提起している。

2 大津訴訟の昨年1年間の経過

- 2011（平成23）年3月24日
第23次和解成立（患者1名、和解金4180万円）。
これにより提訴患者48名について和解成立。
- 2011（平成23）年6月2日
ヤコブ病サポートネットワーク第10回総会（於・東京）
- 2011（平成23）年12月16日
新たに判明した患者1名について、大津地裁に訴訟提起（第24次提訴）。

3 この1年間のたたかいと今後の課題

- (1) この1年間、弁護団は引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組むとともに、未和解患者の早期和解成立に向けて、奮闘してきた。被告らは、さまざまな理由をつけて和解成立を遅らせてきたが、弁護団はねばり強く努力を積み重ねることによって、和解成立をかちとり、2010（平成22）年3月に提訴した患者についても、和解が成立した。

- (2) しかし、硬膜移植から発症まで期間が20年を超えるケースもあることから、今後も発症する可能性のある患者も残されており、弁護団としても引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組んでいく必要がある。このため、サポート・ネットワークを中心とした相談活動が引き続き重視される必要が

ある。また、薬害ヤコブ病の患者家族と遺族の精神的ケアも含めてサポート活動を更に充実強化していくことが重要であり、この点で、医師・研究者や看護師、メディカルケースワーカーなどとの連携協力が必要とされている。

- (3) さらに、薬害ヤコブ病訴訟で「確認書」が調印されてから約3月後に、世界にさきがけて承認された肺ガン治療薬イレッサの副作用によって、我

が国で既に800人以上もの死者が出るなど、深刻な薬害の発生がいまも続いている。

今年は薬害ヤコブ病の確認書調印から10年を迎える。この機会に、あらためて、薬害ヤコブ病の教訓を多くの人々に伝え、2度とこうした悲惨な薬害を繰り返してはならないという警鐘を鳴らすことによって、薬害根絶に向けて引き続き監視を強めることは、今後ますます重要な課題となってきた。

〔2〕薬害ヤコブ病東京訴訟

薬害ヤコブ病東京弁護団 事務局長
弁護士 阿部 哲 二

- 1 第40回総会の議案書では、2010年12月までに、東京地裁に提訴したヤコブ病の患者数は74名で、内70名が和解成立、4名が未和解となっている。

これが、2012年2月末時点では、提訴患者数が75名と1名増え、和解は73名、未和解は2名という現状となっている。

- 2 現在、東京弁護団には3名の患者さんのケースについて提訴の相談がきている。その内1例の患者さんは今年になって発症して入院、大学病院でクロイツフェルトヤコブ病と診断され、先日亡くなられた。

ヒト乾燥硬膜ライオデエラの移植から約25年の潜伏期間を経ての発症であり、プリオンタンパクという感染物質のおそろしさが現れている。

いつか硬膜移植からの発症者がなくなる日が来るのを願っている。

- 3 今年は和解成立から10周年ということで大津で3月24日に全体としての記念集会を開くとともに、東京では5月に集いを計画している。

〔3〕 薬害イレッサ訴訟

薬害イレッサ西日本訴訟弁護団 事務局長
弁護士 永 井 弘 二

第 1 はじめに

イレッサは、イギリスの巨大製薬企業アストラゼネカが製造し、日本子会社であるアストラゼネカ株式会社（本社：大阪市）が輸入承認した肺ガンに対する抗ガン剤です。承認前後から副作用の少ない分子標的治療薬であり、「夢の新薬」として過剰な期待が寄せられ、2002年7月5日、世界に先駆けて申請から僅か5ヶ月余りという異例な早さで承認されました。

しかし、販売直後から間質性肺炎等の急性肺障害による死亡が多発し、2002年10月15日、緊急安全性情報が発出され、何度も添付文書が改訂されるなどしてきました。それまでにイレッサの投与を受けて死亡した患者は少なくとも162人にのぼり、2002年末までで200名にのぼります。そして、イレッサによる間質性肺炎などの副作用によって死亡した被害者は、2011年9月までで843人に上っています。

第 2 訴訟経過

1 2004年7月15日、大阪地裁に薬害イレッサ西日本訴訟が提起され、同年11月25日には、東京地裁に薬害イレッサ東日本訴訟が提起されました。この訴訟は、国（厚労省）とアストラゼネカ（日本法人）を相手どった、被害の救済を求める損害賠償請求訴訟（国家賠償訴訟）です。

2 2010年7月31日に西日本訴訟が、8月25日に東日本訴訟が相次いで結審し、2011年1月7日、両地裁は和解勧告をしました。

しかし、アストラゼネカ、国は、裁判所の勧告を拒否しました。この際、複数の医学会から、裁判所の和解勧告に対する懸念が表明され、それが被告らの和解拒否の根拠にされました。しかし、これらの見解は、僅か3、4日の間に急遽出されたもので、厚労省が下書きまで作成して公表を依頼

したものであることが明らかになり、厚労省の関係当事者は戒告処分等の懲戒処分に付されました。まさに、厚労省が医学会と一体となってでっちあげた「やらせ」であることが判明したのです。

3 2011年2月25日大阪地裁判決が、3月23日東京地裁判決が言い渡され、大阪地裁ではアストラゼネカの、東京地裁ではアストラゼネカと国の責任が断罪されました。

しかし、震災等の影響もあり、この時点で最終解決まで持ち込むことはできませんでした。

4 そして、東京高裁では、僅か2回の審理で結審し（裁判所は原告の訴訟承継手続がなければ初回結審の勢いでした）、結審から3週間後に判決という極めて拙速な判断により不当な逆転判決をしたのです。

大阪高裁は2012年1月27日3回の審理を経て結審し、5月25日午後2時（大阪地裁202号法廷）が判決期日として指定されました。

第 3 薬害イレッサ事件の本質

1 地裁、高裁での審理を積み重ねる中で、薬害イレッサ事件の本質が浮き彫りにされました。

2 未曾有の被害

2002年7月の承認直後から、急性肺障害・間質性肺炎による死亡が続々と頻発し、2002年10月15日の緊急安全性情報発出までにイレッサを服用して死亡した被害者は162名にのぼり、2002年年末までで200名にのぼります。僅か3ヶ月、半年でこれだけの死亡者を出した薬害事件は前代未聞で、まさに未曾有の薬害事件といっても過言ではありません。

3 被害発生の要因

この被害は、判明していた危険性に対する注意喚起が不十分であったことにより生じたものです。これは、緊急安全性情報発出前の被害者が162名、その後添付文書をさらに改訂した2002年末までの被害者が38名、その後、2003年4月22日までの被害者が14名と、安全対策のたびに被害者が激減している事実から明らかです。

4 承認時に判明していた危険性

東京・大阪地裁が共通して認めた承認時までの副作用報告は、23例の発症例、そのうち13例の死亡例でした。

10月15日に緊急安全性情報を発出する時までには、実際に把握されていた副作用報告は22例の発症例・そのうち11例の死亡例でした（162例の死亡は、その後の報告も含めて後に判明したものです）。

したがって、承認時、既に緊急安全性情報発出時と同等またはそれ以上の危険性が判明していたのです。しかし、国は、これらの副作用報告について、報告病名だけで判断したために多くを見落とし、7例しか審査に反映させませんでした。

その結果、一応、間質性肺炎を重大な副作用欄に記載させましたが、それでは全く不十分であったため、上記の被害が生じることとなったのです。

5 何故注意喚起が不十分だったか

薬剤性間質性肺炎についての一般的な知見は、「予後は薬剤ごとに異なり、概して予後良好であり、細胞傷害性の抗がん剤では予後不良となることがある。」というものでした。イレッサは、従来の細胞傷害性の抗がん剤とは異なる分子標的薬とされていたので、現場医師等が「概して予後良好」と捉えてもやむを得ないものだったのです。

加えて、イレッサは、承認前後を通じて、「分子標的薬として副作用が少なく軽い」という情報が重層的に流布されており、現場医師等は、よりいっそうイレッサの重篤な副作用について、無防備・無警戒となってしまったのです。

このように、重大な副作用欄で「間質性肺炎が現れることがある」と記載されただけでは、13例の死亡を含む23例の発症例が報告されていたとい

う危険性を全く伝えるものとはなっていなかったのです。

6 アストラゼネカ、国の予見可能性

以上のとおり、イレッサの被害は、承認時に判明していた危険性が医療現場の医師等に適切に伝わらなかったために生じたものです。

そして、承認前の副作用報告は、当然、アストラゼネカも国も保有していた情報であり、僅かな注意をはらうだけで、上記の症例を把握することは極めて容易でした。

上記の薬剤性間質性肺炎についてに一般的知見も、ごくごく普通の知見なので、当然、アストラゼネカも国も前提とする必要があります。

さらに、イレッサの「副作用が少なく軽い」という重層的な情報を流した張本人はアストラゼネカで、また、国も記者発表などで同様の情報を流していました。また、承認審査時の薬事・食品審議会でも、「イレッサの副作用は軽い」「命に危険性はない」という発言が繰り返されており、国もまた、現場医師等がイレッサの副作用に対して無防備・無警戒となることを十分に知ることができたのです。

したがって、イレッサの注意喚起が不十分となった理由・要因を、アストラゼネカも国も十分に知り得たことはあきらかで、被害発生についての十分な予見可能性があったことは明らかです。

7 以上より、イレッサ承認にあたっては、判明していた急性肺障害・間質性肺炎の危険性について、これが致死的事であることを十分に警告すべきだったのであり、それが添付文書の記載要領にしたがった措置だったのです。にもかかわらず、これを怠った以上、イレッサには指示・警告上の欠陥があり、また、国の添付文書についての規制権限の不行使は、著しく合理性を欠き国家賠償責任が発生するのです。

第4 不当な東京高裁判決

ところが、東京高裁判決は、こうした薬害イレッサ事件の本質を全く顧みることなく、原告を逆転全面敗訴させました。

その理由は、23 例の副作用報告例について、いずれもイレッサと発症・死亡との因果関係が「ある」とまで言えないとして、事実上、副作用報告としての重要性を否定したに等しい判断をし、また、間質性肺炎がまれに致死的となることは一般的な知見だったのであるから、現場医師は、重大な副作用欄に記載されていれば、相応の注意をしなければならなかったというに等しい判断をして、結果として被害発生の要因を医療現場の医師に押しつけたのでした。

しかし、個別の副作用報告を検討するだけで、医薬品と副作用の因果関係が「ある」とまで言えることはむしろ稀であり、因果関係を科学的に証明しようとするれば、多数の症例の蓄積に基づく統計学的な分析が必要になります。しかし、それは、被害が拡大するまで徒に待つことを意味し、そうした対応が薬害・公害を発生させた元凶となってきたことは、これまでの薬害・公害判例が等しく指摘するところで、東京高裁判決は、

まさに時代を逆行させるものであって、到底、このまま放置することはできません。

また、イレッサの被害は、上記のとおり、医療現場に危険性が適切に注意喚起されなかったために引き起こされたものであり、ここで医師の注意義務を前提に、製薬企業、国の責任を否定することは許されません。医療現場の平均的な医師の認識を前提とした安全対策が求められることは、イレッサの直前に起きていたソリブジン事件から導き出された重要な教訓だったのです。

第5 おわりに

極めて不当な東京高裁判決が薬害イレッサ事件の解決を遠のかせたのは事実ですが、何としてでも大阪高裁判決で勝訴し、最終解決への展望を切り開きたいと考えています。

〔4〕薬害イレッサ訴訟

～激動の2011年、たたかいは最高裁へ

薬害イレッサ弁護団

弁護士 津田二郎

1 薬害イレッサ訴訟は、「副作用のない夢の新薬」として大々的に喧伝され、世界で初めて日本で承認され、多くの副作用死者をだした肺がん治療薬イレッサについて、世界で初めて抗がん剤の安全性を問い、アストラゼネカ社の日本法人とイレッサの承認をした国を被告として、被害の救済を求めている訴訟です。

2 薬害イレッサ訴訟にとって、2011年はまさに激動の一年間でした。

1月7日、東京、大阪両地方裁判所は和解所見を出

して、国とアストラゼネカ社に被害の「救済責任」があるとして話し合いによる解決を提起しました。

原告はこの提起を評価し、和解に応じることをいち早く明らかにしましたが、アストラゼネカ社は同月24日、国も同月28日に和解を拒否することを発表しました。国が和解を拒否することの根拠には、同月20日ころから学会等が発表した和解所見に消極的な声明等が挙げられていました。

3 ところが2月に入って、学会等から出された声明等は、実は厚労省が依頼して発表させたものである

ことが明らかになりました。なかには文案まで作成していたものもありました。厚労省は、6年半もの審理の結果、裁判所が出した和解所見に対して反対する見解の発表を学会等に依頼し、これを根拠として政府や政治家に和解勧告を拒否を促していました。まさな自作自演による「やらせ」だったのです。

- 4 大阪地方裁判所は、2月25日、イレッサの初版及び第二版添付文書には危険性の記載が十分ではなく製造物責任法上の指示警告上の欠陥があるとしてアストラゼネカ社の責任を認める判決を言い渡しました。これまでの薬害訴訟において製造物責任が認められたのは初めてのことで、極めて画期的な判決でした。

一方国の責任については、「万全の規制権限の行使とは言い難い」としたものの国家賠償法上の責任は認めませんでした。

原告・弁護団は、この大阪地裁判決を力に、政治解決を図るべく3月9日、官邸前行動を行い、菅直人総理大臣（当時）宛の「薬害イレッサ問題の早期面解決を求める申入書」を、福山哲郎官房副長官（同）に手渡しました。

- 5 3月23日、東京地方裁判所は、大阪地裁に続きイレッサには製造物責任法上の指示警告上の欠陥があるとして、アストラゼネカ社の責任を認めました。

さらには、国についても初版及び第二版添付文書について危険性の警告表示をさせるべき「責務」があったのにこれを怠ったとして、国家賠償法に基づく責任を認めました。

このように極めて画期的な勝利判決ではあったものの、東日本大震災という未曾有の災害の直後とあって、大阪、東京両地裁の判決を力にして政治解決まで一気に持ち込むという機運は作れずに終わってしまい、舞台は大阪高等裁判所、東京高等裁判所へとそれぞれ移ることになりました。

- 6 11月15日、東京高等裁判所は、一審判決を全て取り消して請求を棄却する全面敗訴の不当判決を言い渡しました。口頭弁論はわずか2回、結審から3週

間での判決でした。東京高裁に先立って係属していた大阪高等裁判所ではまだ第一回口頭弁論も開かれていない段階での判決でした。

- 7 さて東京高裁判決の問題点は大きく二つ指摘できます。

第1点は、承認前の副作用症例の認定の枠組みです。

東京高裁判決は、薬事行政上、副作用症例と認定する際の有害事象と医薬品投与との因果関係の判定については「因果関係を否定することができない」か否かが判断基準とされているが、民事損害賠償法の判断基準は別である旨述べました。そして、東京地裁がした「副作用症例」の認定は、「因果関係がある」とまで認定したものではない、として東京地裁が認定したイレッサの副作用症例を、実質上すべて排斥したのです。

東京高裁判決は、損害賠償法上の因果関係の判断基準と述べているが、この副作用症例について因果関係があるとまで認定できなければならないとする判断枠組は一審被告らさえ主張していないものでした。

過去の薬害事件で企業や国は、医薬品の危険性を示す情報を、因果関係が確定していないとして軽視し、被害を発生・拡大させました。その教訓を踏まえ、被害を実質的に回避するため、予防原則に立ち、医薬品との因果関係が否定できない有害事象を副作用症例と扱い安全対策を講じることを企業や国に求めたのが薬事法や添付文書の記載要領等なのです。これらの行政基準は、損害賠償法上の義務違反や欠陥判断においても中核をなす要素であり、少なくとも行政基準に違反すれば、注意義務違反や欠陥が推定される関係にあります。それを分断して訴訟における副作用症例の認定基準を不当に高く設定した東京高裁判決は、不法行為法、製造物責任法の解釈を誤るものであり、スモン訴訟を初めとする過去の判決例にも反すると言わざるを得ません。

- 8 第2の問題点は、本件添付文書第1版ないし第3版に基づいてイレッサを処方する医師は、「癌専門医又は肺癌に係る抗癌剤治療医」とであるという前提に立って、添付文書に欠陥はないとした点にあります。

東京高裁判決は、添付文書の記載欄など表示方法を問題とするのは、「真摯に医療に取り組むこれら医師の尊厳を害し、相当とはいえない」などとなりました。

しかし、添付文書に問題なしとする東京高裁判決では、承認から3か月後に緊急安全性情報が発せられ、添付文書の冒頭の警告欄に致死的な間質性肺炎に関する記載が加えられた後に、副作用報告数が減少した理由を説明できません。

これに対して東京地裁判決は、「医師等の1～2人が読み誤ったというのであればともかく、多くの医師が読み誤ったと考えられるときには、医師等に対する情報提供の方法が不十分であったと見るべき」と指摘して添付文書に欠陥ありとしましたが、いずれが妥当かは、自ら明らかだと思います。

9 薬害イレッサに関する東京高裁判決は、過去の薬害訴訟の到達点を否定し、司法に対する国民の信頼を裏切るものと言わざるを得ず、確定させることはできません。原告・弁護団は、直ちに上告手続きをとりました。

原告弁護団は、東日本訴訟では、これまでの薬事行政の到達、薬害裁判の到達を否定する東京高裁判決を覆すとともに、2012年1月27日に結審予定の大阪高等裁判所での西日本訴訟で、国に対する逆転勝訴をめざして全力でたたかう決意です。どうかご支援をよろしくお願い致します。

(産業廃棄物問題)

九州廃棄物問題研究会報告

弁護士 高 橋 謙 一

1 九州廃棄物問題研究会とは、九州各地の廃棄物処理施設と、住民・市民の側に立って戦う団体である。現在、主として、①新設産業廃棄物最終処分場阻止、②一般廃棄物処理施設設置・操業阻止、③既設産業廃棄物最終処分場是正、の三つを柱として活動している。

2 まず、①に関しては、新しい動きが出ている。いわゆる公共関与型産業廃棄物処分場である。例えば、鹿児島県薩摩川内市に、鹿児島県開発公社が管理型産業廃棄物処分場の設置するため、許可申請をしている事件がある。公共関与のほうにより安全であるという「美名」のもと進められているが、果たして官僚に処分場運営能力があるのか疑問であるし、設置者と操業者が実質一緒であるため設置・操業に関する監督が期待できない。加えて、排出事業者責任を先達し、税金の無駄遣いとなるおそれもある。これについては、現在、仮処分が申請されているが、鹿児島県のでたらめな計画の実態が明らかになりつつある。

3 ②については、相変わらず設置・操業の差止に成功はしていない。

しかし、従来から行っている「操業者にプレッシャーをかけ続けて現在の環境を維持できる適正な操業をさせる戦い」はいまだに功を奏しており、操業こそさせているが目立った環境変化は報告されていない。この戦いは、操業が終了するまでずっと続いていくことになるが、私どもは、住民・市民とともに戦いを継続している。

4 近時の最大の問題は、やはり③の既存産業廃棄物処分場是正である。仮処分などを使って操業を差止させた施設も、そのままでは有害物を垂れ流し続ける。従って、操業停止では足りず、危険物の全面撤去（私どもは全て危険物だと思っているので結局は埋立物全部）が不可欠である。

これについては、昨年報告したように、福岡県旧筑穂町（合併後の飯塚市）の産業廃棄物処分場に対する撤去の義務付け訴訟において、福岡県に対し「業者へ必要な措置命令を発するように」義務づける画期的判決が出た。残念ながら福岡県が上告したため現在審理中であるが、この判決が確定すれば、全国の廃棄物行政に与える影響は小さくない。昨年、筑穂町住民は最高裁及び環境省へ要請行動を行ったが、その際、関東の住民も一緒に参加した。こういう形で、全国運動に広がりつつある。

(海・川問題)

〔1〕川辺川ダム建設中止表明とその後の動向

川辺川利水訴訟弁護団 事務局長
弁護士 森 徳 和

1 治水問題

2009（平成 21）年 9 月、前原誠司国交大臣が、川辺川ダム事業を中止することを明言したことを受けて、2011（平成 23）年 6 月、熊本県が、五木村の生活再建事業に 50 億円の財政支援を行うことを条件とする国、熊本県及び五木村の基本方針が合意された。

これを受けて、一時ストップしていた球磨川流域の洪水対策を検討する国、熊本県及び流域自治体の検討の場が再開された。検討の場では、実務者レベルでの議論を加速させ、本年度中に川辺川ダムに替わる代替策を集約することで一致したが、国が示した遊水地案に対しては、一部しか地元同意が得られておらず、代替策の集約までに曲折が予想される。

また、川辺川ダムの上流に計画されていた県営五木ダムの建設に関して、五木村は、建設促進を働きかけたが、蒲島郁夫県知事は、同年 12 月、五木村を訪問し、河床掘削や護岸整備などにより十分洪水防止の効果があり、新たにダムを建設する必要性はなくなったとして正式に中止を報告した。

2 利水問題

農水省が、国営川辺川総合土地改良事業を休止したことに伴い、土地改良事業の対象地域で構成される 6 市町村会議は、同省が策定したチッソ発電所の導水路から取水する案（農水省案）を基本に事業再開に向けた働きかけを行ってきた。

農水省は、川辺川の既得利水権を有する相良村土地改良区の賛成を事業再開の条件としていることから、6 市町村会議は、同改良区との間で意見交換を重ねてきた。しかし、最初に事業ありきとして反発する同改良

区との溝は埋まらず、2012（平成 24）年 1 月、同改良区は、組合員の了解が得られないとして正式に利水事業への不参加を表明した。

これを受けて、6 市町村会議は、事業再開を断念し、新たな利水計画については農水省、熊本県と協議することを表明した。対象区域の人吉市では、井戸水の汲み上げによる用水確保を農家に提案し、身の丈にあった利水計画を模索する動きが始まった。

3 荒瀬ダム問題

2011（平成 23）年 12 月、国交省は、県営荒瀬ダムについて、河川法に基づく撤去許可を下した。

全国初のダム本体撤去は、2012（平成 24）年秋に開始され、5 年をかけて撤去作業を完了する予定である。工事は、鮎の棲息環境への影響を考慮して、毎年 11 月から翌年 3 月にかけて実施される。

熊本県は、工法の簡素化によりコスト削減を行い、撤去費用を 88 億円まで圧縮したが、国の交付金を加えても 7 億円の不足が生じる見通しであった。国交省は、設置者である熊本県が負担するのが原則として支援には消極的であったが、環境省が、生物多様性保全回復整備事業の一環として、6 年間にわたり毎年 1 億円ずつ交付金を支給することを決定し、懸案となっていた撤去費用問題も解決の目処がついた。

〔2〕黒部川出し平ダム排砂被害訴訟 報告

黒部川排砂被害訴訟弁護団

弁護士 青 島 明 生（富山県弁護士会）

事案の概要、関電訴訟・県漁連訴訟の内容については昨年と同様なので省略します。

1 2011年4月4日和解成立

昨年4月4日名古屋名古屋高等裁判所金沢支部において、原告らは、上記両訴訟で同時に和解を成立させた。成立した和解の内容は次の通り。

（関電関係）

- 原告らは、ワカメ被害の損害賠償として一審判決に基づき執行した金員 2700 万円余りを関電に返還する。
- 原告らは、裁判を取り下げ、今後排砂については、異議は言わない。
- 県漁連は、利害関係人として、原告らが訴訟救助により支払いを猶予されていた訴訟費用 491 万 9100 円を負担する。

（県漁連関係）

- 県漁連は、単位漁協を通じて提出された原告らの意見について、単位漁協から要請があったときは、黒部以東海域漁業振興対策協議会（海振協）の事務局として、同協議会において、真摯に関西電力に伝える。
- 原告らは本件請求を放棄する。
- 原告らは、県漁連に対し、今後県漁連が関西電力から出し平ダムの運行に関して交付を受ける金員の用途について、一切異議を述べない。
- 県漁連は、訴訟救助で支払いの猶予を受けた訴訟費用 480 万 2500 円を負担する。

2 和解した理由

内容的には、実質敗訴に近いとのテレビ報道等での評価もあった。確かに苦渋の選択であった。その理由は次のとおりである。

（1）裁判手続きに伴う限界

① 裁判全体について

控訴審の和解期日で、裁判長は「海の中のことでわかりにくく、原告の皆さんは立証が大変だったでしょう」と発言した。原告らには同情的な表現だったが、裁判所は、このような実情に合わせた判断方法をとるのではなく、裁判の一般原則どおり、請求する側である原告側に厳格な立証を求め、やはりワカメ以外のヒラメその他の魚種に生じた被害については消極的姿勢であった。つまり、一審に続いてワカメ以外の被害を認めない可能性がきわめて高い感触であった。

さらに、ワカメ被害を根拠とする差し止めについても、現在は操業を中止しているから差し止めは認めないとする一審判決の判断を変更する感触は得られなかった。

② ワカメの損害額について

一審で認められたワカメ被害について、排砂とワカメ不漁の因果関係を否定することまでは考えていないようであったが、損害額について、各種資料が明確でない、漁獲高・利益が少なかったのではないかとする関電・県漁連の主張・立証により一審認定が維持されるかどうかの難しい感触であった。

提訴より 10 年以上前の栽培組合のワカメの売上げや経費に関する事実で、既に提訴の時点で十分な資料がなく、他方、原告ワカメ栽培組合が入善町にワカメの漁獲高が十分ではないからと補助金を求めるような紛らわしい資料もあり、当時の会計担当者の死亡や資料の散逸により、この疑いを完全に晴らすことが困難な証拠状況があった。そのため、場合によっては、被害は認めながら損害額について大幅に減額される可能性があるとの感触もあった。

③ 以上から、公調委・一審判決の認めた、排砂

とワカメ不漁の因果関係を肯定する判断が変更されることはないものの、一審で認容された損害額2700万円余りについては大幅に減額されて、救助された訴訟費用の負担の現実化を考えると実質的には敗訴のような判決が出される可能性が高いと判断された。

原告側、弁護士は、控訴審でのより高い水準の判決を目指したが、原発訴訟で住民側を勝たせたのは金沢地裁ただ一つだけであったが、それも、この名古屋高裁金沢支部で逆転敗訴しているように、壁は低くはなかった。

3 高齢化する原告だけで裁判を進めることの限界

他方、上告する途はあるものの、損害額については事実認定の問題なので、上告しても判断を覆すことができるかは極めて見通しが困難であり、このような厳しい裁判に勝利するには、これまでに倍する裁判闘争が必要となるが、次のような事情からその条件はないのではないかと判断に至った。

すなわち、裁判が長期化（10年間）し、80歳以上×1人、70歳台×8人、60歳代×4人と、原告の一層の高齢化が進行し、また、死亡された方（2名）や、病気のため廃業された方があり、漁業やワカメ栽培の継続が容易ではなく（以前の漁を継続している人×3人、死亡×2、病気廃業×1、他は漁を変更）、このままでは、差し止めの根拠が失われていく状況にあった。

また、本来、原告らだけではなく、その他の漁業者、住民、行政も含めて全体で守らなければならない海の環境だが、実際に立ち上がっているのは原告らと一部の支援者という状況にもあった。もともと、排砂被害は、砂浜海岸の浅海域で生じ、そこで漁をしていたのは海域全体でわずか20人あまりの刺し網漁業者とワカメ栽培組合だけで、その他の定置、沖合、遠洋漁業者までを構成員とする単位漁協の中ではごく少数で、県内全域の単位漁協で構成する県漁連の中では、さらにわずかの存在でしかない。

4 県漁連・単位漁協との今後の共同

このような状況を前提に、原告らとしては、今後は県漁連、単位漁協と共同で排砂方法の改善を図る道を選択した。

すなわち、県漁連を通じて意見・要望を関電に伝えていく途を和解条項に盛り込み、訴訟による方法は、出し平ダムに関してはこれで止めることにした。

但し、海振協など既存ルートや別の手続での異議・意見は可能であり、その道は和解条項で確保したし、出し平ダムではなく、連携運用している国設置の宇奈月ダムについては当然のことながら別である。

さらに、原告らが、今後単位漁協で役員となり、単位漁協として関電に異議や意見を述べることも展望している。

5 裁判の意義

この間裁判を行ったことによって、排砂による泥質化、ワカメへの悪影響を明らかにすることができた。これを認めた公調委裁決と一審判決の判断は残っている。

また、関電自身がこの間通砂や多数回排砂など排砂方法の改善を行ってきており、今回の和解にあたり、原告らの意見を聞いて改善したいと表明していることが地元の新聞で報道された。

そして、何より、現在の排砂は出し平ダムの下流の排砂ゲートを持つ国の宇奈月ダムと連携排砂の形で行われているが、この宇奈月ダムでは最近排砂口近くまで河床が上昇し、近々同ダム固有の排砂負荷が生じることとなる現状にある。出し平ダム単体の排砂でさえ、公調委・一審判決が浅海域の泥質化、それによるワカメなどの海藻への悪影響を認めており、さらに、出し平ダムとは別の広大な後背流域を持つ黒糠川からの落ち葉、枯れ枝が流入・堆積する宇奈月ダムの排砂が本格化すれば新たな、別次元の環境被害が生じる可能性大である。これに対しては漁業者、漁協はまだ同意を与えていない。今後海域の環境に悪影響を与えない排砂を行わせ、これができないのであれば宇奈月ダムについては排砂を差し止める途が残されている。

今回の和解は、あらたなたたかひの条件を開く面もあると考えている。

6 和解後の取り組みとその後の変化

原告らは和解後も弁護士とともに以下の取り組みを行うことを決めた。

- ① 海域の環境の監視、環境負荷の少ない排砂の実

現に向け継続的に取り組む。

- ② 宇奈月ダムでの環境負荷のない排砂を実施するために、排砂前の各種環境調査、被害発生の場合の対策、出し平ダムとの連携のありかた等について、単位漁協を通じ、県漁連とも共同して国、関電に対応を求めている。

昨年の排砂において宇奈月ダム下流で例年にない水質悪化があった。つまり、上流の出し平ダム由来ではない、宇奈月ダム固有の負荷が顕著になったと見うる

状況が出現した。これに対して、国は秋以降宇奈月ダムの湛水を止めて、しばらくダム底を天日にさらし底質を改善する運用を行い、原告の代表者らも招いてその状況を説明した。

その他にも排砂の運用について、原告らの意見を聞く姿勢が見られるようになっており、今後も2ダムの運用について注意深く状況を見ていく予定である。

今後とも関心を持っていただき、ご支援をよろしくお願いしたい。

〔3〕 よみがえれ！有明訴訟

よみがえれ！有明訴訟弁護団
弁護士 後 藤 富 和

1 開門義務の確定

2010年12月6日、福岡高等裁判所は、国に対し「本判決確定の日から3年を経過する日までに、防災上やむを得ない場合を除き、国営諫早湾土地改良事業としての土地干拓事業において設置された、諫早湾干拓地潮受堤防の北部及び南部各排水門を開放し、以後5年間にわたって同各排水門の開放を継続せよ」と命じた。国は上告せず、この判決は確定した。その結果、国は、2013年12月20日までに諫早湾干拓の排水門を開放した状態におかなければならない法的義務を負った。

ここに諫早湾干拓排水門の開門をめぐる法的争いに終止符が打たれたはずであった。

2 混乱を招いた長崎地裁判決

昨年6月27日、長崎地方裁判所判決は、開門を否定する判決を下した。

もっとも、福岡高裁判決の確定によって、開門が法的義務として確定している以上、長崎地裁判決によって国の開門義務は影響を受けないのは当然である。しかも、長崎地裁判決は、佐賀県の漁業者らに対して損

害賠償を認めている。

この長崎地裁判決は、すでに開門義務が確定している国に対し漁民への賠償義務をも課すもので、また、開門に反対する長崎県知事や干拓地の営農者らに開門しなくても良いという誤解を与えるもので、関係者を混乱させる結果にしかならなかった。

3 開門協議

この間、漁民原告と農水省との間で、福岡高裁判決の履行に向けた開門協議が開催されている。

この協議は、2013年12月の段階で諫早湾干拓排水門を全開放の状態にすることに向けて具体的な開門の時期や方法、被害対策などを話しあうものであった。

しかし、農水省は、開門が法的に義務付けられたにもかかわらず、従来の開門アセスの路線を変更せず、この開門協議の間では開門に向けた具体的な協議は行われていない。

また、2011年9月、鹿野農水大臣は、福岡高裁判決主文を曲解し、2013年12月までに、調整池内の水位変動の幅をわずか20cmに留める極めて限定的な開門方法（制限開門）を行えば福岡高裁判決の履行にあたる

として、開門は制限開門で行う旨を表明した。

しかし、この農水大臣の判断は福岡高裁の判決を曲解したものであり、判決主文の解釈の範囲を超えていると言わざるを得ない。

すなわち、福岡高裁判決主文は「防災上やむを得ない場合を除き、国営諫早湾土地改良事業としての土地干拓事業において設置された、諫早湾干拓地潮受堤防の北部及び南部各排水門を開放し、以後5年間にわたって同各排水門の開放を継続せよ」としているが、「開放」とは字義通り「開け放つ」こと、つまり排水門の常時全開門を差していることは明らかであり、このことは被告国が佐賀地裁判決の「開放」の意味を常時全開門であることを前提に控訴審を戦ってきたことから明らかである。また、排水門の「開放」を制限しうる条件は「防災上やむを得ない場合」だけであって、他に制限条項がない以上、常に開門幅を制限し続けることを許容するものではない。このように農水大臣の解釈は福岡高裁判決主文を曲解したものである。

国は福岡高裁判決主文に従い2013年12月20日までに、潮受け堤防南北排水門を全開した状態におかなければならない法的義務を負っているのである。

国が、今後も判決を曲解し続け制限開門の方針を維持し続けるのであれば、われわれとしては、判決履行の確保のために強制執行も辞さない構えである。

4 長崎県に拒否権はない

国は、調整池に代わる水源として地下水のボーリング調査を計画している。これに対しては、開門に反対する長崎県や干拓地の営農者らは反対行動に出ている。

しかし、ここでも、国は、長崎県らに遠慮をして、調査を実行しない。

調整池に代わる水源として地下水に頼ることが適切かどうかについては、有明訴訟原告団弁護士からも異論がある。われわれが従前から提案している代替水源案ではなく、なぜ国が地下水にこだわるのか。開門反対派に必ず反対されるのを分かっているが、あえて地下水案にこだわるのか。開門の実現に関する国の不誠実な態度を疑わざるを得ない。

また、そもそも長崎県が反対しようが国は確定した判決を履行すべき義務を負っている。長崎県には拒否権はない。

長年にわたって諫早干拓の防災効果を信じ込まされ

た諫早市民らは開門を阻止するための訴訟を提起した。行政として、県民間の諍いの解消に努めるべき長崎県は、逆に諫早市民を焚きつけ、無謀な開門阻止訴訟を全面的に支援している。

本来であれば、開門を決断した国は、毅然とした態度をもって開門に向けた対策工事に臨むとともに、開門によって農業者や漁業者に対して被害が出ないように万全の対策を取ること、そして、万が一にも被害が出た場合には、国が確実に補償することを約束すべきである。そして何より、長年にわたって地域住民の対立を作ってきた国が、過ちを認め、漁民や農民、長崎県民にきちんと謝罪することが必要である。

このような本来やるべき手順を踏まずに、諫早干拓が有明海異変の原因だとは思っていないが、判決に命じられたから仕方なく開門をするという不誠実な国の対応が、諫早湾後背地の農民や市民の反対を煽る結果となっているのである。

5 願いは農漁共存

開門に反対している農業者達も、国と長崎県の政策に翻弄されてきた被害者である。

諫早湾干拓が完成すれば諫早大水害などの災害を防ぐことができると信じ込まされてきたのに、干拓が完成した今も、後背地の農地が水につかる湛水被害は繰り返され、2011年も諫早市内において大規模な湛水被害が発生している。

また、農業用水確保の名目で全長7kmの潮受け堤防で締め切られ貯められている調整池の水は実際には予定量の10分の1も使用されず、アオコが蔓延する汚水となってしまっている。この汚染水を定期的に有明海に排出することから、甚大な漁業被害が発生し続けている。2011年夏には、調整池からの排水直後、獲れたコノシロ（コハダ）から異臭がしたため、漁業者らは泣く泣くコノシロを廃棄処分している。これら漁業被害に対しては何らの補償もなされていない。

同年冬のノリは調整池からの汚水の排出と病気の蔓延によって壊滅的被害をうけ、収量が例年の2～3割にしかならない地域もでている。諫早湾のカキ養殖場では8割が死滅しわずか2カ月で漁期が終了している。このように有明海全域で過去最大規模と言われる漁業被害が継続している。このことは国が福岡高裁判決で指摘された違法状態が今も継続していることを意味す

る。

佐賀県大浦の若い漁業者は、筒井農水副大臣に、色落ちして緑色になった商品にならないノリの束を示しながらこう言った。「昨日も被害が出た。今日も被害が出た。明日も被害が出る。必ず出ます。農水省は自分たちが公害の加害者であることを忘れている。これは化学工場や生活排水による公害じゃないんです。あなた方が引き起こした公害なんです。そして、もっともタチが悪いのは、何度も見直すチャンスがあったんですよ。時のアセス、第三者委員会、仮処分、佐賀地裁と。その度に農水省は握りつぶしてきた。ものすごく悪質です。確信的犯罪だと僕は思います。」

農水省は、漁民のこの叫びを真摯に受け止め、違法状態解消のために早急に開門に着手すべきである。漁業者らが提案する段階的開門によれば、農業にも漁業にも影響を与えることなく水門を開放でき有明海の環境を元の状態に近づけることが可能である。このことは農水省も十分に認識している。

農水省は、判決に命じられたからしかたなく開門するというのではなく、自らの過ちを認め、有明海そして沿岸地域で暮らす人々の生活の再生、農漁共存のために開門をするという姿勢で臨むべきである。

(アスベスト)

〔1〕大阪及び全国的なアスベスト被害者救済の取り組み

大阪じん肺アスベスト弁護団
弁護士 伊藤 明子

1 大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟

(1) 大阪高裁（三浦潤裁判長）が驚くべき不当判決

2011年8月25日、大阪高裁第14民事部（三浦潤裁判長）、大西忠重裁判官、井上博喜裁判官）は、2010年5月19日の大阪地裁判決を取り消し、原告らの請求をすべて棄却するという驚くべき不当判決を言い渡した。この判決は、いのちや健康が侵害されても、工業製品の有用性や産業発展が優先することを露骨に判示するなど、公害裁判やじん肺裁判等で積み重ねてきた貴重な成果を根底から覆しかねない重大な問題を含んでいる。このような判決がまかり通るならば、建設アスベスト訴訟や公害訴訟、薬害訴訟、さらには原発被害に対する国の責任追及等にも重大な影響を及ぼし、被害者救済は極めて困難になるであろう。断じて許されない。

(2) わが国のアスベスト被害の原点

―泉南アスベスト被害

大阪・泉南地域は、100年間に亘って石綿紡織業（石綿原料と綿を混ぜ合わせて石綿糸や石綿布などの一次加工品を生産）が発展し、戦前は軍需産業を、戦後は自動車や造船など基幹産業を下支えした。最盛期には約200社の小規模零細の石綿工場が集中立地し、石綿紡織品の全国シェアは60～100%を占めていた。

国は、実に70年以上も前から自ら泉南地域の石綿工場の労働実態調査を実施し、労働者の12%以上が石綿肺に罹患している、20年以上働いた労働者はすべて石綿肺に罹患しているなど深刻な石綿被害の実態を詳細に把握していた。そればかりか、調査に参加した医師らから緊急対策の必要性が警告されてい

た。戦後も調査が繰り返し実施され、その都度深刻な被害発生が確認され、対策の必要性が警告されていた。

ところが、国は、石綿を安価に利用できたことから、発がん性などの石綿の危険性や深刻な被害実態などの情報を積極的に公表せず、局所排気装置の設置や粉じん濃度測定の義務づけなどを怠り、これらを義務づけてからも、石綿の発がん性を前提にした規制や対策の強化を行わなかった。ここに国が泉南アスベスト被害に対して責任を問われる大本がある。

(3) 大阪地裁判決と早期解決を求める闘いの経過

2010年5月19日の大阪地裁は、こうした歴史的経過をふまえて、わが国で初めてアスベスト被害に対する国の責任を認める画期的な判決を言い渡した。地裁判決は、国に対して厳格な規制権限行使を求める筑豊じん肺最高裁判決以降の司法判断を踏襲し、国は、医学的知見や科学技術の発展に合わせて、できるだけ速やかに、適時、適切に規制権限を行使すべきであったとし、じん肺法が制定された昭和35年には、局所排気装置の設置を義務づけることが必要かつ可能であったにもかかわらず、それを義務づけなかった違法があり、それが義務づけられた昭和47年以降も、測定結果の報告義務づけ等を行わなかった違法があると判断した。

地裁判決後、病気の重篤化と高齢化のなかで原告らの「いのちあるうちに救済を」の願いは待ったなしであったことから、国に対して早期解決を求める大運動を展開した結果、一旦は主務大臣である長妻昭厚労大臣（当時）が控訴断念の意向を表明するなど早期解決に向けて大きく前進した。ところが、土壇場で、対応を一任された仙谷国家戦略担当大臣（当

時)が不当にも控訴を決定し、1陣訴訟は大阪高裁に係属することになった(原告側も控訴)。しかし、国は、控訴にあたって、控訴審で裁判所が中に入っているの和解もあり得ることを表明していた。

原告団と弁護団は、控訴審では、必要な主張、立証を行う一方で、高裁に対して和解勧告を求める運動を展開し、裁判所も2011年1月、国に和解解決の意向を打診した。ところが、国は、2月22日、控訴時の表明を翻して和解協議の場につくことさえ拒否し、これを受けた大阪高裁は、4月18日に現地を訪れて近隣住民の石綿ばく露の関係での事実上の検証を行い、5月12日には原告ら5名の証人尋問も実施したうえ、6月1日結審した。

法廷外でも、短期間に17万の公正判決署名を提出し、毎週の裁判所周辺での宣伝行動など出来る限りの行動を行い、8月25日の高裁判決を迎えた。

(4) 不当判決の概要

高裁判決は、第1に、生命や健康等の「弊害が懸念されるからといって、工業製品の製造、加工等を直ちに禁止したり、あるいは、厳格な許可制の下でなければ操業を認めないというのは、工業技術の発達及び産業社会の発展を著しく阻害する」あるいは「労働者に健康被害が発生した場合であっても」「工業製品の社会的必要性及び工業的有用性」も踏まえるべきであるなどとして、行政に広範な裁量を認め、国の規制権限不行使の違法を極めて限定的にしか認めないと判示している。これは、いのちや健康よりも産業発展、経済発展を優先することを露骨に示したものであり、いのちや健康こそが最も尊重されるべきとしている憲法に対する重大な挑戦である。同時に、数々の公害訴訟やじん肺訴訟等で獲得してきた被害者救済を重視し、国の規制権限を厳格に捉え、国は医学的知見や科学技術の発展に則して「できるだけ速やかに」「適時、適切に」規制権限を行使すべきとした筑豊じん肺最高裁判決以降の最高裁判決の流れにも真っ向から逆行している。

第2に、高裁判決は、泉南地域の小規模零細の石綿工場や泉南アスベスト被害者の実態を全く見ようとせず、長期かつ大量に発生した泉南アスベスト被害の全責任を小規模事業主や被害者の「自己責任」に押しつけている。前述のように、国は、戦前から繰り返し泉南地域の石綿工場を対象とした労働実態

調査を行い、多数の石綿肺の被害発生や石綿の発がん性等をよく把握していた。だからこそ、泉南アスベスト被害を防止するにあたって、国の役割は極めて大きく、国には、石綿ばく露を防止するために、早期に局所排気装置の設置義務づけなど必要な規制や対策が強く求められていた。にもかかわらず、国は、経済発展を優先して、石綿の危険性情報を積極的に知らせることをせず、必要な規制や対策を放置したのである。地裁判決も、国の情報提供義務違反を強く指摘し、国の規制権限不行使の違法を認定した。ところが、高裁判決は、泉南地域の石綿紡織業や泉南アスベスト被害の実態に全く目を向けようとせず、国の責任は一片の通達等を出しただけで免罪する一方で、泉南アスベスト被害発生の全責任を、局所排気装置を設置しなかった小規模事業主や、防じんマスクを着用しなかった被害者の「自己責任」としているのである。さらに、国が積極的に石綿の危険性情報を知らせなかったことを免罪する一方で、被害者は、当時1、2回しか載らなかった新聞記事等で石綿の危険性を知ることが出来たなどと机上の空論さえ述べている。まさに、被害者敵視、行政擁護の不当判決と言わざるを得ない。

(5) 最高裁での逆転勝訴へ向けて

原告団は、不当判決に屈することなく、全員が上告手続きを行い(最高裁第1小法廷係属)、上告審代理人には全国から1014名に就任していただいた。これまで数々の公害裁判を闘ってきた公害弁護の諸先輩方から知恵と力を拝借しつつ、また、多くの心ある方々と連帯しながら、最後まで闘う決意である。

2012年3月28日の第2陣訴訟・大阪地裁判決は、最高裁での逆転勝訴への重要な第一歩となる。第41回総会の場で、再び国の責任を認める勝訴判決の報告ができることを確信している。

2 建設アスベスト訴訟の提起、個別企業責任の追及等

2008年に提訴された首都圏建設アスベスト訴訟は、原告数300名を超えており、今年、横浜地裁、東京地裁で相次いで判決を迎える。すでに北海道、静岡、京都、大阪(2011年7月提訴)、福岡の全国7地裁で同様の訴訟が提起されている。建設アスベスト訴訟は、建設労

働者を中心とした救済基金やアスベスト対策基本法の制定など、より完全な救済制度とノンアスベスト社会の構築を目的として、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟と連帯して闘っている。

当弁護団では、労災やアスベスト新法を活用した救済活動、継続的な医療法律相談なども行っており、2011年7月には常設ホットラインを設置して、日常的に被害者の掘り起こしができる体制をつくった。

また、個別企業相手のアスベスト被害事件でも着実に成果を上げている。2011年には、大手・中堅ゼネコンとの裁判上和解など裁判外和解を含む5件が解決した。現在、最高裁に係属中の訴訟案件（三井倉庫の労働者）を含め、交渉中、訴訟中の案件が合計十数件ある。

2009年からアスベスト被害事件を担当する全国の弁護士が集まって情報交換を行っているが、第3回の今年は静岡が開催地となった。2005年のクボタショック以降、企業を相手方とするアスベスト被害関連の事件は約70件に上り、予見可能性や損害額について一定の水準が形成されつつある。今後は、石綿肺がんの労災

認定基準の見直し論議と相まって、不認定取消訴訟が重要な課題となってこよう。

3 アスベスト被害の救済に向けた全国的な闘いを

東日本大震災では、懸念されていた震災時の石綿曝露が再び現実のものとなった。十分な対策が取られない原因の一つは、被害が発生しても僅かな補償額で済まされてしまう石綿救済法の不十分性にある。新たな石綿曝露対策を防ぐためにも、国の責任の明確化が不可欠である所以である。

石綿肺がんの認定基準や、医療機関の認識不足、再生砕石への石綿混入など問題は山積である。今年は、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟第2陣訴訟の判決を皮切りに、重要な判決が相次ぐ。これらの判決に、今後数十年にわたって続くアスベスト被害救済の命運がかかっていると言っても過言ではない。多くの方々の知恵と力を結集し、国内のみならず国際的にも注目されるような救済運動を展開していきたい。

〔2〕 尼崎アスベスト訴訟報告

兵庫尼崎アスベスト訴訟弁護団 事務局長
弁護士 八 木 和 也

1 クボタショックの震源地である尼崎では、アスベスト工場周辺で発生した被害に対する国とクボタへの責任を追求する裁判（尼崎アスベスト訴訟）が大詰めを迎えている。今回は、本訴訟の到達点について報告する。

2 尼崎アスベスト訴訟は、クボタ旧神崎工場周辺に居住し、クボタのアスベストを吸引して死亡した被害者の2遺族が、国とクボタに対して、その責任を明らかにするよう求めた訴訟である。

2007年5月に提訴してから約5年の歳月をかけて

審理し、次回の平成24年3月21日の弁論でもって、結審を迎える予定である。

3 本訴訟の争点は、クボタとの関係では、クボタは工場外へアスベストを飛散させ、かつ、飛散したアスベストが本件被害者まで到達していたのか否か（曝露の有無）、当時クボタはアスベストの危険性を認識し得たのか否か（予見可能性の有無）の2点である。

(1) 飛散、到達

クボタは、訴外で、周辺の被害者に対して2500

万円から 4600 万円の範囲で救済金という名の補償金を支払っている。しかしながら、本訴訟においては、因果関係を徹底的に争っており、アスベストを工場外へは飛散させていない、原因企業が別にあるはずだなどという主張を繰り返している。

弁護団は、奈良県立医科大学の車谷教授らの疫学調査結果（SMR が女性で 41.1 倍、男性で 13.9 倍）を立証の柱にしつつ、旧神崎工場周辺に居住する住民の法廷での証言や多数の陳述書、クボタの下請企業の元従業員の陳述書、労基署によるクボタ旧神崎工場への調査・指導の記録、旧神崎工場の当時の航空写真などを用いて、飛散及び到達を立証した。

ちなみに被害者の 1 名は、クボタから 1 キロ強の地点に居住して曝露しており、特に到達の点が激しく争われている。弁護団は、被害者が毎日のように旧神崎工場から 300 メートルに位置する市場へ買い物に行っていたことを立証し、到達の立証を試みている。

(2) 予見可能性

クボタは、予見可能性の対象は具体的な疾病まで必要であり、かつ、環境曝露という形態についての具体的な予見も必要との立場である。本件は、中皮腫という特殊な病気による被害で、かつ、工場外への飛散によるもの（いわゆる近隣曝露）であり、予見可能性の対象をできるだけ具体化することで、予見の時期を遅らせる戦略である。

弁護団は、生命健康への被害が問題となる場合には抽象的な危険の認識で足りるとする確立された判例（例えば関西保温工業事件）をベースとしつつ、アスベストの知見が、石綿肺から肺がん、そして中皮腫へと発展していった歴史的経緯、職業性曝露から環境型曝露へと広がっていった知見の深化の歴史を示し、予見可能性の対象を具体化するクボタの主張が誤りだと反論している。

企業を相手とするアスベスト訴訟において、環境曝露が本格的に争われたケースはまだ一例もなく、環境曝露に近似する家族曝露のケースでは、裁判所はいずれも予見可能時期を非常に遅く（例えば 1976 年ごろ）認定し、原告敗訴となっている（ミサワリゾート事件、日本エタニットパイプ事件など）。逆に職業曝露ではほぼ予見可能性を 1960 年

ごろと認定し、原告勝訴となっている（例えば関西保温工業事件、三井倉庫事件、札幌国際観光事件など）。その意味では、裁判所が本ケースで予見可能性の時期をいつと認定するかが注目される。

4 国との関係では、国はクボタのアスベスト排出を規制する法律を有していたか否か（規制権限の有無）、国はアスベストの危険性をどの程度認識していたのか（予見可能性の有無）、国はクボタの石綿管製造にどの程度関与していたのか（産業政策）、などの観点から、国のアスベスト被害、特に環境型被害への対応は著しく不合理であったのか否か（消極的濫用論）が争点となっている。

(1) 規制権限

規制権限について国の主張は、本件では労働関連法規は関係なく、1970 年に改正大気汚染防止法が出来たまでは規制権限がなかったとの主張である。いわゆる縦割りの論理で責任を免れようとする戦法である。

弁護団は、労働関連法規であっても、法律である以上、究極の目的は国民の生命健康の保護だとする基本権保護義務論（憲法 13 条、関西水俣病訴訟最高裁判決）を展開するとともに、1971 年に制定された旧特化則（労働省令）の制定当時、労働省は通達のなかで「あわせて付近住民の障害防止にも資する……、もって公害の防止にも寄与することができる」などと、周辺住民の保護も目的に含まれると説明していた事実や、1972 年には、労働大臣が、国会審議の中で、労働安全衛生法の提案理由について「労働災害と密接な関係にある公害……の防止にも貢献できるよう配慮すること」と説明していたことなどを示して、国の縦割り論が誤りであると反論している。

(2) 予見可能性

予見可能性については、ほぼクボタの予見可能性の議論があてはまる。ただ、弁護団は、国との関係では予見可能性は程度問題にすぎず、予見可能性の有無が問題となる不法行為における場合とは議論の仕方が異なる（ゼロか 100 ではなく、段階的に高まっていくというイメージ）との立場に立っている。よって、弁護団は、国がどの時点で

予見が可能だったかという議論ではなく、年代ごとに輪切りにして知見の深化の程度を示したうえで、この程度の知見であれば国はどんな対応が求められたのかという視点で議論を展開している。

(3) 産業政策

本件の被害は、クボタの石綿水道管製造過程から生じたアスベストが中心であり、石綿水道管のメインユーザーが地方自治体であったことに注目し、国の本件被害への関与を主張し、立証した。すなわち国は、石綿水道管が安価で耐久性にもすぐれていたため、特に地方自治体の簡易水道については、石綿管を使用するよう推奨していた（簡易水道政策）。しかも国は補助金や地方債の引き受けなどを通じて、自治体が行う水道事業費の約6割りを負担していたことも分かった。クボタは、国による補助が開始された直後から石綿管業界へ参入しており、国による簡易水道政策が本件被害の拡大につながったと主張している。

(4) 消極的濫用論

(2)で述べたとおり、弁護団は、国が各年代で実際にはどんな対応をしてきたのか、それが適当だったかという議論をしている。弁護団が特に注目しているのは、国は環境型の被害については、IARC（国際がん研究機構）が発がん性を明確に認めた1972年以降も、約18年もの長期にわたって全く規制を行わなかった点である。環境庁（当時）は、発足した71年にはすでにアスベストの発がん性に注目していた明白な証拠があるにもかかわらず、延々と調査研究を続けて規制を先送りにし、1989年までなんらの規制も講じなかった。この結果莫大な数の人命が奪われた。こうした国の対応が著しく不合理であると主張している。

5 以上のとおり、本訴訟は環境型のアスベスト被害が真正面から問われる最初のケースでもあり、論点が多岐にわたっている。今年の夏から秋にかけて判決が出ると予想される。より一層のご支援、ご鞭撻をお願いしたい。

(原発)

〔1〕福島原発被害弁護団の活動と今後の課題

弁護士 中 川 素 充

1 原発事故の被害と東電・国の加害責任

3月11日の大地震、津波により、福島原発は大きな損傷を受けた。同日の夜には、原子力緊急事態宣言の発令、避難指示、その後、爆発、出火を繰り返す。あの惨状は、今でも目に焼き付いて離れない。この事故は、決して想定外の災害による事故ではない。

原子力そのものに内包した危険性のみならず、福島原発に関しては、過去に多くの専門家、市民から脆弱な防災対策（特に地震・津波）について再三にわたり指摘されていた。しかし、東京電力をはじめとした電力業界、原子力政策を推進し続けた国、これを支えた研究者など原子力「ムラ」の人たちは、これを黙殺し続けた。これらの加害責任は重大である。

多くの人々が、生まれ育った故郷から引き離され、避難生活を余儀なくされ、あるいは、事業活動の断念を強いられてしまった。ごく当たり前のように過ごしていた日々の暮らし、地域社会、環境までもが破壊されてしまった。そして、1年経過した現在まで継続し、その終息の見通しはない。

2 弁護団結成とその理念

福島原発被害弁護団（共同代表：広田次男、小野寺利孝）は、

「あやまれ、つぐなえ、なくせ放射能被害」

を統一のスローガンとして、福島原発事故の全ての被害者への真摯な「謝罪」と被害回復にふさわしい「完全賠償」の実現、除染をはじめとする「原状回復」と「被害根絶」を目的に、2011年10月16日、結成した。現在、主に福島県や首都圏、全国各地の弁護士約70人で構成されている。

3 弁護団の活動

弁護団員は、昨年の秋以降、毎週のように、避難先などに赴き、被害者の相談活動を行い、被害実態の把握に努めてきた。その過程では、単なる金銭賠償のための資料収集だけでなく、政策的要求の確立のための意見交換等も行ってきた。

また、原状回復、完全賠償に向けた理論の確立のために、研究や議論も行っている。時には、団員同士が白熱した議論となるが、これも皆が「あやまれ、つぐなえ、なくせ放射能被害」という思いを強く持っているからであろう。

被害者の組織化ということでは、様々な住民グループのみならず、自治体の首長や行政区の区長などにも申し入れをし、各地で説明会、相談会活動を行っている。

そして、私たちは、現在、東京電力に対して、基本（賠償の方式等のルール作りや政策要求、今後の継続協議など）と個別被害者の賠償要求を掲げて、集団での直接交渉を求めている。それは、東京電力が用意した直接請求や紛争解決センターというのは、いわば加害者側の設定した「土俵」であり、果たして真の被害回復につながるか疑問であり（もちろん、これらも必要に応じて活用はすることは否定しない）、加害者である東京電力に被害者の悲痛な訴え、要求をしっかりと受け止めさせて、迂遠な手続によらず、早期に被害回復を実現させなければならないと考えるからである。現時点で、東京電力は、これに応じようとしませんが、今後とも、粘り強く直接交渉を求めていく所存である。

4 今後の課題

今回の被害は、個人の財産的損害のみならず、社会経済生活、今まで生まれ育ったコミュニティ、地域社

会の破壊、放射能による健康被害の危険など多様な被害に及ぶ。その広範かつ複合的被害ゆえに、被害者の要求も多様であり、損害・被害論の確立の困難さは否めないし、東電や国に対峙する被害者の組織化も一筋縄ではいかない。また、東電の悪質性、国の加害責任を明らかにしていくためには、責任論の確立も急務である。また、現実には押し迫る被害者の相談活動にも対応していかなければならない。

私たちは、弁護団としての態勢を整えていくとともに、損害論や責任論などにおいて、弁護団の枠を超えた連携を積極的に図っていく必要があると考えている。

現に、損害論（責任論も）に関しては、ともに公害弁連に参加している「生業を返せ、地域を返せ！」福

島原発事故被害弁護団をはじめ、全国各地の弁護団等に関わっている有志で研究会を結成し、研究者の協力を得て、これまでの法律家の頭で考えていた枠を超えた理論を打ち立てようと努めている。

そして、単に金銭賠償に止まらず、地域、避難者・滞在者の別を問わずすべての被害者が安心して生きていくための政策要求についても、深めていき、広範な運動として取り組んでいきたいと考えている。

私たちは、これまでの公害闘争において理論、実践ともに多くの蓄積を有している公害弁連の一員とさせて頂き、ともに公害のない社会の実現のために闘うことを決意するとともに、この未曾有の原発事故被害の救済のためにご支援・ご協力をお願いするものである。

〔2〕「生業を返せ、地域を返せ！」 福島原発事故被害弁護団の取り組み

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団
弁護士 馬奈木 巖太郎

1 弁護団の結成

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団は、2011年10月30日、福島市内で結成された。設立時、弁護団は、福島県や宮城県、首都圏の弁護士約25名だった。

事故以来、福島県内の様々な団体からの要請を受け、後にその多くが弁護団の一員となる弁護士たちは、福島県内各地で開催された法律相談会などに参加してきた。公害弁連ニュース171号（2012年1月15日号）においても、弁護団の取り組みについては報告されているが、被害者の方たちとの結びつきのなかで、私たちの弁護団は結成されたのである。

2 弁護団の特徴と取り組み～2つの目標と3つの柱

弁護団は、被害の完全な賠償と地域環境の全面的な回復を要求し、実現させることを目標としている。また、東京電力のみならず、国をも責任の主体として明確にしている。これは、弁護団が、今回の事故を公害として位置づけていることに基づく。被害者の方たちからの聞き取りでも、誰もお金だけの問題とはとらえていない。除染や健康被害への対策など、国にも重大な責任があることは明らかである。私たちは、こうした被害者の方々の想いと私たちの決意とを込めて、今回、弁護団を「生業を返せ、地域を返せ！」と称することに決めた。

現在、弁護団では、上記目標を実現すべく、①受任事件の対応、②被害者要求の組織化、③相談支援の3点を大きな柱として位置づけ、活動している。

一口に被害者といっても、農家の方や商工業者、個人と様々であるが、とくに事業者の方々は早期の賠償支払いを強く求めており、弁護団としても、当事者の運動で賠償範囲を拡大させることと速やかに一部賠償の支払いをさせることを重視している。この間、東京電力に対しては、請求書の記載内容や、利益率・固定費の取り扱い、一部支払いの合意の受け入れなど、様々な要求を行い、その態度変更を求めてきたが、いくつかの点で私たちは重要な改善を勝ち得ている。そうした運動の到達もあって、たとえば、弁護団が継続的に支援してきた福島県商工団体連合会の場合であれば、2012年2月24日段階で、約500件につき、約11億円を支払わせている。弁護団としても、完全賠償に向けた重要な一歩と評価している。

また、弁護団の活動範囲は福島県内にとどまっていない。弁護団として、宮城県や広島県、沖縄県の相談会に参加し、事業者の賠償請求の支援や避難者の方々に対する法律相談などに応じてきた（近々、埼玉県内各地で実施される相談会にも継続的に関与していく予定である）。今後も、弁護団では被害があるところに駆けつける決意である。

3 弁護団の課題

今回の事故は、まさに未曾有の公害であり、その被害も複合的で広汎かつ多種多様である。まさに、被害の聞き取りに奔走した一年だったといっても過言ではない。

今後、被害者を組織化しながら集団的に請求していくことになるが、責任論にしても損害論にしても（さらに案件によっては因果関係も）、この間の蓄積をふまえ、それを乗り越える理論構築が求められている。弁護団横断的な研究会などもすでに始まっているが、被害実態を適切にとらえるためにも、理論的な掘り下げは不可欠である。

また、弁護団の枠を超えた各分野の専門家との協力も必須である。弁護団では、自死案件につき、医師などの方々の協力を得て、因果関係論に関する対策を講じるとともに、ご遺族に対するケアにも留意している。被害者要求の組織化や相談支援の活動においても、物理学を専門とする大学関係者や国会議員、地方議員などと連携し、要求の実現を目指している。

さらに、原状回復のための施策や恒久的な医療対策

など、行政的・立法的な手当てが必要とされるものも少なくなく、運動の面でも大きな取り組みが要求されている。弁護団としても、2012年は運動を構築していく重要な年と位置づけているところである。こうした課題をふまえると、弁護団は、新64期などの加入もあり40名を超える体制となったが、まだまだ人手が足りないというのが現状である。

公害弁連には、公害訴訟をはじめとする訴訟や被害者運動につき、多くの経験と知見が共有されている。こうした歴史を承継すべく、弁護団は最大限の努力をする決意である。この歴史的なたたかいを勝利するためにも、弁護団への参加を訴えとともに、引き続きご支援を心からお願い申し上げる。

【三】特 別 報 告

全国公害被害者総行動実行委員会の報告

全国公害被害者総行動実行委員会
事務局長 中 山 裕 二

はじめに

昨年は、第36回全国公害被害者総行動（以下、総行動）を準備に取りかかっていた2011年3月11日午後2時46分に、東日本大地震が発生しました。会議中だったスモン公害センターもかつて経験したことのない猛烈な揺れに襲われました。

直後に原発事故もあり総行動を開催するかどうか、問題になりました。

余震の心配や特に原発事故による影響をどう見るのかなどの議論がなされました。臨時の実行委員会も開催し、議論を深めました。震災被災者、原発事故被害者との連携、連帯をしていくことなどが確認され、結果としては、大地震、原発大事故の年にふさわしい、総行動にすることができました。例年より1か月遅れの準備になり、当日までばたばたしましたが、大きな成功をおさめることができました。

総行動2日目のまとめの行動で、福島農民連の亀田俊英会長は、「原発被害は公害だ。永年公害に取り組んでこられたみなさんとともにたたかう」と決意表明されました。亀田さんの指摘通り、原発被害の発生の構図は、公害のそれと相似形であり、だからこそ、私たちは、原発被害を我が事としてとらえ、ともにたたかうことができるのだと思います。

今年は、後述するように公害被害者のたたかいは重要な局面を迎えます。原発被害者との連帯、連携をすすめながら、大きなたたかいにしていく年にしなければなりません。

1 第36回公害被害者総行動

2011年第36回総行動をいつもの「なくせ公害・まも

ろう地球環境」のスローガンにサブスローガンとして「東日本大震災・東京電力福島第一原発事故被害者と連帯して」を加え、6月1日～2日にかけて取り組みました。

準備のための要請行動は、1次～3次におよび、のべ200人以上の被害者が首都圏700ヶ所以上の市民団体、労組などに足を運びました。

第1行動である環境省交渉は、松本龍環境大臣に33,016筆の国民署名を提出し、第2次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団の福地勉さん、東京公害患者と家族の会の小柳晴子さんが被害の訴えをしました。また地球温暖化、環境アセスメント、水俣病そして大気汚染について要請しました。松本大臣は国会審議の関係で途中退席されたものの、近藤昭一環境副大臣が対応しました。

このほか、申入れ、交渉は、環境省はもとより厚労省、農水省、国交省、防衛省、外務省、内閣府、経産省、文科省、9つの省庁の24部局におよび、加えて日本経団連、自動車工業会、日本石油連盟の業界団体、チッソ、東京電力など公害加害企業との交渉を実現しました。

交渉では、それぞれに成果を勝ち取っていますが、報告の詳細は2011年「交渉報告書」にまとめていますのでそこに譲ります。この規模での申入れ、交渉をいっせいに実現できる力量を持っていること、解決するという強い意志を有する集団であることを示すことができました。

1日夜には、142団体、1050人の参加で総決起集会を行いました。

集会では、冒頭に宮城県漁業協同組合の阿部力三郎代表理事、福島県農民連会長の亀田俊英様から生々しい被害状況の報告と支援の要請がありました。これらのあいさつを受け、参加者全員で、犠牲者の冥福を祈

るために黙とうをささげました。

基調報告のあと、水俣、有明、イレッサ、カネミ、アスベスト、全国道路、大気汚染からそれぞれのたたかいの報告がなされました。各地でたたかいを展開するみなさんの報告は、参加者の胸を深く打つものでした。

メッセージは、南相馬市桜井勝延市長、政党からは民主党菅直人代表（当時）、日本共産党幹部会志位和夫委員長、社会民主党福島みずほ党首からいただきました。

2 原発被害者との連帯

原発事故被害については、総行動開催に先立って、公害地球懇のみなさんといっしょに2回にわたる現地訪問を行い、被害者との交流をすすめました。総行動本番には、福島、宮城から漁民、農民のみなさんにご参加いただいたのは、前述のとおりです。

8月の水俣現地調査にも福島から漁民のみなさんにご参加いただき、その被害を直接聞くことができました。9月19日に東京・明治公園で開催された「さよなら原発5万人集会」、10月30日の「なくせ！原発10.30大集会 in ふくしま」にも有志が参加。毎月11日には、東京電力本社前での定例アクションを行ってきています。

年末の大阪での総行動合宿まで、年間を通じて交流ができたことは、私たちの運動自身が進化、前進するうえでも貴重な財産となりました。

3 公害総行動までのたたかい

大気は、いよいよ新しい救済制度を作るかどうか、正念場のたたかいになってきました。昨年、公害健康被害補償法の財源となっている「自動車税」「自動車重量税」の廃止が日程にのぼりました。国会議員への要請行動などを集中的に取り組み、財源を確保しましたが、新しい救済制度をつくることとともに、公健法そのものを守るたたかいも重要な局面を迎えています。

50万署名を集めきること、国会要請や環境省交渉など総行動までの運動の積み上げが重要になっています。

水俣病は、昨年3月に熊本、新潟、大阪、東京の各地裁で相次いで和解が成立し、訴訟としては、終結しました。環境省は、水俣病特措法に基づく申請窓口を今年7月で締め切ると発表しました。毎月数百名単位で、申請者が存在するにもかかわらず、また締め切りの当

然の前提となる健康調査すら行わない環境省の姿勢は、水俣病の歴史にまた新しい汚点を残すことになります。

大気、水俣には、総行動までのたたかいで、総行動全体を牽引していく力であることを示していただくことを強く期待したいと思います。

よみがえれ有明海訴訟は、有明海の汚染が深刻さを増しています。ノリやカキの養殖、貝類、漁船漁業などいずれも壊滅的な被害です。よみがえれ！有明海訴訟は一刻も早い開門を実現するためのたたかいが続いています。

薬害イレッサ、アスベストは、各高裁判決で、いずれも各地裁判決を覆す不当判決がくだされました。しかし、いずれの原告団や支援も息高く運動を続けています。

イレッサは、西日本訴訟が5月25日に大阪高裁で判決が言い渡されます。アスベストは3月21日尼崎クボタ結審（神戸地裁）、3月28日泉南アスベスト2陣判決（大阪地裁）、4月25日東京建設アスベスト結審（東京地裁）、5月25日首都圏建設アスベスト判決（横浜地裁）が決まっており、総行動までに重要な各地の裁判で結審、判決が相次ぎます。薬害イレッサ、アスベストとも今年中のたたかいが正念場であり、全国的なひろがりを作り出すことが重要です。また、建設アスベストとの共同をすすめることがカギになっています。このような状況をふまえ、東京および首都圏アスベスト原告団には、実行委員会加入の呼びかけをしました。

わが国政府の温暖化の取り組みは、昨年のCOP17ダーバン会議で、「化石賞」のノミネートすらされない体たらくであり、原発依存を抜け出し再生可能な自然エネルギーの導入等で、国際公約である「温室効果ガス25%削減」を守らせるために国民的な共同をすすめていかなければなりません。

以上のような取り組みを成功させるために、実行委員会、運営委員会を開催し、民主的な運営に心がけています。また、昨年12月大阪・池田市で開催した合宿には、公害弁連参加の弁護団や福島農民連代表を含めて70名近い参加があり、日ごろの会議では補いきれない、たたかいの報告や討議を行い、懇親を深めることもできました。

4 第37回総行動

さて、今年の第37回総行動は、6月5日（火）～6

日（水）の2日間行います。5日夜が、日比谷公会堂での総決起集会です。

総行動直前に薬害イレッサ大阪高裁、首都圏アスベスト判決が言い渡され、上記期間は、まさに控訴期間と重なります。

水俣は、特措法に基づく申請受付締切り期限が2か月を切る時期にさしかかります。あとう限りの救済、健康調査の実施を環境省に迫る正念場です。また、大気の新しい被害者救済制度の確立は、国会での活動を含め大事な時期にさしかかります。

これらを重点課題と位置づけ、原発被害の回復のために決起集会や省庁交渉を組み立てていくことにしています。同時に、道路、カネミ油症、イ病、スモンなどのたたかいも前進させていかなければなりません。温暖化の課題は運動の背骨にあたるものであり、経年的な取り組みにしていかなければなりません。

ところで、沖縄・米軍嘉手納基地周辺住民2万人以上が原告となって飛行差止や騒音被害に対する損害賠償を求める訴訟がすすんでいます。この裁判の帰趨は、日米関係や沖縄の基地問題に大きな影響をあたえることは間違いありません。私達も注目し、共同のたたかいをすすめていきたいと思います。

5 まとめにかえて

私達のたたかいの原点は被害であり、その回復と再発防止が私達の要求です。被害者が掲げる要求を実現することで団結することが基本であることはいうまでもありません。

私たちは、まだまだ多くの課題を解決していかなければなりません。公害はおわっていないのです。今後とも全国の仲間、公害弁連の先生方、そして国民のみなさんと団結して前進を続ける決意です。

日本環境会議（JEC）の報告

JEC 事務局長

一橋大学教授 寺 西 俊 一

日本環境会議（JEC）は、1979年6月、(1)開かれた「学会」、(2)学際的な「学会」、(3)提言する「学会」として発足し、その後、国内的にみても国際的にみても、きわめてユニークなネットワーク型の組織として、今日まで地道な活動を続けています。

2011年度には、JECとしては、3つの大きな大会と会議を企画・開催することになりました（ただし、本報告執筆の2012年2月時点では、一部は開催予定となっています）。

まず、2011年の7月2日（土）～3日（日）、「第28回日本環境会議東京大会」（於・東京経済大学）を開催しました（延べ約500名が参加）。この大会は、「環境政策・地域づくりの新たな地平をひらく－首都東京からの発信」という全体テーマを掲げて開催されました。1日目の午後には、第1分科会（テーマ：「持続可能で低炭素な地域社会へ」）、第2分科会（テーマ：「公共事業をどう変えるか？－東日本大震災を契機に」）、第3分科会（テーマ：「東日本大震災からの復興と日本の農業・農村の将来」）、2日目の午前には、第4分科会（テーマ：「マシオン問題と都市景観」）、第5分科会（テーマ：「首都圏におけるアスベスト問題」）、第6分科会（テーマ：「首都圏における道路公害と道路建設問題」）、そして午後には、全体シンポジウムがそれぞれ多数の参加者を得て開催されました。この全体シンポジウムでは、台湾環境保護署副大臣で国立台湾海洋大学教授でもあるChiau Wen-Yan氏を招聘しての特別講演（演題：「気候変動問題と持続可能な発展－台湾の挑戦と日本との協力」）、および、島根大学名誉教授（JEC理事）の保母武彦氏による基調講演（演題：「都市は農村なしには生きられない－大震災後の日本再生に新たな構想力を」）を受けて、「地域再生 次の10年を考える」というテーマでのパネル・ディスカッションが行われ（パネリストは、藤井絢子、安藤聡彦、窪田亜矢、寺西俊一）、最後に「第28回日本環境会議東京宣言」を採択して、成功裡に閉幕しました。この東京大会の開催概要、会議記録と宣言等について、JECのホームページ（[http://](http://www.einap.org/jec/)

www.einap.org/jec/）、および、JECの準機関誌となっている『環境と公害』（岩波書店）第41巻第2号（2011年10月刊）の特集①に掲載されています。詳しくは、そちらを参照していただければ幸いです。

次に、2011年11月19日（金）～21日（月）、台湾の台北市において「第10回アジア・太平洋 NGO 環境会議」（APNEC10）を企画・開催しました（24カ国・地域から約600名が参加）。このAPNEC10は、2009年11月に企画・開催したAPNEC9（京都会議）に続くもので、今回は、1991年12月に初めて開催したAPNEC1（バンコク会議）から数えて、ちょうど20周年をかざる記念すべき会議でした。日本からは、40数名が参加し、内容的にも非常に充実した会議として大成功を収め、「APNE10台北宣言」を採択して閉幕しました。なお、この会議の概要やそこでの報告の一部等も、先の『環境と公害』（岩波書店）第41巻第4号（2012年4月刊）に掲載される予定になっていますので、詳しくは、そちらを参照していただければ幸いです。

3つ目は、2012年3月17日（土）～18日（日）に予定されている「第29回日本環境会議島根大会」（於・島根大学）の企画・開催です。これは、昨年の3.11の福島第一原発事故をめぐるその後の動向にかんがみ、島根大学の保母武彦教授らをはじめするJEC関係者からの積極的な提案も受けて、急遽、「『原発災害』のない社会をどうつくるか」という全体テーマで企画・開催することになったものです。この詳しい開催プログラム案は、JECホームページ等でお知らせしていますので、ご参照をお願いいたします。

以上のほか、2011年には、3.11の東日本大震災を受けて、同年5月20日（金）、JEC事務局のもとに「JEC東日本多重災害復興再生政策検討委員会」（委員長：寺西俊一、事務局：山下英俊ほか）を発足させ、この間に、計6回の全体会合（2011年5月20日、6月18日、7月16日、9月10日、12月10日、2012年1月20日）を積み重ねてきました。この「JEC検討委員会」の開催概要についても、JECホームページに掲載してあります

ので、ご関心の方は参照してください。

また、昨年6月、以前からJEC事務局の責任で編集作業に取り組んできていたJEC30周年を記念した『日本環境会議（JEC）30年の歩み－記録・資料集－』（DVD版）が無事に完成まで漕ぎつくことができました。これは、JEC30年余の活動記録と関係資料のほとんどすべてを収録・編集したもので、A4で700頁近い分量の関係資料が一枚のDVDに収められ、検索機能も付いて、大変、便利なものになっています。この入手をご希望される方がおられましたら、JEC事務局（寺西）までお問い合わせください。

最後に、JECの会員拡大への取り組みに、ぜひ、ご協力をお願いいたします。2012年2月現在、JECの会員数は、1年前に比べて若干増加し、約450名余となっています。会員の顔ぶれは、学際的な各分野の研究者や専門家、弁護士、医師、ジャーナリスト、公害被害者団体や各種NGO・市民運動等のリーダー、一般市民、大学院生・学生などを含め、きわめて多彩な陣容となっています。今後、JECのさらに新たな発展と飛躍をめざしていくためには、会員の大幅な拡大が不可欠です。とくにJEC発足以来、深いかかわりをもっている公害弁連の関係者各位で、まだ日本環境会議（JEC）の会員になっていただいていない方々がおられるならば、ぜひとも、この機会に積極的にJEC会員になってくださるよう、よろしくお願い申し上げます（* JEC会員の申し込みは、JECのホームページから簡単にできます）。

みずしま財団の報告

～公益財団法人として、新たな出発

公益財団法人 水島地域環境再生財団
研究員 白 神 加奈子

はじめに ー公益財団法人への移行ー

2008年の12月からはじまった公益法人改革に対応するため、みずしま財団も移行準備を進めていました。昨年11月1日に、「公益財団法人水島地域環境再生財団（みずしま財団）」として、公益認定をうけ移行することができました。

みずしま財団は、2000年3月に発足してから12年近くが経ちますが、この間、海底ゴミに関する実態把握・回収体制の構築や、地域の自然を調べる八間川調査、公害患者のQOL向上や、501例の公害認定患者遡及調査など、いろいろな取り組みをおこなってきました。

そうした取り組みの中で培ってきたつながりやノウハウ、また新たな関係を活かした取り組みを2011年には行うことができました。その中の一部をご紹介します。

1 経験を活かし、伝えていく活動

昨年からの取り組みを強化した、水島での経験を学び活かしていくための事業ですが、2011年からも、さまざまな形態で実施し、持続可能な取り組みを模索しました。

中国で報告

2011年2月に北京で開催された「第3回日中NGOシンポジウムー環境教育をめぐって」（主催：日本国際協力機構 中国事務所、中国国際経済技術交流中心）に参加し、「コンビナート地域における公害経験を活用した環境学習」と題した報告をしました。

インドからの研修生受け入れ

8月にインドからの研修生を5日間受け入れました。岡山県の国際貢献ローカル・トゥ・ローカル技

術移転事業の一環で、環境分野での研修生の一部研修を受け持ちました。

この研修では、研修生の学びの場になることはもちろんのこと、この環境分野全体の研修をコーディネートする組織が、県の環境監視を担っているところでもあったため、彼ら若手のスタッフに、水島の歴史を同時に学んでもらい、業務のそもそもの意味を知ってもらうよい機会にもなりました。

医学生へ伝える

2010年度から地元の医科大の学生に学びの場を提供しています。2011年は、4年生計99人を5回にわけて受け入れ、半日かけて水島の地理や公害の歴史、医療従事者の関わりなどを学ぶプログラムを提供しました。今後、医師を目指す学生にとって、現役の医師から地域との関わりを直接聞く機会は、自分の進路を考える上で参考になるようでした。

大学生の学びの場

大学の講義の一環として、学びの場をコーディネートしています。2011年は専修大学の学生12名が、水島地域をフィールドに学びました。30年前に取り組まれていた難治性ぜん息児童入院治療施設の「あおぞら学園」卒業者へのヒヤリングをおこない、みずしま財団としても、従来とは違う学びの場を提供できました。

また、これを機に、宿泊場所として協力いただいた、美観地区でドミトリー（有鄰庵）を始めた若手経営者との連携も今後、期待できそうです。

水島の経験をつたえるパネル

水島にある施設「環境交流スクエア」に、水島の経験を伝えるパネルを設置したいということで、倉敷市から委託をうけ、作成しています。2012年の春

には新しくオープンする環境学習センター内に設置、公開されます。公共の施設にこうした公害をテーマにしたパネル等を設置することは、いままでなく、新たな関係性を築くことができました。

2 ぜんそく・COPDの情報提供事業

公害患者のQOL・ADL向上と、ぜんそく・COPDに関する情報を地域に提供する事業をおこないました。この事業では、病院や行政等、さまざまな主体と連携しておこないました。具体的には、2ヶ月間、コミュニティFMで週1回のコーナーをもち、医師や理学療法士、倉敷市の保健所や公害関係の担当者にも出演していただき、呼吸器の病気や少しでも楽に生活するコツなどお伝えしました。

3 復興支援に関わって

3月11日におきた、未曾有の大震災。被災地とは地理的に離れている中で、みずしま財団として、どのような支援活動ができるのか、なかなか難しい面がありました。しかし、できることから取り組もうということで、いままでのつながりを活かして、倉敷市内のネットワークづくりに関わりました。倉敷市内の団体・企業がどのような支援活動をおこなったのか、また課題は何なのかを明らかにし、被災地のニーズを調査し、それらをつなぐ仕組みを、様々な主体と模索しています。

また、従来からおこなっていた海底ゴミ調査のノウハウをいかし、東北地方の海底がれきのヒヤリング調査もおこなっています。みずしま財団のもつ資源を活かし、できることから取り組んでいます。

おわりに

ー水島コンビナートでの海底トンネル事故ー

この原稿を書いている最中に、水島コンビナートで海底トンネルを掘削中に岩盤が崩れ、5名の方が行方不明という事故が発生しました（その後、5名とも死亡が確認されました）。「下請けの従業員に被害が出るというのは、昔から変わっていない」という声が聞かれます。水島コンビナートができて50年近く経ちます。その間いろいろな出来事があり、そうした中で、みずしま財

団ができ、大きな役割を託されています。しかしながら、10年以上経ち、その役割を果たしているのか、こういった事故が起きると、本当に考えさせられます。

しかし、みずしま財団だからできることを活かしてできるところから取り組んでいくしかありません。地域のそして全国の様々な主体と連携、協力して、着実に進めていきたいと願っています。

あおぞら財団 報告

公益財団法人 公害地域再生センター（あおぞら財団）
研究員 相澤 翔平

公益財団法人の認可を受ける

あおぞら財団は、2011年7月1日に、公益財団法人（行政庁：内閣府）の認可を受けました。これにより、寄付者は税の控除を受けることができ、寄付しやすい環境になりました。みなさまに支えられて、あおぞら財団は設立15周年を迎えることができました。心より感謝申し上げます。この節目の年にこれまでの財団の活動を振り返り、これからどのように活動を進めていくか議論し、今後の活動に反映させていきたいと思っています。公益法人化を受けて、財政的にも運営上持続可能な仕組みづくりにも力を入れていきます。

あおぞら財団では、現在、①公害のないまちづくり、②公害経験を伝える、③環境について学ぶ、④公害患者の生きがいづくり、⑤みんなとつながる（国際交流）の5つを柱に、活動を行っています。ここでは、各分野で行った2011年度の主な活動について報告します。

①公害のないまちづくり ～自転車まちづくり ：御堂筋サイクルピクニック

あおぞら財団では西淀川公害からの教訓をいかし、公害によって疲弊した地域の環境再生、及び、持続可能な地域社会づくりを目指す中で環境に優しい乗り物として自転車に着目しています。自動車優先から自転車や歩行者に配慮した道路空間への転換を目的とした自転車を活用したまちづくりの取り組みについて紹介します。

当財団が事務局を担当している「自転車文化タウンづくりの会」が『御堂筋サイクルピクニック』を開催しま



御堂筋サイクルピクニックの様子

した（10/22）。御堂筋サイクルピクニックでは、御堂筋に自転車レーンを作って欲しいというアピールと自転車マナーの啓発を、自転車が本来走るべき車道を走行することを通じて行いました。約100人の参加者が集まり、目印に青いシャツやポーチを身に付け、市中心部を通る御堂筋の緩速車線を駆け抜けました。今回の取り組みは自転車を取り巻く環境づくりに一石を投じるものとして継続して開催していきます。

②公害経験を伝える ～スタディツアー ：大阪西淀川・大気汚染公害の地を訪ねて

2009年から3ヵ年事業として始まった公害地域を学び伝えていく「公害地域の今を伝えるスタディツアー」を実施しました。2009年度は富山（イタイタイ病）、2010年度は新潟県（水俣病）を訪れました。今年度は3ヵ年最後の年ということで、あおぞら財団のある大阪西淀川で実施しました。学生や社会人、スタッフなど合計50名が参加しました。

また3回行ったスタディツアーのまとめとして、「公害地域の今からはじめようシンポジウム～富山イタイタイ病・新潟水俣病・大阪西淀川大気汚染のスタディツアーを通じて～」（12/3、118人参加）を開催し、富山、新潟、大阪から、受け入れた側の考えや、今後の公害教育のあり方などについて意見交換がなされました。

③自然や環境について学ぶ

～広がる廃油回収の取り組み

誰もが気軽にできる環境問題の取り組みとして、廃油回収などを進めています。この取り組みは西淀川区にある西淀川高校の活動がきっかけで、現在では中学校やガールスカウト、区内の団体、さらには区外の団体にまで活動の環が広がっています。西淀川区の新たな動きとしては、佃連合振興町会が地域で廃油回収を行うということで「エコでつながる西

淀川推進協議会」を組織し、あおぞら財団がその事務局を担っています。企業や町会、学校と連携し、持続可能な廃油回収の仕組みの確立を目指しています。

あわせて廃油のリサイクルについて知ってもらうために、中学生を対象に廃油からできるハンドソープのラベルコンテストを実施しました。他に廃油からキャンドルを作るイベントや、廃油キャンドルを用いたキャンドルナイトの開催などの普及・啓発活動も行いました。



廃油のキャンドルを作るイベント

④公害患者さんの生きがいづくり

～呼吸リハビリ&あおぞらプロジェクト大阪

財団では患者会や医療機関、専門家の協力を得ながら、年々高齢化していく患者さんの生きがいづくりに取り組んでいます。今年度は西淀川区における呼吸リハビリの講習会を医療従事者向けとぜん息患者向けに開催しました。引き続き、呼吸リハビリ普及のための検討会を実施し、普及に努めていきます。

また、地域のぜん息患者さんとの懇談会も開催し、一人で病気と闘う患者の交流の場をつくり、ぜん息患者の方のサポートをしています。

未認定ぜん息患者の救済制度の確立を行政に求める「あおぞらプロジェクト大阪」との連携を進めています。

⑤みんなとつながる ～国際交流

：日中公害・環境問題に関する研修プログラム

中国から環境 NGO の方や環境問題を扱う弁護士の方などを招き、あおぞら財団の取り組みや西淀川大気汚染公害について知ってもらい、また日本の学生と交流し意見交換する「日中の公害・環境問題を考える学生セミナー」を開催するなど、日本と中国の公害や環境問題に取り組んでいる人たちがつながるための事業を行いました。

以上に挙げた活動は財団全体の活動の一部です。2011 年は他にも沖縄の第三次嘉手納基地爆音差止訴訟の支援を行いました。

財団が患者らの「手渡したいのは青い空」という願いで誕生して 15 周年を迎えました。これまで多くの方に支えられて活動を進めてまいりました。今一度、原点を見つ

め直し気持ちを新たに頑張っていきます。みなさまのご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。



新潟水俣病やイ病の関係者との交流

参考：

あおぞら財団ホームページ <http://aozora.or.jp/>

あおぞら財団ブログ <http://aozora.or.jp/blog>

あおぞら財団では Twitter や Facebook を用い情報発信に力を入れています。

道路住民運動全国連絡会報告

道路全国連（道路住民運動全国連絡会）
事務局長 橋 本 良 仁

1 2012 年度公共事業関係予算は 11%増

2012 年度公共事業関係予算案は、4 兆 5734 億円（11 年度比、8.1%減）

東日本大震災復興関連予算の 9692 億円を足すと 5 兆 5426 億円（同、11.4%増）

2 高速道路建設に特化

2012 年度道路予算案、直轄事業 + 補助事業 + 有料道路事業の合計額

3 兆 2780 億円（うち国費は 1 兆 3251 億円、対前年比 0.99）

大都市圏環状道路（東京圏の三環状道路、名古屋、近畿などの環状道路）1237 億円

全国ミッシングリンクの整備、3663 億円

大都市圏の環状道路整備やこれまでつながっていなかった道路ネットワーク整備

4899 億円（同 9%、406 億円増）

例 首都圏中央連絡自動車道や東京外環道路

圏央道（2011 年度予算）は一都四県の合計で 978 億円も

建設費は 1 メートル、2000 万円～ 3000 万円

総延長 300 キロメートルの建設費は、6 兆円～ 10 兆円

東京都 73 億円、茨城県 104 億円、埼玉県 210 億円、千葉県 181 億円、神奈川県 409 億円

東京外環道路建設費（2011 年度予算）は 200 億円（建設費は 1 メートル 1 億円）

松戸—市川間 75 億円、練馬—世田谷間 125 億円

生物多様性の宝庫である国定公園高尾山に圏央道トンネルを掘削

横浜の閑静な住宅地のど真ん中に圏央道、40 年以上止まっていた東京外環、都内や市川では他人の家を泥靴で踏み込む暴挙

3 震災に有効な高速道路？！

高速道路は東日本大震災時の避難や災害復旧に大いに役立った→さらなる高速道路建設を国交省の主張は事実か、事実は異なる。

被災住民たちは長いあいだ高速道路の利用が制限され、生活道路こそ大いに役立った。

被災地の実情は国交省の言い分と大きく異なる。

大震災も高速道路建設に利用しようとする厚顔さ。

4 道路の維持管理費もない

これまでの道路予算は高速道路建設に偏っている。

地方自治体財政が逼迫しているため市町村道路などの生活道路に予算がまわらない。

災害復旧や鉄橋の劣化、道路の維持管理予算がない状況である。

錆びる一方の橋梁の点検すらできない。

社会資本ストックの維持管理・更新費だけでも 2011 年から 2060 年までの 50 年間で 190 兆円は必要（H22 年版国土交通白書）。

不要・不急の高速道路を造っている余裕はまったくない。

5 急速な少子高齢化社会の到来

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（2012 年 1 月発表）

日本の人口は 1 億 2800 万人（2010 年）から 2030 年に 1 億 1662 万人、

2048 年には 9913 万人（2010 年の 77% まで減少）になる（中位推計）。

6 将来交通需要は大幅に減少

2008 年、国交省は将来交通需要推計を修正した。

東京圏の交通量実績は予測を 8% も下回る（不況の影響、消費低迷、若者の車離れなど）。

高速道路を造っても近い将来は利用されない公算が大。

7 時代に逆行

大型道路建設は、地球温暖化防止に逆行している。

自然破壊や生活環境破壊、沿線住民と合意できない道路計画は中止するのがスジ。

大都市の渋滞緩和は、車依存から公共交通へと転換。

8 情報のブラックボックス化は許さない

行政による情報のブラックボックス化を止めさせる運動が重要。

情報公開の徹底は民主主義の基本。

開示要求した費用便益計算データをデータ保存がないとして開示拒否（高尾山天狗裁判）。

会計検査院もデータ保存を指示（2011 年から保存措置がとられた）。

9 行政の暴走に司法のチェック機能を

福島原発事故を止められなかった責任は、司法にもある。

「先に道路建設ありき」の行政の暴走に対し、司法のチェック機能が強く求められる。

行政裁量権を無制限に認める司法は三権分立に違反する。

道路利益共同体（道路むら）に厳しいチェックを！

ハッ場ダム訴訟報告

ハッ場ダム訴訟弁護団
弁護士 西 島 和

1 政治の状況（野田首相、シロアリになる）

野田政権は、2010 年末、ハッ場ダム工事再開を決定した。この政治決定は、ダム建設を利権の源泉とする国土交通省「河川ムラ」官僚主導のダム検証の結果を無批判に追認し、民主党の 2009 年衆院選マニフェスト「ハッ場ダム中止」を反故にするものである。

野田首相は国会で再開の理由を問われ、「国土交通省が大臣のもと検証した結果をふまえ判断した」旨答弁しているが、官僚の出した結論を追認するだけなら政治家は不要である。野田首相は検証が行われたという「手続」について語るだけで、検証の「内容」、ハッ場ダムの「必要性」について、語るができずにいる。

この政治決定に抗議して民主党を離党した中島政希（なかじままさき）衆議院議員は、ハッ場建設再開を「航空機の時代に大鑑巨砲主義に固執した日本海軍の失敗にも比すべき、『歴史的愚行』であり、政党政治の歴史に汚点を残すものと言わざるを得ない」ⁱと断じた。「ハッ場ダム問題は―一公共事業の是非にとどまらず、日本の今後の『国のかたち』にかかわる象徴的な問題であった」と同議員の指摘は、「コンクリートから人へ」の改革に期待した有権者の思いを代弁するものである。ところが、民主党政権は、民意を見失い、ムダづかい構造を死守しようとする「河川ムラ」官僚と一体となり、かつて野田首相が街頭演説で「退治する」と叫んでいた「シロアリ」へと堕した。

2 裁判の状況（情報公開では前進）

(1) 現在までの経過

ハッ場ダム裁判は、国が利根川上流（群馬県）に建設を計画するハッ場ダムの事業費 4600 億円のうち、利根川流域の 6 都県がそれぞれ負担する利水負担金、治水負担金の支出差止等を求め、各都県の住民が提起した住民訴訟である。2009 年 5 月、東京地方裁判所民事第 3 部（定塚誠裁判長）が住民敗訴判決（以

下「定塚判決」という）を言い渡し、以後、前橋、水戸、千葉、さいたま、宇都宮の 5 地裁で定塚判決を引き写したような原告敗訴の判決が相次いだ。いずれも東京高裁に控訴審が係属中である。

東京地裁判決後の 2009 年 7 月にハッ場ダム中止を掲げた民主党が政権をとり、以後約 3 年間、政治状況をにらみつつも、進行協議期日が重ねられてきた。

結局、民主党はハッ場ダム中止を決断することはできなかったが、他方で、ダム、河川行政に関する情報公開は前進した。弁護団の活動と関連する 2 例を紹介する。

(2) 前進①

森林の保水力に関する国交省のウソが明らかに

ハッ場ダム計画の前提となる治水計画の目標流量（「基本高水」＝きほんたかみず）は、「利根川の治水基準点（八斗島）で毎秒 22,000 m³」と設定されている。この計算値は、利根川の「既往最大」流量をもたらしした降雨（計画降雨）をもとに「貯留関数法」という計算モデルを使って計算した値であるが、計画降雨による実績流量は八斗島地点毎秒 17,000 m³と公称されているのに、国交省が計算すると、不思議なことに、同じ雨で実績流量の 130%もの洪水が発生するという。

この計算には様々な「疑惑」があるが、その一つは「森林の保水力」を過小に評価しているのではないかと、いうことであつた。東京新聞（特報部）は、一昨年、「国交省は生育した森林の保水力をハゲ山と同じように評価しており、おかしい」とする関良基准教授（森林政策学、拓殖大学）の指摘を報道した。その後、河野太郎議員の質問に対する馬淵澄夫大臣（当時）の答弁で、国交省が従来公表してきた計算値の定数が虚偽であつたことが明らかになった（この経緯は 河野太郎議員のブログⁱⁱに詳しい）。

なお、国交省は、森林の保水力に関する虚偽の計算値をハッ場ダム裁判における調査嘱託に対する回

答に記載していたことから、これは虚偽公文書作成罪にあたるとして、さいたま地検へ告発されている。

この森林の保水力に関するウソは、日本学術会議での基本高水検証へと発展し、この検証の過程で明らかになった事実と構築された「新計算モデル」を踏まえ、適正な計算を行うと「計画降雨による流量は最大で 16,663 m³/秒」となることが明らかとなったⁱⁱⁱ。

(3) 前進②

弁護士、情報公開請求訴訟で初勝利

国交省が 1980 年に既往最大実績流量の 130%もの流量を算出した基本高水の「旧計算モデル」については、計算データが秘匿されていたため、これまで、その追試はできなかった。

しかし、関准教授らにより、森林の保水力に関する「正しい」計算値が明らかになった。あとは、基本高水算定の前提となった「流域分割図」が公開されれば、「旧計算モデル」の追試を行うことができる。ということで、2010 年、高橋利明弁護士が原告となって、流域分割図の開示を求める情報開示請求訴訟を提起した（ここまでは前回ご報告のとおり）。

この事件の 4 回目の期日で、ハッ場ダム住民訴訟（東

京訴訟）で住民敗訴の判決を言い渡した定塚誠裁判長が最高裁から地裁行政部へ異動して登場（!）。しかし、定塚裁判官は、今回は原告勝訴の判決を言い渡し（英断!）、国交省に対し流域分割図の公開を命じた。当時の菅政権が控訴断念を決断（英断!）したため、地裁判決が確定し、現在、公開された流域分割図をもとに、「旧計算モデル」の追試中である。

3 公共事業の質の転換を

「日本は今後本格的な人口減少・少子高齢化を迎える。」「成熟社会に入りつつある今、起こっている変化をとらえ、……日々の生活をサポートしていく必要がある。」「厳しい財政状況にあるなか、国土交通行政は、選択と集中の下、インフラを活かして人々の暮らしをしっかりと下支えするとともに、……子々孫々に国土と文化を守り伝えていく必要がある。」これは、民主党の政治家の言葉ではなく、2010 年国土交通白書の記述である（78 頁）。国交省官僚のなかにも、民主党の改革に期待した方がおられたのではないかと、この感をもつ。

民主党政権が実現できなかった改革を、控訴審勝訴により実現し、「子々孫々」への責任を全うしなければならないと、弁護士一同決意を新たにしている。

i 中島政希公式ホームページ（離党にあたっての所信）<http://www.nakajima-masaki.com/#>

ii 「またしても隠蔽された国交省河川局の犯罪」

河野太郎公式ブログ ごまめの歯ざしり <http://www.taro.org/2011/12/post-1138.php>

iii 関良基「意見書」

ハッ場ダム訴訟ホームページ http://www.yamba.jpn.org/shiryo/tokyo_k/tokyo_k_g_iken_seki_110930.pdf

「いまこそ原発依存から自然エネルギーへの転換」をめざして

公害・地球環境問題懇談会
事務局長 清水 滯

■はじめに

(1) 公害弁連 40 周年と 3・11 一周年にあたって

- ① まず公害弁連 40 周年おめでとうございます。
四大公害裁判の相次ぐ勝利を継続発展させ、公害基本法改正、公害健康被害補償法成立、環境庁創設等公害行政を前進させるとともに、被害者救済・公害根絶のために奮闘されてきたことに敬意を表します。また、「公害は終わった」とする経団連（産業界）・自民党政府の攻撃に対して、1976 年から公害被害者総行動に取り組み、今年で 37 回目を迎えますが、「なくせ公害」の歴史と成果を確認したいと思います。

- ② さらに、今年は「リオ +20」であり、公害弁連、公害総行動実行委員会、公害・地球懇が共同で取り組んだリオの地球サミットから 20 周年という節目に当たります。「地球環境を守る持続可能な社会」をめざし気候変動（温暖化）対策と生物多様性保全の条約が締結され、各々の COP（条約締結国会議）が今日まで続いています。この 20 年前の地球サミットでは、第 17 回公害総行動（5 月 19～20 日）と結んで、NO₂ 全国一斉測定運動を中心とする多彩な「環境ウエーブ」等に取り組み、100 名余の代表団をリオに送り、経団連・政府の「公害は終わった」とするキャンペーンを許さないという貴重な経験をつくったことを銘記したいと思います。

- ③ 東日本大震災によって 2 万人が犠牲者となり、被災三県の沿岸部は壊滅的な被害を受けました。
福島原発事故では、「安全神話」を吹き飛ばす「過酷事故（レベル 7）」をひき起こし、放射性物質を大量に空・海に放出させてしまい、「どこまで広がるのか。いつまで続くのか」という半永久的な被害をもたらしました。

いまだに 17 万人が避難（うち 7 万人が自主避難）を強いられ、1 年経っても「まるで先が見えない」という現実をかかえ、険しい道のりにぶつかっています。深刻な被害とむき合い、あきらめずにたたかう覚悟が求められていると思います。

(2) 第 37 回公害総行動とこの夏の課題

- ① 公害三団体が連携し、公害闘争の経験を生かして、被害の全面賠償をかちとり、ふるさとを再生する、「原発依存から自然エネルギーへの転換」をめざす険しい道のりは始まったばかりです。そのスタートとなる目の第 37 回公害総行動に原発被害者団体を結集し、共に成功させる必要があると考えます。
- ② 原発事故をめぐる今後の方向 --- ◇原発政策をどうするか決めるエネルギー基本計画の見直し ◇再生エネルギーの買取価格等をきめる再エネ措置法施行 ◇家庭向け電気料金の 10% 値上げ ◇原発事故の徹底検証と原発 54 基の全面停止のもとでの再稼働問題など、この夏にも結論をだそうという検討課題が山積しています。公害三団体の連携を密にして、公害総行動を軸に、必要な要求行動や交渉を組織したいものです。

■この一年の取り組み

1 第 36 回公害総行動（6 月 1～2 日）

- (1) 「なくせ公害、守ろう地球環境」の基本目標にそって、各公害被害者団体の要求を結集し、さらに 3 月 11 日の東日本大震災・福島原発事故の被害者と連帯して取り組むことを緊急に意志統一し、短期間の準備で成功させました。
とくに、福島原発事故については「最大・最悪の公害」と位置づけ、水俣病、大気汚染等の

公害を発生させた「大企業の利益優先」の産業構造と同じ根っこであること、加害者と被害者の関係を明確にすることを強調しました。

- (2) 東京電力の加害責任を追及する社前行動と交渉（6月2日）に対する東電側の不当な態度については強く抗議し、6月、7月と連続的な交渉で文書による謝罪を求めました。また、大震災・原発事故被害者との連帯を強めるため、7月17～19日に第二次現地調査をおこない◇石巻市（避難所）◇南相馬市◇浪江町（二本松市内の仮役場）等を訪問しました。

2 東京電力と国の責任の徹底追及

- (1) 7月の第二次現地調査をうけて、事故から5カ月後の8月11日から毎月11日に東電本店前定例アクションに取り組んでいます。交渉については、公害総行動としての6～7月交渉をうけて、公害三団体として12月20日、3月9日と2回おこない①事故の謝罪と徹底検証②すべての被害の全面賠償③除染と健康管理④電気料金の見直し⑤再稼働中止と自然エネルギーへの転換などを要求しています。
- (2) 国の責任については8月11日、10月27日と2回の政府（内閣府、経産省、環境省）交渉をおこない、震災復興・原発事故対策、エネルギーシフトを一体的に実施することを求め、次の事項を要求しました。
- ①野田新内閣として、脱原発を明確にすること。
福島県議会の「全原発廃炉」の意見書を尊重すること。
 - ②震災復興とエネルギーシフトを推進するための予算（第3次補正）を確保し、住民を主役に、市町村を支援する国・県の体制をつくること。
 - ③「再生可能エネルギー特措法」を実効あるものとするため、適切で安定的な買取価格・期間をきめること。
 - ④国の責任で除染をすすめ、中間処理施設、最終処分場を確保すること。放射能汚染の測定、子ども・妊婦の健康調査を実施すること。
 - ⑤事故原因の徹底検証をおこない、安全性が保障されない原発の再稼働は認めないこと。

⑥原発推進はすべて白紙に戻すこと。

⑦温暖化対策（25%削減）は国際公約であり、実効ある国内対策をすすめること。

⑧規制機関（原子力安全庁）を確立すること。

- (3) すべての被害の全面賠償を要求するたたかいについては、福島県の復興共同センターや福島農民連と相談しながら、7.2大集会（明治公園）復旧・復興全国交流集会（鳴子温泉）10.30ふくしま大集会等に参加し取り組んできました。9月2日には、現地の相談活動に積極的に取り組んできた自由法曹団と公害三団体との相談会がもたれ、公害裁判の経験を生かしたたたかいの方向づけがされました。11月27日に開催された公害弁連の「いわき集会」で被害の調査と交流がおこなわれ、活動が始まりました。「水俣の教訓を福島へ」との九州からの発信は、水俣病・原爆症裁判の経験をふまえ、内部被曝（爆）の危険を認めてこなかった国の責任を厳しく告発するものとして、さらに原発の危険を止める九州電力玄海・川内原発廃炉を求める裁判の提訴など、積極的な役割が発揮されています。

3 温暖化対策とエネルギーシフト

- (1) 民主党鳩山内閣は、温暖化対策として国内外に「25%削減」を公約しましたが①経団連等産業界（とくに電力・鉄鋼）の圧力によって「地球温暖化対策基本法案」では、前提条件（「全ての国の参加する一つの制度」の主張に固執し、先進国だけが削減義務をもつ京都議定書の2013年以降の削減義務を拒否する態度）をつけ②「原発はCO2を出さないクリーンなエネルギー」として原発推進を盛り込むなど国内対策を後退せました。さらに、3.11以降は「原発増設が不可能になった」との理由で25%削減目標を下げる方向に動いています。COP17（2011年11月28日～12月9日南ア・ダーバンで開催）でできた二つの重要な方針――①先進国は京都議定書の2013年以降の削減義務をもち、目標を2012年末までにきめる。②途上国及び京都議定書に未加入の米国等を含む新しいルールについては2015年までに合意し2020年に発効する。がきまりました。私たちは、25%削減目標を堅持し、脱原発・

省エネ・自然エネルギーへの転換など、実効ある国内対策を求め「地球温暖化対策基本法」の制定をめざします。

- (2) 「人類は核と共存できない」ーヒロシマ、ナガサキ、ビキニ、フクシマ等の経験を通じ、「文明の転換」ともいえる私たちの認識をあらため、これまでの核（ウラン）化石燃料に依存するエネルギー政策の根本的なあり方を変えなければなりません。

9月24日にシンポジウムを開催し、池内了先生の講演をうけて、「地下資源から地上資源」への転換の重要性を学び、「いまこそ原発依存から自然エネルギーへの転換」をめざす公害・地球懇の活動の科学的うらづけを得ることができました。

- (3) 10月29日の公害・地球懇第2回幹事会では、政策提言の素案を討議し、政策委員会と温暖化対策推進委員会の活動強化を確認しました。さらに、原発事故の被害が底なしに拡大するもとで、脱原発と多様なエネルギー政策への転換が不可欠なものとなってきていることをふまえ、3月24日の第3回幹事会で政策提案をまとめることにしています。その原則と骨格は次のとおりです。

◇エネルギー政策は脱原発、温暖化防止はもちろん持続可能性、地域自立の原則が必要。

- ①気温上昇を2℃未満に止めること。国内の温室効果ガス排出量25%削減（2020年に1990年比）すること。
- ②大気汚染など公害根絶や生物多様性保全と両立する、持続可能なエネルギーとすること。
- ③原発のような重大リスク、将来世代への負担をもたらさないこと。公害輸出をしないこと。
- ④大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会からの脱却をすすめること。
- ⑤地域経済の自立、地産地消をすすめ、住民が普及の主体となり、市民のエネルギー選択を保証し、平和と人権をまもる方向と一致すること。

⑥国の意志決定においては市民参加、地域では住民が決定に参加すること。

⑦企業や家庭の善意任せにせず、重要なルールは政策で担保すること。

- (4) 自然エネルギーを地域で本格的に普及させ、原発・化石燃料依存から脱却するためには①国の自然エネルギーの導入・普及の政策（買取制度）②地域の自治体・住民の取り組みが必要となります。岩手県・葛巻町、長野県・飯田市、高知県・梼原町など地域の住民・自治体の取り組みの先進事例は紹介されているものの全体として地域の事業化にあたっては、担い手づくりの支援が不可欠となっています。デンマーク、ドイツなどのように住民、農家や協同組合などが担い手になっていくため、自治体の支援・協力のあり方を含め人材育成が必要となっています。そのため、公害・地球懇としては、温暖化対策推進委員会を軸に①自治労連の「原発ゼロ、自然・再生可能エネルギー活用をめざす自治体政策の提言」作成に協力する。②関係団体（農民連、生協労連、全商連等）と相談し、「地域実践の手引き」づくりを検討する。③この「自治体政策の提言」「地域実践の手引き」をもとに、自治研究全国集会（9月29～30日さいたま市）で交流し、全国的に取り組みを広げる。ことを考えています。

4 公害・地球懇の役割と今後の方向

- (1) 公害・地球懇は、この1年の活動をふまえ、第3回幹事会（3月24日）と2012年総会（5月19日）を開き、今後の方針をきめることにしています。第2回幹事会（10月29日）では「歴史の分岐点」「社会の転換期」との認識に立って、野田内閣の「税と社会保障の一体改革（消費税増税）原発依存（再稼働と輸出）TPP参加」など、とんでもない政治とたたかう方向、各分野の運動センターとの相互交流・連携強化の方向を確認しました。また、4つの「いまこそ」を確認し、その実践に踏み出しました。

①その1は、いまこそ原発依存から自然エネルギーへの転換を！

◇脱原発・エネルギーシフトを徹底してすす

め、持続可能な低炭素社会をめざす。

◇主役は地域住民と自治体。エネルギーの地産地消をすすめる。

②その2は、公害・地球懇の役割発揮を！

◇「なくせ公害、守ろう地球環境」の運動目標と「THINK & ACT, GLOBALLY & LOCALLY」の活動スタイル。

◇「3x3の大合流」の組織と運動の特長を大いに発揮する。

③その3は、苦しみの根っこはひとつ。怒りをひとつに！

◇国民的合意と運動をつくる。

◇政策の提言と普及、運動の接着剤の役割をはたす。

◇政策委員会と温暖化対策推進委員会の活動を強化する。

④その4は、足元をしっかり固めて！

◇運営委員・事務局体制を強化する（常任幹事体制の検討）。

◇組織拡大・財政確立を抜本的に検討する。

◇後継者を育て、世代交代をすすめる。

(2) 公害闘争は個別報告にあるとおり、いま重要な局面をむかえていると認識しています。

① 泉南アスベスト、薬害イレッサがいずれも「国の責任」を否定する逆転敗訴の判決が控訴審で出されました。水俣病はノーモア・ミナマタ訴訟の全面和解の成立後、残る被害者の救済については特措法申請を7月末で打ち切ることが発表され、大気では新たな救済制度創設のメドが立っていないなかで、東京都条例の5年見直し期限が迫るなど、被害者救済にとって国の責任逃れは許されません。原発問題を含め国策推進、行政に追随する司法、最高裁の判断が厳しく問われます。

② こうした局面にあたって、「風の会」Part 21集会（4月29日）の企画に賛同し、第37回公害総行動に広く参加し、個々の支援要請にも応えるよう、よびかけを強めます。

(3) やま、かわ、うみ、そらを結び、自然（生態系）を守る活動に取り組んできました。高尾山、川辺川、有明海等のあきらめない、ねばり強いた

たかいを支えてきました。

① そのなかで、川辺川ダム中止、荒瀬ダム撤去による球磨川と八代海の環境再生が始まり、有明海再生のための潮受け堤防開門まであと一歩、という成果もあげています。

② 生物多様性保全については、地球環境基金の助成も受けて連続的な講座を開き、COP10できまった愛知ターゲットを目標にした取り組みを着々とすすめています。

愛知（3月3～4日、豊橋）新潟（3月17日、佐渡）のシンポジウム・集会を成功させ、今後の活動の大きな足がかりをつくることができました。

(4) 環境アセス法の10年見直し・改正を契機に、戦略アセス法の制定を求めましたが、先送りとなっています。

原発立地に当たっての環境アセスの適用、沖縄米軍基地の環境アセスの内容など、大きな課題となっています。

首都圏建設アスベスト訴訟の報告

首都圏建設アスベスト訴訟弁護団
弁護士 佃 俊彦

1 建築業に爆発的に広がる重大なアスベスト被害

厚労省の統計資料によれば、2005年のクボタショック以降2010年までの5年間に、アスベストを原因として肺ガンまたは中皮腫に罹患し労災または石綿健康被害救済法の給付を受けている者が6,987名おり、そのうち建設業に従事する者が3,188名（45.6%）を占める。厚労省はじん肺の一種である石綿肺の労災給付受給者数を明らかにしていないので、アスベスト関連疾患全体の患者数を正確に把握することはできないが、良性石綿胸水とびまん性胸膜肥厚の認定者数を加えると、建設業だけで毎年1000名を超える重篤なアスベスト被害者が発生していると考えられる。これは最大の職業病と言われたじん肺の要療養患者数を上回る数であり、建築業にアスベスト被害が爆発的に広がっていることを示すものであり、最早取り返しのつかない状況に至っていると言える。

しかも、首都圏建設アスベスト訴訟は2008年と2010年に東京地裁と横浜地裁に患者単位で388名が提訴したが、そのとき既に176名（45%）もの者が亡くなっていた。それにとどまらず提訴後には65名（本年1月末現在）もの者が解決を見ずに死亡し、今や死亡者は6割以上にも及んでいる。これはアスベスト関連疾患の恐ろしさ、予後の悪さを現している。

このように建設作業従事者のアスベスト被害はわが国最大のアスベスト被害であり、本件訴訟で国とアスベスト建材メーカーの法的責任を明らかにし、謝罪と賠償を勝ち取ることは、わが国のアスベスト被害救済を大きく前進させるものとなるはずであるし、「命あるうちに解決を！」は原告らの最も切実な要求である。しかも、この被害は、建設作業従事者にとどまらず、東日本大震災の瓦礫処理に見られるように飛散する石綿粉じん曝露する市民にも被害発生が確実視されている。したがって、この裁判は、建設作業従事者のみならず全てのアスベスト被害者の被害救済（アスベスト被害者救済基金の創設）を求めるとともに、今後の

アスベスト被害を予防するために国と建材メーカーによる「新たな政策の確立」をめざすものである。

2 首都圏訴訟は結審から判決へ

(1) 国の責任

ア 国の責任は、①旧労働基準法・労働安全衛生法に基づく規制権限不行使の違法と、②建築基準法に基づく建築基準法施行令、告示による石綿建材の指定・認定の違法を問うている。中でも、旧労基法48条及び安衛法55条に基づく石綿建材の製造・譲渡等の禁止措置を講ずべき内閣総理大臣の政令制定権限不行使の違法をめぐる点が大きな争点である。

安衛法55条は旧労基法48条を引き継いだ規定であり、その趣旨・目的は、①製造または取扱いの過程において労働者に重大な健康障害を生ずる物質で、②現在の技術をもってしては健康障害を防止する十分な防護方法がない有害物について、製造等の禁止の対象物質とするとしたものである。

石綿粉じんは重篤な肺ガンや中皮腫等の疾病を発症させる物質であり、①の取扱過程で重大な健康障害を生ずる物質であることは明らかである。

また、発ガン物質は極めて微量でもガンを発症し、発ガンのリスクをゼロにする許容量（閾値）は、存在しないか、少なくとも明確に決定することができない。加えて、重層下請構造からくる労働者、一人親方、零細事業主が混在する複雑かつ流動的な就労形態、専門分業化した多数の職種の作業員が同時に並行して作業を行うため粉じん発生源が多数かつ固定されないという建築業の特殊性から、石綿粉じんを発生・飛散・吸入させずに石綿建材を切断・穿孔・加工すること（管理使用）は不可能か、著しく困難である。

したがって、②の現在の技術をもってしても十分な防護方法がないことも明らかである。

これに対し国は、石綿建材を安全に管理使用するための措置として、湿潤化（散水）と防じんマスクの備付けの規制をしてきたと主張している。しかし、散水は建物の全面解体作業以外には実施できないし、防じんマスクの着用は粉じんの発生・飛散対策ではなく、補足的・応急的対策であって、しかも国（労基署）はマスクの着用を全くと言ってよいほど監督・指導しておらず、安全な管理使用のための措置が採られていなかったことは明白である。

イ また、東京地裁では、石綿の発ガン性の知見時期と石綿建材の製造等の禁止措置をとるべき時期に関し、国が、産業医科大学教授であり、日本石綿協会の安全衛生委員会の委員であった、東敏明証人の尋問を申請し、証人尋問が実施された。東証人は、1972年ころに石綿の発ガン性について国際的コンセンサスを得るに至ったと証言し、衆議院環境調査室が編集した「石綿問題の現状と課題に関する有識者の見解」の論文では「日本は1980年代後半には、アスベストの使用継続の正当性は失っていた」と記述している。

東京訴訟では、石綿建材の製造等を禁止すべきであった時期として、安衛法が制定された1972年、改正特化則でアスベスト代替化努力義務が定められた1975年、遅くとも「石綿による健康障害に関する専門家会議検討結果報告書」が出された1978年と主張している。百歩譲って、東証人の見解によるとしても1980年代後半には禁止すべきであったのであるから、ILOが石綿条約を採択した1986年の翌年である1987年からは故意責任を追及している。ところが、国が建材に石綿の使用を禁止したのは2004年である。

筑豊じん肺最高裁判決が示した、規制権限を定めた法令の趣旨・目的、権限の性質に照らし、その権限ができる限り速やかに適時かつ適切に行使されたか否かという判断基準によれば、国が石綿の使用を禁止した2004年という時期は、1972年からみれば勿論のこと、東証人が指摘している1980年代後半からしても20年近くが経

過しており、内閣総理大臣が規制権限を適時かつ適切に行使したと言えないことは明白である。

ウ ところで、昨年8月25日、大阪高裁は大阪泉南アスベスト国賠訴訟（以下「泉南訴訟」という）において、極めて不当な判決を言い渡した。この判決は、筑豊じん肺訴訟及び水俣病関西訴訟の最高裁判決で定着した司法の流れに逆行するものであり、その不当性は、労働者の生命・健康よりも産業・工業の発展を優先させ、アスベスト疾患予防を事業者と労働者の自己責任に転嫁する点に顕著に現れており、この点は強く批判されなければならない。また、泉南高裁判決が本件に及ぼす影響であるが、泉南訴訟では1960年以前の工場内の局所排気装置の義務づけが主要な争点として争われているところ、本件では大多数の原告らが近時まで就労しており、就労場所が野天から建物が完成するに近づくにつれて密閉化が進んでいく建築現場であること、主要な争点が石綿建材の製造等の禁止や吹付作業禁止などであることからして、泉南高裁判決が直ちに本件に影響を及ぼすものではないと考えている。

なお、国（法務省）は、判例タイムズ誌上に「国を当事者とする訴訟における法律問題」と題して、規制権限不行使の違法をめぐる問題点に関する論文を2回にわたって掲載した。特に2回目では、ともに第一審で国が敗訴し、控訴審で逆転して被害者敗訴を言い渡した、泉南訴訟大阪高裁判決と同年11月15日に言い渡された薬害イレッサ訴訟東京高裁判決について、いずれも最高裁に上告し、訴訟が現在進行中であるにも拘わらず、一方の当事者である国の指定代理人が、さも第三者の論評のように装い、自己の主張である高裁判決の結論を正当と結論づけている。このような国のやり方に対し、私たちは強く抗議するとともに、私たち弁護士が加盟する全国じん肺弁護士連絡会議、薬害イレッサ訴訟弁護士が加盟する全国公害弁護士連絡会議、及び、薬害対策弁護士連絡会は、判例タイムズ社に対し、公平な編集という観点から、国の上記論文と同程度のスペースを割いて反論文を掲載するように申し入れている。

(2) 建材メーカーの責任

ア 次に、被告メーカーらの責任については、共同不法行為責任の関連共同性の成否が大きな争点である。

被告メーカーらは、発ガン物質である石綿粉じんの危険性及び建築現場において建設作業従事者の石綿粉じんへの曝露が不可避であることを十分に認識しつつ、石綿粉じんの危険性が明らかになった時期以降においても、大量の石綿建材を製造・販売し、建材市場に流通させてきた。その結果、建築現場においては石綿建材があまねく存在する状況が作出された。したがって、被告メーカーらの行為は、多数人の行為が競合して損害（石綿関連疾患への罹患）を生じさせる「危険な状態」を作出したものと見える。このような危険状態の競合的作出は、これまでの多くの大気汚染公害訴訟と同様の構造を有するものであり、関連共同性が認められることは明らかである。しかも、大気汚染の事案では、各加害企業は汚染物質を大気中に「拡散」することを意図していたのに対し、本件の被告メーカーらは、建築現場に多種多様な石綿建材を「集中」させることを意図して行為に及んでいる点において、より明確に関連共同性があると言える。

さらに、建材の特性として、被告メーカーら各社の製造・販売した石綿建材は、他社の製造・販売した石綿建材と建築現場で必然的に結合されることを前提としている。つまり、被告メーカーらは、石綿建材を結合させて建物を完成させることを意図し、互いの行為を相互に利用しあって市場、販路を形成、拡大し、高い利潤を追求してきた。さらに、被告メーカーらが加入する日本石綿協会、石綿スレート協会は、協会をあげて石綿建材の宣伝活動を行い、石綿規制に反対してきたのであり、被告メーカーらは、これらの業界団体の活動を通じて一体的に活動してきた。このような「利益共同体としての一体性」、「業界団体としての一体性」により、被告メーカーらの行為にはより強い関連共同性が認められる。

イ ところで、被告メーカーらは終始、各原告について個別具体的に就労現場、時期、使用した

石綿建材と石綿粉じん曝露の因果関係を明らかにせよとか、各被告メーカーが製造・販売した石綿建材の各原告に対する「到達」を主張・立証せよと主張している。

しかし、そもそも被告メーカーらのこの主張は、民法 709 条の不法行為責任の要件であって、民法 719 条 1 項の共同不法行為責任の要件ではない。原告らが共同不法行為責任を主張しているのは、本件が「流通集積型」の不法行為であるという特質から、個別的因果関係や侵害行為の「到達」自体が立証困難であるためである。

つまり、原告らは、長年建築作業に従事し、東京訴訟の原告では数百から千数百の建築現場で就労しており、これだけの多数の現場で累積的に曝露したものであって、個々の現場を特定して主張・立証することは不可能である。また、石綿粉じんへの曝露態様も多様であり、特に他の作業者が発生させた石綿粉じんの間接曝露、堆積粉じんの曝露、解体・改修工事による曝露では、曝露の原因となった石綿建材を特定することは到底不可能である。加えて、被告メーカーらは、1975 年以降には安衛法 57 条に基づき、製造・販売した石綿建材に石綿含有の事実などを表示すべき法律上の義務を負っているながら、その義務を履行していなかったのであるから、原告らが石綿建材を特定できないことの一因は被告メーカーらにあり、訴訟に至り被告メーカーらが石綿建材の特定を求めるのは背理と言わざるを得ないのである。

(3) 結審から判決へ

以上とおり、裁判の審理の中で、国と建材メーカーの責任を膨大な書証と証言に基づき主張・立証してきたが、その責任は極めて重いと言わなければならない。

横浜訴訟は、本年 1 月 13 日に結審し、5 月 25 日に判決言渡が指定された。（奇しくも大阪高裁薬害イレッサ訴訟判決と判決言渡が同日となった。）また、東京訴訟は、2 月 29 日に板金工と鉄骨工の代表原告の尋問と最後の被害立証のための原告本人尋問を行った後、4 月 25 日に結審し、秋ころの判決言渡が想定される。

3 連続勝利判決と解決への展望

このように、横浜訴訟は本年5月25日、東京訴訟は本年秋ころと、連続して判決が言い渡される。また、昨年は、北海道、京都、大阪、福岡の4つの地裁に建設アスベスト訴訟が提訴され、建設作業従事者のアスベスト被害救済の闘いが全国に広がった。建設アスベスト訴訟は、今年が最大の山場である。

また、与党民主党は一昨年2月にアスベスト対策推進議員連盟が設立され、昨年11月には議員連盟の体制が刷新された。また、野党自民党も昨年3月、アスベスト問題対策関係合同部会を設置した。それとともに、東京地裁、横浜地裁宛の公正判決を求める署名は、原告団が街頭宣伝など先頭に立って集め、90万筆に近づきつつある。このように法廷外においてアスベスト被害救済と被害の根絶を求める世論を全国に大きく構築しつつある。

さらに、泉南訴訟は、1陣訴訟では最高裁での逆転勝訴を目指して上告審の闘いが始まったが、まずは2陣訴訟の本年3月28日に言い渡される大阪地裁で勝訴判決を勝ち取るべく奮闘している。私たちは泉南訴訟を「わが事」と捉え、これまでいっしょに闘ってきたが、今年は3月に泉南2陣判決、5月に横浜判決、秋ころに東京判決と、アスベスト訴訟の一連の判決が続く、その最初の判決が2陣判決であるので、今まで以上に泉南訴訟の原告・弁護団と連携を強めて行くことを誓っている。

私たち原告団、弁護団、そして原告が加盟する建設労働者組合は、提訴時から「首都圏建設アスベスト訴訟統一本部」を結成し、3者が統一して法廷内外の闘いを展開してきた。今後は一層その団結を強め、国会議員やマスコミ対策、国、被告メーカーへの要請行動など、結審、判決、そしてその後の運動を進めていく方針を確認している。そして、さらに大きな建設アスベスト被害救済の世論を作り出せば、横浜・東京地裁での連続勝利判決と世論を武器に全面解決できる展望は十分あると確信している。

景観と住環境を考える全国ネットワークの活動

代表 弁護士 日 置 雅 晴

1 ネットワークの設立からの活動

「景観と住環境を考える全国ネットワーク」（景住ネット）は2008年7月19日に発足し、主な活動目的は、建築紛争や都市法制度に関連して1、紛争の情報交換と相互援助、2、紛争の元となっている制度を知り、変えることです。具体的な活動として1、は、全国で情報交換、勉強会を目的とした集会を開催。また、インターネットを使って会員の参加するメーリングリストでの意見交換を行っており年間3500件以上の情報を交換しています。2、については、2011年度は、町作り条例の制定をめざすシンポジウム、勉強会を東京、西宮、福山、川崎で開催するなどの活動を行ってきました。（詳細な活動内容についてはHP <http://machi-kaeru.com/> をご覧ください）

2 全国大会における議論

2011年度の全国大会は東北大震災を受けて、9月3、4の両日、千葉県船橋市において「全国集会 in 千葉」として開催されました。今年のテーマは「私たちは震災から何を学ぶのかー3・11後のまちづくりを考える市民集会」でした。

この場において参加者は、安全で安心して暮らせる美しいまちを作り上げるための法制度改正、まちづくり条例の実現を議論しました。その概要は以下の通りです。

景観と住環境を考えるネットワーク千葉の城間由岐子代表が開催地、船橋市での高層マンション建築反対運動にもふれ実りある集会への願いを込めた開会あいさつをしました。景住ネット全国の日置雅晴代表（弁護士）があいさつで、東日本大震災と原子力発電所事故を踏まえ、まちづくりで「われわれは何をめざすべきか」を訴えました。五十嵐敬喜氏（法政大学教授・弁護士、前内閣官房参与）が基調講演で、菅直人政権の東日本大震災、原発事故発生当初の対応を内閣官房参与として首相官邸に居た時のようすにふれながら話

しました。政権が東京電力に福島第1原発からの撤退を許していたら「東北は全滅…」と、危機感に包まれていた状況を伝えました。震災からの復興、まちづくりについて、まちづくり条例制定、住民による事業主体の総会的土地利用とまちづくり事業の重視を提言しました。景住ネット仙台の黒澤美智子さんが「東日本大震災被災地の現場から」を報告。「仙台市では避難所にマンション居住者が押し寄せました」。避難の理由は、余震が怖い、エレベーターが止まり（給水装置破損などで）水や物資を運ぶのが困難、建物が危険などでした。「行政が機能できないところを市民が代わって支えました」。千葉県内の液状化被害を報告した景住ネット千葉の栗山正隆さんは「青木修さん（景住ネット千葉）は液状化を調べ、その被害を『人災だ。埋め立てを許可した国、（埋立地を）十分説明せずに販売した業者、地歴を調べず買った人、責任を取れるのはだれ』と問うている」と述べました。

特別講演で楡井久さん（茨城大学名誉教授・NPO日本地質汚染審査機構理事長）が千葉県環境部地質環境研究室在職中に液状化防止策を提案したのに受け入れられなかった経緯を紹介し、「震災の警告はなぜ市民に届かなかったのか」について話しました。行政、専門家の姿勢を批判しました。

この後全国各地からの紛争事例や制度改革事例の報告がありました。主な事案は次のようなものでした。

紛争事例

- ①はり半跡地開発問題
- ②大阪豊中市東和泉丘マンション問題
- ③習志野市袖ヶ浦団地建替え問題

制度改革事例

- ①船橋高さ規制その後の緩和問題
- ②東京文京区高さ規制
- ③さいたま市天沼台 地区計画問題

（事例報告については事例報告集がHPに掲載されているのでご覧ください）

3 都市法制を巡る動き

景住ネットが設立された08年の翌年には都市計画法改正の動きが本格化と言われていましたが、その後の政権交代などの影響もあり国の動きは止まっていました。一時は民主党政権下でも都市法政の改革の動きがありましたが、政権の不安定化とともに、政権の問題関心ではなくなり、さらには東北大震災の復興という問題が持ち上がりました。しかし、東北大震災の復興は、土地所有権の限界や少子高齢化の抱える問題点、各種都市再開発関連制度の矛盾、地方分権制度の問題点などすでにこの国に存在していた問題を、より明確かつ直接的な形で突きつけるものであり、都市法制度の改革の重要性は本来かえって高まっているのです。この間景住ネットは継続的に連続的な勉強会を行なってきましたが、民間では建築学会、東京大学まちづくり大学院、日本弁護士会連合会、建築基本法基本法制定準備会など多くの組織が改正に向けた提案を出してきています。いずれの案も建築規制に関しては単体規定と集団規定の分離、許可制度の拡大と言った基本点で共通しており、今後は各組織との連携も視野に入れる必要があります。

また各地方からまちづくり条例制定の動きを高め、景観法のように地方から変革の動きを打ち出していくことも重要です。政治の方向性は明確ではないが、短期的な動きに惑わされず、議論を積み重ねて改正を求める広範な社会の声を結集していくことが当面の重要課題となっています。

2011 年改正・環境影響評価法と課題

弁護士 藤 原 猛 爾

1 はじめに

環境影響評価法（アセス法）は、2011 年 4 月 22 日に改正され（平成 23 年法律 27 号）、同月 27 日に公布された。現在、法施行令の改正、「基本的事項」の見直し・改正作業が進められており、公布の日から 2 年以内に全面的に施行される予定になっている。

今回の改正は、アセス法の全面施行（1999 年 6 月）から 10 年を経過して、その間の施行の状況を検討し、この間に生じた課題や社会情勢に変化に対応することめざしたものであった（附則 7 条）。

2 わが国のアセス法の問題点

- (1) ところで、環境基本法 20 条に根拠として制定されたわが国のアセス法制度は、①実施が前提となっている事業を対象とする事業アセスであり、②手続を広範な裁量の下に事業者自身が実施することとし、③横断条項により、アセス結果を事業に係る許認可等で「併せて判断する」が、許認可等においてアセスの審査結果をどの程度考慮すべきかについて裁量を認め、④アセス手続及び内容の是正措置を求める争訟資格を保障していない。

つまり、アセス制度は、事業実施前に環境配慮を組み入れることを目的とするが、環境配慮の実効性を担保する法的仕組みを欠いている。この制度的欠陥があるために、各地の開発差止め等の争訟でもアセス法違反を理由とした違法主張は大きなカベにぶつかっている。

アセス法制定時、上記の問題点のほかにも、⑤規模・事業種・国関与要件により対象事業が限定されて狭すぎることで、⑥事業の細切れ実施などによるアセス逃れがあること、⑦評価基準の客観性欠如、⑧住民参加による是正手続が組み込まれていないことなど多くの欠陥があることが指摘されている。

- (2) 上記制定時に指摘されていたアセス法の欠陥は、アセス法施行後により明確になってきている。司法のレベルでは、東京都アセス条例に定める「関係地域」の住民に事業認可取消訴訟の原告適格を肯定した小田急事件判決があるが、その判断は周辺住民の生命・身体・安全確保の侵害のおそれがあるという実体的利益を重視した極めて限定的な枠組みでしかなく、生活環境、自然保護に関する法的利益については依然として消極的評価がなされ続けている。アセス法に基づく手続や実体的違法に関連した開発周辺地域の住民の原告適格についても、アセスの評価の瑕疵を理由とした違法判断についてもアセス法施行前と変わるところなく消極的判断がなされ続けている。下級審の判断も同様である。

2009 年 11 月に住民側の勝訴が確定した泡瀬干潟干拓差止め（住民訴訟）においても、沖縄県・沖縄市の計画が杜撰という理由で勝訴したが、住民側のアセス法手続違法の主張については事業者の広範な裁量を理由として適法としている。

地域に影響及ぼす開発行為に関する意思決定に住民が参加する利益、地域環境に関わる住民の生活環境利益の保護は、環境権の具体化として（法的利益として）アセス手続に組み込まなければならない。

3 改正すべき手続、事項とその内容

今回の 2011 年アセス法改正においては、パプコメなどが実施され日弁連をはじめ多くの NGO 等から、現在のわが国の環境状況、現在のアセス法の問題点をふまえた意見が出された。改正することが求められたアセス法の手続、内容は次のとおりである。

(1) 制度の根本的な改正事項

- ① SEA の法制度化と実施、②第三者機関としてのアセス審査会の設置による手続の監視や評価書審査

の実施、③手続全般における住民参加手続の拡充、④事後監視と是正手続の導入、⑤アセス手続と環境配慮の実効性を担保するための争訟手続の導入である。

(2) 対象事業

①規模要件、事業種要件を廃止し、国関与要件については、許認可等に係るもの及び国が公金支出の対象する事業すべてに拡大する。②上記①をふまえて、事業の種類や性質、地域特性を考慮して対象事業を決定するためのスクリーニング手続を定める。

③アセス逃れ防止のために一定期間内に実施予定の関連事業すべて対象とする。

(3) 代替案

事業者には、スコーピング段階から代替案の提示を義務付けること。代替案には、事業者にとって実行可能な代替案、事業目的を達成しうる他の手段・方法に関する代替案、何もしない案、環境に最も好ましい案等を含むこととする。

(4) スコーピング

スコーピングは当該開発行為の計画段階のできるだけ早い段階から実施する。スコーピング手続に先立って、当該対象地域の環境を改変する虞のある調査を行うことを禁止する。

(5) 評価項目など

事業行為の性質・態様及び地域の特性に応じて、歴史的・文化的環境、生活の質・アメニティ、危険性・災害等からの安全確保、行為による社会的・経済的影響等についても調査・予測・評価の対象にすることができることとする。

(6) 評価の手続の監視、審査など

手続の遵守、調査・予測・評価の適正さ、客観性、信頼性を確保するために、調査、監視及び評価を実施するアセス審査会（第三機関）を設置する。

(7) 市民参加

①情報提供、判断形成、権利防衛などの市民参加の態様と機能をふまえて、アセス手続全般において市民参加手続を充実させる。②謄写の許容など公告・

縦覧方法を改善し、スクリーニング手続から事後監視手続まで、すべての手続関連情報をホームページで公開することとする。

(8) アセス結果の許認可への反映

①アセス結果を許認可等へ実質的に反映させるために、許認可権者とアセス評価の結果をふまえた環境大臣との協議手続を定める。②許認可権者は、許認可等においてアセスの評価結果をどのように考慮したかの記録を作成し公表することとする。

(9) 争訟手続の保障

①アセス手続において手続及び調査・予測・評価に内容について不当または違法事由を主張しうるとするために、当該開発行為による環境影響について利害関係を有する住民（NGOを含む）は、事業に係る許認可権者に対して、是正を求めるために「異議の申出」ができることとする。②異議の申出をした者は、当該事業に対する許認可等の処分に関する争訟資格を有するものとする手続規定を定める。この場合、個人のみならず団体の争訟資格も定める。

(10) 地方自治体の制度との関係

現行法で地方交渉団体によるアセスを拘束しているアセス法61条2号の括弧書きを削除する。

(11) 事後監視手続

アセス手続として事後調査手続を規定し、環境大臣による調査権限、事業者による事後調査結果の公表、住民による意見提出権、許認可権者による是正措置手続を定める。

4 2011年改正法の概要

(1) 事業の計画段階で「計画段階配慮事項」の検討手続を定めた（法3条の2以下）。これは「第1種事業に係る計画の立案の段階において」、「配慮書」の作成公表を義務付けるものである。しかし、本来の意味の計画アセス、SEAとは異なる手続である。

(2) 対象事業については、「交付金事業」（国関与要件として）追加した（法2条2項2号ロ）また、「政

令指定事業」として風力発電所が指定される予定である。

- (3) 方法書（スコーピング）における方法書説明会を義務付けた（法 7 条の 2）。

方法書、準備書、評価書について電子縦覧が義務付けられた（法 7、16、27 条）。

- (4) 評価項目等の選定段階で環境大臣が主務大臣に対して技術的助言をすることができることとした（法 11 条 3 項）。現行法では、環境大臣は評価書の段階でのみ意見を述べることになっている。また、地方分権関連法による許認可権限が地方公共団体への移管にともなってアセス法所定の国関与要件がなくなった事業（公有水面埋立て等）について、許認可権を有する地方公共団体は、国に対して「助言を求めるよう努めなければならない」とし、環境大臣が意見を述べることができることとする（法 23 の 2）。

- (5) 地方公共団体の長等による方法書、準備書への意見提出について、政令指定都市及び一定の周辺自治体の長の意見提出資格を認める（法 10、20 条）。現行法は、都道府県知事が関係市町村の意見をとりまとめることになっている。

- (6) 事後調査の手続きを導入する（法 38 条の 2 以下）。事業着手後の環境保全措置の実施状況を明らかにするために環境保全措置報告書の作成、公表を義務付ける。

5 改正法の評価と今後の課題

上記のとおり、改正法は第 3 項で要約した「真の環境保全のためのアセス法」の内容、手続とは大きくかけ離れている。第 3 項で指摘した事項は、今回のアセス法改正検討作業の中では多くの積極意見が出されたが、現行法の「事業者による自主的な事業アセス制度である」との枠組みを変える力にはならなかった。

私たちは各地の開発行為による環境破壊とこれに伴う紛争・訴訟の現場にあって、欠陥を有するアセス制度ではあってもこれを最大限駆使することによって環境保全活動を一步一步進めなければならない。

しかし、上記の「実施が前提の事業を対象とした」、「事業者による」、「手続法」としてのアセス制度の限界は、根拠法である環境基本法 20 条に基づいている。いわば環境基本法の限界、アセス法の立法根拠の限界である。また、アセスの評価基準の適正化、客観化等はアセスの実効性確保にとって重要なことであるが、環境保全施策に係る指針（基本法 14 条）のごとき抽象的な規定しか存在しない。さらに、実際のアセス手続では、環境配慮事項としてアメニティ、歴史的文化的景観、放射性物質等が問題となるが、これらの事項についても環境基本法の対象事項制限による限界がある。

現在、2011 年 3 月の福島第 1 原発事故による広範囲にわたる放射能汚染をきっかけとして、放射性物質による大気等の環境汚染を環境基本法に基づく施策対象とすることが検討されているが、上記指摘したアセス法の実効性の確保のみならず、今後のわが国の環境保全施策を充実させるためには、1993 年 11 月施行からすでに 19 年目となる環境基本法について、この間の施行の状況と提起された課題を検討し、社会情勢及び環境質の変化に対応するための全般的な見直し・改正が必要であると考ええる。

第二次泡瀬干潟自然の権利訴訟 報告

弁護士 堀 雅 博

1 はじめに

平成20年11月19日午前11時、那覇地方裁判所にて、沖縄県と沖縄市に対して、泡瀬干潟埋立事業について、公金支出の差止を命じる判決が出ました。そして、平成21年10月15日午後2時、福岡高等裁判所那覇支部において、一審の差止判決を支持する判決が出ました。しかし、調査費用とその人件費を除かれていました。この調査費用等をもとにして、沖縄市側は、新たな計画を立てたことから、再び埋立の許可が出てしまいました。

本記事は、再度の埋立計画に対する差止訴訟について報告するものです。

2 訴訟の状況

結局、民主党政権になっても、埋め立てを止めることはできませんでした。

そのため、再び、平成23年7月22日、泡瀬干潟埋立公金支出差止裁判を提訴することになりました。第二次泡瀬裁判ということになります。

沖縄県に対しては275名の原告が、沖縄市に対しては121名の原告が集まりました。

進行ですが、第1回口頭弁論が、平成23年11月15日にありました。その後、進行協議が平成23年12月27日にあり、第2回口頭弁論が、平成24年1月31日にありました。次回の期日は、平成24年3月27日になっております。

争点は、大きく分けて3つあります。

1つは、①自然の権利訴訟ということなので、環境問題になります。今回の埋立についてはアセスは法的に必要なということでアセスを経ずに埋立を行おうとしているのですが、これが許されるのか、環境に大きく影響を与える（既に与え始めている。）点が大きな争点となっています。

2つめは、②防災対策・震災対策になります。平成23年3月11日の東日本大震災を踏まえての対策が十分になされていないというものです。埋立地の地盤高が

津波に耐えられないものである点、埋立地であることから液状化への対策がなされていないものである点が問題となっております。

3つめは、③経済的合理性の論点になります。まず、⑦国が目的としている新港地区（FTZ）の浚渫土砂の処理場として、泡瀬干潟の埋立が計画されています。しかし、FTZには予定していた企業が進出せず、土地の分譲も進んでいない状態です。自由貿易政策の一環であるFTZについては那覇地区と同様に失敗であったと評価せざるを得ないものです。このFTZにさらに大型船を入れるために浚渫を進めようとしており（大型船が入る予定もない。）、無駄な浚渫土砂の処理場として泡瀬干潟が使われようとしています。また、④泡瀬干潟を埋め立てた後にできるスポーツ・コンベンションについても、需要予測の誤り（期待値にすぎないこと）や産業連関表の使い方の問題点、沖縄市の財政に与える影響（財政破綻の危険性）について大きな論点となっています。

これらの論点について、3月～5月までに主張・立証の枠組みを示していく予定です。

3 今後の予定について

今後も、引き続き、運動で働きかけていく必要があります。原告団は、埋立を阻止するために、さまざまな活動を展開しております。

弁護団も、訴訟において、一時訴訟と同じく、環境・防災・経済について学者の協力を得ながら、主張・立証を進めていく予定です。原告団の努力にもかかわらず、現在も、埋立が進行していることから、早期に主張・立証を尽くして、結審をする必要があります。

なお、一審判決・控訴審判決において経済的合理性がないとされた計画についても少しでも変更すれば、埋立は自由になるという点が問題だと思います。結局、司法判断を行政が無視できることになってしまうからです。この点についても、厳しく弾劾していくべきだと考えております。

「原発なくそう！九州玄海訴訟」 提訴報告

～「1 万人原告」を目指し、1704 名で第 1 次提訴へ

弁護士 東 島 浩 幸

1

九州の住民を中心にした 1704 名は、2012 年 1 月 31 日、佐賀地裁に、国と九州電力を被告として、玄海原発 1～4 号機の操業差止等を請求する訴訟を提起した（「原発なくそう！九州玄海訴訟」）。原告代理人は、九州の弁護士 151 名を中心とする 156 名の弁護士である（実働約 50 名）。

2 提訴のきっかけ

3・11 の福島第 1 原発事故は未曾有の被害を発生させ、その被害は空間的にも広大、時間的にも長期に及ぶことが予想され、世代を超える被害が懸念されている。これまで、わが国でもスリーマイル島事故、チェルノブイリ事故などの経験からわが国の原発の危険性を問う声があったし、裁判も多数あった。しかし、国内では国や電力会社の流す「安全神話」が浸透し、司法も含めて「安全神話」に毒されていた状態だったといえる。九州の弁護士も脱原発に積極的にかかわっているとはいえない状態だった。

3・11 事故により「安全神話」が完全に崩壊しながらも、国や電力会社は原子力発電推進（原発輸出も含めて）を転換してはいない。3・11 事故後も原発に対して反対の活動をしなければ、子ども世代や子孫に対してあまりにも無責任ではないか？子どもは、原発の是非について決定権がないのに、大人に比べて放射能による健康影響を 10 倍受ける。「3・11 事故の後にも原発は安全だと思っていた」という言い訳を子どもたちにはできない。さらには、3・11 事故前に過酷事故を止めるべく頑張ってきた人たちを少数にしていた責任もあるはずだ。弁護団の一人一人は、このような思いや似た思いを持ち、日本の原発すべてを辞めさせることを目指し、まずは玄海原発のすべてを止めるということで結集した。

3 国の原子力政策を真正面から問う

3・11 事故は、国の原子力推進政策の結果である。原子力発電自体、民間企業の自由競争だけであれば民間企業は絶対に手を出さない経済合理性のない事業である。国による電源 3 法による交付金などの立地支援、地域独占と電力料金の「総括原価方式」、放射能廃棄物の国による後始末、事故リスクの国による引受け・支援などがなければ、民間企業が絶対に手を出すことはない。事故の規模に見合う民間保険がつくはずもないことや放射能廃棄物の最終処理が事業開始から 40 年以上経過しても決まっていないことから見ても明らかであり、大元は国の原子力政策である。その是非を正面から問わなければ、脱原発を実現することはできないだろう。そこで、弁護団では、民事差止であるが、①九電に対し操業してはならない、②国に対し操業させてはならないとの請求をした。

当然、民事差止の国の被告適格については議論があるところであるが、我々は国を被告の座から絶対に逃さないとの決意で、国と九電に対する慰謝料請求もしている。

4 すべての出発点は、3・11 事故の被害から

私たちの多くは、3・11 事故により、日本の原発が過酷事故を起こすことを目の当たりにして目覚めた。これは、15 年戦争の惨禍を経験して初めて、日本国民が、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し…」憲法を制定した（憲法前文第 1 段）ことと類似しているのではないだろうか。

今まで、20 件以上の原発訴訟において、最終判断として住民側が勝訴したことはなかった。

裁判所の原告らに対する思いには、“わが国で起こりっこない危険を言う人々”というものだったのではないだろうか（脱原発弁護団全国連絡会の河合弘之先

生も同趣旨の発言)。

そうだとすれば、わが国で起こった被害の実態をリアルにこれでもかこれでもかと裁判所に突き付けることは不可欠である。「念のための指示」とか「すぐに健康に影響が出るレベルではない」との政府首脳という言葉からも明らかなように、国はフクシマの被害を小さく見積もろうとしており、それを打破するための取組みも不可欠である。

5 圧倒的多数の国民によって支えられる裁判として「1 万人原告」を目指す

今までの原発訴訟が勝訴しなかった第2の理由は、脱原発の世論が広がらず、原告が少数派に留まっていた点にある。原発を止めさせること自体、国の基本政策を転換させるということであり、単に理論上正しいかどうかだけで勝訴判決を勝ち取れるわけではない。圧倒的世論で裁判所が国の基本政策を変更させる判決を出す後押しをすることも不可欠である。

そのため、私たちは、「真実を呼ぶ1万人原告の一人になってください」「フクシマを繰り返さないために1万人原告の一人になってください」をキャッチコピーにして原告を募集している。

第1次提訴は、原発訴訟では過去最大級の1704名の原告が結集されたが、まだまだ足りない。1万人原告となるよう、第2次提訴(3月12日予定)に向けて活動し、第2次提訴原告数も1300名を超えた。第3次以降の提訴もする予定である。

とにかく、「原発いらない」との1点でみんなが結集する大規模な訴訟をし、運動を強め、裁判にそれが跳ね返っていくことを目指している。

泊原発廃炉訴訟報告

弁護士 市川 守 弘

1 広島、長崎における凄惨な被爆被害を受けた日本は、戦後、核のない国をめざすはずでした。しかし、「核の平和利用」「夢のエネルギー」の美名のもとで、制御することのできない原子力発電所の建設にまい進していったのです。

現在、日本には54基の原発が存在し、さらに日本政府は海外への原発の輸出までしようとしています。北海道には泊村に3基の原発があり、内一つはプルサーマル発電を予定しています。

2 しかし、現在多くの国民は、福島第二原発の事故を目の当たりにして、日本に、世界に原発はいらないと確信しました。そもそも原発は石油や石炭の代わりに核分裂の熱を利用するだけで原理的には水蒸気でタービンをまわすだけのことです。核分裂による危険性を考えれば他のエネルギー、太陽光や太陽熱を利用するべきでしょう。昔、太陽熱を利用する温水器を屋根の上に取り付けた家が多く見られたものです。当時の日本は世界に先駆けて自然エネルギーの開発を行っていたのです。いつの間にか屋根から温水器が消えてしまい、現在の日本は自然エネルギー開発では後進国になってしまいました。

3 その理由は、日本の政・官・財・学が一体となって原発を推進したからです。福島原発事故以後も依然として日本政府が原発推進を柱としているのも、この政・官・財・学の一体となった国家事業であることに変わりがないからです。でも、地震大国の日本では、いつまた原発事故が発生するか判ったものではありません。なぜなら、原発に絶対に安全ということはないからです。

4 泊原発をはじめ、全国の原発でストレスチェックやバックチェック、という安全性審査をしています。

しかし、地震には「ここまでの揺れ」しかないという限界はありません。特に泊の目の前にある日本海は、ユーラシアプレートと北米プレートとがぶつかり合い、80年代以降活発な地震活動が起きています（日本海中部地震、日本海南西沖地震など）。日本海では日本海溝のような深いプレートの沈み込みがはじまったばかりともいわれています。今後、どのような大地震があるかなど予測できるほど人間の叡智は豊かではありません。にもかかわらず、泊原発は安全です、などと誰が断言できるでしょう。

5 この当たり前の理由であっても、国家事業の原発を止めることは困難なことなのです。無駄な公共事業が止まらないのと同じ理由です。国や電力会社が安全といえ、政治家はそれに従い、学者は「お墨付き」を与えます。最後の砦の裁判所は当然ながら国の味方をします。しかし、福島原発事故以降は、このような流れを絶対に認めることはできません。

そこで、北海道では612名が原告となって泊原発の廃炉を求めて訴訟を起しました。2011年の7月7日に、廃炉をめざす会を作り、多くの賛同者と原告を募る運動を開始しました。その結果の提訴です。ただ、訴訟の提起だけで原発が廃炉になるとは思っていません。全国的な「原発はいらない」という市民運動を練り広げなければ、政・官・財・学の一体となった国家事業は止めることができないからです。運動は今始まったばかりです。これからさらに全道で学習会などを開いて、原発の危険性や自然エネルギーへの転換の必要性などを広めていかなければならないと考えています。

6 今まで公害問題は、被害者救済を第1義としてきました。ところで原発は福島の事故では既に被害が多く国民に生じていますが、原発の怖さは今回の事故に限らないということです。つまり、全国の原

発でいつ福島のような、いやそれ以上の事故が起こらないとは断言できないのです。全国民が潜在的な被害者でしょう。

泊訴訟では、150 キロ離れた帯広の市民も原告になりました。また 300 キロ離れた釧路市民も原告になりました。当然のことです。では関東圏、関西圏ではどのような動きになっているのでしょうか。私はそのところは分かりません。しかし、関東も関西も 300 キロ以内には原発が存在します。原発との闘いが全国的な課題であるならば関東、関西の大都市部でも原発の廃炉をめざす闘いを一緒にやりたいものだと思っています。

原発政策を変えなければいつか日本は亡くなってしまうでしょう。日本という国の行く末を考えた時、全国民が立ち上がって国家事業を変えることができるかどうかのターニングポイントに立っているのだと思います。

浜岡原発訴訟報告

浜岡原発永久停止駿遠弁護団
弁護士 大橋 昭夫

1 はじめに

昨年、中部電力浜岡原子力発電所の近隣に居住している御前崎市民ら 129 名が「浜岡原発永久停止原告団」を結成し、3 次に亘って、中部電力を被告として、静岡地方裁判所浜松支部に、浜岡原発の永久停止を求める訴訟を提起しましたので、そのことについて報告します。

その後、本年 2 月にも浜松市民 52 名が第 4 次訴訟を提起しましたので、原告は 181 名ということになります。

既に、2003 年に運転差止めの訴訟が、静岡地方裁判所に提起され、1 審で敗訴し、現在は東京高等裁判所に係属中ですので、本件訴訟は第 2 陣ということになります。

2 本件訴訟の特徴

浜岡の地で市民が浜岡原発の設置に異議を唱えることは、周囲に中部電力関係者が多いことと、御前崎市の予算の大半が「電源立地促進対策交付金」で占められていることもあって難しいことです。

少しでも浜岡原発の危険性を訴えようと、翌日にはどこからか愚劣な圧力がかかる風土では、浜岡原発の危険性が、市民の共通認識になることは大変困難でした。

しかしながら、昨年の東日本大震災による東京電力福島第 1 原発の惨状は、御前崎市民を驚愕させ、浜岡原発の運転を何とか阻止しなければならないという気運が市民の間で高まり、「浜岡原発の危険から住民を守る会」の市民らが中心となって、原告団を組織し、今回の提訴に至りました。

本件訴訟の特徴は、一番大きな被害を受ける御前崎市民と周辺の牧之原市、掛川市、菊川市、袋井市、浜松市等の市民が立ちあがったことです。

地元で声をあげる市民が顕在化したことは、本件訴訟の帰趨にとっても大変重要なことで、特筆すべきことだと思います。

3 浜岡原発の危険性

浜岡原発は、文部科学省の地震調査研究推進本部の想定により、2008 年 1 月 1 日を算定基準とし、30 年以内に 88%（少し前までは 87% でした。）の確率で発生すると予測されている東海大地震（マグニチュード 8.0 ないし 8.4）の震源域の真上に立地する世界で最も危険な原発です。

浜岡原発の周囲 8 キロメートル以内には、8 本以上の地震を誘発する活断層があり、敷地内にも H 断層といわれる 4 本の断層が存在し、しかも、地盤は耐震性の低い岩盤である軟岩だといわれております。

今のところ、東海大地震は、ユーラシアプレートの下にフィリピン海プレートが潜り込む駿河トラフ（駿河湾から遠州灘にかけての海溝でプレート境界）で発生すると考えられていますが、陸上での直下型地震ということも十分に考えられるということです。

そうすると、大津波が到来する前に、浜岡原発の原子炉が破壊されメルトダウンに至る事態となり、現在、中部電力が施工している 18 メートルの防波壁の設置は何の意味もないことになります。

過去、浜岡原発の立地している佐倉海岸では、「永長の地震」（1096 年）、「明応の地震」（1498 年）、「慶長の地震」（1605 年）、「宝永の地震」（1707 年）、「安政東海地震」（1854 年）と 5 つの大地震が発生し、土地が隆起し、周辺の町で、地震動や津波により大きな被害が発生していることが史料地震学者の研究によって明白にされています。

昨年の福島第 1 原発の事故は、私たちに原発の安全神話の空虚さと、原発を世界有数の地震国で津波国でもある日本に集中立地することが、市民の命と暮らしにとって許しがたいものであることを認識させました。

このことは、浜岡原発の場合でも同様で、放射性物質の一般環境への放散を考えると、原発が私たちの生活と両立しえない敵対的な関係にあり、共存できないことは明らかです。

4 本件訴訟の構成

本件訴訟においては、危険な原子炉の運転の永久停止を、日本国憲法前文の平和的生存権、日本国憲法13条、25条等で保障されている環境権、人格権を法的根拠にして請求しています。

過去の判例で、ことごとく環境権が排斥されていることもあってか、最近提起された同種事件では、人格権に基づく請求が多いのですが、本件訴訟では、放射性物質により環境が著しく汚染されることに鑑み、初心に帰り、環境権の存在も強く訴えています。

日本国憲法の保障する平和的生存権の規定は、全世界の国民が戦争のない社会で安心して平和に暮らす権利を謳ったものでありますが、それにとどまらず、「恐怖」と「欠乏」から免れることが人間にとって何物にも代えがたい重要な人権の1つであることを確認しています。

本件訴訟では、日本国憲法前文を現代的に解釈して、原告ら住民が浜岡原発の危険性の「恐怖」から免れ、その危険な結果がもたらす仕事や住まいの喪失等という「欠乏」から免れる権利を有するものとし、この平和的生存権に基づいて、浜岡原発の運転の永久停止を請求しています。

私たちは、この視点も大切にして本件訴訟を追究したいと思います。

5 さいごに

本件訴訟では、原告の居住区域ごとに、「小笠・掛川原告団」、「志太・榛原原告団」、「中遠原告団」、「浜松原告団」と称する4つの原告団が結成されましたが、さらに、本件訴訟の原告にならなかった広範な市民が「浜岡原発裁判を共に闘う会」という横断的な組織を結成し、浜岡原発の永久停止と廃炉を求めて、原告と共に立ちあがりました。

法廷における科学論争、技術論争に勝利することは大切なことですが、それと同時に法廷外の市民の闘いも、訴訟の勝利のために不可欠であることは、過去の公害訴訟が証明しています。

本件訴訟には田代博之団長を始め、16名の県内在住の弁護士が、ほぼ実働として、「浜岡原発永久停止駿遠弁護団」を結成して活動しています。

既に3回の口頭弁論期日が開催され、次回は中部電

力の浜岡原発が安全である旨の準備書面に対し、原告が反論の準備書面を提出することになっています。

私たちは、口頭弁論期日ごとに、原告及び代理人の意見陳述を行い、マスコミを通じ、浜岡原発の危険性を県民に訴えることにしています。

闘いは始まったばかりです。公害弁連の皆様方の闘いに学び、浜岡原発運転永久停止に向けて、全力を尽くす覚悟です。

全国の皆さんのご支援をお願いします。

【四】2011年度組織活動

1 活動の概要

- (1) 2011年度の経過は3月11日の東日本大震災の発生により、大きな影響を受けた。

昨年3月26日に予定されていた第40回総会、40周年シンポジウムとレセプションは、震災とそれに続く福島原子力発電所の爆発が起き全く予断を許さない状況が続く中で中止となった。

原子炉の冷却は進まず、水素爆発が起き放射能汚染が現実のものとなる中で、発電所を中心とした地域は避難命令が出される事態となった。

大震災という自然災害から、巨大地震、巨大津波を想定外として安全神話を作り出した東京電力と国の責任による人災へと発展した。

地域が根こそぎ破壊され、多様で深刻ないつ終わるともしれない未曾有の被害がもたらされた。正に最大の公害というべきものとなっている。

このような状況の中で、6月27日、2010年に福岡高裁で開門を認める判決が出て国の上告断念により確定していた有明訴訟で、長崎地方裁判所は開門請求を棄却する不当判決を言い渡した。

そして、8月25日には一審大阪地裁で国の責任が認められていた泉南アスベスト国賠訴訟で、大阪高裁は産業の発展のためには生命・健康の犠牲も仕方がないとでも言うような国の責任を否定する不当判決を言い渡した。

薬害イレッサ訴訟では、国と企業の責任を認めた3月23日の東京地裁判決をわずか8ヶ月でひっくり返し国・企業の責任を否定する東京高裁判決が出た。

3月11日の大震災による福島原発事故を前にして、国の責任を否定的に捉えようとする司法の消極的姿勢、そして被害の発生を自己責任として片づける新自由主義的な発想が根底にあると思われる判決の流れであった。

2011年12月、2012年1月に発行された判例タイムズでは、国を当事者とする訴訟の特集が組まれ、訴務検事の論述は、泉南アスベスト大阪高裁判決、薬害イレッサ東京高裁判決を分析し、国の

責任のあり方は、国の財政事情をもふまえた問題であると論じている。

これまでの原発訴訟における裁判所の消極姿勢も原発事故につながった要因であり、原発事故をきっかけさらに司法の行政に対する対応が後ろ向きになるなどあってはならない。これまでの闘いを教訓にこの情勢をきり返していかなければならない。

- (2) 第40回の公害弁連総会は6月2日、プラザエフ会議室で開かれた。

福島原発事故の被害に対し、公害弁連はどのように取り組んでいくのかの意見交換が行われ、また、有明訴訟、泉南アスベスト、薬害イレッサと続く判決の情勢報告が行われた。

- (3) 今年度の第1回幹事会は、9月18日（土）午後1時から4時まで東京の八重洲センター会議室で「原発問題に公害弁連はどう取り組むか」を中心課題として、いわき市の広田次男弁護士からの報告を受けての討議が行われた。ここで、福島に行って被害を知ろうとのことから、11月27日に「いわきの集い」を行うことが決められた。

又、8月25日に言い渡された泉南アスベスト大阪高裁判決の報告と今後どのように闘いを組んでいくのかなどの討議が行われた。

- (4) 2011年11月27日、福島県いわき市の内郷公民館で、「原発被害を考える公害弁連、いわきの集い」が弁護士20名、地元から被害者の方達20名の参加を得て開かれた。

弁護士としては、福島県の浜通りの被害を中心に取り組む福島原発被害弁護団からの参加を得た。

- (5) 2012年の幹事会は、例年通り「公害団体合同旗開き」の前に1月13日東京で開催された。

有明、泉南アスベストに続き、2011年11月に出された薬害イレッサ東京高裁不当判決に関する情勢の分析と、討議が行われた。

又、国を当事者とする訴訟の特集をした判例タイムズへの対応も協議した。

- (6) 公害弁連のニュースは、No.169～No.171までの3回発行した。

また、公害弁連結成40周年記念事業として日本民主法律家協会が発行する法と民主主義2011年2・3月合併号に「公害弁連40周年の歩み―被害者救済と公害根絶の闘い」が掲載された。そして、この特集は、その後の7月9日の日民協総会で「法と民主主義賞」を受賞した。

速報性を重視して発信を続ける「情報と通信」のFAXは、2011年3月4日以降No.307からのスタートし、本年3月10日時点でNo.326に達している。

- (7) 事務局会議は、40周年シンポ、レセプションの準備も含め、今年度6回開催した。東京での開催が殆どであるため地方からの参加が困難であることからテレビ会議システムの導入も検討したが、コスト面等で課題があり見送った。今後はインターネットの活用などを考えたい。

- (8) 今年の第41回総会は3月31日に昨年見送った公害弁連40周年記念シンポジウムとレセプションと合わせ、東京で行う。シンポジウムは「公害弁連40年と原発問題」と題し、基調報告は代表委員の中島晃弁護士が「公害弁連の闘いと原発問題」として行い、パネルディスカッションは「原発問題―被害の全面的な救済と脱原発にどう取り組むか」として矢ヶ崎克馬琉球大学名誉教授、除本理史大阪市立大学准教授らを迎えて行う。

- (9) 今年度は、公害弁連に「福島原発被害弁護団」と「生業を返せ、地域を返せ！福島原発事故被害弁護団」が正式に加盟した。

2 活動報告

(1) 幹事会

① 第1回幹事会

日 時：2011年9月18日

場 所：東京

出席：近藤、豊田、中島、板井、村松、西村、広田、篠原、関島、早川、加納、渡辺、長瀬、松尾、本木、津田、阿部（17名）

内 容：

- ・原発問題に公害弁連はどう取り組むか。
- ・泉南アスベスト大阪高裁判決報告と討議
- ・その他

② 第2回幹事会

日 時：2012年1月13日

場 所：東京

出席：豊田、近藤、馬原木、篠原、中島、早川、阿部、村松、松尾、中杉、橋澤、吉野、後藤、菅、関島、森、伊藤、津田、修習生（19名）

内 容：

- ・泉南アスベスト、イレッサ問題
- ・判例タイムズの特集記事について
- ・原発問題への取り組み
- ・40周年シンポジウム等について
- ・各弁護団からの報告

(2) 事務局会議

① 第1回 2011年7月8日

② 第2回 2011年11月2日

③ 第3回 2011年12月4日

④ 第4回 2012年2月3日

⑤ 第5回 2012年2月28日

(3) ニュースの発行 No.169～No.171

情報と通信 No.307～No.326

(4) 財政

ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟弁護団から500万円のカンパを、水俣病不知火患者会から金50万円のカンパを頂いた。

日民協から法と民主主義賞の副賞として30万円を頂いた。

ノーモア・ミナマタ新潟弁護団からカンパ50万円を頂いた。

今年度も引き続き会費の納入を頂いている。

【五】2012年度 活 動 方 針

(1) 大気汚染公害被害者の闘いを発展させ、裁判闘争の成果や裁判での前進を被害者の闘いに結合させて、大気汚染公害の根絶と新たな被害者救済制度の確立をもちとる。

- ① 西淀川・川崎・尼崎・名古屋南部判決と東京大気和解を根拠に自動車メーカー・道路の設置・管理者等汚染原因者の負担に基づく国レベルでの、①医療費救済と②障害補償等補償法並みの救済を目的とする、新たな被害者救済制度の確立に全力をつくす。
- ② 公害認定患者の等級切下げ、現行補償法改悪の動きに断固反対してたたかう。
- ③ 全国の大気汚染地域で、実態調査、被害者掘りおこしに取り組むとともに、各自治体レベルでの医療費救済制度の確立を追求する。
- ④ PM2.5測定体制を早急に整備させ、PM2.5低減のための対策の早期実施を迫及する。
- ⑤ 東京都をはじめとする首都圏等自治体のディーゼル規制条例を根拠に、国に対し、自動車NOx・PM法の抜本的強化をはじめとした自動車排ガス対策の強化を迫るとともに、自動車メーカーに対し、後付けの排ガス低減装置の開発・無償装着を求めるたたかいを強める。
- ⑥ 尼崎での公調委あっせん成立を契機として、各地「連絡会」での実効性ある協議を推進し、大型車の交通総量削減をはじめとした抜本的対策の実現を追求する。
- ⑦ 裁判闘争の成果をふまえて、道路構造対策、道路沿道対策、周辺対策の確立と地域再生の課題に取り組む。
環境教育、語り部活動を重視し、この点で国、自治体に対する要求実現行動にも取り組む。

(2) 公害道路の建設強行を許さず、裁判闘争の成果をふまえて、道路行政の抜本的転換を求める。

- ① 各地の大気汚染裁判の前進を根拠に全国の道路反対運動との連携を進めて、道路建設至上主義の道路

行政の抜本的転換のためのたたかいに取り組む。

- ② 圏央道・広島国道2号線高架道路・国分寺都市計画道路をはじめとする環境破壊、公害拡大の道路建設の強行を阻止し、道路建設をめぐる裁判、調停でのたたかいを強め、道路計画の見直しを迫る。
 - ③ 「改正」土地収用法下での強引かつ非民主的な収用委員会審理に断固反対し、事業認定の違法を争わせない審理方式に対する批判を集中してたたかう。
 - ④ 圏央道高尾山裁判の判決の誤りをただし、豊かな自然環境を破壊する圏央道建設を許さないため、法廷内外の取組みを強める。
 - ⑤ 国道43号線裁判の最高裁判決の成果をふまえて、道路騒音環境規準の見直しを求め、道路騒音・振動公害の根絶をめざす。
- ### (3) 基地・空港などの騒音裁判に勝利し、基地、空港、新幹線などによる騒音・振動被害の根絶をめざすたたかいを強める。
- ① 平穏な生活を取り戻すため、差止請求を棄却した最高裁判決の誤りをただす差止勝利判決をもちとるため全力をつくす。
 - ② 基地周辺の全被害地域に居住する住民に対し、将来請求を含む損害賠償を認めさせるたたかいを強める。
 - ③ 現在訴訟を起こしていない基地周辺の騒音公害にも反対し、新訴訟を含む新たな運動を展開する。
 - ④ 国およびアメリカ政府に対し日米合同委員会における騒音防止協定の遵守を徹底させるとともに、騒音コンターの縮小的見直しなど周辺対策の切り下げを阻止し、騒音発生源対策など被害そのものの縮小を迫る。
 - ⑤ 名古屋新幹線訴訟で勝ちとった「和解協定書」にもとづき、発生源対策を一層強化させ、JR、国交省、環境省などに対し、新たな被害の発生、拡大を許さないたたかいを強める。
 - ⑥ 「基地公害の根絶は基地の撤去から」という立場から、沖縄県民の基地撤去のたたかいを支援する。
 - ⑦ 在日米軍再編に伴う軍民共用、軍軍共用等の基地

強化の策動に反対し、騒音被害の拡大を阻止する。

(4) 不知火海沿岸住民の健康調査を実現し、すべての被害者への補償を勝ち取るとともに、世界に水俣病の教訓を伝えるたたかいに取り組む

- ① 全ての水俣病患者を救済するために、不知火海沿岸住民47万人の健康調査を実施させるとともに、安上がりの解決を目的とする不十分な調査に反対する取り組みを強化する。
- ② 認定基準を改めないままの認定審査会の再開を糾弾するとともに、水俣病と認めず責任を曖昧にする安上がり解決を阻止する。
- ③ 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」によるチッソの分社化による責任逃れを許さず、最後の一人まで補償を完遂させるための闘いを継続する。
- ④ 他団体との共闘を図り、民医連、保険医協会などの医療機関をはじめ広範な医師、研究者との関係を強め、患者の立場に立った水俣病医学の確立の実現をめざす。
- ⑤ 「総合対策医療事業」の内容の充実、継続を求めて、引き続き取り組みを続ける。
- ⑥ 不知火海沿岸、阿賀野川流域の汚染地域の再生、復興、街づくりの課題に、加害者の責任を明らかにする立場から取り組む。
- ⑦ 全ての公害の根絶に向け、ノーモア・ミナマタを訴え、たたかいと教訓を世界に伝える。

(5) カネミ油症などの食品公害やスモン、ヤコブ、イレッサなどの薬害被害者の恒久対策と医療の充実をめざすたたかいを進める。

- ① 薬害ヤコブ病の被害者全員の救済をかちとるとともに、薬害根絶に全力をつくす。
- ② 薬害イレッサの裁判勝利と早期全面解決をかちとるため全力をつくす。
- ③ カネミ油症新認定訴訟の勝利と早期全面解決を勝ち取るため全力をつくす。
- ④ すべてのカネミ油症被害者が救済を受け、安心して治療、療養を受けながら生活を送れるよう、カネミ倉庫はもちろん、国に対して行政上の措置をとらせるたたかいを強化する。

⑤ スモンの全面解決を踏まえて、薬害弁連の運動とも連帯して、健康管理手当の増額を含む薬害根絶の運動を発展させる。

⑥ カネミ油症、スモン、エイズ、ヤコブなどの治療の研究開発を進める要求を支持し、難病対策の充実を求める運動を支持する。

⑦ 独立行政法人医薬品・医療機器総合機構制度の充実、改善をめざす。

⑧ 抗がん剤にも医薬品副作用被害救済制度を適用するたたかいを強力に進める。

⑨ 食品の安全性を求めるたたかいを消費者、農民とともに協力してたたかう。食品の安全性を確保する法制度の改善をめざし、食品衛生法などの改正を求めてたたかう。

(6) 神通川流域、安中公害など各地の重金属による汚染の監視を継続し、汚染土壌の復元を計画通り完了させる一方、市街地土壌、地下水汚染問題に取り組む。

① 神岡鉱業所、東邦亜鉛安中精錬所での公害防止協定に基づく立入調査を引続き成功させ、周辺での環境調査と合わせて発生源対策の継続をはかっていく。

② 神通川流域、安中の土壌復元事業を、計画どおり完了させる。

③ イタイイタイ病患者の認定行政の適正化のたたかいを支援する。カドミ腎症の救済をかちとり、環境省の調査研究を引続き監視していく。

④ 重金属による人体被害、農業被害についての科学者との学際的協力を重視していく。

⑤ 市街地土壌・地下水汚染問題に取り組み、真に実効性のある土壌汚染対策法の制定をめざす。

(7) 自然・環境破壊の公共事業に反対するたたかいを強化し、大型公共事業の中止・見直しを迫る。

① 諫早湾干拓潮受堤防排水門の、一日でも早い開放、有明海の再生を目指すとともに、農業と漁業が両立した真の有明海沿岸地域の再生を実現する。

② 流域住民の力で勝ち取った川辺川ダム建設中止の成果に学び、全国の無駄なダム建設計画を中止・

見直しに追い込む。

- ③ 里山や干潟等、生物多様性の宝庫である自然環境に対する破壊をやめさせるべく、大型公共事業の中止・見直しを迫る。
- ④ 無駄で有害な公共事業に対する公金の支出をやめさせる。

(8) 日韓公害・環境シンポジウムの成功をふまえ、韓国、中国をはじめとしたアジア諸国との広範かつ実践的な交流を強化する。

- ① 韓国・中国の法律家との交流を深め、3カ国の弁護士らによる会議の開催をめざす。
- ② 毎年実施されている、韓国司法修習生の公害環境研修に積極的に協力する。

(9) 官僚司法を打破し、国民のための司法改革運動を進め、非人道的な長期裁判に反対し、公害被害者の早期救済と公害根絶に役立つ勝利判決をかちとるたたかいを法廷内外で展開する。

- ① 公害等調整委員会が行政追従の姿勢を改め、公害紛争に関する専門的機関としての本来の役割に立ち返るよう求める取組みを強める。
- ② 国民主権に根ざした司法の行政に対するチェック機能の抜本的強化をはかるため、改正行政訴訟法を活用し、さらに行政訴訟改革への取組みを強める。
- ③ 法曹一元など、さらなる国民のための司法をめざす。
- ④ 裁判所の異例な人事政策や判・検事交流の実態を明らかにし、広く国民に知らせるとともに、裁判所として国民の権利擁護の立場に立たせ、正義と公平を実現させるための本来の姿を堅持させるよう裁判所の内外での努力を強めていく。
- ⑤ 「生きているうちに救済を」という公害被害者の切実な要求を実現させるために、公害裁判の長期化に断固として反対し、公害被害者の早期救済、全面解決の早期実現の必要性を裁判の内外で常に訴えて、あらゆる公害裁判での早期結審・判決の実現に努力する。
- ⑥ 公害裁判の中で、加害企業、行政の立場を批判するとともに、裁判所の公害被害者の立場を理解

しない訴訟指揮については断固として反撃する。

- ⑦ 被害者とともにたたかう公害弁護団として、日常の法廷で加害者を圧倒する活動を展開する。
- ⑧ 戦略的環境アセスメント法制定のためのたたかうとともに、地方自治体において、実効ある環境アセスメント条例の制定をめざす。

(10) 国際的視野から地球環境の破壊に反対し、環境保全のために被害者・住民・専門家などの諸団体との提携を強め、環境保全の課題の基本は現在の公害被害者の救済と公害根絶に努力するところにあることを広く国民に訴えていく。

- ① 環境保全は国民的課題であるとの観点で、地球環境保全の様々な取組みに積極的に参加するとともに、わが国の公害被害者の救済と公害根絶の課題を達成することこそが地球環境保全の基礎であることを広く訴える。
- ② 地球温暖化問題では、政府、自治体、企業に対し、京都議定書及び25%の中期削減目標を完全に達成するための施策を実施させるたたかいを強力に進める。
- ③ 国内外の公害・環境破壊反対の運動や団体との連携を強め、多くの公害被害者や運動体と連携し、全国的、地域的ネットワークづくりを含め、創意をこらし多種多様な行動に積極的に取り組む。とりわけ、日本環境法律家連盟との連携を強め、自然環境保全の運動を支援する。
- ④ 第37回全国公害被害者総行動デーの成功のために積極的に参加し協力する。
- ⑤ 医師、科学者などの専門家、とりわけ民主医療機関連合会、日本環境会議、日本科学者会議との連携を深め、公害被害者の発掘に努め、加害者の責任を明確にし、公害反対運動の実戦的理論の確立、被害者救済と公害根絶の推進に努力する。
- ⑥ 公害根絶と被害者救済に関する法制度の拡充、強化をめざし、公害問題に関する立法、行政、地方自治体などに対する提言、申入れを積極的に行っていく。
- ⑦ 知る権利を具体化した、実効性ある情報公開制度の確立、環境権、人格権の尊重の原則の法制化、自然の権利の確立のために、積極的に取り組む。

(11) 廃棄物処理施設（最終処分場）による環境汚染問題への取り組みを強化し、「ゴミ弁連」との交流を通じて住民団体の活動を支援する。

(12) アスベスト問題を史上最大の社会災害と位置づけて、国と大企業に対して、被害者の全面的な救済と抜本的なアスベスト対策を求めるたたかいに取り組む。

- ① 泉南アスベスト国賠訴訟の早期全面解決をめざす。
- ② 真に隙間のない救済に向けて、「アスベスト救済法」の改正を要求する。
- ③ 被害の全面的な把握を行うために、国に対して大規模な疫学調査や被害実態調査を要求する。
- ④ アスベスト被害の根絶のために、アスベスト基本法の制定とアスベスト問題を統一して扱う行政機関の設置を要求する。
- ⑤ シンポジウムなどの開催、全国各地の被害者の掘り起こし、さらには国家賠償訴訟の勝利など、アスベスト問題の解決に向けた取り組みを一層強化する。
- ⑥ 建築解体によるアスベスト飛散問題に積極的に取り組む。

(13) 原発事故による被害者の完全救済を求めるたたかい、脱原発を進めるたたかいに取り組む。

- ① 最大公害というべき福島原発事故による被害者の完全救済を求めるたたかいに取り組む。
- ② 被害救済の前提となる、東京電力、国の責任の追及をめざす。
- ③ 低線量被曝など原発被害による健康被害の調査を求める。
- ④ 脱原発を求める訴訟、運動に連動して取り組む。

(14) 最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、平和憲法改悪を断固阻止する運動に飛躍的に取り組む。

- ① 米軍再編、防衛「省」昇格、自衛隊と在日米軍の連携強化、国民投票法案上程など、改憲への地

均しがなし崩し的に押し進められる情勢において、アメリカと一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止し、平和条項を守り発展させる運動への取り組みを強化する。

- ② 「戦争は最大の環境破壊」をキーワードに、アメリカのイラク侵略戦争と自衛隊のイラク派遣に象徴される、反テロリズムと国際協調の大義名分の下に押し進められる戦争を含め、あらゆる戦争に向けた策動に反対するたたかいに取り組む。

(15) 「規制緩和」を一気に推し進めて我国の農業を破壊し、環境や国民生活に重大な悪影響を及ぼす環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加に反対するたたかいに取り組む。

(16) 公害弁連の組織、体制など

- ① 幹事会、事務局会議への参加を強めて、その内容を充実させ、各弁護団がかかえている課題、問題点を明確にし、共同の討議を通じて理論的、実践的水準を一層引き上げていく。
- ② 各公害の分野別の弁護団の交流を積極的に進めるとともに、公害弁連の担う課題、任務分担を明確にさせて、総合的なたたかいを進めていく。
- ③ 公害弁連ニュースの定期発行、情報と通信の随時発行、公害弁連ホームページの充実、法律雑誌への投稿、パンフレットなどによって、宣伝活動の強化、充実を図る。
- ④ 新規加入弁護団の増加をはかり、財政の確立に向けて抜本的な改革を検討し、組織、財政の拡大、充実を図る。
- ⑤ 役員・事務局体制を充実させる。

イ 幹事会の充実

ロ 事務局会議の充実

【六】公 害 関 係 資 料

〔アスベスト関係〕

声 明

2011（平成23）年8月25日

大阪泉南アスベスト国家賠償請求訴訟原告団・弁護団
泉南地域の石綿被害と市民の会
大阪泉南地域のアスベスト国賠訴訟を勝たせる会

1 （冒頭部分）

本日、大阪高等裁判所第14民事部は、大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟（第1陣・原告32人・被害者26人）において、国の責任を認めた大阪地裁判決を取消して原告の請求を棄却する不当判決を言い渡した。

2 （判決の要旨部分）

本判決は、不当にも、一審原告らの主張する国の不作為責任を一切認めなかった。

3 （判決の問題点）

大阪泉南地域は、戦前から100年にわたり、石綿繊維業が発展し、零細小規模の工場が集中立地していた。国は、70年前に大阪泉南地域の石綿工場労働者を対象とした自らの調査によってアスベストの危険性を知っていた。にもかかわらず、国は、戦前は軍需、戦後は経済成長を優先させて、泉南地域の事業主、労働者やその家族、近隣住民に対して危険性情報の提供や必要な対策や規制を怠った。泉南地域は国の経済発展の捨て石にされ、その被害は、長期、広範、深刻なものとなった。国に泉南被害の発生と拡大に責任があることは明白である。それゆえにこそ、昨年5月19日の大阪地裁判決は、アスベスト被害について、はじめて国の責任を認め、しかも、全損害について賠償責任を認めたのである。

しかるに、本判決は、不当にも大阪地裁判決を取り消した。これは、アスベスト被害の原点である大阪泉南地域の被害と国の加害の事実から目をそむけ、国民の生命、健康よりも経済発展を優先させた国の責任を不問に付すものであって、許し難く、信じ難い暴挙である。

また、本判決は、国の不作為の責任を認めた筑豊じん肺最高裁判決以降の一連の司法判断の流れに全く逆行する極めて不当な判決である。そして、アスベストによる深刻で悲惨な生命、健康被害という最大の人権侵害を目の前にしながら、これを救済しなかったものであり、法的正義の実現と人権救済の砦としての裁判所の役割を自ら放棄したもので、強く非難されなければならない。

原告団、弁護団は、満身の怒りをもって、大阪高裁第14民事部の裁判官らに対して、本日の不当判決に抗議する。

4 （決意部分）

私たちは、大阪泉南アスベスト国賠訴訟の1陣訴訟、および2陣訴訟（原告55人、被害者33人）そして裁判を提起することなく亡くなった被害者ら、さらには、アスベスト被害で苦しむ全国の被害者のためにも、本日の不当極まりない判決に屈することはできない。

本日の不当判決にかかわらず、国に国民の生命・健康を最大限尊重し、守る憲法上の責務があることは疑いないことである。また、泉南アスベスト被害の早期救済と解決を求める声は今や広範な世論である。

原告団、弁護団は、不当判決に対して直ちに上告するとともに、引き続き、国に対して、泉南アスベスト被害の全面解決を求めて最後まで闘い抜くことを決意する。

以上

〔諫早湾関係〕

決第 1 号

可決

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査の開門方法について、
鹿野農林水産大臣が制限開門を表明されたことに抗議する決議（案）

9月23日、鹿野農林水産大臣は「諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価書（素案）」に対して長崎県等から出された意見について回答を行うために長崎県を訪問し、中村長崎県知事らと意見交換を行われた。

その際、鹿野大臣は、突然、農林水産省としては調整池の水位を現状で維持するケース3-2（制限開門）を基本として開門を進めたい旨の発言をされた。

一方、佐賀県議会は、7月5日、「諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査の開門方法について、段階的開門から実施し、最終的に全開門を求める意見書」を提出するとともに、9月15日には、佐賀県、沿岸市町及び漁業関係者と合同で有明海再生の早期実現を求める要請を行い、開門調査の決定に当たっては、佐賀県をはじめ沿岸4県の関係者に事前に十分な説明を行うよう求めてきたところである。

そうした中で、今回、鹿野大臣が示した開門方法は、平成22年12月の福岡高裁における確定判決に即したものと、言い難く、さらには、かねて佐賀県議会が要請してきた有明海の再生のための全開門を原則とする開門方法の意向とは違っており、有明海異変の解明にはおぼつかないものと思われ、国のこの方針に大いに不信感を抱かざるを得ない。

よって、今回、鹿野大臣が関係県に事前に説明することなく開門方法について発言されたことに強く抗議するとともに、排水門の開門方法は段階的開門から実施し、最終的に全開門とするよう改めて強く要請する。

以上、決議する。

平成23年9月 日

佐賀県議会

以上、決議案を提出する。

平成23年9月30日

提出者 全議員
佐賀県議会議長 石井秀夫 様

声 明：

不当判決に抗議し、開門に向けた国の真摯な対応を望む

6/27 長崎地裁判決を受けて

2011 年 6 月 27 日

よみがえれ！有明訴訟弁護団

本日、諫早湾内の小長井漁民と諫早湾に隣接する大浦漁民が申し立てた開門及び損害賠償を求める訴訟の判決において、長崎地裁は、大浦漁民に対する損害賠償を認めたものの、肝心の開門については認めないという不当判決を言い渡した。

開門を否定する理由は、開門を求めた小長井漁民が漁を行っているタイラギやアサリ養殖業については、被害や因果関係が存在しない。コノシロ等の魚類については漁場環境の悪化が認められるものの、干拓事業が漁業補償を超える侵害をもたらす程度のものであったかどうかは明らかでないし、本件事業の公共性があるので、開門を認めないというものである。

確定した福岡高裁判決と真っ向から対立する不当判決である。

すでに福岡高裁判決は確定しており、国の開門は義務となっている。当然のことながら、今回の不当判決によって、国の開門義務は消え去るものではない。

今回の判決は、いたずらに事態を混乱させるだけの不当判決であり、われわれは直ちに控訴する所存である。

他方、昨年 12 月 20 日に福岡高裁判決が確定し、開門義務を負ったにもかかわらず、この間の国の対応は、極めて不誠実であった。

6 月 10 日に開門アセス素案が公表されたものの、その内容は、従来の国の主張よりも更に多額の費用を対策工事費として計上し、肝心の対策工事の工期を示さず、挙げ句の果てには、開門の効果にすら疑問を呈するようなものであった。あたかも開門は不要で、無駄遣いと言わんばかりの開門アセス素案には、昨年 12 月 6 日の福岡高裁判決を真摯に受け止め、これを誠実に履行しようとする姿勢がまったく伺われない。

そのなかで、開門を切望する漁業者の間にも、開門に疑問を抱く人々の間にも、国に対する新たな不信と不安が渦巻いてる。

われわれは、今回の不当判決に控訴するとともに、改めて国に対し、これまでの不誠実な対応を直ちに改め、真面目に開門協議を行うことを求める。幸い、長崎地裁には開門を不安視する人々が提起したいわゆる開門阻止訴訟と 2 陣、3 陣の開門訴訟が係属している。開門の権利者と義務者、開門を不安視する人々が一同に会する長崎地裁での協議は、開門を円滑に進める上で、また、開門への不安を一掃する上で、格好の場である。

潮受堤防閉め切りから 14 年が経過し、漁業被害はもはや極限にまで達している。国は、苦境に陥っている漁民の悲惨な現実に向き合うべきである。

以上、声明する。

干潟を守る日 2011 in 諫早 アピール

2011 年 4 月 16 日

「干潟を守る日 2011 in 諫早」シンポジウム参加者一同

2010 年 12 月、長期にわたる諫早湾の開門調査を求める判決が確定し、いよいよ開門の実現に向かうことになりました。1989 年 11 月の起工式以来、20 年以上が経過した諫早湾干拓事業ですが、諫早湾内に始まり、1997 年の潮受け堤防閉め切り後は有明海全域に広がった環境破壊と漁業被害から、干潟復元・有明海再生へと歴史的な転換の扉を開いたのです。湿地破壊の象徴となった“ギロチン”の悲痛を胸に 4 月 14 日を「干潟を守る日」と定めて全国の干潟・湿地の保全に取り組む運動が始まってから 14 年目の春を迎え、私たちは、ようやく希望の光を確かめ合うことができました。

しかし、干拓事業推進に固執する長崎県と関係団体は、あくまでも開門に反対し、開門の実現は平坦ではありません。私たちは、農漁業の共存に向けて対話が必要であるという立場から、開門の在り方を検討しました。

その結果、短期開門調査レベルの開門から始め、様子を見ながら常時開門を目指す段階的な開門方法を採用すれば、農漁業が共存し明るい未来が開けることを確認しました。

- 1) 農業用水は、水質の悪化した調整池の水を使うことなく、ため池や浄化センターの処理水など別途手当てができること。
- 2) 防災面では、第 1 段階の開門には現状でも支障はなく、第 2 段階において排水機場や樋門、排水路の整備などを進めていき、整備が完了したところで常時開門に至れば支障はないこと。またガタ土の浚渫は重機を使用すればよいこと。
- 3) 塩害は、佐賀県などでも報告されていないように、心配ないこと。
- 4) 排水による漁業被害は今起きているのであり、海

水交換を伴う双方向の開門にすることで、むしろ被害の改善が期待されること。

- 5) 潜り開門などの方法により、豊かだった諫早干潟をある程度回復させることができる。などです。

国や長崎県の虚偽宣伝がもたらした長年の諍いに終止符を打ち、すべての住民が本当に安心・安全に暮らせるように、そして有明海沿岸地域の明るい未来を切り拓いていくために、今こそすべての関係者が真剣に話し合わなければなりません。

東日本大震災の被害、特に原発事故による危機的状況は、私たちに、自然との共生そして持続可能な社会の構築が必要であることを教えています。無駄で有害な公共事業、止まらない公共事業の象徴と言われてきた諫早湾干拓事業ですが、湿地の保全・再生の取り組みが持続可能な社会の構築に貢献するというラムサール条約の目標実現の第一歩として、諫早湾の開門を世界が注視しています。長良川河口堰のゲート開放をはじめ、開発の危機から湿地を救い守る全国の活動に確かな道筋を指し示すためにも、私たちは諫早湾の開門を確実に実現しなければなりません。

私たちは、国に対して、開門アセスのプロセスに従うことなく早急に諫早湾の段階的開門を始めることを求めるとともに、長崎県や関係団体が真剣に話し合いのテーブルにつくことを切望します。開門の実現により農漁業共存の持続可能な社会を作り上げたいと願っています。

〔薬害関係〕

声 明

（薬害イレッサ訴訟東京高裁判決について）

2011年11月15日

薬害イレッサ訴訟統一原告団・弁護団

本日、東京高等裁判所第10民事部は、東京地方裁判所の判決を覆し、国と企業の責任を否定する極めて不当な判決を言い渡した。

本判決は、承認前に集積された副作用報告症例について、当該医薬品との「因果関係がある可能性ないし疑いがある」というだけでは足りず、確定的に「因果関係がある」と言える状態に至らなければ、安全対策をとる義務が発生しないとするに等しい極めて特異な考え方を大前提に下されている。

これは、国や企業でさえ主張していない、医薬品安全対策に関する基本的な理解を欠いた前代未聞の立論であり、誤りという他はない。過去の多くの薬害事件は、企業と国が予防原則に基づいて、安全対策をとることの必要性を示しており、薬事法もこのような考え方に立って改訂され、添付文書の記載要領も改訂されてきたのである。本判決はこの到達点を根底から否定するものであり、本判決を前提とすれば、およそ薬害を防止することなどできない。

また、本判決はイレッサについて専門医限定が添付文書に加わったのは、第4版であるにもかかわらず、イレッサが当初より専門医のみが処方する薬剤であったとする誤った前提に立っているのみならず、専門医であれば、初版添付文書で十分に間質性肺炎の致死的危険性を理解しえたとするものであり、ソリブジン薬害事件の教訓を没却し、現場の医師に責任を転嫁する点においても不当である。

我々は、将来の医薬品安全対策、薬事行政に禍根を残す本判決の不当性を強く訴え、薬害イレッサ事件の全面解決まで闘い抜く所存である。

引き続きご理解とご支援をお願いする。

以上

〔判例タイムズ関係〕

株式会社 判例タイムズ社 御中

反論文掲載の申し入れ

2012 年 1 月 23 日

全国じん肺弁護団連絡会議
幹事長 山下 登司夫

全国公害弁護団連絡会議
幹事長 村松 昭夫

薬害対策弁護士連絡会
事務局長 中川 素充

連絡先：東京都新宿区新宿 1 丁目 11 番 12 号
岩下ビル 4 階 オアシス法律事務所
TEL：03 - 5363 - 0138
FAX：03 - 5363 - 0139
中川 素充

全国じん肺弁護団連絡会議、全国公害弁護団連絡会議、及び薬害対策弁護士連絡会は、貴社に対して、判例タイムズ 1356 号、同 1359 号で掲載された「規制権限の不行使をめぐる国家賠償法上の諸問題について」と題する特集に対して、下記の理由から反論文の掲載を強く申し入れるものです。

記

国の規制権限不行使をめぐることは、現在、上記特集のなかで触れられている大阪・泉南アスベスト国賠訴訟や薬害イレッサ訴訟をはじめ、全国 6 地裁に係属している建設アスベスト訴訟などが闘われ、被害者側と国側との間で激しい論戦が行われているところであり、この間出された判決も、国の責任を認めるものとこれを否定するものが存在しています。

こうしたなかで、貴社は、「国を当事者とする訴訟における法律問題」というテーマを大きく掲げ、その最初の特集として、判例タイムズ 1356 号（2011 年 12 月 1 日）と同 1359 号（2012 年 1 月 15 日）において「規制権限の不行使をめぐる国家賠償法上の諸問題について」と題する特集を組み、そのなかで、国側代理人である訟務検事らが、国の規制権限不行使と国賠法 1 条 1 項の違法性など

の総論問題から個別事実認定に踏み込んで個別判決の当否についてまで国側主張に沿った論述を展開しています。

しかしながら、こうした特集は、法曹関係者に多大な影響力を持つ判例タイムズの特集のあり方として、一方当事者の主張だけを掲載している点で公正さを疑わせる極めて問題のあるものです。とりわけ、国の規制権限不行使をめぐるのは、本年1月27日にイレッサ西日本訴訟の結審（大阪高裁）、3月28日に大阪・泉南アスベスト国賠訴訟（2陣）の判決（大阪地裁）、4月25日に首都圏建設アスベスト東京訴訟の結審（東京地裁）、さらには5月25日に首都圏建設アスベスト神奈川訴訟の判決（横浜地裁）が、それぞれ予定されるなど、時期的にも国の規制権限不行使に関し、結審や判決が続く時期であり、その点からも、あたかも客観性があるかのごとき体裁で一方当事者の論文を2号に亘って大きなスペースを割いて特集で掲載するというのは極めて不公正、不平等であり、その見識が疑われるところです。

かつて、判例タイムズ782号の「水俣病訴訟をめぐる」という特集記事において、当時成城学園学園長であり法務省の顧問であった加藤一郎氏の「司法と行政—水俣病をめぐる—」と題する論文が掲載され裁判所が進める和解協議のあり方を批判したのに対し、判例タイムズ792号で水俣病訴訟弁護団の一員として原告側の代理人をつとめる松野信夫弁護士の「和解勧告に関する一考察」との加藤論文への反論を倍近いスペースをさいて掲載したことがあります。

私たちは、貴社に対して、今回の論文に対し被害者側にも同程度のスペースを割いて反論文を掲載するよう強く申し入れるものです。1月17日にこの申入れを行なうため貴社を訪問したい旨電話致しましたが、貴社は一年間の掲載予定が決まっているので応じられないとの話しでした。しかしながら、泉南アスベスト大阪高裁判決は昨年8月、薬害イレッサ東京高裁判決に至っては昨年の11月言い渡しの判決で、このような直近の判決に基づく論文を掲載された貴社であれば、私達の申入れに対応することも十分可能なはずですし、そもそも加害者側である一方当事者の論文を掲載した以上、他方当事者である被害者側の反論を可及的速やかに掲載することは、貴社や判例タイムズの公正さを維持し、法曹関係者の信頼を図る上でも不可欠なものであり、万難を排して行われるべきものと考えます。今後、国の責任に関する重要な判決が相次ぐという時期的な問題もあることから、当面、早急に（2月に発刊号において）に基本的な反論文の掲載を申し入れるものです。

貴社の誠意あるご回答を、本書面到達後1週間以内に頂きたく申入れいたします。

私たちとしては、本問題を極めて重要なものと受け止めており、貴社のご回答によっては、然るべき措置をも取らざるを得ないと考えていますので、上記期限内に回答されることを強く求めるものです。

以上

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル 225 区
東京丸の内法律事務所
株式会社 判例タイムズ社 代理人
弁護士 永 野 剛 志 先生
同 木 田 翔一郎 先生

反論文掲載の再度の申入れ

2012 年 2 月 27 日

全国じん肺弁護団連絡会議
幹事長 山下 登司夫

全国公害弁護団連絡会議
幹事長 村松 昭夫

薬害対策弁護士連絡会
事務局長 中川 素充

連絡先：東京都新宿区新宿1丁目11番12号
岩下ビル4階 オアシス法律事務所
TEL：03－5363－0138
FAX：03－5363－0139
中川 素充

前 略

私達は、株式会社判例タイムズ社（以下「貴社」といいます）の代理人である貴職ら差し出しにかかる平成24年1月31日付回答書（以下「回答書」といいます）に対し、以下のとおり通知いたします。

- 1 貴職らは、回答者において、「出版社にとって、発行する雑誌に何を掲載するか否かは、編集の自由の中でも最も重要なものであり、出版社の表現の自由の根幹をなす」との理由で、私達の反論文掲載の申し入れには「応じることができません」と拒否回答を行なっています。
- 2 もとより、私達は、出版社の編集の自由（表現の自由）を規制するなどという考えをもつものではありません。

しかし、私達は、出版社の編集の自由を前提としつつ、判例タイムズ（1356号、1359号）に掲載された「規制権限の不行使をめぐる国家賠償法上の諸問題について」（以下「本特集」といいます）に関し、以下のような問題点を指摘して、被害者側の代理人による反論文を本特集と同程度のスペースで掲載するよう申し入れているのです。

- ① その一つは、本特集が、規制権限不行使に関わる問題について、「比較的若い裁判官…を主な読者と想定」（1356号6頁）した国側代理人である訟務検事らによる論評をもって特集を組んでおり、とくに、現在最高裁に係属している大阪泉南アスベスト1陣訴訟の大阪高裁判決、薬害イレッサ訴訟の東京高裁判決を取り上げ、判決内容の当否にも及んで国側の主張そのものの論評を展開したものであること。
- ② 二つ目は、本特集が、規制権限不行使の違法が鋭く争われている大阪泉南アスベスト2陣訴訟（本年3月28日判決）、首都圏建設アスベスト神奈川訴訟と薬害イレッサ西日本訴訟（いずれも本年5月25日判決）の判決が出される直前の状況の中で掲載されたものであること。
- ③ 三つ目は、貴社はかつて、判例タイムズ782号の「水俣病訴訟をめぐる」という特集記事において、法務省の顧問であった加藤一郎氏の「司法と行政—水俣病をめぐる—」と題する論文（裁判所が進める和解協議のあり方を批判）を掲載したのに対し、判例タイムズ792号で水俣病被害者側の代理人である松野信夫弁護士の「和解勧告に関する一考察」と題する加藤論文への反論を掲載していることを踏まえ、被害者側の代理人弁護士による反論文の掲載を申し入れたのに対して、「一年間の掲載予定が決まっているので応じられない」という不合理、不誠実な対応に終始していること。

本特集が、上記のような問題点を抱えているにもかかわらず、出版社の「編集の自由」を盾に私達の反論文掲載の申し入れを拒否することはとうてい容認できません。

- 3 規制権限の不行使の違法性が争点となっている社会的に重要な訴訟の判例解説、論文、論評等を掲載する以上、信頼性、客観性及び正確性を確保する必要があることは当然です。とくに、訴訟の一方当事者による、その主張に沿う論評を掲載した以上、悲惨な被害を被っている他方当事者の反論の論評をも掲載するものでなければ、貴社発行の判例タイムズ誌の信頼性、客観性及び正確性を確保するはできないと考えます。判例タイムズ誌が、多くの裁判官、弁護士等の法律実務家を読者としている著名な法律雑誌であることを踏まえれば、上記のことがとくに強く求められるのではないのでしょうか。貴社自身も、60余年の歴史をもつ判例タイムズ誌の編集方針について、ホームページで、「信頼しうる、より客観性をもったより正確な判例〈解説〉」ということを謳っています。しかし、今回の私達の反論文の掲載申し入れを拒否する貴社の対応は、信頼性、客観性、正確性を担保するという社会的な要請、及び貴社の編集方針を放棄したに等しいものと言わざるを得ません。
- 4 以上に述べましたことを踏まえ、本書をもって、今後発刊される判例タイムズ誌の直近号において、また、少なくとも、3月28日に泉南アスベスト訴訟第2陣大阪地方裁判所判決、5月25日に薬害イレッサ西日本訴訟大阪高裁判決、及び建設アスベスト訴訟横浜地裁判決が予定されていることから、これらの判決が出された後早期に、本特集への反論となる私達の論評を本特集と同程度のスペースで掲載することを再度申し入れます。
貴社が、この課題に真摯に対応されること願っております。

草 々

【七】 2011 年度 活 動 日 誌

公害弁連をめぐる動き	
2011	3.23 薬害イレッサ東日本訴訟 東京地裁判決、国と企業の責任認定 3.24 ノーモア・ミナマタ東京訴訟和解成立（東京地裁） 3.25 ノーモア・ミナマタ熊本訴訟和解成立（熊本地裁） 3.28 ノーモア・ミナマタ近畿訴訟和解成立（大阪地裁） 4.28 第3次嘉手納基地騒音差止請求訴訟、原告2万2058名が提訴（那覇地裁） 5.27 浜岡原発永久停止請求訴訟提訴（静岡地裁浜松支部） 6.27 よみがえれ有明訴訟、不当判決（長崎地裁） 7.22 第2次泡瀬干潟自然の権利訴訟を提訴（那覇地裁） 8.25 泉南アスベスト訴訟不当判決（大阪地裁） 10.13 普天間基地爆音訴訟で、最高裁、夜間早朝の騒音差止等の上告を棄却 10.16 福島原発被害弁護団結成 10.30 なくせ原発10・30 福島大集会 生業を返せ！地域を返せ！福島原発事故被害弁護団結成 11.15 薬害イレッサ東日本訴訟・不当判決（東京高裁） 11.27 原発被害を考える公害弁連「いわきの集い」
2012	1.31 原発なくそう！九州玄海訴訟、原告1704名で提訴（佐賀地裁） 3. 1 高尾山天狗裁判トンネル事業認定取消請求訴訟結審、7月19日判決予定（東京高裁） 3.28 泉南アスベスト2陣判決（大阪地裁）

【八】公害弁連歴代人事一覧

決定総会	代 表 委 員		幹 事 長	副 幹 事 長		事務局長	事 務 局 次 長		
第1回 1972 (東京)	正力喜之助 (イ病)	北村利弥 (四日市公害)	渡辺喜八 (新潟水俣病)	近藤忠孝 (イ病)		豊田 誠 (イ病)			
第2回 1973 (大阪)	正力喜之助	北村利弥	渡辺喜八	近藤忠孝		豊田 誠			
第3回 1974 (名古屋)	正力喜之助		渡辺喜八	坂東克彦 (新潟水俣病)		豊田 誠			
第4回 1975 (横浜)	正力喜之助	東 敏雄 (熊本水俣病)	山本正男 (名古屋新幹線)	木村保男 (大阪国際空港)		豊田 誠			
第5回 1976 (北九州)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	内田茂雄 (カネミ)		豊田 誠	篠原義仁 (川崎・安中)	林 光佑 (新幹線)	石橋一晃 (空港・イ病)
第6回 1977 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	内田茂雄	滝井繁男 (大阪空港・多奈川火電)	鬼迫明夫・豊田 誠 (東京スモン)	長谷川正浩 (新幹線)	白川博清 (東京スモン)	犀川季久 (安中)
第7回 1978 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	内田茂雄	野呂 汎 (四日市公害・新幹線公害)	鬼迫明夫・豊田 誠	長谷川正浩	白川博清	犀川季久
第8回 1979 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	内田茂雄	野呂 汎	久保井一匡・井関和彦・石橋一晃 (大阪空港・西淀川・北陸スモン)	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次 (西淀川)
第9回 1980 (川崎)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	水野武夫・井関和彦・石橋一晃	篠原義仁	長谷川正浩	白川博清	中村雅人 (東京スモン)
第10回 1981 (北九州)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	水野武夫	篠原義仁	長谷川正浩	白川博清	中村雅人

決定総会	代 表 委 員			幹 事 長	副 幹 事 長		事務局長	事 務 局 次 長					
第11回 1982 (東 京)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	石川康之 (名古屋新幹線)	篠原義仁	石橋一晃	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎 (東北新幹線)
第12回 1983 (千 葉)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	石川康之	篠原義仁	石橋一晃	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎
第13回 1984 (大 阪)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎
第14回 1985 (東 京)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄 (西淀川)	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊 (西淀川)	中村雅人	中本源太郎
第15回 1986 (千 葉)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊	中村雅人	鈴木 守 (千葉川鉄)
第16回 1987 (千 葉)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木 守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉	
第17回 1988 (大 阪)	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄	高橋 勲 (千葉川鉄)	石川康之	篠原義仁	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木 守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉	
第18回 1989 (神 戸)	内田茂雄	梨木作次郎	矢島惣平 (川崎)	高橋 勲	石川康之	篠原義仁	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木 守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	
第19回 1990 (熊 本)	内田茂雄	梨木作次郎	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	板井 優	
第20回 1991 (東 京)	内田茂雄	梨木作次郎	矢島惣平	井関和彦	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優	

決定総会	代 表 委 員				幹 事 長	副 幹 事 長	事務局長	事 務 局 次 長							
第21回 1992 (大 阪)	内田茂雄	梨木作次郎	斉藤一好	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優		
第22回 1993 (川 崎)	内田茂雄		斉藤一好	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優		
第23回 1994 (岡 山)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	中島 晃 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 剣 森 徳和	
第24回 1995 (大 阪)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	中島 晃 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 剣 森 徳和	
第25回 1996 (熊 本)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	中島 晃 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 剣 森 徳和	
第26回 1997 (東 京)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関和彦	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	白井 剣 森 徳和	松野信夫 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳
第27回 1998 (神 戸)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関和彦	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学 高木健康	西村隆雄 久保博道 牛島聡美	白井 剣 森 徳和 山本 孝	松野信夫 籠橋隆明 原 和良	中杉喜代司 原希世巳
第28回 1999 (名古屋)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関和彦	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学 高木健康	西村隆雄 久保博道 牛島聡美	白井 剣 森 徳和 山本 孝	松野信夫 籠橋隆明 原 和良	中杉喜代司 原希世巳
第29回 2000 (名古屋)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関和彦	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学 高木健康	西村隆雄 久保博道 加納 力	白井 剣 森 徳和 山本 孝	松野信夫 籠橋隆明 大江京子	中杉喜代司 原希世巳
第30回 2001 (東京八王子)	内田茂雄	千場茂勝	近藤忠孝	加藤満生	馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木 守 板井 優	鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫	白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	西村隆雄	宮田 学 籠橋隆明 山本 孝 松浦信平	白井 剣 中杉喜代司 加納 高橋	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一		
第31回 2002 (東 京)	内田茂雄	千場茂勝	近藤忠孝	加藤満生	馬奈木昭雄	吉野高幸 板井 優 高木健康	鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫	白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	西村隆雄	宮田 学 籠橋隆明 山本 孝 松浦信平	白井 剣 中杉喜代司 加納 高橋	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一		

決定総会	顧問	代表委員			幹事長	副幹事長			事務局長	事務局次長		
第32回 2003 (人吉)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 近藤忠孝 加藤満生 豊田 誠	榎本信行 中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸	板井 優	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木 守 村松昭夫	西村隆雄	宮田 学 籠橋隆明 山本 孝 松浦信平	白井 剣 中杉喜代司 加納 力 高橋 徹	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一
第33回 2004 (熊本)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	板井 優	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木 守 村松昭夫	西村隆雄	白井 剣 森 徳和 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納 力 大江京子 岩井羊一	高橋 徹 松浦信平 後藤富和
第34回 2005 (東京)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木 守 早川光俊	西村隆雄	白井 剣 森 徳和 籠橋隆明 松尾文彦	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納 力 大江京子 岩井羊一	高橋 徹 松浦信平 後藤富和
第35回 2006 (大阪)	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木 守 早川光俊	中杉喜代司	白井 剣 加納 力 後藤富和	森 徳和 大江京子 島戸圭輔	岩井羊一 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦
第36回 2007 (東京)	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木 守 早川光俊 宮田 学	中杉喜代司	白井 剣 加納 力 後藤富和	森 徳和 大江京子 島戸圭輔	岩井羊一 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦
第37回 2008 (諫早)	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島 晃 篠原義仁	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 後藤富和	白井 剣 大江京子 島戸圭輔	森 徳和 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦 中村輝久
第38回 2009 (東京)	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島 晃 篠原義仁	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 島戸圭輔	白井 剣 伊藤明子 板井俊介	森 徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎
第39回 2010 (沖縄)	千場茂勝 花田啓一	加藤満生 中島 晃 篠原義仁	豊田 誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄 原希世巳	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 島戸圭輔	白井 剣 伊藤明子 板井俊介	森 徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎
第40回 2011 (東京)	千場茂勝 花田啓一 加藤満生	近藤忠孝 中島 晃 篠原義仁	豊田 誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康 原希世巳	尾藤廣喜 西村隆雄 中杉喜代司	阿部哲二	白井 剣 伊藤明子 中村輝久 橋澤加世	森 徳和 松尾文彦 吉岡孝太郎	松浦信平 後藤富和 津田二郎	加納 力 板井俊介 長瀬信明

【九】公 害 弁 連 規 約

1. (名 称) 本会は全国公害弁護団連絡会議(略称、公害弁連)といい、事務局を東京都におく。
2. (組 織) 本会は公害根絶のために活動している弁護団(調査団を含む)により組織する。
3. (目 的) 本会は公害弁護団の自主性を尊重し、公害訴訟、公害調査その他公害をなくすために必要な理論的実践的諸問題を法律家の立場から相互に研究し、且つ、必要に応じ支援協力することを目的とする。
4. (運 営) (1) 本会は総会を年 1 回開催し、人事財政等運営上の重要事項を協議する。
(2) 本会は前記の目的を達するため必要に応じ連絡会議を開催する。
5. (役 員) (1) 本会は顧問、代表委員若干名および各弁護団より幹事 1 名を選出する。
(2) 幹事会の互選により幹事長 1 名を選出する。
(3) 事務局として、事務局長および事務局員若干名をおく。
6. (財 政) 本会の財政は会費その他の寄付金による。
 会費は、各弁護団あたり年 1 口(10,000 円)以上とする。
7. 本会の規約改正は総会の決議により行う。

